

平成29年第1回定例会

(3月9日招集)

山都町議会会議録

平成29年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月9日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議員の辞職について	
・議長の報告	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンター煙突復旧工事）	9
日程第7 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）	16
散会	19

○3月14日（第2号）

出席議員	20
欠席議員	20
説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため出席した事務局職員	21
開議	21
日程第1 一般質問	21
12番 中村益行議員	21
1番 吉川美加議員	34
3番 飯星幹治議員	50
11番 田上 聖議員	64
散会	78

○3月15日（第3号）

出席議員	79
欠席議員	80
説明のため出席した者の職氏名	80
職務のため出席した事務局職員	80
開議	80
日程第1 議案第4号 山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	80
日程第2 議案第5号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	82
日程第3 議案第6号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	83
日程第4 議案第7号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	84
日程第5 議案第8号 山都町交通事故防止条例の一部改正について	86
日程第6 議案第9号 山都町水道事業給水条例の一部改正について	87
日程第7 議案第10号 山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について	92
日程第8 議案第11号 山都町税条例の一部改正について	95
日程第9 議案第12号 平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について	97
日程第10 議案第13号 通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について	99
日程第11 議案第14号 山都町山の都創造ファンド条例の制定について	106
日程第12 議案第15号 山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について	110
日程第13 議案第16号 山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	115
日程第14 議案第17号 山都町子育て支援施設設置条例の制定について	125
日程第15 議案第18号 山都町文化交流拠点施設設置条例の制定について	129
日程第16 議案第19号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	134
日程第17 議案第20号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について	139
日程第18 議案第21号 平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	141
日程第19 議案第22号 平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	146
日程第20 議案第23号 平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	148
日程第21 議案第24号 平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	150
散会	151

出席議員	152
欠席議員	152
説明のため出席した者の職氏名	152
職務のため出席した事務局職員	152
開議	152
日程第1 議案第25号 平成29年度山都町一般会計予算について	153
延会	235

○3月17日（第5号）

出席議員	236
欠席議員	237
説明のため出席した者の職氏名	237
職務のため出席した事務局職員	237
開議	237
日程第1 議案第26号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算について	237
日程第2 議案第27号 平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	241
日程第3 議案第28号 平成29年度山都町介護保険特別会計予算について	242
日程第4 議案第29号 平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算について	254
日程第5 議案第30号 平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	255
日程第6 議案第31号 平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について	257
日程第7 議案第32号 平成29年度山都町水道事業会計予算について	259
日程第8 議案第33号 平成29年度山都町病院事業会計予算について	262
日程第9 議案第36号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	269
日程第10 議案第37号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）	271
日程第11 同意第1号 山都町監査委員選任について同意を求める件	273
日程第12 同意第2号 山都町教育委員選任について同意を求める件	274
日程第13 同意第3号 山都町教育委員選任について同意を求める件	274
日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	276
日程第15 同意第5号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	276
日程第16 同意第6号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	276
日程第17 山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙	279
日程第18 発議第1号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について	280

日程第19	議員派遣の件	281
日程第20	議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	281
閉会		281

3 月 9 日（木曜日）

平成29年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年3月9日午前10時0分招集
2. 平成29年3月9日午前10時0分開会
3. 平成29年3月9日午前11時23分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンター煙突復旧工事）
 - 日程第7 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	江藤 宗利
会計課長	山中 正二	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	玉目 秀二
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	藤島 精吾
建設課長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜 林 力也

地籍調査課長	山本 祐一	老人ホーム施設長	藤原 千春
学校教育課長	荒木 敏久	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	森田 京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時06分

○議長（中村一喜男君） ただいまから平成29年第1回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、赤星喜十郎君、8番、工藤文範君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月21日までの13日間に決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月21日までの13日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7番、江藤強君は、2月21日、山都町長選挙に立候補したため、公職選挙法第90条の規定により、議員を辞職しました。

次に、議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出があっております。これを許します。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。私のほうから、第2次山都町総合計画の実施計画について報告をいたします。

総合計画については、御存じのとおり、平成26年度に第2次山都町総合計画を策定しておりますが、この総合計画につきましては3層の構成となっております。まちづくりや行政運営の方針をうたった10カ年の基本構想と、基本構想を実現するための政策レベルの計画であります基本計画、そしてその基本計画を実施するための事務事業レベルであります今回の実施計画というものがございます。実施計画につきましては、3カ年を期間としまして毎年ローリングを行っております。その見直しを行っておりますので、今回その計画をまとめましたので、御説明を申し上げます。

まず表紙の右側をごらんください。こちらに計画の目的、計画の期間、計画の対象ということで書いております。

期間は、今、申し上げましたとおり、29年から31年の3カ年間でまとめております。

計画の対象でございますが、本計画では基本的に、政策及び施策を実現するために必要な全ての事業を対象とするということでございます。ただし、歳出予算のうち職員人件費、公債費、災害復旧費に要する経費は除いております。さらに特別会計、公営企業会計におきましては、普通建設事業に該当する事業のみを対象としております。

1枚めくってください。以下16ページまで、この総合計画にうたっております五つのまちづくりの柱に沿った第1章から5章までの構成で出される政策、または各章ごとの施策を実現するために必要な事業を基本計画ごとにまとめております。これにつきましては、総合的かつ計画的に推進し、中長期的な見通しに立った行財政運営を図ることを目的として策定するものでございます。

以下、この説明につきまして16ページまでございますが、この内容につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

16ページをごらんください。ちょっと字が小さくて申しわけありませんが、16ページの一番最後に総計をまとめております。中段にあります総合計とあると思いますが、3カ年間の計画期間総事業費の総計につきましては296億5,915万8,000円、約296億円となっておりますのでございます。

下段に、5段に分かれて、それぞれ一般会計と簡易水道特別会計の非普通建設事業と普通建設事業につきましてはその集計、そして上水道会計についての普通建設事業費を計上しております。詳細につきましては、先ほど申しましたとおり、後ほどごらんいただければというふうに思います。

以上、実施計画の報告とさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） おはようございます。老人ホームの民営化について、行政報告をさせていただきます。

老人ホーム浜美荘は平成29年度からの民営化を予定しておりましたが、平成28年4月に発生し

ました熊本地震により、施設全般に大きな被害を受けました。このことから、施設の災害復旧を最優先とし、民営化を1年先送りするとしまして、平成28年6月の定例会で行政報告をしたところです。

熊本地震に際しましては、各方面より義援金、支援物資、復旧工事など多くの方々の御支援、御協力をいただきました。おかげをもちまして、全ての復旧工事を29年2月までに完了することができました。補助金関係業務につきましても、平成28年度中の交付に向けて業務を進めており、年度内に事業完了の見込みとなりました。このことから、1年先送りとしておりました老人ホームの民営化につきまして、平成30年4月から社会福祉法人による運営に移行することといたします。

お手元の資料をごらんください。今後のスケジュールです。

老人ホームの民営化を円滑に実施するため、運営主体となる社会福祉法人を平成29年7月までに選定することとしております。選定までの予定は、新年度29年4月より公募要領の配布を行い、同年6月、1カ月間を応募法人の受付期間といたします。さらに、5月までに学識経験者や入所者、福祉関係者等による移管法人の選定委員会を設置いたします。7月までに移管法人を選定し、その後、県への変更認可申請や財産等の処分など、必要な手続を行っていきます。あわせて引き継ぎ期間を設けて、平成30年4月に円滑に移管ができますよう引き継ぎを行っていきます。

入所者御家族へも不安が生じませんように、今後も機会を設けて丁寧な説明を行っていきます。入所者の方々によりよい環境、運営を提供できる社会福祉法人を選定できるように進めてまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次に、健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） おはようございます。平成28年熊本地震に係る山都町に寄せられた義援金の配分につきまして、行政報告させていただきます。

山都町に寄せられた義援金については、平成28年度熊本地震山都町義援金配分委員会（平成29年3月3日開催）の審議を踏まえ、町の見舞金や熊本県からの義援金の対象とならない修理費用100万円未満の一部損壊世帯に対して、次のとおり配分することといたしました。

1、配分対象と配分基準。住家が一部損壊の判定を受け、被災住宅の修理を行った世帯に対し、修理費用に応じて、次のとおり配分する。（1）修理費用が50万円以上100万円未満を支出した世帯につき、5万円を配分。（2）修理費用が30万円以上50万円未満を支出した世帯につき、3万円を配分。

2、修理費用の対象範囲。日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外溝のみの工事、家電製品の修理は除きます。

3、配分時期、配分方法。平成29年3月中に申請を受け付けを開始し、平成30年3月末までの申請分について、内容確認後、随時、口座振替により配分いたします。

参考といたしまして、山都町に寄せられた義援金の額でございますけれども、今現在、3月2日現在でございますけれども1,821万7,930円寄せられております。

熊本地震による山都町の被害状況でございます。全壊16世帯、半壊236世帯、一部損壊世帯443世帯となっております。これは3月1日現在でございます。

町の見舞金。全壊20万円、半壊10万円。

熊本県からの義援金。これは日本赤十字社・共同募金会からの義援金も含んでおります。全壊80万、大規模半壊・半壊40万、一部損壊（修理費用100万円以上）10万円が配分されます。なお、全壊、半壊、28年7月から本町としては受け付けを開始し、全壊16件、半壊226件について、大規模半壊も含んでおります、大規模半壊が41世帯ございます、につきましては申請者の口座に既にもう入金を終わらせております。

なお、一部損壊（修理費用100万以上）につきましては29年2月から受け付けを開始し、今現在12件の受け付けを終えているところでございます。

なお、平成28年熊本地震山都町義援金配分委員会委員、8人で構成しております。副町長、総務課長、会計管理者、税務住民課長、健康福祉課長、民生委員・児童委員協議会及び区長連絡協議会から選出された者、各1名となっております。社会福祉協議会の事務局長ということで、8名で構成しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。このたび、町民の皆さんの御支援をいただき、山都町長に就任をいたしました梅田穰でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。町民の皆様から寄せられた期待の大きさを感ずると同時に、改めて町長という職責の重さに身の引き締まる思いがいたしておるところでございます。

まずは、先ほど自治功労表彰を受けられました、長年にわたり議会運営等に携わっていただきました議員の皆さんに心から感謝とお祝いの言葉を述べたいと思います。おめでとうございます。

これから町政を担うに当たっての所信を申し述べたいと存じます。

私の使命は、大きな可能性を持っている山都町のよさを引き出し、躍動する町に変えていくこと、そして町民の皆様が豊かさを実感できるまちづくりを進めることにあると考えております。こうした使命を果たすべく、また、町民から寄せられた期待に応えるべく誠心誠意、職責を全うしたいと考えております。

まず、第一番目に取り組むべきこととしまして、災害からの復旧・復興であります。町民の皆様に、一日でも早くもとの暮らしや仕事に戻っていただけるような、スピード感を持った取り組みを進めてまいります。

山都町の基幹産業であります農業につきましては、準高冷地の特性を生かした安心・安全でおいしい本町農産物のブランド化や販路拡大を推進し、収益向上につながる農業づくりを目指して

まいります。担い手の高齢化が進む中、農地の集積や集落営農の推進についても積極的に取り組んでまいります。

広大な森林面積を有する林業につきましては、林道・作業道整備等による生産性の向上を図るとともに、除・間伐等の推進による森林の健全な育成を支援いたします。私自身農家の出身でもあり、農村の現状や農業者の気持ちを十分踏まえるとともに、農業団地で培いました経験や国・町との人脈を生かしながら農林業の振興に力を注いでまいります。

商工・観光の振興につきましては、2年後に控えた九州中央自動車道の北中島インター開設、さらに、その数年後に予定されます矢部インター開設を千載一遇のチャンスと捉え、町の経済浮揚に取り組んでまいります。

生活面では、子育て環境の充実や住民の健康増進、高齢者支援など町民の暮らしの質を高めるとともに、新規就農支援、起業化支援、住環境の整備、さらには、九州でも屈指と言われる自然や豊かな歴史と文化を生かした魅力ある山の都づくり、移住・定住を促進し、急激な人口減少にブレーキをかけたいと考えております。

来年度中に整備が完了します光情報通信基盤につきましては、産業、医療福祉、教育などさまざまな分野での活用を検討してまいります。

防災・危機管理につきましては、昨年、未曾有の災害を経験した中で明らかになった課題も踏まえ、防災体制を再構築し、町民の皆様の安心・安全の確保につなげてまいります。具体的な政策につきましては、6月議会でお示しをしたいと思いますが、町長からの視点でものを考え、スピード感を持って町政運営に努めてまいりますので、議員各位にはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、岡本副町長、藤吉教育長から、退任の申し出がありました。梅田町政においても、引き続き副町長、教育長として、私を支えていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今議会上に上程しております議案の提案理由を説明いたします。今回の定例会に提出する議案は、条例15件、補正予算6件、当初予算9件、その他案件8件です。

議案第4号、山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正については、契約事務の迅速な執行を図るため、所要の改正を行うものです。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号につきましては、人事院勧告等に基づき、山都町職員の扶養手当や育児休暇等及び介護休暇の見直しを行うため、それぞれの関係条例の改正を行うものです。

議案第8号、山都町交通事故防止条例の一部改正については、山都町交通指導員の定数を見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第9号、山都町水道事業給水条例の一部改正については、水道事業及び簡易水道事業の事業統合に伴い料金体系を統合するため、所要の改正を行うものです。

議案第10号、山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正については、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に係る受益者の負担金の負担率を定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第11号、山都町税条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方自治法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令並びに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第12号、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正については、平成28年熊本地震により被害を受けた被災者に対する固定資産税額の免除を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第13号、通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定については、平成28年熊本地震により被災した通潤橋の復旧・復興を円滑に推進することを目的とした基金を設置するため、新たに条例を定めるものです。

議案第14号、山都町山の都創造ファンド条例の制定については、地域住民等が自主的かつ主体的に行うまちづくり活動への支援を目的とした基金を設置するため、新たに条例を定めるものです。

議案第15号、山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定については、いじめ防止対策推進法の規定に基づきいじめ問題対策連絡協議会を設置する必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第16号、山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数並びに報酬等を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第17号、山都町子育て支援施設設置条例の制定については、子育てを行っている保護者の子育てに対する不安や悩みを緩和し、町全体における子育て支援機能の充実を図ることを目的とした、子育て支援施設の設置に係る関係事務の事項を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第18号、山都町文化交流拠点施設設置条例の制定については、町の文化の向上、観光の発展及び地域産業の振興に寄与することを目的とした、文化交流拠点施設の設置に係る関係事務の事項を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

次に補正予算であります。議案第19号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）については、畜産振興を目的とした畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金2億178万円を、通潤橋未来への懸け橋基金や山の都創造ファンドの積立金として1億円を計上したほか、今年の6月の集中豪雨により被災した農地、用水路等の農林業施設の復旧に係る予算を中心に22億1,345万円の増額の補正を行い、補正後予算を244億2,045万円とする予算を編成しました。

議案第20号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、調整交付金事業延期に伴う1,435万円の減額補正を行い、補正後予算を5億8,830万円としました。

議案第21号、平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付額の確定に伴う497万円を減額補正し、補正後の額を32億3,816万円としました。

議案第22号、平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、主に介護サ

ービス等給付費負担金による1,503万円を増額補正し、補正後の額を27億9,349万円としました。

議案第23号、平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）については、給水用品購入による増額補正予算を編成しました。

議案第24号、平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）については、医療機械器具の購入に伴い、増額補正予算を編成しました。

次に当初予算ですが、議案第25号、平成29年度山都町一般会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ112億6,000万円としました。新年度予算は、町長選挙の執行に伴い、義務的経費や継続的に行う必要経費を中心に計上する骨格予算を編成しています。

主な歳出としましては、光情報通信基盤整備事業に2億500万円、子育て支援センター及び病後時保育室に係る運営費2,591万円、熊本地震及び集中豪雨により被災した林業施設や公共土木施設等に係る復旧事業経費13億2,434万円を計上しております。

議案第26号、平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算については、予算総額32億5,919万円を計上しました。

議案第27号、平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額2億3,666万円を計上しました。

議案第28号、平成29年度山都町介護保険特別会計予算については、予算総額27億2,549万円を計上しました。

議案第29号、平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算については、予算総額7,150万円を計上しました。

議案第30号、平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、予算総額525万円を計上しました。

議案第31号、平成29年度山都町簡易水道特別会計予算については、予算総額2億6,827万円を計上しました。

議案第32号、平成29年度山都町水道事業会計予算については、収益的収入・収益的支出いずれも8,444万円、資本的収入62万円、資本的支出として3,859万円を計上しました。

議案第33号、平成29年度山都町病院事業会計予算については、収益的収入・収益的支出いずれも10億6,299万円、資本的収入2,881万円、資本的支出として5,346万円を計上しました。

議案第34号、工事請負契約の締結については、小峰クリーンセンター煙突復旧工事に係る工事請負契約の締結につき、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第35号、工事請負変更契約の締結については、平成28年12月定例議会で議決をいただき契約を締結しております、通潤用水上井手管水路部災害復旧工事に、管水路延長の変更に伴い254万円を減額するものでございます。

同意第1号、山都町監査委員選任について同意を求める件は、平成29年3月28日をもって任期満了となる監査委員1名の選任について、議会に同意を求めるものです。

同意第2号及び第3号の山都町教育委員選任について同意を求める件は、平成29年3月25日をもって任期満了となる教育委員2名の選任について同意を求めるものです。

同意第4号から同意第6号の山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、平成29年3月31日をもって任期満了となる審査委員3名の選任について同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な決定をいただきますようお願いをいたします。

なお、説明書には記載をしてございませんが、上鶴線道路改良工事及び水の田尾下鶴線道路改良工事の工事請負契約の締結につきましては、準備が整い次第、今会期中に提案を申し上げるところでございます。

これで提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 議案第34号 工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンター煙突復旧工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第34号「工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンター煙突復旧工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） おはようございます。議案第34号について説明させていただきます。

議案第34号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成29年3月9日提出。山都町長、梅田穰。

1、工事番号。小峰ク第3号。

2、工事名。小峰クリーンセンター煙突復旧工事。

3、契約金額。8,208万円、税込みになります。

4、契約の相手方。福岡市南区向野1丁目22番11号。株式会社川崎技研、代表取締役社長木川信雄。

5、入札の方法。随意契約。

提案の理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。参考資料として工事請負契約概要資料を添付しております。

説明に入ります前に、大変申しわけございません、2点訂正をお願いします。

4番の工期です。平成29年3月13日から29年10月31日としておりますけれども、これは3月15日から10月30日に訂正をお願いします。

それと5番の開札年月日です。平成29年3月3日としておりますが、これを2月28日に訂正をお願いします。申しわけありませんでした。

工事番号から工事場所については、先ほど説明したとおりでございます。

工期が平成29年3月15日から平成29年10月30日。

開札年月日が平成29年2月28日でありました。

次に概要です。本施設は旧矢部町ほか2カ町村衛生施設組合で、一般廃棄物の焼却施設として整備され、昭和63年に稼動し、築後28年が経過している一般廃棄物の処理施設でございます。

昨年発生しました熊本地震により、この施設の通風設備、これは煙突になりますけれども、この内部のれんが積みの崩落や緩み、ずれが多く、多くの箇所が発生し、そのすき間から煙が直接、コンクリートの躯体に触れる状況となっております。また、煙突本体の外壁の一部にもクラックが発生しております。特に内壁のれんが積みは煙突本体の腐食、また中性化を防止し、煙突本体を保護するためのものであり、この状態ではれんがの再崩落だけでなく、躯体の劣化が急激に進行し、煙突本体の建てかえの必要性も懸念されることから、本格修繕の検討に入ることとしました。

工法選定にあつては、本施設の定期補修工事を建設時から受注しておりますプラントメーカーとの検討の中で、経済性、施工性、それから工期等の優位性から、内筒式煙突工法を選定したところでございます。

なお、この工事につきましては、環境省の平成28年熊本地震による廃棄物処理施設災害復旧事業の採択を受けているところでもございます。補助率が10分の8、10分の2は起債、起債のうち99%は交付税措置ということが今、示されているところでございます。

次に工事特性です。本施設はごみ処理施設として長期の稼動休止ができないことが工法選定の条件であることから、本体工事期間中は仮設煙突を設置し、施設を稼動させながら施工する必要があります。これにはダクトの切りかえ、また切りかえ時の設備機器の調整、また工事期間中は焼却炉の温度管理等、高度な施設管理技術を要するものでございます。また、施設の性格、被災状況からも工期をできるだけ短縮する必要があるという特性を持った工事でございます。

次に工事内容です。主に仮設煙突、それから改修煙突、それから既設煙突のコンクリートの外壁のクラック補修が主な工種となります。後でまたこの点については詳しく説明させていただきます。

次に随意契約及び業者選定理由です。本工事は工事特性で述べましたように、特殊性が非常に高く、特に工事期間中は煙突部と設備機器の一元管理が必要であり、高度な施設管理技術を要するものです。また、内筒式煙突の部材——耐硫酸露点腐食鋼材と言われるものですが、これについてはメーカー独自の特殊な工場製作物であり、設計から製作を一元管理することで品質を確保し、工期も短縮することができます。

このことから当初建設時の施設整備、また稼動開始以降、継続して定期補修工事を受注している株式会社川崎技研が施設全体の現状や特性に精通しており、高い施工能力、また実績もあることから、総合的に判断し、この業者と随意契約することとしました。

次のページをお願いします。

公共工事請負仮契約書になります。1番から3番、工期については、先ほど説明したとおりでございます。

請負代金額が8,208万円、内消費税が608万円、契約保証金が820万8,000円。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社川崎技研は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たときに本契約として効力を生じるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月28日。発注者、山都町。代表者、山都町長、工藤秀一。受注者、福岡市南区向野1丁目22番11号。株式会社川崎技研、代表取締役社長木川信雄。

次のページをお願いします。開札調書になります。

落札金額が、税抜きで7,600万円でした。

次のページから、被災状況についての写真を添付しております。まず最初のページが煙突内部の被災状況の写真でございます。これは地上から三十六、七メートル付近の状況です。れんがの乱れやすき間の発生、また飛び出しが確認できるかと思えます。

次のページをお願いします。これは地上から19メートル付近の状況です。同じような状況が確認できます。次のページが地上から9メートルから10メートル付近の状況でございます。

次のページです。ここからは外部煙突のコンクリートのクラックの発生状況です。かなりクラックが縦長に、また幅が広がっている状況が確認できると思えます。次のページも同じ外壁のクラックの状況でございます。

次のページから3枚、断面図、平面図、一般図を添付しております。大まかな工事手順について説明いたします。

まず断面図をごらんください。まず仮設煙突を設置します。これは赤色で着色した部分で、青色が既設の煙突になります。仮設煙突は高さが25メートル、頂部——突端部の口径が90センチのものになります。

次のページの2枚目の平面図をごらんください。排ガスダクトを加工し、仮設煙突へつなぎ込み、仮排気をさせます。次に、煙突内部の耐火れんがを全部解体撤去します。撤去後コンクリートの煙突の内壁を洗浄します。ここまでは内部のゴンドラでの作業となります。次に、煙突外壁のクラックの補修、これは特殊コーキングの充填になりますけども、これを施工します。終了後ゴンドラを撤去し、四分割の内筒交換を頂部から大型クレーンで挿入していき、接合部は溶接で固定をします。部材は、10メートルものが4本、頂部の口径が90センチで下部での口径が1メートル10センチのテイパート状の特殊交換になります。次に、設置完了後、仮設ダクトから改修煙突へ切りかえ稼働を開始します。最後に仮設煙突を解体撤去し工事完了となります。

竣工は10月末を予定しております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 久しぶりに川崎技研という会社の名前を聞きましたがね、随分古いつき合いですね、この町と。28年、ちょうど5・3災害があった年ぐらいじゃなかったかなと思いますけれども、そのころこれは改修しています。

今の説明を聞きますとね、いわゆるコーティングをします。大変これはクラックが入っていますね、煙突。専門家のお墨つきですから、素人がとやかく言うことではありませんけれども、コーティングすることで大丈夫かなど。ただ、今、広域処理ということが出ていますね。それがあと10年、スムーズにいつて10年でしょうか。あるいはそれ以上かかりますかね。少なくとも10数年はもたなきゃなりません。これは大体どれぐらいの耐用を見ておるのか、今度の改修で。かなりの痛みです、これは。

それから、この金属部分のやつですね。いわゆる内筒式というやつ、筒になっている金属。これも取りかえるということですから、大変な亜硫酸ガス、腐食ガスが発生しますね、塩素ガスも含めて。特に塩素ガスが物すごく発生します。だから、これらを痛める要因というのが、そういう有毒ガス、いわゆる腐食するための有毒ガス、それから高温ということで、大変な技術がいることもわかります。恐らくこのれんがは、鉄鋼メーカーの炉材、高炉をいつも手がけておる、そこに納入しているれんがだろうと思います。川崎技研もそういうところで技術を練達してきているというふうに私は思いますけれども、ただ耐用年数をどれぐらい見て、今度やるのかと。

これがしょっちゅう今後はやらなきゃならないような状況では、また困りますね。余震がなかなかおさまりません。またどうい地震が来るかわかりません。少なくとも広域処理が決着するまでは、私は10年じゃなくて20年ぐらいかかるんじゃないかなど。この周辺住民の反対運動あたりも、必ずこれは環境問題で出てきますから。いわゆる迷惑施設をつくるということになれば、そういうことも十分考えられますので、少なくとも20年ぐらいはやっぱりもてるような、そういう見通しがあるかどうか、メーカーからどう聞いていますか。素人が論議しても、非常に隔靴搔痒の感じがあります。直接我々にわからないところがありますから。その辺のところはどのように皆さん勉強なされたか。教えてください。

ついでに言っときます。それから、これについては随契だと。単純に、この会社が手がけておったんだから、特殊技術が要るから随契だということですが、私は、これは高炉メーカーはどこでも、高炉メーカーに携わっている会社はどこでもこの技術は持っていると思うんですよ。ただ、これまでのいきさつから、やっぱりこの設備については一番精通している、だから、この川崎技研でいいんだという判断、私はそれは否定はしません。そのためにはやっぱり応分の、この相見積もりといいますかね、事前見積もりがとったかどうか聞いておきます。

以上、その二つです。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。まず煙突のほう、クラックの発生による、安定がコーキングで大丈夫なのかという質問ですけれども、これは耐震の調査もやっております。

コンクリートの躯体そのものは鉄筋コンクリートの強固なもので、躯体そのものの動きとか、そういったものはありませんでした。要はクラックから雨水が入って、内部鉄筋のさびの発生とかそういったものを防止するために、今回コーキング補修するという事で、躯体の安定としては保っているという判断を得ています。

それから耐用年数ですけども、これはメーカーのほうから20年以上は大丈夫だという話を聞いております。一般的に、煙突の更新が20年から25年で普通の一般的な施設ではされるということですけども、うちの施設が25年経過しております。標準的な更新の手法がこの内筒式煙突と聞いております。十分20年は耐用できると、広域の稼働までは十分もてると判断をしております。

それから広域処理についてですけども、これにつきましては熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会ですね。熊本地震により、施設整備のスケジュールの一部が見直しもされましたけれども、当初の稼働目標であります平成37年度というのが目標設定されておりますけども、この目標の変更はせずに、この目標に向かって準備していくということが協議会のほうで確認されております。

本年度から、本格的な用地選定とか用地交渉にも行けたら入っていくということで、組織の体制も強化していくということで、これまで3人体制でしたけれども、各町村1名ということで6名体制でことしから業務に取り組んでいくということが、協議会のほうで承認されているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 随契。

○環境水道課長（佐藤三己君） 随契は、先ほど御説明しましたように、川崎技研がこの施設をこれまでずっと定期補修、また定期点検もやってきてるということで、施設の現状を一番把握してると、精通してるということで、総合的に判断してこの業者と随意契約とすることとしました。

それから、見積もりの話ですけども、今回、開札調書をちょっとごらんいただきたいと思えますけれども、設計価格が8,439万3,100円ということで、今回の計画が8,208万円です。落札率が97%ということで、契約をしております。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 最後のところから聞いときますね。くどいようですけども、見積もりはどこがしたんですか。川崎技研がしたんじゃないんですか。でしょう。それが一つ。

自分で見積もりをして、自分で随意契約をするということでしょう。だから私が聞いているのは、相見積もりとするような相手がなかったのかなというのを、複数のところから見積もりをとって、そして随契にすると。随契の最大の理由は、これがずっと保守点検は川崎技研に専属的にやらせてきている。だから一番精通している。私、それは了解してるんですよ。しかし、それには今言ったような客観的な方法をとる必要があるということ。

それから、20年は大丈夫だっていう、最近よく国会あたりで言われている瑕疵担保責任というの。これ、本当にそういう担保をとりつけているのか。ただ口頭で20年は大丈夫ですよ言われ

ば、ああ、そうですかと。こういう特別な施設などは、地方自治体は素人でわからないんですね。わからないから、専門家が言えばそうですかと。これは5億かかりますよ、そうですかと。

私が時々言う、いわゆるパーキンソンの法則というのがあります、あんまり論議しないんですよ、こういうことになると。非常に短時間に決めてしまう。そういう習性が我々集団にはあるんですから、その辺のところも含めて聞いておきます。

非常にあなたにとっては酷な質問をしているかもしれませんが。私も素人でわからないことですから。ただ、このれんがの状況からしましても、コーティングだけでもつのかなという気がしたもんだから。外側にきちんとした鉄筋のコーティングをしている、コンクリートでですね。その内側にれんがを張っているわけでしょう、これは。その張っているれんがにあれだけすき間ができてきて、中には一部飛び出してきている、れんが。あれなんか当然、もう取りかえなきゃならんでしょう。だから、部分的な取りかえをするのかどうかも。おそらくそれもこの工事に入っていると思いますよ。あなたはコーティングだけで済むと言っていますけど、部分的に取りかえなきゃならないのじゃないかな。この飛び出しているところなんかそうでしょう。差し込まれますかね、あれは。そういうことも含めて、もう少し丁寧に説明しとってください。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。工法、れんがの飛び出しの件からまずお答えしますけれども、れんがは全部撤去します。中を洗浄して、鋼管を上から40メートル、10メートルの具材を4本上から挿入して、全く入れかえるという工事になります。

（「ああ、外部の」と呼ぶ者あり）

コーキングは外部のクラックにコーキングをして、外からの雨水の流入を防除するという対策のことです。

それから見積もりと積算のことですけれども、工事の積算の数量につきましては、川崎技研のほうからどれだけ必要か数量だけはいただいております。あと単価とか、そういったものについては我々のほうで積算基準書であったり、積算の資料の中で積算をして積み上げた設計金額でございます。この点については、災害査定の中で細かくチェックを受けたところでもありますし、積算の内容については適正だと、我々も判断して発注したところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 大体わかりました。私は、れんがをコーティングするのかなと、すき間を。そういうふうに私は勘違いしました。外側をですね、れんがは当然これは取りかえらんと駄目ですね。高温でさらされて、28年もたっている。ぼろぼろですよ。

それから随契のことについては、やっぱり半分はお手盛り設計なんですよ。やっぱりメーカーに見積もりさせないと、こちらで積算の根拠はあんまり持たない。ただあなたたちが言うのは、いわゆる建設省が出している単価表、あれをつなぎあわせて、その足し算ですということでしょうから、これは非常に高くなるんですよ、現実には。ここではこれ以上は言いません。今後の、ほかの事業についても課題にしてください。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これが築後28年ということですね、私になってすぐ落成式ていいますか、でき上がったからということでのお祝いに行ったのを覚えております。

その後、このクリーンセンターの修理、いろいろ出てきますが、金額が高いというお話が議会でもだいぶ言われましたが、特殊な技術だから、私たちには高いか安いかわからない。わかりません。ただ向こうが言われるようなことで契約しなければいけないのが一つの現状だろうと思います。だから、高いか安いかというのは皆さん方誰も判断がつかない。出てきた金額が適正な金額だろうと思わざるを得ないわけですが、そういうことでの計算あたりもしてみられたのか。過去においての修理あたりでも同じようなことがあっておりますので、そういうことを調べられたかということが一つです。

それから、築後30年近く経ちます。煙突が修理されて20年もつ、ところがクリーンセンター自体はあと20年ももつのかという疑問があります。私としては30年たっているから、もうぼちぼち建てかえの時期と考えておりましたが、新しくできる焼却体制に持っていけるまでにこの焼却場がもてるかどうか、どう判断されているのか、お伺いします。

○議長（中村一喜男君） 指名してから答弁してください。環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） まず設計内容が適正かという、審査を誰かがやったかという話というふうに質問をとらせてもらいますと、定期補修は毎年やっておりますけど、4,000万から5,000万規模でやっております。これにつきましては、定期補修の精査業務委託ということで、第三者に委託をして、その設計の内容が適正か、また工事の内容が適正かというところは2年に一度ほどやっております、その中の報告として、適正であるという判断を受けております。これは平成27年度に定期補修のはやっております。

今回の工事につきましては、先ほど申し上げましたように災害査定の中で細かく審査を受けたということで、これはもう第三者からの審査というふうに捉えた中で、今回発注をさせていただいたということでございます。

それから、20年もつのかという話ですけど、もたせなければなりません。先ほど申しましたように、平成37年度が協議会の新しい施設の稼働目標となっておりますので、もつのかというよりももたせなければならないということで、定期点検の中でも、非常に現場の技術者の運転の仕方がいいんでしょうと。それで施設もまだまだ十分もてるという判断も定期点検の中で成果として報告を受けておりますので、現場の技術者の運転の技術あたりが確かなものがあると判断しております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンター煙突復旧工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第35号「工事請負変更契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） おはようございます。本議案について説明をいたします。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について。平成28年第4回定例議会において議決されました平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事のうち、契約金額1億44万円を9,789万9,895円に変更することとする。平成29年3月9日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由でございます。本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の2枚目をお開きください。これが公共工事請負の変更の仮の契約書でございます。

1番から3番までは飛ばします。

4番目の変更契約事項でございます。今回の工事を進めるに当たりまして、工事の内容の変更に伴いまして、変更工事請負の増減額が発生しております。254万105円の減でございます。

契約の内容。文書としては記載のとおりでございますが、本契約を平成29年3月2日に前町長でございます工藤町長と、それから受注者でございます株式会社環境開発熊本営業所との間で交わしておるところです。

次の3枚目をござらんください。これは工事請負契約の今回の変更の概要でございます。

5番目の工事概要について説明いたします。変更の点が黒丸で五つほど書いてございますけれども、まず一つ目に管更生工ということで、これが樹脂ライナー、材料の部分でございますが、これが一式、延長150メートルが、実際の施工に当たりまして延長が141.3メートルとマイナス8.7メートルであったということになります。

それから二つ目に、インシチュフォーム工ということで、これが工法そのものにかかるもの、同じく延長が150メートルが延長141.3メートルに減ったということでございます。

それから三つ目の附帯工でございますが、これは管の内面の清掃業務、それから注入する前の事前調査に当たりましては、これは延長が減ったことによる変更の部分でございます。それから三つ目の施工前の処理工ということで調査をいたしましたところ、現のコンクリート管の中のライナーを注入する前の事前調査によりまして、五カ所ほどノロといいますかね、ノロの固まった、

付着したものが確認できました。これを下処理をするということで、削る工事をするものでございます。

それから四つ目の仮設工でございます。これにつきましては、挿入いたします樹脂ライナーでございますが、これを仮置きするための仮設台で、これが次の4枚目の写真がございますけれども、写真1でございます。この吹き上げ口側にあります吹き上げ池上に設置をしておるところでございますけれども、吹き上げ口の池のふちにあります石積みを保護するために、仮設台の重量が吹き上げ口の石積みのところにかからないようにするために、それぞれ右と左の両側ですね、1.5メートルずつ離しております。ということで、総重量が53.79トンから73.696トンということで、実質20トンほど面積がふえたことによるところです。

この当初の計画でありますのは、この通潤橋本体、別に12月の議会におきまして契約承認をいただいております通潤橋本体のほうの修理工事において、作道で搬出した橋上の被覆土を仮置場する場所として、今後も本工事のほうに利用ために、当初は残地——そのまま残す予定でございましたけれども、今回の仮設台を引き続き本体工事で使用する場合とか、それからそれを撤去してもっと少しコンパクトな仮設台を設置した場合等との経費等を比較した結果、2年間ほど本体工事がかかるものですから、そのあたりにかかるリース料等経費を比較した結果、事業費が本体工事のほうで軽減されることが判明いたしましたために、このヒューム管工事のほうで撤去することとしたところでございます。

それから五つ目の交通誘導員につきましては、工事の進捗は非常によかったことによりまして、実際の誘導員数が減ったことによるところです。今回のヒューム管工事につきましては、主な変更の理由といたしましては、ただいま御説明しましたとおり、施工前に実施いたしました管内調査によりまして、施工延長が8.7メートル短くなったことのほか、通潤橋吹き上げ口に設置いたします管更生材を仮置きする仮設台の規格を変更したなどの理由によりまして、変更を伴うものでございます。

次の4枚目からの写真でございますが、写真1が先ほど申し上げました仮設台でございます。それから写真2から裏の写真3と4につきましては、吹き上げ口側の写真でございます。特にこの写真3につきましては、ちょうどこれが真ん中ほどに四角い白い、これが水槽でございますけれども、この中に樹脂ライナーが折りたたんで入っているところでございます。冷却水に浸してある状況です。写真の中央で隠れて見えませんが、クレーンで少しずつ上のほうにつり上げて、櫓のほうにつり上げてまして、そして徐々に水圧で吹き上げ口のほうから入れている作業中でございます。そして、写真の右の5と6につきましては、今度は岩尾城側ですね。注入の出口側になりますけれども、岩尾城側のほうの出口のところの、到達している状況でございます。

一番最後にA3で6枚目になりますが、これが今回の工事の縦断面図でございます。右側のほうの下流側になりますが、吹き上げ口になりますけれども、こちらのほうから挿入をいたしまして、川底になりますが、川の底の部分のところ、それから左のほうに岩尾城側の上流側になりますけれども、岩尾城側に注入をいたしまして、総延長が141.3メートルということなんです。川底のほうにございます、赤字で記載しております5個ありますけれども、これが先ほど申し上げました施

工前の調査によりまして発覚いたしましたノロ、苔の部分が固まった状態のところが発覚したところがこの五つの箇所でございます。これを取り除いて施工をしたということでございます。

説明については以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 契約変更そのものには疑問はありませんが、ついでに聞いておきます。

見学台はどちら側につくるのかというのが一つ。その前にインシチュフォーム工という難しい工法、町民の皆さんにわかりやすいイメージをしてもらうためには、どういう説明をしたらいいかなと私も随分頭を悩ましたところですが、いってみれば靴下をひっくり返して履いて、そして脱げば正常に戻る、戻った表面がヒューム管の内側にきちんとコーティングじゃなくて、そこで新たな送水管が固定されると。固定には温度をかけるというような処理がなされるようすけれども、大体そういうイメージでいいですかね。靴下をひっくり返す、その感覚。

今、水で注入して、吹き上げ口から落とし口のほうに押し上げた、やっと出てきた、逆に今度それをまた元に引き戻すわけですね、内側を。そこに今言ったような形で、一つの外形にぴったりになる送水管ができる。それを固まらせるには七、八十度の温度をかけて今度は固まらせる。だから、今、冷水で押しやったけど、今度は温水でと真逆のことをやると。そういう理解でいいですかね。

いろんなところで今後聞かれると思います。あるいは観光客が聞かかと思えます。そういうわかりやすい説明がボランティアの人たちにもできるようにやっておってもらえれば、せっかくの見学台もつくるわけですから、これは復旧工事が観光の一つのあれにもなると。そういう意味で、目玉というとおかしいけれども、だからそういう簡単な説明が、概念が湧くような説明を考えたってください。それはどうでしょうかね。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 2点ありました件について、御説明いたします。

まず最初の見学台についてでございますが、これにつきましては今回のヒューム管工事が終了と同時に、3月末までのうちにまずこの見学台を設置いたしまして、そして4月から本格的に復旧を開始いたします通潤橋の本体工事、こちらのほうがすぐすぐには始まりませんが、もちろん調査が4月、5月と少し続きますけれども、文化庁のほうの監修等もいただきながら始めますが、3月のうちにはですね、見学台を設置いたしまして、そして観光面もそうですし、観光客の誘致等も含みながら、4月からは見学台として、ずっとここまで来ていただくということでございます。

台につきましては、岩尾城側ですね、こちらのほうに水を今、橋上はとめていますが、岩尾城側のところで設置をしたいと考えております。

それから工法につきましても、御指摘がありましたとおりに、12月のときに申し上げたところでございますが、議員さんがおっしゃられたとおりに、先ほどの写真でありましたように、吹き

上げ口のほうから樹脂ライナーを、始めは冷却水で冷やしてあります。それをまずは水圧ですつと逆に注入いたします。いわゆるめくった感じで、水圧で141メートル押し込んで、岩尾城側まで、取り入れ口のほうまで押し込みます。まずそこが冷たいもんですから、水が入った状態になります。それを、今度は80度ほどの温度で水温を温めます。温度によって樹脂が硬化すると、固まります。80度の温度で固まった状態で、今度はその水を冷やしていきます。ずっと冷やして行って30度ほどになった時点で、今度は水を抜いていきます。そうするともう既に固まった状態ですので、これで既存のコンクリート管の内側に膜ができる状態になりますので、これをこのまま恒久的に、事業者としては50年はもつということになっておりますが、この間、私も竣工検査に行ったところですけど、これは将来に向けて保存ができる施設であると確信をしているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「工事請負変更契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにお願います。本日はこれで散会します。

散会 午前11時23分

3 月 14 日（火曜日）

平成29年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年3月9日午前10時0分招集
2. 平成29年3月14日午前10時0分開議
3. 平成29年3月14日午後3時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 12番 中村益行議員
- 1番 吉川美加議員
- 3番 飯星幹治議員
- 11番 田上 聖議員

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 | 10番 稲葉富人 |
| 11番 田上 聖 | 12番 中村益行 | 13番 佐藤一夫 |
| 14番 中村一喜男 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| 町 長 | 梅田 穰 | 副 町 長 | 岡本 哲夫 |
| 教 育 長 | 藤吉 勇治 | 総 務 課 長 | 坂口 広範 |
| 清和支所長 | 増田 公憲 | 蘇陽支所長 | 江藤 宗利 |
| 会 計 課 長 | 山中 正二 | 企画政策課長 | 本田 潤一 |
| 税務住民課長 | 田中 耕治 | 健康福祉課長 | 玉目 秀二 |
| 環境水道課長 | 佐藤 三己 | 農林振興課長 | 藤島 精吾 |
| 建 設 課 長 | 後藤 誠輝 | 山の都創造課長 | 檜 林 力也 |
| 地籍調査課長 | 山本 祐一 | 老人ホーム施設長 | 藤原 千春 |
| 学校教育課長 | 荒木 敏久 | 生涯学習課長 | 工藤 宏二 |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 | | |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 皆さん、おはようございます。少し暖かくなりました。

最近のテレビ放送を見て、国会中継を私はつぶさに見ておるんですけども、本当に驚くことばかりですね。何にもわからない幼児に日本国憲法を暗唱させる。昔の大日本国憲法ですね。日本国憲法ならいいですけども、日本国憲法の前文ぐらいは子供たちは知ってほしいけれども。

私たちの小学校時代に、あれを盛んにそういうふうにして、私どもはすり込まれていきました。私は、そのときはもう押しも押されもしない愛国少年だと思い込んでおった。その愛国少年の本質は何かというと、お国のためというか、「朕惟フニ」ということで、天皇のためならば、全世界の人類を皆殺してもいいというふうには、我々は教わり続けました。これがすり込みですね。これが抜けるまで、私は旧制中学に入ったんですけども、何年かかりましたでしょうか。恐らく3年、4年はかかりました。私たちのクラスに、社会問題研究会というクラブに入っている子供たちがおりました。彼らは非常に頭のいい、そして世界的な視野で今後は物を考えていこうという人たちでしたが、私は彼らを変え続けました。そんな右翼少年です。それはどこで成り立っていったかという、幼児期から「朕惟フニ我カ皇祖皇宗」というふうにはすり込まれ、「一旦緩急アレハ」、朕のために、天皇のために、命を投げ打つと。

今の天皇はそのことを非常に深く危惧されているんじゃないかなということで、安倍首相が行かないような、日本軍のために犠牲になった、第二次大戦のことで大変な悲惨な目に遭った、そういうところに行ってお祈りをされている。それが天皇の本当の姿だと思いますね。いざというときに命を投げ打って、皇室のために一身をささげろなんていうことは、毛頭お考えではないだろう。

それがまことしやかにあって、あの保育園の名誉園長が首相夫人、その学校は安倍晋三記念小学校と一時名前までつけられとる。いや、私の妻は私人だから、私人、公人という論議そのものがナンセンスですよ。自治省だったか何かの役人5人も引き連れて行く人間が、私人でしょうか。こういう姿をそんたくして、いろんな悪いことが行われている。政治というのは、道徳の最高執行者でなければならない。道徳の実践者じゃなかりゃあならないんです。ところが、そういう美名に隠れて、悪いことをしている。何億もの金を、土地を、ただ同然に分け与える。自分たちの

仲間内ならば、どんなことをしてもいいというような状況になっております。一党独裁体制になってしまっておりますから、勝手なことが許される。

しかし、そういうことに目を奪われている間に、一方では、共謀罪というのが画策されています。恐らく、今度の国会で通るんじゃないかといわれております。共謀罪というのは、御存じないかもしれませんが、あの治安維持法で徹底的に思想は弾圧されました。その反省の中から、日本国憲法の19条で、思想、良心の自由というのを保障しておりますね。20条では、どんな宗教を信じてもいいけれども、政治にそれを持ち込んでほならないというのが20条の規定なんです。そして、21条では、言論、結社の自由、どんなことを主張してもいい。あるいは、自分たちのサークルをつくってもいい。ところが、それが全部、この共謀罪では拡大解釈されて、弾圧されていきます。それを非常に心配しているんです。一方では、森友学園のことで目を奪われている。片隅のほうでは、そういうことが着々と進んでおる。そういう時代になったかなど。

だから、私はいつも言いますが、地方がしっかりしなきゃならない。そういう気持ちを込めて、また、ここに立たせてもらいました。

今度は梅田町長、最初の議会でもあります。まず、梅田町長にその感想を聞きながら、あと財政問題、同和問題、あるいは観光問題、最後に時間があれば、民営化される浜美荘の問題、そのことを逐次、質問台からさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それでは、早速ですが、梅田町長、当選おめでとうございます。私は梅田町長がこれだけ支持を受けたのはどういうことかなと私なりに分析してみたんです。やっぱり飾らない率直な人柄、そして、これまでのJA運動で培ってきた、組織を引っ張っていく指導力、そういうことに期待が集まったんだろうというふうに私は思っております。

そこで、初めてですから、余り深いこと、難しいことは……。

○議長（中村一喜男君） 中村益行君、ちょっとマイクを近づけてください。

○12番（中村益行君） いつもこれで叱られるんですね。入らないから、あそこでね、ごめん。それで、簡単に感想的なものをお聞きしたいと思います。そして、やっぱり就任に当たって一番大事にすることは何なのかと。選挙中からもおっしゃってきたことでもあろうかと思っておりますので、そのことを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。今、お尋ねでございます。町政運営について、最も心している基本姿勢というようなことでございますが、私が今一番心しているのは、山都町、大変広い地域の中での、今、行政運営がなされているところでございます。まずは、町民本意の町政であります。そのためには、町内各地に足を運んで、町民の皆さんが何を望んでおられるのか。町の将来に対して、どのような気持ちを持っておられるかをつぶさにお聞きをしながら、進めていきたいという思いでおります。各地区で、いろんな町民の皆さんの御意見があるのも十分承知をしておりますが、まずは、もっともっと即座に行政に反映できるものについては、即座にできるような体制をつくっていききたいという思いでおります。また、地域の実情につきましては、

ここに出席をしておられます各議員の皆さんが、つぶさに実情を知っておられる、また、把握をしておられると確信をしておりますので、議員の皆さんと胸襟を開いた中で意見の交換をしながら、町政運営に当たっていきたいという思いであります。

次に、私は、先ほど中村議員からありましたが、長い間、農業団体にかかわらせていただきました。経済団体は、迅速性、即応性が求められる組織でありました。町政においても同じじゃないかなという思いであります。議論すべきところは議論をしていただき、課題を迅速に解決するためには拙速な行動は避けていきますが、さまざまな課題に対してはスピーディーな行政運営に当たりたいという思いでありますので、議員の皆さん、また町民の皆さんの御理解を得たいという思いであります。

そして、また、山都町役場の体質についてでございますが、さきの職員に対する訓示においてもでございます。今、地方創生を国は叫んでおります。事業採択において、各自治体のアイデア、提案能力が問われ、地域間の知恵比への時代になっておるという思いであります。

しかしながら、これにつきましても、きょうも課長と話しますと、非常に大変な問題を抱えとるというようなことでございますが、こういう中で、職員に対しては、待ちの姿勢から提案する職員への転換をお願いしたところであります。課長に対しては、職員が積極的に提案できる職場づくりを求めたところでございます。こうした基本姿勢により、町民の皆様が豊かさを実感できるまちづくりを進めていきたいと考えております。

なお、初日の議会におきまして、私の所信表明におきまして、「町民からの視点」というところを、緊張しておきまして「町長からの視点」と発言をしましたことを訂正し、正しくは「町民の視点でものを考え、町政運営に努める」これを基本にしてまいりたいという思いでありますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ありがとうございます。まさに、いろんな人から、各界、各層の人から意見を頂戴しながら運営していくという、地方自治が民主主義の学校といわれるゆえんはそこにあるんですね。全く私は同感です。

今、最後に御訂正になったことは、私もこの場で訂正していただこうと、恐らく言い間違いだと、後で気にしておられるんじゃないかなと思って、聞こうと思っておったところです。とにかく町民視点から、そして職員も提案型、何でも指示に従うんじゃなくて提案をしていくような、そういう積極性がほしい。あるいは、町民からも提案してもらいたいという言葉でした。

ということは、やっぱり町民参加の、全員参加の、全員野球でやっていこうということだろうというふうに思いますね。まだまだ合併して12年になりますけれども、一体感というのが、まだまだ乏しいところがあります。特に、この僻遠の地域というのは、どうしても取り残されたというような感情がなきにしもあらずと。私どもの努力の足りないところもありますけれども、そういうことでは、やっぱり情報を共有しながらやっていく。そして、じっくり聞きながらも、決断は素早くやっていくと。

今、経済がグローバルな世界で、瞬時に市場が動いてしまいますね。トランプの指先一つで、

世界の市場がごろっと変わる。あるいは、プーチンの発言一つで世界の市場、あるいは中国の動き方一つで世界の市場がごろりと変わっていく。そういう、特におっしゃった経済団体というのは、それに敏感に、24時間体制で情報を集めながら動いておるんですね。グローバル企業になってくると、まさに生きるか死ぬかですから、そういう時代です。

だから、我々も、決してそのうち外ではないということ。私も、そういう気持ちを抱いたところ。そういう姿勢でやっていただくという以上は、私たちも、議会として、行政の一端を担っておるわけですから、是々非々で梅田町政と向き合っていきたい。

もうちょっと飛躍しますけれども、アメリカの経済学者のガルブレイスが、「政治は可能性追求の芸術だ」と言っております。可能性の追求。これは政治を性善説で捉えておくことでもありますよね。今のうちの国会みたいな状況では、決して性善説で可能性の追求ではなくて、もうけの追求の場になってしまっている。そういうことにならない。やっぱり政治道德というのは、人間道德の最高のものでなくきゃならないと私は常々思っておるところです。どうぞ、今後ともよろしく願います。

それでは、2番目に、財政問題に行きます。

企画課のほうで、実施計画を出しましたね。3年間で298億ぐらいでしたか。1年間に九十何億、100億近い事業計画です。これは建設事業でも、普通投資だけをベースにしておるかと思いますが、これは坂口課長のほうから説明してもらいますけれども、そういう計画の中で、災害問題が起こってきています。この計画の中に災害は織り込んでありませんね。しかし、災害については、財政的にはどの程度見るのかと。これまでの経験則から、ここ数年の投資額を見ますと、普通投資が、普通建設事業というのがどれぐらいでしたかね。20億そこいらじゃないかなと。そして、災害があったときは、災害投資ということで5億になったり、7億になったり、増減しますね。

そういうものを含めて、どういうふうな財政計画を立てたか。ついでに、この財政計画と非常に密接する、最近の新しい課題で、グラウンドゴルフ場問題ですね。財政計画が狂うからグラウンドゴルフ場は後回ししろと。言ってみたら、そういうことでした。そのことをどう捉えておるのか。まず、総務課長に、それ、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、今、中村議員から、総合計画と災害復旧、これは財政上、どのように捉えているかというような御質問であるというふうにつけております。

まず、この総合計画といいますのは、地方公共団体の行政運営の指針となるものでございまして、行政全般にわたる計画でございまして、地方公共団体の策定する最も基幹的な計画であるということがいえます。

この総合計画の実効性を担保するためには、財政的な裏づけ、先ほどからおっしゃっています財政計画が的確に行われているかということが、大変重要になってくるところでございまして、この財政の検証がないままに、総合計画がひとり歩きすることがないように、いろんな事業の選択、

それから、配分等を適正に行っていくということを考えているところでございます。

一方、総合計画におきましては、町の将来像と、それを目指すための基本的な施策をあらわすといった性格上、特に重点的、戦略的に取り組むべき政策的な施策、計画が計上されるものでございます。

よって、災害復旧事業につきましては、短期的かつ緊急的な事業でもありますし、非常に将来予測を見通すことが困難なものということから、総合計画にはなじまないというようなことで、計画登載をしていないというものでございます。

同時に、財政的な裏づけ、すなわち財政計画も災害復旧のような即自的な判断を要する、それから、速やかな財政出動と緊急対応が求められる事業では、極めて困難ということでございますので、現状は、財政調整基金等で不測の事態に備えていくという対応をしているところでございます。

先ほどおっしゃったように、普通建設事業は通常、決算ベースで約20億程度、支出いたしております。ただ、災害に関しましては、その災害の発生の件数等々で、非常にこれは、先ほど申し上げましたように、見通すことが困難でございます。ただ、これは財政計画を絶対的、硬直的なものとして捉えてしまいますと、かえって逆効果になってしまいますので、そういった災害等に合わせましては、常に時点修正をしながら、柔軟に対応していくということを考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 全くそのとおりですね。そういう意味からは、来年の決算書を見るときは、災害復旧だけでも100億ぐらいになるわけですから、農災だけでも、今度出ているのは22億ぐらいですか。これで全部終わりますね、1億ですね。合わせて50億近く、四十四、五億になりますね、トータルで。私の概算では、そういうことですが、それで間違いないですね。それでも財政を破綻させずにどうやっていくかという、非常にこれは執行部が苦勞するところだろうと思いますね。

ただ、この財政調整基金という大変フレキシブルに使えるものがあつた。13億ぐらいありましたね。今度の災害でも、約8億取り崩しましたか。あとはほとんど国の補助金、いわゆる激甚災ということで国の補助金、それから町がこの災害復旧に伴う借金をする。この借金には、特別措置がありますね。どういう措置があるか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 災害復旧事業債という、いわゆるこれも借金ではございますけれども、その災害復旧事業費に100%充当ができるというものでございまして、地方負担分の100%借ることができるということでございまして、これの95%につきましては、後ほど、地方交付税の措置があるという性質のものでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 激甚災で補助金が出た上に、残り、借金にするについては、95%後で交付税で見る借金ができるという、非常にこれは有利な制度でもありますね。それをうまく私は

使ってきたんじゃないかなと。

今度の熊本県下の、特に上益城3町村というのはそういう条件にありますから、かなりそういう積極的な取り組みをなさってきただろうというふうに思っておるところです。

だから、私たちが当初心配したような、財政が破綻するようなどころには行かなかったと。しかし、財政調整基金も8億は取り崩さざるを得なかったということも現実です。私は、工藤町長に、この財政調整基金をはたいてでも、0になしてでも、この際、特別条例をつくって、救済すべきだと。特に、農家の棚田が全部ドミノ倒しにやられております。これで、農家の皆さんの心が折れないようにということを盛んに言ってきましたが、皆さんのその辺のところの財政運用は、私は非常によかったというふうに思っております。もちろん国のその制度がある、助成があるということでもありますからね。

そういう中で、このグラウンドゴルフ場問題が出てきたんですね。これについては、この見通しはどうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） グラウンドゴルフ場整備にかかります見通しということでございます。

まず、財源の観点からお答えいたしますと、まず、本年度の計画におきましては、日本スポーツ振興センターの補助金2,000万、この補助金と、残りを公共施設整備基金、これは特定目的基金というものでございまして、いわゆる公共施設建設事業のための貯金を取り崩して充当するというで計画をいたしておりましたもので、一般財源の持ち出しは予定しておりませんでした。

よって、今後、同様の規模、同様の内容であれば、補助金の問題は残りますものの、おおむね財源に基金を充当するというで、一般財源に影響を及ぼすことがございませんので、財政面から見れば、条件さえ整えば、着手は可能であるということがいえます。

ただ、その条件の一つの中で、災害復旧事業に係る入札をいよいよ今月末から本格的に始めてまいります。その発注件数の多さから、新聞報道等でもありますように、入札の不調不落という問題が指摘をされているところでございますし、本町でも、大変懸念をいたしているところでございます。

町としましては、そういった状況にならないように、あらゆる手だては打っていくということにしておりますけれども、このグラウンドゴルフ場の発注時期と、災害復旧事業の発注時期が重なるようですと、応札業者があるかどうか。また、仮に契約ができたとしても、作業員や資材の不足等で、そこらあたりの心配がされるというところではございます。

先ほど御指摘がありましたように、昨年の議会において、グラウンドゴルフ場整備にかかる契約議案というのが否決されましたけれども、これは整備計画自体への反対ではなく、震災や豪雨災害の対応を先決として、そのめどを立てた上での延期、先送りの御意見であったと認識をいたしております。

ただ、今回の地震、それから水害の影響で、多くの方々が今なお不便な暮らしを余儀なくされている現状でありますので、そうした方々への御指摘のような対応が最優先であるということとは、

間違いのないところでございますけれども、しかしながらグラウンドゴルフと申しますのは、誰でも手軽に親しめるスポーツとして、皆様の健康増進につながるものでございます。また、一方で、各種大会の誘致ですとか、各種大会の開催等々で、来町者の増加や消費の増大につながるということも見込まれ、新たな体験型の観光への一歩にもなるというふうに期待をいたしております。

こうしたことから、関係団体からも、また多くの町民の皆様からも、グラウンドゴルフ場をぜひつくってもらいたいという声も数多く寄せられておるところでございます。町の総合計画にも、このグラウンドゴルフ場の整備を明記しておるところでございます。厳しい状況にあります本町の商工、観光業界、それから、グラウンドゴルフの愛好者の皆様たちからの強い要望に応えるためにも、さきに申しあげました災害対応をまず見据えながら、スピード感を持って、対応していきたいと考えておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そこで、肝心な、このことをしたことで、災害復旧に支障が生じたかどうかということ。これは大事なところなんです。災害復旧に支障が生じるから、これはやめなさいというのが一方の主張でしたね。選挙中にも、そういう文書が出回っておりました。誤ったメッセージが町民の間に流布されないためにも、きちんとそこははっきりさせておってほしいと。それはどうですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどの説明の冒頭に申しあげましたように、整備にかかります財源、これは日本スポーツ振興センターの補助金が内示を受けておりました。それと、あと残りにつきましては、公共施設整備基金という特定目的基金を充当するというにいたしておりましたので、財源的な問題ということはなかったというふうに、私たちは認識をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 去年の8月時点で、工藤町長あたりから説明を私たちが受けたのは、あれは12月、特に強調されたんですが、今おっしゃったように、財源的には問題ないんですね。これは我々も長年議員していますから、百も承知なんです、これは。特別基金ですから、これはほかのを取り崩して災害復旧に使うわけでもなく、使えもしません。これは眠らせとくよりか、積極的にこれは生かしたほうがいいわけです。しかも、2,000万の補助金がついています。

そのことはそうですけれども、もう一つ、今さっき、課長が言ったような災害復旧について、業者の、いわゆるこの応募があるのかと。応札というのが、不調になってきているとがあっちこっちに出てきた。だから、それは今だったら間に合うということでしたね。そこが大事なんですよ。12月、もうぎりぎりタイムリミット、12月初めに発注すれば、何とか、あと災害復旧作業に実際入るのは新年度ですよ、でしょう。今度、22億出ております。これまで発注したやつの残余のやつが、農災が出てきます。農災全体でどれだけでしたか。課長、教えてください。1,700ぐらいあったかな。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。平成28年の地震、豪雨災害にかかわる農地等の災害復旧件数につきましては、合計の1,791件、これは事業費ベースで申し上げますと、39億5,000万程度になります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 同じように、公共災、どうでしたかね。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。533件、約33億でございます。

○12番（中村益行君） 七十数億、七十四、五億の工事なんですね。件数にして、2,300という膨大な仕事が3月以降、全部町内業者では、とても、私は処理できないだろうと。そういうことが心配されるから、3月までだったら、まだ発注していないわけですから。全部積み上げるのは12月でないと物理的にできない。設計、査定を受けて、そして発注ということになりますから、今度の補正で22億は出ております。

そういう物理的な面については、若干余裕があると、この三、四カ月あると。8月だったら、5カ月あったんですよ。だから、今だと。どうしても、やっぱり補助金を遠慮するわけにはいかんから、3月いっぱい終わるようなことで、12月初めに発注できればというのが、あの当時の町長の切なる訴えでした。

その辺のところ、十分理解いただいていないということですね。物理的にできなかった。財政的には十分できた、問題なかったと。災害復旧には全く支障を来さない基金からの支出ですから、そこ辺をこの間の選挙のときも、やたらそれを言われた。ですから、わざわざ文書まで出回ったんですから、やっぱりきちんと説明をしていってください。これは町政不信の一端にもなりかねませんので、よろしく願いしときます。

それでは、次に行きます。

同和保育所が今度、閉園になりますね。名称が変えられたということは、閉園ですね。このいきさつが、どうしても私は釈然としません。このことについて、地元初め、このOBの方たち、あるいは現場の皆さんに、十分納得がいただいているのかどうか。この問題のトップは副町長だったと思いますので、副町長さんにお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） お答えする前に、私、梅田町長から、引き続き副町長の職を全うするよというお言葉をいただきました。また、前工藤町長からも、梅田町長をしっかりと補佐するよというお言葉をいただきました。そうしたことで、引き続き、副町長の職責を果たしていきたいと思いますので、議員各位には、今後とも、御指導のほどよろしくお願いいたします。

さて、同和保育所の閉園について、地元の皆様の了解が得られたのかというお尋ねであります。保育園の名称を、公募をもとに決定することについて、地元の皆さんと1月中旬に2回ほど話し合いを行いました。その中で、参加された皆さんから、同和保育園を開設するに当たって大変な御苦勞なされた。紆余曲折があつてようやくできた自分たちの保育園であるということ。そして、

また保育園の名称が同胞一和という言葉から来ておる。その同和という名称は、差別解消に向けてのシンボルである。そういったことで、保育園の名称につけられたということで、同和保育園に対する皆さんの思い、保育園の名称に対する誇り、そういう愛着というものを感じました。

長時間の話し合いが行われましたが、地元の皆さんの了解が得られたというふうには思っておりません。その後、保育園の名称が新たに決定されましたが、地元も皆様のそうした思いというのは、しっかり我々は受けとめる必要があると思います。

そうしたことから、矢部同和保育園の開設の歴史、あるいは保育理念というものは、今後の新たな保育園においても、しっかりと受け継いでいく必要があると感じております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2回ほど、事前に、1月に話し合いを持ったという話ですが、これは町のほうから積極的になされたわけじゃないですね。地元から、どうも今度は閉園になりそうだという心配から会合を持たれたと思いますね。あとの保育所には、全部説明があっているんです、去年から。そして、閉園予算までつけていますね。同和保育所には、全くそれがありません。それは課長、どうしてですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。答申に従いまして、27年度に白糸保育園を閉園し、28年度に浜町保育園、浜町第二保育園を閉園し、矢部同和保育園に統廃合するという答申に向けて、今現在、進めているところでございます。

そういう中で、閉園の説明といたしましては、平成27年1月ごろ、町当局から、閉園に当たっての説明をしたところでございます。

矢部同和保育園に統廃合するというところでございますので、矢部同和保育園については、閉園の説明はしておりません。このまま同和保育園は存続するという考えで、今日に至っているところでございます。

ただ、答申では、矢部同和保育園を増改築するという答申でございましたけれども、昨年度、議会の中でも議論いただきまして、新築ですということになっております。そのまま新築でございます。あとは今まで培ってきた矢部同和保育園の理念はそのまま、名称はこの前、1月20日に上程しました、山都みらい保育園で、今後、引き継いで進めていきたいと考えている次第でございますので、同和保育園につきましては閉園する考えはございませんので、予算あたりもつけておりません。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 何となく支離滅裂だな。答申では、同和保育園に統合することだから、そのままにしとったということでしょう。改築することになったから、その名前を変えた。あなたが言っていることは、一貫性がない。整合性がない。これは今度の同和保育所問題をめぐっての執行部の混乱状況が、今の答弁に象徴されています。そうでしょう。同和保育所に統合することだから、そのままにしとった。いわゆる同和保育所に吸収するという理解

をあなたたちはしておったはずですね。恐らくは答申の文言もそうなっているんです。日本語を正式に解釈すれば。そうでしょう。そうしたら、答申に、「改築する」となってきたから、名前を変えることにした。しかし、同和保育所には、何も説明せんでもいいと思ったと。それはどういうことですか。同和保育所がどうしてできたか知っていますか、課長。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 同和保育所につきましては、ともに助け合って生きていくという共生の理念をもとに、村の子を初め、障害児、被差別状況にある子などを中心に据えた発達保障の営みをいち早く就学前教育と位置づけまして、全面発達を図ってきた保育園であります。村の子を初め、厳しい状況にある子供たちの学びに豊かな感性、つながり、子供にとって真の生きる力を育むことを目指して来られたかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 受け売りじゃ駄目ですよ。どっか聞いた文章だなと思ったら、それは私が書いた文章ですよ。今、私が聞いているのは、どういういきさつでできたかということなんです。これは実は、町長のお父さんあたりも現職だったと思うんですが、その中で、解放運動の中で、解放運動によってできたんですよ。部落差別の結果、保育の場からも阻害されている。そういう子たちがたくさんおった。保育料負担の問題も含めて、あるいは生活実態からも、当時は入園は措置という形で、行政のほうが入れてやるということでした。条件を満たした者は入れてあげます。条件の一つに、家庭にいわゆる子守る人がいるかどうか。そういう大人がいるかどうか。いるところは駄目ですよということですが、端的にいうならば。貧しいところ、特に部落の人たちは、正規の仕事の場から疎外されている人が多いから、家において、手内職する以外ない、ほうきをつくったり。そうすれば、お宅はじいちゃんがいるんじゃないか、ばあちゃんがいるんじゃないか、両親もいるんじゃないかという形で入れなかった。そういう時代がずっと続いたんですよ。

そうしたら、それは実態に合っていない。真実を知らな過ぎる。特別措置は何を言っているかと。そういう不利益を、部落差別ゆえに不利益を受けている人たちをやっぱり救済しなきゃならないと。救済というと、上から目線ですけども、本当にこの差別をなくすということは、そこにも目を向けてやらなきゃならないということで、特別対策法というのはできたんですよ。同和対策審議会の答申が、昭和40年だったですか。出たんですよ。それでも、なおかつ、そういう状況が続いたから、もういても立ってもたまらない。だから、解放同盟が立ち上がって、要求していく。県に要求し、国に要求し、町と一緒にあって、その特別措置法に基づく財源措置も求めていった。その結果、できたんですよ。

まちなかでは、何で部落の子ばかり隔離保育するのか。そういった間違っただけの攻撃が起きました。そのとき、解放同盟が訴えたのは、うちの子供たちもそうだけれども、この村の子供たち同様の境遇の子供が、この町にたくさんおると。福祉課で、お宅はその条件を満たしていないから、駄目ですよと言われる子供がたくさんおった。もっと大事にすべきは、体が不自由、いわゆる障害児、これなんかは全くらち外に置かれてきている。そういう子供さんたちも一緒に育てる。そう

いう保育所をつくろうと。そして、同和保育所をつくった。

同和という言葉は、さっき言われたように、同胞一和、ともに生きるという意味なんですよね。ともに生きるという共生の思想を込めた文言でした。あなたのさっきの私書いたものを読み上げるような状況ではいただけません。これは12月議会で、工藤町長にも聞いたところですけども、私は本当に工藤町長しっかりやってほしいと願いつつ、4年間、そう思いながら工藤町長に寄り添ってきたんですけども、最後になって私は本当に厳しいことを言わざるを得なかった。全く受け売りの言葉でした。ハートに響かない。あなたたちの同和行政というのは、人のハートに響かないことを建前だけでやってきているから、こういう間違いを起こす。

いいです、課長。なら、副町長、あなたがおっしゃったように、理念を云々とおっしゃいますけれども、今言ったのと同じですよ。本当にこの同和问题というのは、己がどう生きるかということが一番教えてくれる。行政の一番根底に据えるべき課題なんですよ。

ここ1週間ぐらいの間に、姜尚中さんが熊日に、「差別という病」というシリーズで、2回ほど載せています。お読みになりましたか。あの人は、ハンセン病のことを取り上げて、自分の在日の思いも、その二重の中で、自分がやっぱり被差別であって、差別者だったという、その赤裸々な自分の気持ちを彼は書いています。そして、差別というのは、いつまでたってもなくならない。これは何だろうと。決して被差別側の責任じゃないんだと。自分の自由にできない、自分の意思で招いたことじゃない、自分に責任のないことで受ける不都合な社会的な仕打ちだということ、あの人は書いています。大学教授ですから、非常に文章のレトリックがちょっと難しいわけですけども、彼は本当にそのことをずっと追いつけてきた人です。大変博識です。美術史にも詳しいし、いろんなことに。あるいは、国際政治にも詳しい。しかし、一番彼の生き方の根底にあるのは、在日の被差別の思いが、一番被差別者に対してわかっている人ですよ。ぜひ改めて、読んでみてください。私がコピーしたのがありますので、お見せします。

それで、この同和保育所の名称をこれだけわかっておつとに簡単に変えてしまったのは何ですか。副町長、聞いときます。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 統合保育園の新たなスタートということで、三つの保育園が廃止されます。廃止されて、統合保育園の一つになるということで、それぞれ皆さんの思いもあろうと。吸収合併ではなくて、対等合併というような見方をしましたものですから、一つ、これは皆さんの御意見を伺って、皆さんに決めてもらったほうが、一番適当であろうというようなことで公募し、その公募に基づいて名前を決定しようということになったわけでありませう。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それは、最もな話ですよ。しかし、最初はそうじゃなかったわけでしょう、さっきの課長のお話からすると。吸収合併の認識でした。対等合併というのは、後づけの理屈ですよ。理屈は後づけだったら、昔はよく、理屈は後から、馬車何台もついてくるという言い方を言っておりました。

まず、この議会で、あそこは環境が悪いと。いかにも、同和地区だからといわんばかりですよ。

だから、白糸にしろという暴言まで出たこと、あなた知っていますでしょう。そういうことがあっておれば、なおのこと、慎重に行くべきです。少なくとも、これは、こうこうこういうことで名前を変えますならばわかりますけれども、言われるままに、そして事務的に、今までやったことのない全町民に応募させたということでしょう。小中学校でそういうことは全くやっていないんですから。あるいは、菅尾保育園だってそれはやってないんですよ。あれは民間に譲りましたけれどもね。

その根っこは何なのかと。こういうやり方をする。私は、いつか議会で書きました。偏見は群れを成して走ってくると。理性判断はゆっくり歩いてくるけれども、偏見は群れを成して走ってくるという、ルソーの有名な言葉があるんですよ。まさにあなたたちは、群れを成して走ってくる、その仲間の一人じゃなかったかなと思います。どんなに理念は言葉で立派なことを言っても、実際やっていることは真逆のことでしょう。

対等合併だからこうしますと、きちんとした方針を示して、やったわけでも何でもなし。何かないしょでこそこそやりながら、そして、選考委員会についても、だんだん最近わかってきました。公募して、同和と名前がついた矢部同和保育園、あるいは山都同和保育園だったかな。同和保育園というのが150ぐらいあった。だから、同和とついたのが171あったんですよ。今度決まったみらい保育園は6件しかなかった。170対6ですよ。そして、これを選考委員会が選考したことだからと。選考委員会の皆さんに、同和保育所がこれまで果たしてきた役割とか、意義とかというの、お話しになりましたか。課長、話しましたか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。選考委員には、今回の統合保育園の趣旨を御説明申し上げました。

なお、先ほど言われました、いろんな御意見を踏まえたところがありましたので、全応募者数303通、住所、名前を消して、選考委員会のほうに審査を依頼したところでございます。

なお、また、先ほど議員がおっしゃったように、303通の中に、百七十数件の同和の名称、消さないでくれという御意見、多数ありました。その中の理由にも、同和の成り立ちに至った経緯あたりが詳しく書いた理由もありましたので、そのまま選考委員会のほうには、十分御理解いただくようにお見せしたところでもございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 応募者が何を言っているかというのを配ったから、それでよしと言っているんじゃないんですよ。あなたたちがどういうふうに主体的に説明していったかということです。それは全くないでしょう。単なる丸投げでしょう、7人の委員に。そして、同和保育所がどうしてでき上がってきたかというような、その歴史的な事、あるいはこれまで果たしてきた意義、これを全く無視した形で、ただ機械的にやってしまっている。今になってから、こういう理念でやりますと言っても、これは響かない、私が言ったように。

私は、結果としてこうなっても、これはもう結果は問いません。しかし、このプロセスがあなたたちは本当に世間の差別意識に全部同調してしまっている。今、はやりの言葉で言えば、世間

の差別意識、あるいは、議会の空気をそんたくしている。そうじゃないですか。胸に手を当てて聞いてみてください。難しい言葉で言うと、まだまだ差別意識は社会意識としてあります。その社会意識に同調させられる圧力に、あなたたちは負けてしまったんですよ。いわゆる同調圧力で屈してしまったということは、あなたたちも差別者そのものだというのを、自分たちで証明しているのと同じですよ。

片方ではきれいごとを言って、建前。部落問題ほど、建前と本音が使い分けられる事柄はありません。あなたたちは見事それを証明しておる。非常に私は残念だ。特に、福祉課というのは、一番痛みを持っている人たちに向き合う大事な課なんですよ。だから、あなたの役割を私は非常に評価をしながら、大事にしていかにやらんなど思いながらも、一番底辺のことが見えないで、本当に福祉行政ができるのか。

私はたびたび工藤町政時代にも言ってきました。このことは、行政総体として、根っこに据えるべき課題なんだと。だから、同対審答申は、これは行政の責務であり、国民的課題だと、うたい上げたところはそこなんです。それでもなおかつ、まだ部落差別はなくなりません。なくなっていない。

だから、12月16日でしたか、国会で、部落差別解消推進法というのができた。私はこういう法律ができるような時代を早く卒業してもらいたい。ただ、今、我が町の子供たちの間には、大人と全然、あなたたちが世間の空気に負けるような子供たちじゃない子供が育っております。いわゆるあそこは環境が悪いといわれたけれども、子供たちは、中尾地区を人権運動の先進地として捉えているんですよ。非常に尊敬した気持ちを持っています。リスペクトしているんですよ。それを知らないのは、大人ばかりですよ。

そういう子供たちが育っていけば、あえて私は同和という名称をつけて、啓発し続ける必要もないだろうとは思いますが、しかし、現段階では必要なんですよ。同和という名称が持っている一つの啓発の象徴として、これはこれをですね。この同和という名称が、普通名詞となる、今の子供たちが大人になったときは、普通名詞になるでしょう。しかし、現段階では、普通名詞じゃない。特殊名称です。だから、変えろというんですよ。そうですね。変える必要もない。こんな立派な名称を何で変える必要がありますか。

あと、通告しておりました観光問題、それから浜美荘問題は時間がないので、またにさせてもらいます。楢林課長、今度、文化交流センターができます。どうこれを活用するのか。まちづくりに生かしてほしい。今度は拠点になります。今までのル・ポンが観光案内所としてありますが、事の絡みの問題があります。いろんな課題がある。あなたのところも、非常に課題を持って、この町を前に進める大きな役割を背負っておりますから、それから、浜美荘の施設長、ごめんなさい、あなたに通告しておりましたが、できませんでした。

とにかく、私は基本的には、町が福祉事業を手放していいのかなという思いがありますので。以上です。

○議長（中村一喜男君） これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時09分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。1番、吉川でございます。

本日は、梅田新町長をお迎えしての初めての一般質問となり、傍聴席にもたくさんの傍聴者が詰めかけていらっしゃいます。ありがとうございます。

さて、3月も半ばとなり、春の到来、三寒四温の言葉を地で行くような、寒かったり、暑かったりという日を繰り返しておりますが、寒さの厳しいこの土地に引っ越してきて、この寒いところから春の到来を感じる、この季節が私は一番好きでございます。

さて、2月18日、山の都事業報告会というものが清和の文楽館で行われました。町が総合戦略に基づいて、まちづくりに関する進捗状況、そして、第2期に入った食農観光塾の塾生による発表の機会でした。このような町の事業を一般町民にアピールする機会というのは、今までにないことだったのではないかというふうに思っています。まず、企画振興課からまち・ひと・しごと総合戦略に基づいての取り組みの説明、農林振興課からは農産物ブランド化への取り組みの詳細、そして、山の都創造課が音頭をとっている食農観光塾の塾生の取り組みなど、2期生の今後の取り組みの抱負や1期生が株式会社を立ち上げたことの発表など、ますます今後の山都町の若者の活躍が楽しみになってくる機会でした。

若者といえば、先日の日曜日開催されました山都町消防団出初め式におきましては、現在660名の団員中635名の参加を得て、消防団による力強い規律訓練の成果を見せていただきました。毎年のことながら感動いたします。

また、例年同時開催の献血運動がありますが、そちらにもたくさんの若者が参加しておりました。自分の出番の間に、順番を待ちながら献血をしている姿は頼もしく、また、狭いバスの中を大きな体をかがめてベッドに横たわって献血をする姿は、出初式で見せる表情とは一味違った若者のやさしさを感じる1コマでもありました。

先週末、白糸第一地区において、棚田の復興プロジェクトというものが始まりました。棚田が1枚でも今期の田植えに間に合うように、広くボランティアを募集したものです。熊日やRKKでも放送されましたので、ごらんになった方もいらっしゃるかもしれません。折しも、年中行事の通潤用水の井手さらいの日と重なったことで、地元も大変、そのボランティアの力に喜んだ、助かったというふうなお声をたくさん聞いております。

今後も、このプロジェクトは継続する予定ですので、1回限りのイベントでなく、農家の精神的支えとなっただけのことを期待しております。

また、時を同じくして、東京からもボランティアの方々一行が見えられました。こちらは山都

町の現状を知り、多方面に発信していただける、いわゆる第3のボランティアというふうに捉えております。ボランティア実施日はあいにくの雨模様でしたが、農家の仕事を手伝っていただいたり、地区の被災の現状や暮らしの様子を知っていただき、地元住民との交流をしていただきました。こちらも継続的なつながりをお願いし、今後の山都町の情報発信をお手伝いしていただきたいと切にお願いしております。

また、きょうは梅田新市長の誕生をお祝いする気持ちで、また同時に、新しい町政に期待を持っておりますが、先ほど中村議員の答弁の中に、議員とも胸襟を開いて、議会とやっていきたいというふうなお話もありましたし、本当に新町長には、きょう御来場の傍聴の皆様を初めとする町民との対話、そして、私たち議員との対話、そして、役場、職員との対話、こういう対話のできる社会づくり、まちづくりをぜひ目指していただきたいというふうにお願いを申し上げて、きょうは、また、いつものように、子育て環境、農地の復興、住環境のあり方などについて質問をまいります。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） では、まず最初に、通告書どおりにまいります。先ほども少しありましたが、同和保育園、私は実際的な今の進捗状況について、担当課長にお伺いしたいというふうに思っています。

いよいよ4月1日から開園するこの新しい統合保育園、山都みらい保育園ですが、まずはその現場の動き、引っ越し等々、先生方には大変事務作業、引っ越しの準備など御苦労が多いことかと思いますが、その辺の状況をまずお聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 4月の開園の準備状況ということでございます。

4月まであと2週間を切った時期になりました。これまで開園に向けて、十分スムーズに行くように協議してまいったところでございます。保育園につきましては、同和保育園を今月の19日、20日の両日に、新園舎のほうに引っ越しを行いまして、21日から新園舎で保育をするように準備を進めているところでございます。

統合保育園に併設いたします子育て支援センターは、今月27日の週に搬入作業を行いまして、4月3日、4日に施設見学を行うこととしております。現在、社協に委託して実施しておりますので、4月から町で実施に向けて、町の保育士と業務の打ち合わせを行い、引き続き実施していくように進めております。

なお、また、清和、蘇陽地区での出張広場も計画しているところでもございます。

また、つどいの広場シャベルも一体として運営いたしますので、現在取り組まれています調理や菜園活動ができるよう、隣接しています人権センター調理室や、近くの畑あたりも確保しているところでございます。

なお、また、病後児保育室は新規で実施いたしますので、4月に看護師、保育士を配置していくようにしております。なお、また、病後児保育を行う上で研修を行い、体制が整い次第、運営していきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。本当にばたばたの中、新しい保育園がスタートするというので、わくわくした感じもいたしております。

今の御説明の中で、1点、支援センターや病後児保育を併設して、山都町の保育環境がいかに素晴らしいかを内外にアピールしたいという前町長の意気込みが盛り込まれた内容なんですけれども、本当にさまざまな議論があり、また、先ほど、中村議員からの議論の中にあっただ点で、ちょっとつけ加えというか、申し上げたい点がございまして。

もう決まったことですので、今さらいろんなことは言いたくないんですけども、やはりあの場所ではなく、白糸や、あるいは、千寿苑とかで展開したらどうかなというふうなことを私は申し上げた経緯がございましてけれども、それはあくまでも本当に広いグラウンドですとか、菜園が併設されているですとか、支援センターが独立した、全部包括するにしてももっと広い場所がいいんじゃないかな。そして、山都町に高速ができてきて、また、交通量がふえるんじゃないかなという心配のもとに発言していたものであって、地区に対する偏見など全くないことを申し添えておきます。

そして、きょう、ちょっと問題にしたいのは、今のシャベルの併設の件なんですけれども、このことを、実はついこの間です、本当に。先月の末に利用者の若いお母様から電話をいただき、シャベルが閉所になるんですが、吉川さん御存じでしたかというふうなことを言われました。正直、その支援センターとつどいの広場シャベルは、町の事業を社協に委託し、実施されている事業ですね。支援センターのセンター長を中心に、子育て環境を支えていらっしゃる機関と連携して行っていらっしゃるということを私は認識しております。

しかし、シャベルは御存じのように、1軒の家を借りて、お母様たちの自発的な活動で支えられている内容ということも存じておりましたので、今回の保育園統合に伴って、支援センターが統括していく。統括はしているんですが、同じ場所に入っていくということに対する認識は、正直ございませんでした。そこで、シャベルの閉所を知って、困っていらっしゃるお母さん方にかわってお聞きしたいと思うんですが、私が聞いたところ、利用のお母さん方がシャベルの閉所を知ったのは2月14日に開催された子育てサロンの折に、健康福祉課から説明に来られたとき、初めて聞いたというお母さんも多かったということです。このことは事実でしょうか。また、このことの説明責任、健康福祉課がやるべきものだったのか、社協がするべきだったのか。そこら辺のことも、あわせてお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。子育て支援拠点事業の一本化ということで、シャベルも今回一本化するわけでございます。昨年の7月から委託しております社協と十分協議をしております。子育てについての相談支援や情報の提供など、重要な位置づけでありますことから、事業内容については十分検討を重ねてきたところでございます。

今、議員がおっしゃったとおり、利用されている方、五、六名常時いらっしゃいますけれども、一本化されると聞いたのは2月だったということで、御指摘受けられました。12月ごろ、社協か

らお尋ねがあったということで、うちのほうからは、社協のほうに日程あたりを調整して、いつでも今後のことを説明すると申し上げとったところでございますけれども、何もなかったということでもう伝わっているものと信じておりました。

ただ、2月に、うちのほうからは正式に今後の方向性を御説明申し上げたところでございます。なお、また、その当時、私、係長おりませんでしたので、再度、3月、吉川議員の発案で、直接4名の利用者が方と意見交換を行ったところでございます。そうした中で、利用者の方から多数御意見をいただきました。おっしゃったとおり、今回の統合保育園に併設いたします子育て支援センターは、今使っておられる面積よりもかなり狭いと、ちょっと狭いんじゃないかと、そういう御意見あたりもいただいたところでもございます。

なお、また、シャベルにつきましては、おっしゃったように、民家を借りて、広いスペースで活動された経緯もございますので、かなり不安がっておられましたので、まずは今回、子育て支援センター、新しいところに足を運んでいただいて、いろんな点で不便なところがあれば、センター職員と一緒に、今後進めてまいりますということで御了承を得たところでもございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の御説明だと、やはりいずれにしても昨年の12月に社協との調整の中で、お母さん方にそろそろ知らせたほうがいいのではないかとというふうなことでした。そして、実際に行われたのは2月14日ですね。そして、私が、今、課長がおっしゃったように、お母さん方からのお電話を受けて、それは直接お話ししたほうがいいんじゃないかということで、3月7日に座を設けたところです。その中でも、やはり狭さに対する不安とか、さまざまな御意見が出ました。

いずれにせよ、社協がとか、健康福祉課がとかというふうにおっしゃいますが、子育て会議がございますよね、連携会議。その中で、もっと密に責任というか、説明の段取り、責任をどっちがやるということをはっきりと打ち合わせられたほうがよかったんじゃないかなと、今になって思いますね。中には、次年度も子供を保育園に入れずに、シャベルで集いながら子育てをしようというお母さんもいらっしゃいましたよね。戸惑っておられるし、今さら保育園に申し込む段取りではないし、子育て環境の選択肢を狭めるような今回の決定を、利用者に説明しなかったというものの反省があれば、お聞きしたいんですが。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 御指摘のとおり、やはり今回、場所も変わるということでしたので、早目に利用者あたりに御説明申し上げたほうがよかったんじゃないかと、今になっては思っております。

まず、場所も変わりますので、まずは足を運んで、来ていただきたいという思いでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） きょう、このような話題を取り上げましたのも、これは町長にも聞いておいていただきたいんですが、このような利用者への説明がおくれがちという、いわゆる役場

の体質といますか、さまざまな場面で出てきているというふうに思っています。東京都知事の小池さんがよく言われる都民ファーストという言葉がありますが、この山都町でも、ぜひ町民ファースト、利用者がどういうふうによっぱり捉えるかという、保育園の問題もしかり、いろんなその建設現場でもしかり、いろんなことが、最後にその利用者に、町民に知らせられるということが往々にしてあるような気がしております。そこのところをよろしくお願ひしたく、今回、このような提案をさせていただいたところです。

そして、今、統合になるので、ぜひ新しい施設で使ってみて、それから、いろいろ検討しているんじゃないかというふうなことがあって、まさしくそれは大事なことだというふうに思っております。しっかりと利用者の利用状況を判断していただきながら、次なる視点で子供さんたちを持ってられるお母さんたち、やっぱり子育てするなら山都町というふうにホームページにも掲載されておりますので、たかがというか、本当に利用が今五、六名、あるいは10名ぐらいでしょうか。これは本当、全体のパーセンテージからしたら10%ぐらいなんですね。未就学の子供さんたちの9割は保育園に行ってもらっています。残りの10%の方がこれを利用していらっしゃるということなんですよね。ほとんどのお母さんがこれを利用して、子育ての支援をしていただいているということです、そこら辺はやはりおろそかにせず、取り組んでいただきたいというふうなところです。

そして、今後のことについてなんです、もちろんシャベルは危険地帯ということで私も聞いておりますけれども、そもそもが危険地帯にあり、このような洪水とか、あるいは地震とかというところには、いち早く避難をしないといけない場所にあるということで、あの場所の活用というのも考えられないというふうに思っておりますけれども、今後、千寿苑のあいった支援センターのお部屋でありますとか、それから、閉園された白糸、浜町、今度閉園する浜町第二、これの利活用については、どういうふうになっていきますか。お伺いします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 千寿苑につきましては、通常時は住民健診や乳幼児健診、各種会議や研修会などで使用し、非常時には避難所として活用しているところでございます。

しかし、住民健診時の受け付けや乳幼児健診時に、他の子供となじめない子供の健診場所や、健診対象者の兄弟姉妹の待機場所などのスペースが不足している現状でもございます。

なお、また、昨年熊本地震の際は、施設全体を避難所として活用してきました。高齢者や乳児のいる御家族など、特別な配慮を要する方が千寿苑に入れなかったり、通常の避難所での避難に耐え切れず車中泊されたケースが多くありました。災害時には、体調を崩される方がおられることも考え、バリアフリー化されている千寿苑を特別な配慮を要する方の、今後、福祉避難所とすることを検討しているところでございます。

このような状況から、現在、子育て支援センターが入っているスペースを含め、住民健診時や乳幼児健診時、福祉避難所として利活用を検討しております。

なお、また、閉園になる保育園の利活用ということの御質問でございますけれども、昨年、自治振興会などから利用要望が上がっている施設がございます。今現在、町内関係課で構成いたし

まず行政改革会議におきまして、利活用を検討しているところでございます。できるだけ早く、閉園になった保育園の利活用を図っていくように進めているところでもございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の千寿苑の使い方については、もちろん今でも、今、社協の矢部支部の事務所がある常駐は、そのほかはさまざまな会議、講演会、または、今、課長がおっしゃった乳幼児の健診、そして、住民的には、季節的には住民健診、また税の申告会場、そして、おっしゃるように避難所としての役目、さまざまなものがあるかとは思いますが。しかし、常時使っているものではないですね、災害対応とかですね。なので、私からの提案としましては、今後の利活用の一つとして、やはりシャベルがあそこで活動ができないかということも視野に入れていただきたいということを申し述べまして、この問題については終わらせていただきます。ありがとうございます。

では次に、いいですか、続けて。地震、豪雨災害からの復興を一つのきっかけと捉えて、未来の農業のあり方というものについて述べてみたいと思います。

現在の消費者中心の社会は、限界のときに近づいているのではないかというふうに思っています。わずか1%ぐらいの第一次産業の従事者が、その他の消費者の胃袋を支えているというのは、非常にゆがんだ構図だというふうに思っております。都会で暮らす人たち、子供たちは、食卓に並ぶ食材がどこでどのようにつくられているか知らない人も少なくないというふうに報じられております。

しかし、100年後、いや50年後に、人間の生活ベースは農業であるということが常識とならねば、本当にこの世は終わってしまうのではないかという、そのような危機感さえ覚えています。持続可能な社会づくりをこの山都町から発信することが大切ではないかというふうに思っております。

そこで、まずは12月の議会のときにもお伺いしたところなんですが、被災農地の発展的整地が可能かどうかということをもう一度お聞きしたいと思います。

と言いますのも、先日、熊日にも載りましたのでごらんになっているかと思いますが、熊本県は阿蘇や益城の大きく崩壊した農地を発展的に耕作しやすい畑地に整備することを予算化したというふうなことでしたね。3地区、260ヘクタールというふうにこの新聞の記事にも書いております。

このように、今回の被災を機に、より耕作しやすい農地、それを整備するのはまともな考え方だというふうに、私はこの記事を読んで思いました。前回の質問時に、前町長からは、原形をとどめないような農地については考える余地があるというふうな答弁でした。もちろん、阿蘇の断層による大きな亀裂を見たとき、また、約2メートルもの段差ができた田んぼ、そして、大きく崩壊した山からの土砂が流れ込んだ田畑、大変深刻な状況だと認識しています。

国の復旧補助金というものは原状復帰が原則なんですけど、この際、棚田を規則どおりに復旧するのではなく、一つの谷を埋めるぐらいの新しい考え方で、緩やかな傾斜の農地をつくり、そこで経済性の高い農作物をつくるということが望ましいのではないかというふうに考えております。

県の判断はそこにあるのではないかというふうに、考えているところです。

耕作しやすい農地をつくることは、後継者、また、新たに就農したいと思っている方にとって明るい話ではないかというふうに思うわけなんです。今回の被災をきっかけに、新たな農業へのかじ取りとして、今すぐどうする、こうするという復興の予算の中で、そういう大きな工事をしていくということではないでしょうけれども、将来的な農業のものを考えたときに、この急峻な斜面と向き合う命がけの農業をやってらっしゃる方々から、安全な農業へと方向を転換していく時期に来ているのではないかというふうに思っております。

先ほど申し上げた、東京からの視察に来られた方が、実際に白糸の棚田を見られたとき、「こんなに急な斜面なんですわね」というふうにおっしゃったのが非常に印象的な、私、言葉だったんですわね。「もっと低いものかと思っていました」というふうにおっしゃったんですが、こんなところで本当に農業をするということを地元も、そして、やはり町から来られる方にも知っていただき、その方々がより安全な、安心な農業を営んでいけるようにというふうに思っております。

一つの谷を埋めるなんていうことがどれほどのことか、私にはよくわかりませんが、一度試算をしていただけないものかというふうにも考えます。棚田の保全、いわゆる重要文化財的な景観ではありますけれども、景観に指定されるところの田んぼは扱うことができないかと思いますが、多分半分、6割ぐらいなんだろうかね、指定されているのは。その残りの部分で改革ができるとすれば、棚田の保全、環境的な、その景観的な保全とともに、経済活動を両輪で表現できる山都町の農業という方向性があるのではないかというふうに思っておりますので、ちょっと長くなりましたけど、これは担当課長、あるいは、町長のほうでもお考えがあれば、一言聞かせていただければというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、吉川議員から、創造的復興というような言葉が出ましたが、阿蘇等々につきましては、後で担当課長のほうから説明をさせますが、棚田について、私もずっと震災直後、水害直後から、いろんな人と話をしたところでございますが、現在、先ほどありますように、農災の復旧の件数が2,800件を超えておると、700件超えたというのは、申請ができて、後々工事が始まる、何年かかるかわかりませんが、工事が始まるんじゃないかなという思いでおります。

本来であれば、工事が始まる前に、棚田についても、創造的復興ができればなど。私もずっと考えておりましたが、今の現状では、もう申請が大分なされておると。また、申請がなされていない、小さい災害についても、来年度から町の事業の中で進めるというようなことでありますので、できればこういう機会にという思いでおりましたが、なかなかできないかなという思いでおります。

しかしながら、今、棚田の部分について、また、私もずっと言っておりました集落営農をするためには、基盤整備が一番大事だというようなことであります。ことし、山田、山中地区、浜町西部地区ですか、集落営農をするに当たって、基盤整備ができると。振興課に聞きますと、13地区でもう計画がなされておるというようなことであります。来年度から、国はルネッサンス事業

という形の中で、中山間地の中でも基盤整備を受益者負担でできるような制度ができるというようにありますが、これについて、説明をまた担当課長等に聞きますと、この13地区はもうそれには取り入れられないというようなことですが、それも含めた中で、中山間地の基盤整備は早急に、この水害、震災を別にして、進めてまいりたいという思いであります。棚田につきましては、後で課長からありますが、景観条例、いろんな部分で、棚田百選等に選ばれておりますし、通潤用水等々も受けとる部分については、文化庁のいろんな制約があるというようなことですが、私もある友達から、30ヘクタール、40ヘクタール規模の棚田の整地、また、今あります谷を埋めてという計画も2人で話をしておるところでございますので、それについても、各地区への説明をしながら、できる部分については進めてまいりたいという思いであります。

しかしながら、その棚田については、先ほど言いますように、島木地区であったり、白糸台地であったり、菅地区であったり、大変制約が多い中での棚田の基盤整備になるんじゃないかなという思いしておりますが、今後、後継者の問題、いろんな問題を考えたときには、早急に進めるべきだという思いしておりますし、先ほど言いましたように、13地区についてはもう申請ができていくようなことでもありますので、こういう分については、県とも、また、町独自としても取り組んでまいりたいという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。棚田の発展的整備の可能性ということと、それから、阿蘇の被災地の事例を踏まえて、御提案がございました。

12月に1回御報告申し上げておりますが、もう少し阿蘇のもう一例を少し申し上げたいと思います。今回申されました創造的復興につきましては、熊本県の農林部のほうで、昨年年末、県知事、それから農林部長等踏まえて、被災地のほうにお見えになったときに、御承知のように、特に立野地区、この付近を中心に大規模な山腹崩壊が起こっておりました。これは山腹崩壊とあわせて、先ほど吉川議員がおっしゃいましたように、非常に地表に近い、10キロメートルの断層ということで、地表面に大きいクラック、深いクラック、そして、クラック前後に1.5メートル等の農地に段差ができると。そういうところも含めたところで、非常に類を見ない農地の災害。これを復旧するにはどうしたらいいかということで、現地のほうで検討されたようです。

特に、南阿蘇の乙ヶ瀬地区、こちらのほうで山腹崩壊によりまして、地域が抱える約4ヘクタールの農地が山の崩土で埋まってしまったということでもあります。この崩土は、農地の形状がわからないように、結局、段々にある田畑を押しなべて、現状がわからないような状況になってしまった。そして、これを復旧するにしたときに、ここにかんがりの崩土が、落ちてきた土がいっぱいあるわけですね、山腹からの。この土の処分をどうしようかといったときに、これはやはり、その地区から農地の高さまで除去する必要がある。この除去する必要がある崩土について、これを圃場整備に利用しようじゃないかということで始まったのが、南阿蘇の創造的復興でございます。

この4ヘクタールを含めまして、面積は最終的に25ヘクタールの土地を含めた、この被災農地

を含めた土地改良を行うということでまとまったようでございます。

受益面積も37区に上りますが、国の補助も55%、そして、県が30%、そして、地元は5%の負担が出てまいります。これは地元負担を軽減するような中山間地域の集積促進事業、今、町が行っております圃場整備事業等については、ハード的に土地の形状を変えた後に、必ず農地の集約をするという、そういう原則的な部分がございますが、こういうふうにして、整備後の農地の利用を非常に促進するという部分で、計上するところでございます。

12月も申し上げましたが、その点を踏まえて、現地に県の農地整備課等の職員の皆さんもお見えになりましたが、担当部局とお話したときに、現状を踏まえて、やはり災害復旧をしなければならないようなところについて、今後、整備した後に、また、さらに、災害が起きるような、そういうような災害復旧はぜひ避けていきたいというふうな思いを申し上げましたが、なかなか現状の農地等災害復旧法に規定する分については、現況を回復するということから脱することができないということで、これは完全に法律を改正する必要もあるということで、そういう御提案に終わったところでございます。

そういうことを踏まえますと、現地のほうで見た、特に棚田等の復旧については、この創造的復興について、これをそのまま運用することは、山都町では無理だという判断をいたしたところであります。

ただ、申されますように、12月も申し上げましたが、棚田の特性といいますのは、やはり水を等高線上にためて作業を行う。それは昔から、そういう形状でないと、水の便を含めたときに、耕作できないという性質上から田んぼをつくれるところにつくってあるというのが現状かと思えます。段々にある部分を3枚の高低差がある部分を1枚にするとしたときに、非常に畦畔を保持するのり高、のりを維持するような工事については、非常に多額になってくるということで、さらに、工事後の維持管理にも非常に経費がかかると。これは経費分のみならず、農地を管理する農家の方々の負担の軽減にならないということで、今後、こういう地域を含めた等高線上の圃場整備事業、こういうものにつなげていく必要があるかと思えます。

それから、この南阿蘇の創造的復興につきましては、28年度の採択ではございませんで、29年度に地区採択を今のところ、要望としてはしてありますけれども、着手時期については、国の予算次第ということで、今のところ、まだめどが立っていないということでございました。

それと、棚田の回復につきましては、先ほど、町長からもありましたように、本町においても、ほぼ半数以上が棚田の形状を成している。そして、全国棚田百選に指定しているところがございまして、白糸のように文化的景観の指定地区になっているところがございまして、文化庁との協議も必要かと思えますが、なかなかこういう特別指定を受けたところについての農地の保全を受けているところについては農林債では手がつけられないというのが現状でございますので、そういうところについては、御報告を申し上げておきたいと思っております。

ただ、今後、異常気象等によります災害の危険性というのは、非常に高まってきているところでございますので、災害に強いような圃場整備を今後進めていく。こういう手法、それから、工事検討等については、県と相談しながら進めていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 詳しい御説明ありがとうございました。今の町長の答弁からは、かなり希望的なというか、今後に向けての明るい答弁をいただいたところ、また、担当課長においては、やはり厳しい現実もあるなというふうなところを感じ取りました。

ただ、やはり今の段々畑を、3段を1段にすると余計に負担がかかるんだという話もございましたが、そういったことのもうちょっと具体的なことを、次回、また別の機会に教えていただきたいというふうに思います。

とにもかくにも、先ほど一番最初に申し上げたように、町民ファーストというか、そこでやはり耕作をして、農業をしていただいている方、その方のやはり一番の利便を考えて、施策を立てていただきたいというふうにお願いたしたいと思います。

何せ景観的なもの、いろんな指定を受けておりますので難しいことだとは思いますが、景観より何よりやはりここに後継者が残って食っていかなくちゃいけない。この山都町、やはり食を発信していかなくちゃいけない。このままでは農業を捨てざるを得ない。そういった人たちの少しでも救済の道、明るい未来の道を役場が寄り添って考えていただくということを切にお願いをいたします。

では、次に、ちょっとまた転換いたしまして、今後の農業のあり方というところで、1点。

最近、半農半Xという言葉をよく聞きまして、課長たちも御存じではないかというふうに思っております。これは昔からの言い方をすれば、兼業農家というようなことになるのかもしれませんが、ちょっと違いますね。兼業農家というのは、やはり農業だけでは経済が成り立たないから副業を営んだり、あるいは仕事をしながら、週末の時間だけ農業をしたり、そういったことのイメージと私は捉えているんですが、この新しい言い方、半農半Xというのは、半分農業で半分何かをするということなんですね。Xという考え方はですね。農業をやりながら、自分で安心安全な食物をとり、そして、そのあいている時間、また、傍らに自分の生きがいになる仕事をするというふうなことがイメージです。きのうなんか、テレビじゃなくて、ラジオを聞いておりましたら、どっかのサーフィンのメッカのところで、半農半X、Xはサーフィンですというふうなお話もあったりして、いろんな生き方が今本当に試されているときだなというふうに思っております。

全国至るところで、そういうふうな活動を目指して、都市部から移住するという傾向が見えているんじゃないかなというふうに思っております。移住して行く先には、自治体、それなりの仕掛けがあるようにも思っております。

本町にも、光通信、まさに今朝、お宅の横の電気工事をしますとあって、工事の業者が来られて、やっと我が家にも光が来るぞというふうに思ったところなんですね。インターネットを利用した仕事、足す、農業、空き家店舗を利用した商売、プラス農業などの可能性が、いろいろと広がるというふうに思っております。

また、田舎暮らしをこのような形で過ごしたい人のために、就農しやすいバックアップの仕方

ということはどういうことなんだろうとか、そういう農地取得のハードルを下げることとか、あるいは、農業について学ぶ場があるというふうなこと、また空き店舗や空き家の利用については、現在も改修費用50万円が助成されておりますけれども、あらかじめ目ぼしい空き家を改修して貸し出すというふうが、即定住促進につながるのではないかと。これは以前からも申し上げるところですが、なかなか制度的には改革ができていない部分かなというふうに思っております。特に、水回りの工事というものが不可欠というふうに思っておりまして、この問題は農林振興課だけではなく、住宅を扱っていらっしゃる建設課、あるいは、移住定住の山の都からも答弁をお願いしたいところですが、とりあえず、この農地の取得というふうなところにつきまして、農林振興課から御説明を簡単をお願いしたいというふうに思いますし、移住定住の空き家改修という点については、山の都から答弁をお願いしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。後継者が残る農業ということで、今御紹介がありました半農半Xという表現が非常にあるということでございました。現在、議員がおっしゃいます半農半Xというライフスタイル、非常に注目を浴びているということで、私もまた、最近再認識したところです。おっしゃいましたように、半自給的に小さい農業を営み、食糧を確保しながら、そして、自分のライフスタイルに合ったような、好きなことという、表現がおかしいかと思いますが、思うことをするライフスタイルのようです。

インターネットでちょっと調べましたときに、一部には米づくりをしながらヘルパーの仕事をしていたり、そういう方々もいらっしゃるということで、もしこのようなスタイルで移住していただき、高齢者が住むこの町で、高齢者を支えていただけるような、そしてまた農地保全に御協力いただけるような方々に移住していただける。これは本当にありがたいことかというふうに思っております。

しかし、現在、農地を取得するには、農地を耕作するには、農地法という法律の規制をクリアする必要がどうしてもございます。農業を初めて開始するには、農地の取得のための営農計画書をつくり、そして農業をちゃんとやりますよという、これは農業委員会の許可、権限の部分でございまして、こういうところで、農地の下限面積というのを設定しております。現在は、農地法の中で規定しておりましたのが、50アールでございまして、山都町としては、農業委員会で30アールに規制の下限面積を下げて、農地の取得をしやすいようにしているところでございます。

このような中でございますけれど、実際、どのような運用がされているかというのは、就農支援と含めまして、現在、就農支援給付金等の支援もしながらしておりますけれども、やはり30アールの面積で露地野菜、それから施設野菜等をつくったときに、それで生計を立てるという設計が要るんですね。こういうような農業を育てるという町の自治体の姿勢というのは、どうしても残る部分かと思っております。

これはちょっと余談になりますけれども、国は今、グローバルな社会対応ということで、強い農業、それから、攻めの農業を進めておるし、それから、6次産業、農事法人課化、集落営農なども含めて、現在進めております。3月11日の熊日ほか、ごらんになったかと思いますが、アメリ

力については貿易摩擦の切り札として、自動車、それから農業を切り込もうと、関税を撤廃しようということで、今躍起になっているところでございます。

こういうものを含めて、やはりこれからの農業、農家をどういうふうに育てていくか。これは基盤整備をちゃんとし、生計的な部分、経営の基盤をちゃんとわかり、自分のケアができる。こういうものを育てていき、そして、輸入も輸出にも耐える、このような農家をつくってというのが国の施策であると思いますし、また、本町も、その路線は変わるところはございません。

ただ、この中で1次、それから、2次兼業農家等も現在いらっしゃいます。先ほど、議員からもありましたように、こういう地域農業を支えるような大きな要素となるような、こういう1次、1種、2種兼業農家等の育成も、今後、支援として続けていきたいと思っているところです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山の都創造課では、移住定住について対応しておりますけれども、この半農半Xのような考え方、20代から40代の若い世代の考え方として、山都町にはいろんな移住の相談がございますけど、年間50件以上、そういう相談がございます。その中で、やっぱり田舎暮らしをしたい。あるいは、農家をしながら、自分のライフスタイルに合ったいろんなことをしたいという相談もございます。

そんな中で、今、地域仕事センターのほうで、いろんな農業体験をしたり、あるいは雇用したり、研修したりというようなデータを持っておりますので、そういう希望については、そちらのほうにつなぎたいというようなことでやっております。

そんな中で、やはり今後、そういった移住定住のいろんな多機能の要望がありますので、そういったことについては、臨機応変に対応できるようにしていきたいというふうに思っております。28年度の実績でいいますと、44名の移住定住につながっております。14組、44名でございます。実際は、もっともっとニーズがございます。

そんな中で、やっぱりネックになるのが、先ほど、議員のほうからも御指摘がありました空き家対策でございます。現在、空き家登録が22戸登録をしておりますけれども、28年度ベースでいいますと13戸、その空き家改修で、移住定住につながって、改修して入ったケースがございますけれども、やはり空き家を改修して、それから入るということになりますので、それまでに、また期間がございます。そういった期間がありますと、なかなかすぐそこに住めるという空き家があるところに、やっぱり移住者の方は希望があるということがございますので。

実は、総合計画審議会のほうがございます、その中で、やっぱり空き家対策のことが出まして、ちょうど町長が総合計画審議会の会長でございます、そういった即応性をする。やはり、改修した受け入れの家があってもいいんじゃないかというような御指摘も当時、受けたことがございまして、今度は町長になられましたので、逆に、山の都創造課のほうから、そういった6月の議会に向けての予算要求等をして、即応する空き家改修した上で受け入れをするというようなところも、積極的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 前向きな答弁でした。ありがとうございます。やはり本当に今、移住

定住の多様化というものに、やっぱり柔軟に対応していただきたいというふうに思っております。また、50アールではなく、30アールにハードルが下がったということも、もう一度、繰り返しになりますけれども、受けとめましたところです。

さて、この住宅問題なんですけれども、先ほどの質問にも重なるかもしれませんが、移住定住を促進するためには、住環境等は最も大切なものだなというふうに思っております。まず、今、課長のほうから、28年度、44名、14組の移住者があったということですが、これは震災後のそういう対応であったのか。また、その人たちがどのぐらいの割合であったのかをちょっと参考までに聞かせていただけませんか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 全体として、2月末日現在の、先ほどの14組、44名ということでございますけれども、震災後に、仮設住宅、そういったところの対応としての移住については9組でございますので、町としては、移住定住のほうが多いということでございます。ちなみに、移住定住のことにつきましては、やっぱり人口減少をとめるためには、諸説におきますと、人口の1%を交流人口に頼る必要があるということでございますので、それからいきますと、大体150から160の人たちが移住して来なければ、この集落の維持、それから、町の維持ができないということで、今後、町として、今44名の移住定住ですけれども、それ以外のこともあると思いますけれども、決して100には満たないと思いますので、やはり2倍、3倍の交流人口をふやす必要がありますので、そういったことにしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の移住者、交流人口をふやし、また、定住につながるというところですが、今後、先ほどの私の前の質問に対しての答弁の中に、今後は整備された空き家を準備することも必要ではないかというふうなお話があって、大体、空き家が貸し家にならないというのはやはりよくある話で、年に1回帰ってきますとか、お仏壇がありますとか、さまざまな貸せない事情があるわけなんです。新しい家を建てたけれども、まだ古いものが残っていると。

そういったこともさまざま聞かれるんですが、担当課長として、今の空き家を、今、まちづくりやべのほうで、まち・ひと・しごとセンターでしたか、それを設置してから、随分、空き家の数というのは上がってきているようなんですけれども、実際にその供給が追いついていないということもあるようですので、今後の空き家の調査と、それはどうすれば貸し家になれるのかなというふうなことについて、具体的にお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） やはり需要と供給、ニーズとシーズをやっぱりうまくマッチングさせることが必要だと思います。それから、やっぱりいろんな空き家がありますけれども、なかなか見て回って、自分の思うように改修ができない、あるいは、改修するについても50万円の負担でございますので、それ以上に水回りとかをする場合にはお金がかかりますので、そこらあたりで、やっぱりちゅうちょするというようなことがございますので、これから制度的なことで申しますと、どれだけ町がその個人の家を修復するに当たって、手だてができるのかというこ

とがございますけども、今般、条例で山の都づくりのファンドを創設しまして、移住定住に対してもしっかりと対応する、取り崩し型の基金を創設する予定で、今、上程させていただいておりますけれども、その中で、また、議論をしていただいて、できるだけそういう移住者のニーズに応えるような制度にしていきたい。それが一番大事だというふうに理解しております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の定住とはちょっと違った観点からの質問ですが、今年度、また、国のほうが農泊・民泊を進めていくということで、かなり大きな、全体を総合しますと100億ぐらいのお金をつけてきていると思います。民泊に関しても、50億を超えるようなお金が提示されていて、本当に1カ月ぐらいの間に申請をせよということだったと思って、私もどういう内容かと思って、説明会を聞きに行ったところなんですけど、こういう大きなお金が出ております。補助金あって何かをやるというわけでありませんが、やはり常日ごろから、民泊あたりに興味を持ってらっしゃる方が、どの程度、その説明がおわかりになっているか。また、町として把握してらっしゃる、この予算について行動を起こされているところがあるか、おわかりでしたらば、教えてください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 今現在、民泊ということでされている方は、町内のほうではないということで把握しております。ところが、今、山都町には約20施設、744の観光客、あるいは宿泊客の受け入れの体制がございますけれども、これからはいろんなニーズが出てまいります。先ほど議員がおっしゃられた農家民泊、それから、民泊、そういったものがございまして、つい先般、先ほどのお話にもありました復興ボランティアの方々も通潤山荘に泊まったり、あるいは公民館に泊まったり、そして、知人のところに泊まったりというようなことで、これからはいろんなニーズが出てきますので、農家民泊、体験型の農家民泊もそうですし、民泊のほうも進めていく必要がございます。私も、これは絶対必要だというふうに認識しております。

それを受けて、国もほうも、そういった事業をするということで、この事業については、ハード、ソフトの事業の支援の仕方が公共施設、例えば、空き家とか空き施設、そういったものを改修して、それに民泊と絡めるとかいう、いろんな補助の制限がございますので、そういったところをもう少し精査した上で、町として取り組める部分、それから、例えば、白糸台地の地区の皆さんがそういった農家民泊をやりたいというようなありますれば、そういったところの制度のことをもう少し勉強した上で、希望に沿った民泊の仕方、農泊の仕方をやっていきたいと思っております。

お隣の五ヶ瀬町が、ワイナリーのそばで、桑野内地区ということで、今、10世帯の農家民泊をされております。これは旅館業法で定められた農家民泊をきちっとされているわけですがけれども、今ちょうど国会のほうで、民泊についての法改正の議論がなされておりますので、今国会で議論がされて、法律が改正されれば、また、緩やかな法律にもなるというふうに思っておりますので、そういったところを勉強して、皆さんとどう民泊のあり方をしていったらいいかということを検討していきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 本当、今後ですね、国もインバウンド、インバウンドという、つい外国人かなというふうにも思いますけれども、町外からのお客さんを迎えるという一つの手だてとして、本当に人と人との触れ合いができる、いいように考える、いろんなことがあるでしょうけれども、希望的に言えばそういったことかなと。山都町ファンをふやせることかなというふうに思っておりますので、前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

さて、町内に貸し家が少ないという状況の中で、以前、もとの仮庁舎があった場所に、若者向けの住宅を建てるというふうなプランがあったかと思うんですが、このことについての進捗状況を建設課長にお伺いしたいと思えますし、また、重ねて、もうちょっと時間がなくなってきましたので、あわせてお伺いしたいのは、これは本当、単純な私の発想ですので、また、誤解がないように捉えていただきたいと思うんですが、あそこの同和地区に小集落住宅というふうなものが、2階建てのアパートが並んでおりまして、見るからに空き家があるわけなんですよ。お聞きしたところ、やはり3軒は空き家があるようなことを聞いております。ああいうもの、ああいうところを空き家の状態にしておくのではなく、もちろん条例があります。あそこの地区に関してはですね。先ほど申されたように、昭和44年の同対審の答申を受けて、あれも整備されたものだというふうに、あそこの方々の生活向上のために、改善のために建てられた建物ではあります。ただ、今あそこの人口も76名ということ、この間、同対審の会議で伺いましたし、もしあいていて、次に使う方がいないとすれば、空き家はもったいないんじゃないかという、本当、ごく単純な発想でございますので、そこら辺が本当に。

今、蘇陽の短期滞在者住宅は大変好調というふうに伺っておりますし、それが清和に、この間、米生の住宅ですね。別荘地に1軒、それが提供されたと。そして、また、矢部地区においても、そういった施設が必要ではないかと思うんですが、そういう若者の次なるステップのための短期滞在、あるいは、そういう移住者のための短期滞在施設として転用されていくような考えはないのか。そこをあわせて御答弁をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、お答えをいたします。仮庁舎の跡のことですけれども、実は28年度に測量業務、それから、地質調査を行いました。29年度に、今度は実際のどういうふうにするかということで、実施設計に入りたいと思っております。

ただ、それにつきましては、内容とどういうふうな建物にするかとかという内容等につきましては、今からいろいろ協議を、町長さんたちとも協議を重ねながら、進めてまいるという状況であります。

それから、小集落のことですけれども、私はもう全然わかっておりませでしたもんですから、関係者の方々にお話を聞きますと、相当な苦勞をされてつくったと。まず、住環境を含めたところの環境整備、それから、その同和に対する意識の改革、そういう2本柱をもって、大いに運動されて、ようやく実現したのがあの住宅だというふうなことでございました。小集落と同和向け公営住宅というのが2種類ございます。2階建てが小集落住宅、それから、平屋のほうが同和向け公営住宅ということで、この同和向け公営住宅に関しましては、一般の公営住宅と変わらない

ように、それは一般の公募ができますよと。それは同対審のほうからも、平成12年と17年に答申をいただいとるところです。

小集落に関しましては、つくった目的が若干違いまして、そこらあたりは昔、土地改良法によりまして、改良を重ねたときに、そこにあった、そこに住んでおられた方々の家がかかってしまうと。改良することによってですね。それに対して、家をつくって、そちらの方に提供すると。安い賃金で提供するという内容でございますので、若干の趣旨がちょっと違ってまいります。

そういったことで、内容を調べてみますと、補助金適化法というものがございませけれども、補助金適化法からすると、まだその適化法の範囲内にあるということでございます。ただ、適化法の中にも、建築年数2分の1を過ぎますと、申請すれば、それは解除といいますか、公募することができる内容にもなっておりますので、利用者がございましたら、それは手続をすればできるというふうな内容になっております。

ただ、現実には、私ども今さっき言いましたように、同和向け公営住宅は、通常は公募しているんですけども、実際に申し込み者がないと。以前1人住んでおられましたけれども、ほとんど隣近所とのつき合いもなく、退去されたという現実がそこにあったようでございます。

ですから、私どもは、今、平屋の公営住宅も4戸ほど今あいてはいますけれども、そこは適時申し込みいただければ、すぐにできるというような手順になっておりますので、そういうことでお答えをしたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 本当、小集落住宅については、私も本当、単純な発想ですので、いずれにせよ、やはり住宅が不足していると。だから、若者向け住宅にしても、今からまた、その内容の検討だと。随分前から言われてたことなんで、やはり急がれるのは、本当に新規の住宅、その古い住宅が転用できないならば、やはり町としても、実際問題、若い子たちが結婚をして、町内に住宅がないから、外に出ていっている。こういう事例は本当にまあるんです。特に、町内者の男性と町外者の女性が結婚された場合は、やはり女性の方の職場のほうを考えて、男の人が出て行かれるという、大変そういう状況が多く聞かれるので、男の人が優しいんですね。だから、奥さんのほうを立てて、外に出ていかれることが多いです。そして、外から山都町に通う、農業をする、仕事をするという方がおられるようです。それを防ぐためにも、やはり町内の若者向けといいますか、ここに住んでいただくための家の建設というのは急がれると。また、町なかでなくても、例えば、今、インターができて、中島地区、あのあたりにも用地がどうにかならないものかと私は常々思っておりますが、そこら辺の検討も含めて、今後、住宅の整備を急がれるように期待いたしまして、きょうの質問を終わります。

○議長（中村一喜男君） これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 久しぶりに一般質問することになりました。

まずは、梅田町長、おめでとうございます。私は反対側におりましたので、本当にそれぞれ主義、主張が違いまして、反対側におったということは、皆さん御存じのとおりだというふうに思いますが、この町をよくしようという気持ちだけに変化はありませんので、新しい町長が決まって、私たちもそれに従って、精いっぱい意見を述べ、そして、この町がよくなるように努力をしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いをしたいというふうに思います。あえて反対をするための反対をしようなんて気はさらさらありませんし、ここ34年間、課長から町長に転身をされてきております。今度は久しぶりに、その34年ぶりに民間から町長が出てきたということで大いに期待をしておりますので、ぜひ頑張ってください、70年間貫かれてこられた、その主義、主張を十分発揮をしていただけるようお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問のほうを質問席のほうからさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 一般質問に移らせていただきます。

この前、当選をされてから、新聞にも載っておりましたが、まずは、地震、集中豪雨、その復興に力を注ぎたいというような新聞記事も載っておりましたが、そうであろうというふうにも思います。その辺のお話を梅田町長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、飯星議員からありました、選挙のときの反対、あれはないようにしていきたいなという思いでおりますし、先ほど言いましたように、議員の皆さんの積極的な提案等をいただきながら、町政運営に当たっていききたいという思いでおります。

今ありましたように、地震、水害後の災害からの復旧復興につきましては、先ほど、農業災害、公共災害、土木災害等の数字は説明があつたとおりであります。きのうも二十数件の入札の前の印鑑を打ったところでありますし、副町長においては、100件以上の案件があつたんじゃないかなという思いでおります。今月末には、随時入札をし、事業に取り組んでいくような今体制ができとるかなという思いでおります。

しかしながら、この全ての農地を含め、道路災害と公共災害の復旧復興には、来年度中、再来年では、到底終わらんとじゃないかなという思いでおります。長い期間を要する部分もあるし、抜本的に対策を講じなくてはならない施設、建物等もあるという思いでおります。こういうものについて、積極的に取り組んでまいります。特に、農地や農業施設の被害によりて営農意欲をなくしておられる農家の方も大変あるんじゃないかなという思いでおりますし、道路や学校、体育館など、公共施設も、先ほど言いましたように、まだ十分な普及には至ってないというのが実情であります。1日も早く復旧復興が成し遂げられるよう、進めてまいりたいという思いでおりま

す。

先ほど、グラウンドゴルフの問題等にもありましたが、非常に件数が多い中でも、県の工事等々については、不調不落が大分発生しておるといようなことでありますので、それについても、業界の方々とも協議をしながら、入札にお願いした分については、全て早い時期の完成が目指せるような体制をとっていきたいという思いであります。

そのためには、今も、他県から応援をいただいておりますが、来月からは近隣の宮崎県のほうからの応援の職員も来ていただくといようなことでございますので、マンパワーの増強であったり、国県に対しては、支援の拡充、地域の実情に沿った補助メニューの設定など、要望活動を今後積極的に取り組んでまいりたいという思いでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 大事な大事な復旧復興を1日でも早く終わられて、そして、新しいこの活動に移られることを願っております。

この町は、随分人口が減少してまいりました。今、1万5,800人ぐらいしか多分いないんだろうと思います。合併以来5,000人以上が減ってきたと。町長は4年間任期があるわけですが、大体250人ぐらい毎年毎年減っているんだなというふうに感じておまして、4年間すると、約1,000人減ってくるなという感じがするんですが、もともと町の計画では、1万3,000でできるだけとめたいといような予定をされているというふうに思いますが、人口減少をどうとめていくのかといのは大きな課題でもありますし、なかなか困難な仕事だといふふうにも、あわせて思います。

移住定住も含めて、人口対策というのは、どう新町長は考えておられるのかをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。答えにはならないと思っておりますが、人口減少は我が山都町ばかりでなく、日本自体の問題も抱えた中、特に山都町を含めた中山間地、過疎地域においては、急速に進んでおるのも実情であります。40年後には7,000人台になるんじゃないかなと予測をされておる山都町の人口でございますが、これをとめるための手だては、非常に難しい問題かなという思いであります。午前中の質疑の中でも、去年44名の町外からの移住者があったといようなことでありますが、もう3月はまだはっきりわかりませんが、2月の先ほど、先般、数字が出ました。38名の死亡者で、4名の出生といふふうなことでございました。今月も、それ以上の、毎日、死亡者の印鑑を打っておりますが、それを超えるスピードで、今亡くなられた方がふえとるといふことで、この人口減少の自然減はなかなかとめられないという思いであります。

そしてまた、今月は卒業、就職の月であります。入学の月であり、よそへ出られる方がまたたくさんふえて、3月末は大変な数字が出るんじゃないかなという思いであります。

先ほど言いましたように、44名の方がずっと定住していただければいいかなという思いですが、これをもう少しふやしたいなという思いであります。先ほど、吉川議員から報告がありましたように、ボランティアに先般来られた方々、きょうまで来ておられる都市からの交流の人

口の方々は、何かしら山都町に魅力を持った中での方々と聞いておりますので、そういう方々の発信をしていただきながら、定住をしていただけるような環境づくりをしたいという思いであります。

先ほど、旧庁舎跡地の住宅問題等も、まだ具体的には建設課長のほうから決まっておらないというようなことですが、定住促進にかなうような住宅の提供であったり、また、検討を皆さんにもお願いをしたいなど。早急な検討をしていただき、つくりたいという思いであります。

後で質問もあるようでございますが、山都町に住んでよかったと言われる方々を受け入れたいという思いであります。きのうも、ある60代の夫婦の方から、どっかなかろうかなという要望がありましたので、私の知り合いの町内の方をお願いをしたところでございますが、こういう情報を多くのここにおられる議員の皆さんを含め、また、後ろにおります職員も含めた中で、発信を受けとめる態勢を早くせんと、先ほどありますように、中古住宅の改修費が30万でいいかなという問題も含めながら、検討しながら、山都町の定住人口がふえるような政策を今後考えていきたいという思いでありますので、これにつきましては、議員の皆さんの忌憚のない御意見、御指導をいただきたいなという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 町長は経済団体から来られましたんで、ぜひ、これ山都町の特徴として、農協が阿蘇と上益城で違う。森林組合も当然違う。そんな中でのこの山都町なわけで、難しい部分もたくさんあると。ただ、二つあるから、選べる分野もあるのかなというふうに、逆に思うときもあります。

ぜひ、何かそういった力を生かして、欲をいえば、阿蘇森林組合と緑川森林組合でチームを組んでいただいて、格安で家が建てられる仕組みというのを少し考えてほしいんですよ。今、坪、幾らかかっとうですかと。うちも随分古いもんで、新しい家をとったところが、とうとう自分の代ではつくりきらんような状況になってしまいました。坪60万だというふうに聞きました。ちょっと驚きました。70坪の家をつくれれば、もう4,000万を超してしまう。そんな家、とても住める状況ではありません。できれば、町外者、特に新しい人たちは、そこに腰を落ちつけようと思ってきても、必ずしも100%そこに落ちつかない分野がございますよね。そういった人たちのためにも、やっぱり格安でやってやれるような仕組みをつくり上げてやらないと、なかなか難しいんだらうなというふうに若干考えておまして、森林組合であれば、丸太ぐるめでつくることも可能なわけで、何かその辺、森林組合長さん、両方おられますんで、話し合いをしていただいて、少し糸口をつかんでいただければありがたいなというふうに思っております。

特に、後々からも質問するんですが、町の職員さんも60人ぐらい、下方からかけてきよると。それを全てとは言いませんが、やはり住宅のなさというのも一つあるんだらうというふうに思います。特に家賃なんか高いですよ、この町。若干高いと思います。もう少し値段の安い状況をやっぱりつくり出してやらないと、通勤手当をもらって、住宅手当をもらえば、嘉島からでも、御船からでも通えるというような状況ができ上がるわけですね。

ですから、当然この町に住んどってよかったねと言えるものを出すためには、やっぱりその辺

も十分、安く提供するというものも、最大の要件だろうというふうに思いますんで、ぜひその辺、一度考えてほしいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 森林組合とJAが、阿蘇と上益城が違うというようなことを踏まえた中での住宅の建築に対する御意見だと思います。豊富な森林がある中で、木造住宅を建てるのは非常に割高になつるのは、今、事実かなという思いでおります。先般、ランバーヤマトの児玉さんと話したとき、やっと輸出ができるようになったぞと。わあ、よかったなど。製品が輸出されればなという話をしたら、先般、渡辺専務から、全然もうからんとたいなど。丸太を中国が買って、中国で製品になして、韓国に出したほうが、もっと、まだうちから出すよりも安いのが現状だという話です。

それとこれとは、また別でございますが、山都町に住んで、この木材豊富な山都町の中で、先般、私も蘇陽地区等々を回りながら、農協の方々、森林組合の方かなと思っておりますが、モダンな家ができておりました。恐らく木造は余り使ってないかなと。それが実情じゃないかなという思いでおります。熊本県、うちの隣に20年ほど前につくった家は、県産木材を使った中での注文住宅というようなことで、いい家ができておりますが、国産材を使った住宅は非常に、今、飯星さんから言われるように割高な部分があります。

しかしながら、今回の震災後のモデル住宅は私はまだ見ておりませんが、ああいう住宅をやはり森林組合等々で開発をしていただいた中で、阿蘇森林組合は製材所も持っておられますので、そういうのができれば、そういう話し合いも私たちも含めた中でやっていきたいなという思いでおります。

また、JAにつきましても、事業はほとんど同じ事業をしておりますが、やはり蘇陽地区の方々に聞くと、阿蘇ブランドを残してほしいというようなことでありますし、また、本町も、阿蘇ブランドデザインですか、そこにも参画をしとるというようなことでございますし、先般、原山組合長からもオリンピックに向けた取り組みをJA阿蘇は始めたというようなことでありますので、上益城にも、また、山都町としても、また、有機農業のほうでもお話ししようかなと思っておりましたが、そういう部分の取り組みも早急に進めてまいりたいし、先般、木材についても、そういうオリンピックの施設については、いろんな制約があるということでございますので、それに取り組めるような体制を、上益城のほうには製材所はございませんので、阿蘇森林組合等々とも協議をしながら、そういう取り組みができる分にあつては、オリンピックに向けた資材の提供等ができるような環境づくりをしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ぜひ、そういった話し合いを進めていただいて、任期中4年間の間に実現してほしいというふうに思います。やはり町長になったからといって、何もかもできるわけでもないと思います。何か目的の一つ持たれて、これだけはどうしても仕上げるぞというものをやっぱり見つけてほしいというのが、一つ願いとしてあります。

ぜひ、このせつかく森林を抱えている町で、地元需要が少ないではやっぱりちょっと寂しい

ですよね。しかも、安く提供できるような仕組みというのをやはり考えてほしいと思いますし、その辺の町としての指導もあわせてやってほしいなというふうに考えます。よろしく願いをいたします。

話は変わりますが、矢部高校の入学者数と今後の町の対応ということで、あしたが発表だということで、正確にわかるのかどうかわかりませんが、今どのぐらい、ことしの入学者数というのは予定されておるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。おっしゃられましたように、あすが、3月15日が平成29年度の公立高校の後期一般の合格発表でありますけれども、来年、平成29年度の矢部高校の入学者数といたしまして、現在3科合わせて50人の見込みでございます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 私が議員になったときに、212名おりました、矢部高校の生徒がですね。今、50だというふうに聞きましたんで、約160人まで減ってきているということは、約50人、ここ丸3年の間に、約50人生徒数が減ってきている。いろんな林業の話、今もしましたが、林業をもう少し再生したらという話も、当然前から出ておったんですが、もう受験者数が少ないということで、それにもなかなか向かりにくいなというような現況が生まれてしまいました。

1日おくごとに、人が減っていく状況からすると、やはり出口のところをやっぱりきちっとやらないと難しいんだろうなというふうに思います。特に、林業関係では、営林署が就職の一つの場としてあった関係上、随分、人間も応募者も多かったというふうに思うんですが、その形態が崩れてからは、ばたばたとやっぱり減っていったというような印象を持っております。

これはどうにか、今、矢部高校の応援も随分やっておられますんで、前とは随分変わったということは十分認めますし、何らそれに対して文句を言うこともありません。よく頑張っておられるというふうに感じております。

ただ、現実には少なくなるのをどうやってとめるということが一番、私たちが考えるときに難しい話であって、なかなかこれといったヒット作もないというような現状なんですね。例えば、野球で言わせていただくなれば、智辯和歌山の高嶋監督を連れてきたいという願望を、私、個人的に持っておりました。やはり日本の中で一番を連れてこない、人は寄ってこんだろなっていうのを、感覚的に私、持っておりましたんで、そんな気持ちも持ってるんですが、いまだお持ちしていますが、余りにも人間が少なくなり過ぎて、対応のしようがないというような現状まで落ちてきているというふうに思います。

何か起死回生策はお持ちじゃないですか。いかがでしょう、町長。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今言われるとおりでという思いでおります。起死回生策があれば、もう全て皆さんにもお尋ねしたいなという部分です。

やはり矢部、現実に、きのう、おととい、中学校の卒業式へ参りました、私ではありませんが、矢部中学校が50名、そして清和中学校は私が行きましたが11名でした。蘇陽中学校が20名ぐらい

だったという話を聞いて、全て合わせましても94名ということで、そのうちの50名と、県外から何名かあるというようことであります。清和中学校は、矢部高校へ8割の入学者とびっくりしましたが、11名の8割で9名だそうでございます。矢部中は4割ですので、50名中20名というような数字で、全ての生徒さんに入っただいても、そういう数字だというようなことで、大変矢部高校にとっては厳しい状況かなという思いであります。

先ほどありましたように、応援につきましては、山都町格段の応援を今までしていただいとるなという思いであります。やはり存続をするには、町外からの生徒さんをいかにして入れるかが課題じゃないかなという思いであります。そのためには、今ありましたように、矢部では野球が強かったり、卓球が強かったり、バレーボールが強かったり、いろんな部活が強いスポーツ、剣道もでございますが、ありましたが、その受け皿としての矢部高校が今までできなかった部分もあろうかと思っておりますし、先ほどありますように、やはり産業構造の変化の中で、林業課については本当にも一番の花形の学科であったわけでございますが、今、飯星さんが言われたとおりの現状かなという思いであります。引手は今たくさん、林業科にもあるようではございますが、生徒さんが入学者、ことしも非常に少ない数字であります。緑科学科は3名というようなことで、大変これはクラスの授業運営ができるかなと心配するような数字の今、現状であります。

ありますように、本当に、そういう野球があつて、県立高校でまたそれができるかなというのでも疑問でございますが、何らかの対策を皆さんの意見も聞きながら、これは私たちだけでできる問題ではありません。県立高校でありますので、先般も教育長と話しましたら、私の所管ではありませんと。県立大の話ですが、県立高校の話もしてきたところでございますが、非常に学科の再編等々もして、やっぱり魅力ある学科を創設をせんと大変かな。

しかしながら、今、矢部高校、進学率は非常に生徒の割にはいい進学率があつとると思っておりますし、経費につきましても、町の補助があつたり、また、地元の子供さんが行っていただければ、教育費も非常に少ない中で学業ができるという思いでありますので、そういうアピールも我々ばかりじゃなくて、もう少し矢部高校の先生方にもお願いをしていきたいと。

これだけ我々、町としての応援もしておるわけでありますので、学校の先生方にもお願いをしたいなという思いであります。もうヒットにつきましては、ヒットする策につきましては、ぜひ皆さんからも御提案をいただければなという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 今、特に人口減少とあわせて、一番難しい問題だというふうに思います。ただ一番人口と、この高校というのは、やらにやあならんものだと思います。なくなったときのことを思うと、少々怖いです。やはり地元にあるからこそ、経済的に助かっている家庭も随分多いというふうに思います。やはり市内の高校にやる、よそにやるということになりますと、それなりの経費がかかりますんで、その辺では、必ずこの矢部高校だけは残す。その意欲がないと、なかなか難しいというふうに思いますんで、人が少なくなっても、やっぱり残せるようなものの考え方というのを持っとってほしいなというふうに考えます。

高校のことは置きまして、次に、浜町商店街、それに馬見原商店街、これに対する町長の見解

をお伺いしたいと。

このことをまた言うと怒られるかもしれませんが、選挙で回ってみて、随分、馬見原商店街に行くと、軒別中から出てこられますよね。少々驚きました。この浜町商店街との比較してみると、本当に浜町商店街は空き家が多いですけども、馬見原商店街の皆さんというのは、みんなやっぱり出てきて、手伝いするのかしないのかはそれは別の話であって、いろいろ話ができればいいなと思っていくわけですが、随分、中にも人もおられますし、必ず出てこられます。すごいなという感じがいたしました。

この町は、私もずっと歩いてみましたが、随分寂しくなっていましたし、昔は駐車場がないけん、つくってくれと一応お願いしよったやつが、今はどこもかしこも駐車場だらけというような話さえあるような状況になってきております。

この浜町商店街もやっぱり経済がこれだけ冷え込んでくると、やむを得ない部分もあります。どなたか1年間にこの山都町の1人当たり、山都町で消費している金額をわかる方はおられますでしょうか。おられんでしょうね。どのぐらいなんでしょうね。30万ぐらいですか。40万ですか。250人減ると、7,000万ぐらい減るわけですよ、7,000万、8,000万。だから、毎年、経済がそれだけ冷え込んでいっているということなんですよ。私、そこが怖いんですよ。ということは、1,000万のお店で、粗が1,000万しか上げないという店でも、6軒、7軒、もう減っていかざるを得んという状況に陥ってしもうとるわけですね。

ですから、そういったものを考えると、やはり人口減少というのがやっぱり全部に響いてくるわけですね。ですから、人口減少とあわせて、この経済を動かしてやらないと、なかなかこの町はもう本当に減る一方だということになってしまいますんで、どうすれば、その経済が動くんだろうと。人口が減った中に動かしていくということを当然考えにやあなりませんから、それはよそから人を呼び込む。高速道路も今度、当然ここ四、五年の間には、浜町の中にも入ってくるんでしょうから、それを利用してのまちおこしというのをやっぱりやらないと、もっともっと拍車がかかるといふ心配をいたします。

町長にお伺いをいたします、その辺で、何かお考えをお持ちでありましたら、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今言われたとおりの現状じゃないかなという思いであります。どうするか。高速道路開通に向けた、いい面もたくさんありますが、反面、マイナス面も大きいんじゃないかなという思いであります。

具体的に今、商店街の寂びた状況をどうするか。まずは、農業もいろんな企業も一緒でございますが、まずは、自己努力をすることだろうという思いであります。馬見原商店街の話がありました、きれいに整備された町並みの中で、やっぱり驚くことに100メートルも離れていないところに魚屋さんが2軒あると。肉屋さんは全国発信をする肉屋さんがある。古いおもちや屋さんがあったり、カメラ屋さんがあると。そういう町並みがまだ元気かなと。外から見れば、私も何回か行きましたが、元気な集落かなと思っておりましたが、蘇陽地区のおばさん方に聞きますと、

昼飯食う場所さえないとたいなというのが、反面あるというようなことで、馬見原商店街も、大川の商店街も、浜町の商店街も、同じような状況だと認識しております。

そのためには、今ありますように、人口をふやすにはどうするか。これは全ての問題に絡んでおると。連携をしないとと思っておりますが、農業の振興であり、観光業の振興であり、そして、また、山都町に定住していただく人たちをいかにしてふやすかが大事な問題じゃないかなという思いでおります。今、1人当たり30万ぐらいだろうという話がありましたが、私も何も計算しない十数年前、20年なるかもしれませんが、矢部高校生が1人ふえれば、町の商店街の消費は30万ぐらいふえるんじゃないかなという思いで話をしたことがあります。

そういう中で、町内の商店街からは、なかなか矢部高校に来ていただけなかったと。事実がそのまま。もう今はそういう部分ではありません。完全に人口減少化の中での高校生の減少と捉えておるところでございますが、やはり商店街の活性化をするためには、外からの交流人口と、先ほど来、午前中もありましたが、ボランティアの方々に来て、1拍すれば、1万円になると。そういう部分、観光客が来て泊まっていただけるような観光のルート、後でもあるかと思いますが、施設の中でどのような交流ができるか。町なかの交流を、本当に町なかの商店街の人、観光業者の人が一緒になって考えんと、行政だけ下市に交流の拠点をつくって、これで観光行政は終わりじゃないと思っております。これはやはり行政だけじゃなくて、観光業の方、商業の方、また農業者の方々についても、そういう思いの中で、町の活性化のためには、やはり町外からの人の、まずは定住ばかりでなくて、流入人口をふやす努力をせないかなという思いでおります。

そのためには、駐車場は別でございますが、通潤橋の放水までには3年、4年かかるという話でございますが、通潤橋周辺の整備であったり、蘇陽町の神楽から、清和文楽から、八朔祭から、いろんな神社、仏閣等々いろんな観光資源はたくさんあるわけでありますので、ルートの開発等をしながら、そして民間の業者の方々をそれに巻き込んで、また参加していただけるような政策づくりをしていかんと、ただただ観光協会に任せとっては、これは何もでけんじゃないかなと思っておりますので、そういうのを含めながら早急な対応策をとっていきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 次に、移らせていただきまして、先ほど若干触れましたんで、飛び抜かそうかと思ったんですが、人口のこれだけ減ってくる中で、町職員が町外から通ってくることにについては、随分と批判がございます。もちろん、全部が全部悪いとは思っていません、個人的にはですね。思っていないです。前町長が言われていました蘇陽病院の看護師さんたちの話、五ヶ瀬から通っているよというような話。あるいは、他市町村に嫁いだ方、そういった方もこの町に通ってきておられる。そんなふうにも思います。

ですから、全ての方がよその町村から通ってくるからだめだという話をするわけではありませんが、やはり住宅がなかったり、さっき吉川議員の話にあったとおり、住宅がなかったり、あるいは、そこに住みたくなかったし、親と少し離れたかったり、いろいろ理由はあるでしょう。ただ、これだけ人が減ってくる、お金が減ってくるということになってくると、一つターゲットになってきますよね。できるだけ早目にそれは対応してやらないと、ターゲットになっただけでは、

ちょっとかわいそうだなというふうな思いもありますんで、何かお考えがもしありましたら、お聞かせください。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 私も日ごろから、この問題については議会では余りなかったんじゃないかなという思いでございましたが、再三にわたってあったというふうなことでありますし、先ほど60名の町外からの職員と、これについては私も何回か担当課長から聞いた部分であります。やはり人口減少化と同時に、今年度から始まっております総合計画の中でも、人口減少の歯どめをどうにかしてかけるのが、一番の山都町に課せられた課題と、それを実践、実行する先頭に立つのが、私を含めて執行部、そしてまた、ここにおられる議会の皆さんも一緒だという思いでおります。

そしてまた、一番、山都町を引っ張って、また計画を立案、実践していただくのも町職員の方々という思いでおります。この方がどんなにいい計画を立てて、これはもう議会でも承認をさせていただいた問題でございますが、これを実践する方々が、先ほど飯星議員からありましたように、いろんな理由はあると思っております。これをとやかく言うつもりはありませんが、本気になって山都町の将来、未来を考えたときに、自分はどうするかとやはり真剣に考えると、人に、「山都町はよかばいた」。「きなっせと」。きょうも熊日に載っつたと思っておりますが、いい町だと言われる町民もたくさんおられます。なら、全ての我々ここにおります、皆さんも含めた中で、全ての者が「山都町はよかばいた」と、「きなっせ」と。私は御船町おって「よかばいた」とは言われんと思っております。やはりよい町だから住み、最後までずっと言ってきました。生まれはどこからでも来ていただいて結構でございますが、育ち、最後までよかった町だったと。最後を終われる、まちづくりするのは、ここにおる皆さんも含めて、全てのここに議場におられる方々の責務だという思いでおります。

就任当日、副町長にも、総務課長にも、町の組合の方々と、職員の方とお話をしたいという申し出をしております。早急にして、これを全てどうこうすれとは私も言いません。本当のまちづくりを推進する職員がどうあるべきかですよ。いろんな事情が、先ほどからありますようにあると思っておりますが、先ほどありました仮庁舎跡地の問題等々、住宅地が少ないというふうなことであれば、そういう分はそういう方々のための土地で、町有地でやってもいいんじゃないかなという思いでおりますし、具体策まで出しましたが、そういう思いの中で取り組んでまいりたい。こればかりは歴代、いろんな町長の方々も、また皆さんも考えてこられたことだろうと思っておりますし、後ろにおる職員の方も、山都町が嫌いで出ていっとるわけじゃないという思いでおりますが、この総合計画を推進するに当たっては、そういう思いを持たなくては到底達成ができないという思いでおりますので、これについては、胸襟を開いた中で、職員の皆さんとも話をしていきたいという思いでおります。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ありがとうございます。力強い言葉をいただきましたんで、安心しました。結果はどうであれ、やっぱりそういった姿勢、思い切りのよさ、そういったものがない

と、やはりみんながついてこないだろうというふうに思いますんで、どこまで解消でくるかについてはもちろんわかりませんが、精いっぱい、その姿勢だけを貫いていただければ、正直ありがたいというふうに思っております。

次に移らせていただきます。時間も時間ですから、山都町の農業の将来像というのは、もうあわせて集落営農と有機農業についての御意見をあわせて、両方、一緒に、町長の意見を聞きたいんですが、ここ3年、4年、この集落営農ちゅうのが大いに叫ばれてきているんですが、町長が考えておられる集落営農というのは、どんなものなのかをお聞かせをいただきたい。

それと、もう一つ、有機農業に対する認識というのも、あわせて聞かせていただだけませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 集落営農につきましては、午前中も話をしたかなと思っておりますが、基本的には、先ほど農業プラスXという話がありましたが、そのXは、私は兼業農家であったり、小規模農家と、Xではありませんが、そういう捉え方で、集落営農をするためには、午前中も言いましたように区画整理、基盤整備を十分した中での集落営農を進めて、今も進めてもらっておりますが、進めたいと思っております。

集落営農を進めるに当たっては、やはり基盤整備が一番かなと。午前中も言いましたが、もう計画は今でき上がるとる部分もありますし、計画のある分が13集落とあるそうでありますので、これを早急に進め、そして、集落営農で水田を守り、畜産をやり、施設園芸をやり、そして、また、兼業農家の方については、安心して仕事に行けるような、集落機能を維持できるような集落営農という思いでおります。

しかしながら、皆さんも御存じとおり、米づくりばかりでは、到底、今の米価では、集落営農の組織、維持運営は非常に難しいんじゃないかなという思いでおります。個人個人にする部分は赤字になっても、よそからのサラリーであったり、施設園芸、畜産での収益でカバーできる部分であります。法人化なり、集落営農組織になれば、独立採算が求められるわけありますので、まずは、今、モデルであります、今、先行しております高月であったり、田小野であったり、山中、長田地区等々が、いいモデル事業になるような支援を、行政もJAにもお願いをしながら進めていきたいと。集落営農はやはり未来永劫に、この地域で、その集落で農業が続けられる組織づくりをという思いでおります。

有機農業につきましては、私から飯星議員に言うのは非常に恐縮な分もありますが、今まで、飯星議員を筆頭に、山都町の有機農業、非常に先駆的な取り組みをしていただいております。先般も、有機農業をされる方々に、今後のあり方等について検討をお願いしますというようなことで、お願いをしました。2名の方と話をし、恐らくきのう、おととい、1回目の会合をされておるんじゃないかなという思いでおりますが、そういう御意見等を含めながら、やはり先ほど来あります定住化、また新規就農者、そしてまた有機農業に対する町外からの転入者が非常に多いというようなことでありますので新規就農、その有機農業を含めた新規就農者を含めた研修機関が町独自でけんかなと思っておりますと同時に、熊本県立大学のほうが矢部のほうにそういう分室もつくりたいという意向もあるようでございますので、そういう分も含めなが

ら、それができなくても独自の研修機関、1年になるか、2年になるかわかりませんが、そういう部分をつくった中で、やっぱり十分な知識をしていただけた中で、新規就農であり、町外から来られるそのXを持った農業者を受け入れるような体制づくりをしていきたいという思いであります。

また、有機農業につきましては、先ほどその話をしたと思いますが、JA阿蘇がオリンピックに向けた取り組みもう始めたというようなことでありますので、JAかみましきにもお願いをしながら、蘇陽地区は阿蘇の管内でございますので、一体となった中で取り組みを会員の方々にもお願いをしながら、また町にも広げていきたいという思いであります。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 有機農業については、さっきお二方をお願いをして、話をしてもらっているということで、私もその話ちょっと聞いておりますし、大事な要素だろうというふうに思います。私は、町長が何かこの町のことを全部知るなんていうものは難しいというふうに正直思っております、やはり知らないことはきちっと聞く。その姿勢があれば、十分前に進める要素なんだろうというふうに考えておりますので、ぜひともその辺だけは続けていってほしいなというふうに考えます。

集落営農については、少々私もこれ、集落営農すればいいなんていうものを考えておりませんが、集落営農をするのであれば経済を動かさないと、これ、続かないと思っております。専業農家頼りでの集落営農では、これ、将来潰れていく。これ、目に見えているというふうに思います。

それと、もう一つあわせて言っておきますと、部落の役事として、これを取り扱ったときには、必ずどこかで破綻するというふうに思います。

ですから、やはり人が動くときには経済を動かしてやらないと継続が難しいというふうに思いますし、本当に動き出したときに初めて米から脱却するんだらうというふうに思います。これ、脱却するまでは、多分、米つくり続けるんでしょう。これ、回転がよくなってくると、必ず米から脱却してくると思います。それを目指さないと、米だけで集落営農が完結するということがないというふうに、私は断言しておきたいと思っております。

今、10アール当たりの反収が一番低い作物といえば水田なんですよ。水田だったり、あるいはジャガイモかもしれませんね、今で言えばですね。あるいはサツマイモ、そういったところなんですよ。同じ機械でやれるからやってますけれども、これ、採算が合わんとは目に見えてますもんね。うちの部落で、今、機械を買うって言うけんが、何町歩あつとですかって聞いたら、20町歩と言いました。本当にそうあつとねっていうふうに、実質計算してみたら、8.9町しかなかったですよ。要するに、自分たちのつくっているところも、それだけの把握しかできてないんですよ。まだまだ昔並みにものをつくっているというふうに思ってるけども、もう大半はつくってなくて、もう半分を割り切つとるというような状況も現実的にあるんですね。

ですから、そこで、アメリカ並みに価格競争をせと。コスト削減をやれなんて言っても、知れとる。ですから、米をきっかけに、ほかの作物に切りかわる、やっぱり役目というのは、この集落営農の役目だらうというふうに思います。

それと、もう一つお願いをしておきたいのは、新規就農者が入ってくるときに、一番大事な要素というのは、もちろん農地であったり、家だったり、当然そっちはまず第一に必要なやつではあります。

しかしながら、いざ入って動かしてみると何が必要かと言いますと、機械なんです。大型機械なんです。トラクターを初め、買わなくていいような仕組みをやっぱりつくってやっておかないと、そこは多分そこで行き詰まってくると思います。

ですから、機械組合ですね。機械組合あたりに、やはり町からあたりも、今もされてはおるんですが、十分補助を出してでも、やはり新規就農者向けの機械もあわせて、そこは規約の中に入れてもらってでも、やはり新規の方には貸せよというようなものも、やっぱり強く町から求めていく。そんなものをやっぱり計画していかないと、最初、新規就農で来た人が、新しいハウスを建て、新しいトラクターを買い、新しい軽トラック買い、そんな状況だけはつくってほしくないと思います。せめて軽トラックは買って、トラクターと田植え機だけは買わなくてもいいようなやっぱり仕組みを、地域上げてお手伝いをやらないと、これ、残りません。

ですから、第一にやっぱりそこを町としては精いっぱい、そこをお手伝いしてほしいなというふうに願っております。

あと10分ですんで、文化交流拠点に移っていいですか。もう一遍に答えてもらっても構いませんが、大丈夫ですか。じゃあ、よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それでは、文化交流拠点施設について説明申し上げます。本3月30日に落成いたします文化交流拠点施設の正式名称は、本議会の第18号議案のほうに上程されておりますけれども、正式名称を山都町観光文化交流館としたいと思っております。山都町観光文化交流館です。

それから、愛称を募集しました。全国から436の募集がございましたけれども、中心市街地活性化協議会の審査委員会の中で審査をしました結果、投票によりまして、「やまと文化の森」と決定いたしました。これは「やまと」は平仮名です。そして、「文化の森」ということで決定させていただきました。これは、森は豊かさを表現しております。山都町のいろんな豊かな資源、清和文楽とか、神楽とか、八朔祭とか、いろんな民俗文化もございますが、そういった豊かさをあらわしてありまして、山都の文化の豊かさ、それから人の豊かさ、そういったものがこの拠点施設に集まって、いろんな交流をした上で、新しい山都の未来を創造していく。そういったイメージが込められております。そういった形で、愛称を決めさせていただきました。

それから、運営につきましてでございますけれども、これまで、商工会、観光協会、それから、中心市街地活性化協議会、まちづくりやべ等々と協議をしてまいりましたけれども、今現在では、まだ商工会、それから観光協会に、我々が思います拠点施設の運営をまだできないということで、当面は直営でやりたいということで考えております。山の都創造課の職員と、それから、観光案内ガイドをします嘱託職員1名とで、この拠点施設を当面運営していつてまいりたいというふうに思っております。

運営の経費につきましては、今議会の平成29年度の予算にも上げておりますとおり、449万8,000円ということで、電気料、水道等122万、それから、人件費143万7,000円という形で、諸経費を入れまして、449万8,000円で上げさせていただいております。

この拠点施設の収益はというようなことで書いてありましたけれども、飯星議員の質問でございますけれども、基本的に、この施設は収益施設としては考えておりません。山都のいろいろな文化や観光施設、いろいろなところの情報収集、それから、発信をする施設でございます。

ですから、その施設でそういう情報発信する、交流する中、いろんな人に集まっていただいて、その中から町内の中心市街地のお店に回ったり、それぞれの観光施設に回ったりするということで考えておりますので、ここに仮に450万、あるいは500万円の維持経費がかかったとしても、そこにいろいろなお客さんが来て、商店街を回ったり、あるいは観光施設に行ってもらったりということで、その500万円の10倍も20倍も、商店街で稼いでいただきたいと。そういう施設にしたいということでしておりますので、ぜひ商工会、観光協会も頑張っていたいただきたいと思っておりますけれども、町民の皆さんも、ここを訪れていただいて、山都のよさを再認識していただきたい。あるいは、子供たちにも山都の歴史がわかりますので、そういった自分の住む町のことを理解してもらって、また、外に羽ばたいて行ってほしい。そして、また、帰ってきてほしいという思いが込められております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） よくわかりました。わかりましたが、納得しているわけでは、もちろんありません。約450万の費用を使って、収益がないということですので、今言われる、それを稼ぐためには、町にお金を落としてもらわないといかんということになりますよね。ただ、正直、町の中を回ってみますと、お金を落とすところがないというのが、ずっと実感的に持っておりますので、それをやっぱり早急に改善をしないと、いくら町並みをきれいにしても何しても、中にお金を落とすところがなければ、ほとんど無駄になってしまいます。

ですから、次のときも、やっぱり無駄だったじゃなかですかって言わないで済むように、ひとつ、いろいろ検討していただきたい。そう願っております。特に、商工会を動かすのは大変だろうと思います。お察し申し上げます、正直な話。ただ、やはり、これは目に見えるものをやっぱりつくっていかないと、せつかく1億もかけて、総額であそこ4億ぐらいかかっておりますよね。その辺、やっぱりきちっと目に見える形で示してやらないと、町民の方がなかなか納得難しいんだろうなというふうに考えますので。

努力だけは買います。それはよくわかっております。ですから、目に見えるものを少し示してほしいなというふうに考えております。

次に、最後になりますが、蘇陽高校の跡地の利活用についてお伺いをしたいというふうに思います。とりあえずは、今、何か考えておられるものがあるかどうかを企画政策課の課長にお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 蘇陽高校の跡地利用については企画政策課が窓口で、検討、交渉、いろいろ打ち合わせをやっているところでもあります。今、飯星議員からございました町の利用計画については、現在のところ持ち合わせていないというところが現状でございます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 蘇陽高校が、平成24年3月に閉校したと。それから、もう5年、ことが6年目に入ってこようかというふうに思ってるんですが、あそこは私たちがよそから聞いた話なんです、町のもの動かし方次第では、払い下げが可能だというような話もあわせて、2年ぐらい前から聞いているんですが、なかなかいざ町のものにすると、難しい問題も抱えているという話も聞いてはおるんですが、やはりあそこの幣立神社の横、そしてあの立地、これは生かさない手はないというふうに正直思っています。

そよ風パークの毎年3,600万の支払いをしておりますよね。ああいったもののためにも、やはり蘇陽高校の跡地を開発することによって、人を呼び込む、人の流れをつくってやる一つの要因になるというふうに私は思っています。少々、将来壊すのに費用がかかるからだとか、維持管理の問題だとか、当然あると思います。あるけれども、正直、人の通りをよくするには、ものがやっぱりそろわないとなかなか出てきません。お客さんの買い物の嗜好もそうです。1戸だけぽつんとあっても、なかなか寄ってきませんので、やはりきちっとメニューをそろえて、お客さんを呼び込む。そういうことからすると、蘇陽高校の開発の余地というのは、十分あるというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） ありがとうございます。これまで、25年から県と協議を進めておりますが、これまでアプローチのあった団体等は5法人ぐらいあります。その中での幾つかの提案が、行政の管理が前提であるというのが、一つネックでありました。それから、もう一つは、民間の法人が請け負うというところもありましたが進捗をしなかったということが、今現在の状況であります。

飯星議員がおっしゃったとおり、町が二の足を踏んでいるところは、あの校舎、あそこの敷地が3町5反です。それから、建物が900坪あります。これの維持管理を町が持つていくということは、ほかに数多くの保育園にしる、小学校にしる、遊休資産を持っているところをどうするか。今やっている中で、あえて県有財産をどう活用しているかというのがジレンマであるという状態で、今とどまっているという、御指摘のとおりだというふうに認識しております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 先ほど言いますように、まず、九州のへそ、幣立神社の横、これを最大限に生かして、あそこを一つ、お客さんの流れをぜひやっぱり考え出してほしい。そう願っています。そよ風パークもありますし、いろいろ考えるには、いろいろ知恵者がおるというふうに思います。自分の頭で、それが完璧なものができるかということ、もちろんつくれませんが、おもしろいものに上がるんだらうという想像だけはしている。

やはり将来的におもしろいんだらうなどと思わないことには、これ成功しないんですよ。最初

から頭をひねりよっては、なかなかできませんので、終わります。済みません。

○議長（中村一喜男君） これをもって3番、飯星幹治君の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分
再開 午後2時20分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まずは町長、当選おめでとうございます。優秀なたくさんの方の支持を集めての当選で、喜びもひとしおだろうと思います。同時に、町民の多くの方々の付託を受けてでございますので、責任も大変重かろうと思いますが、頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

今回、山都町を隅々までくまなくといいますか、回る機会がございました。回ってみて一番驚いたのが、去年の地震と、そして、その後の6月の大雨による災害、このひどさにびっくりしました。私たちが想像以上のものでございました。

そこで、そのことについて、まずお尋ねしたいと思います。

災害は大体どういう状態だったのかということ、まずお尋ねします。私たちには、書類そのほかで何回も知っておりますが、この防災無線を聞いて町民の方々にお答えする、そういう気持ちで御答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。今回の4月の地震、それから6月の豪雨災害におきましては、農林災害、それから公共災害、住宅等含めて、いろいろ発生しておりますが、私につきましては、農地等の災害復旧の現状について御報告を申し上げたいと思います。

熊本地震の災害につきましては、査定件数が181件の4億8,800万、それから豪雨災害の査定件数につきましては、1,610件の34億6,500万、合計の1,791件の39億5,300万ということで、1月末に査定を終了いたしております。

この28年の地震災害、豪雨災害につきましては、28年12月の定例議会で、建設工事分担金条例の一部を改正し、28年度に限り、特例として査定設計にかかります農家負担につきましては0%とし、負担金の徴収を行いません。また、復旧工事にかかります農家負担につきましては、農地並びに施設において上限を1%といたしました。補助率増高手続の結果、農地については1%、また、農業用施設用地、これは水路、農道でございますが、国庫補助率が99.7%になりましたので、最終的な農家の負担率は0.3%となっております。

それから、発注計画でございますが、町の単独事業によりまして、地震の落石除去につきましては、36件の補助金で198万2,000円を交付しております。

それから、本工事の中で応急仮設工事、これにつきましては2カ所で100万円、また応急の本工事、これは矢部の開パ地区内のパイプライン等を含みますが、2カ所で2,240万円の補助をしておるところでございます。

現在、入札用の実施設計書ができ上がったところから工事箇所を発注いたしておりますが、3月末までに78件、97工区を発注する予定でございます。内訳につきましては、水路、農道の施設が52工区と、農地が45工区となっております。現在、対象となります農家の皆さんに、復旧工事にかかります負担金納入通知書を送付しておりますので、期限までに御納付いただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

先ほど年度内の発注数を申し上げましたが、4月以降に繰り越し予算にて随時発注していく予定でございますが、残りにつきましては、約1,700件程度の発注が残っております。進行管理を行いながら、国、県と協議を進めて、順次発注してまいります。何分、工事の箇所数が多いということで、今回、入札の結果を見ながら、町内の建設業の皆さんに御協力をお願いして、工事の発注を進めてまいりたいというふうに思っております。

（「工事の発注については、後で尋ねる」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。公共施設、土木災害につきましては、地震災害で107件、道路が102件ですね。河川が5件でありました。被害総額は5億9,100万、約ですね。5億9,100万でございました。

それから、豪雨災害につきましては426件、道路、これは橋梁が含まれますけれども234件、河川が192件でございます。被害総額は27億1,300万、合計で533件の33億ということになります。これは被害総額と申しましたけれども、これは査定の決定金額でございますので、これが実施金額ではございませんので、申し添えておきたいというふうに思います。

それから、町村別で見ますと、新聞等で発表がされております。益城、南阿蘇、そして、山都と非常に災害が多いというところでございますので、これは新聞の熊日のほうに出ておりましたので、皆さん御存じかと思えますけれども、そういうことでございます。

それから先般、補助率が、実はこちらのほうに通知が参りました。1件、災害関連という工事がございまして、この533件には入っておりませんけれども、1件、名ケのほうで、下のほうに人家が2軒ありまして、河川が氾濫したために災害が起きたと。これは一部改良も含んだことができますよということが災害関連工事ではございまして、それにつきましても、採択を受けております。

この災害関連につきましては、通常は50%です、補助率がですね。それが今回は80.6%。それから、普通の公共債につきましては、通常が66.7%です。これが98.4%という、非常に効率のいい補助がつきました。これは今回に限ってでございます。今まで、こんなについたことはございません。一応、そういうことでございますので、先ほど、午前中に、中村議員のほうから財政的な話もございましたけれども、大分これで助かる部分はあるかというふうに感じております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） それでは、御質問の熊本地震、それから大雨災害後の災害復旧ということでございますが、公立学校施設、熊本地震につきましては、土地が1件、建物が8件、全ての工事が2月末で終了しまして、工事費につきましては、精算中ではございますが約1億円の見込みでございます。

それから、6月豪雨につきましては、土地、中島小、1件でございます。3月末完了を予定しております、工事費は約300万円でございます。補助率につきましては、通常、国庫補助率66.7でございましたが、今回、かさ上げございまして、87%という内定をいただいております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。うちの生涯学習課関連の中で、まず、社会体育施設について申し上げます。

体育館につきましては、全部で28の体育館中、14施設が被害を受けまして、そのうち11の施設が既に工事を完了いたしております。そして、一般開放もしております。残る3施設でございますが、これは中央体育館、下矢部西部体育館及び中島体育館につきましては、先週3月6日と7日に文部科学省の外局でございますスポーツ庁の公立社会教育施設補助金の災害査定を受けましたので、これから入札手続に入りまして、本年秋の工事完了を目指して執行してまいります。また、町営のグラウンドにつきましては、全九つのグラウンドのうち、四つのグラウンドが被害を受けまして、残る未完了となっております中央グラウンドの照明設備につきましては、来週でございますが、3月21日に工事完了の予定でございます。

それから次に、社会教育施設についてでございますが、町立図書館と清和集落センターにつきましては、軒天井ですとか外壁面など、建物の外部を中心に被害を受けております。また、町立図書館におきましては、本館と清和、蘇陽の二つの分館をつないでおります図書管理システムも、熊本地震の影響によりまして、システムの損壊が発生しております。この図書管理システムにつきましては、今議会におきまして、新たに補正予算を計上いたしまして、システムの改修を行う予定です。

いずれにしましても、これらの施設と設備の改修に当たりましては、その改修費用が高額となるために、先月、2月1日に、文部科学省の公立社会教育施設補助金の災害査定を受けまして、これから入札手続に入りまして、本年度の復旧完了を予定しております。

なお、また、国の重要文化財、通潤橋におきましては、昨年12月に工事の本契約となりましたので、現在、文化庁とも協議を進めている中、この4月以降の本格的復旧工事を目指しているところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 環境水道課のほうで、所管する災害復旧事業につきまして、

報告させていただきます。

まず、水道施設のほうですけれども、小規模な修繕、工事については、全て完了しております。それから、上水道施設の山神山の配水池の災害復旧工事が1月23日に着工しております、9月末の工期で、現在施工中でございます。

それから、廃棄物処理施設で、本会の初日に議決をいただきました小峰クリーンセンターの煙突復旧工事でございますが、これは工期を3月15日から10月30日で設定しており、現場のほうには、4月上旬から着工に入っていくということでございます。

両工事ともに、国の災害復旧工事の採択を受けている事業でございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山の都創造課は、11の指定管理施設を所轄しておりますけれども、トータル30カ所、被害を受けまして、1億7,400万円の工事を発注させていただきました。

それから、商店街のほうは110件、被害を受けまして、これはグループ補助金75%の補助でございますけれども、そちらのグループ商店街を中心とした商工会グループ補助金ということで、43軒で構成していただきまして、1億8,300万円を計上させていただいております。これは全額、国の補助で、残り25%はそれぞれの商店街の皆さんの個人負担となります。

なお、11の管理施設の1億7,400万につきましては、工事予算、それから契約も認めていただきましたので、全て完了しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 浜美荘における地震による復旧状況ですけれども、被害状況は施設全般にわたりまして、建物、外壁、配管、外構等で、修繕費を含めまして、約5,500万円の被害額となっております。災害の査定のほうを社会福祉施設と災害復旧事業ということで、1月11日に査定を受けております。査定額が4,242万9,000円となっております、通常75%の補助となっております、この補助金につきましては、今週中、3月16日までの交付申請となっておりますので、現在、手続を行っております。

また、激甚災害ということで、割り増し分がまた補助で交付される予定ですが、その分については、まだ未確定の部分がありまして、29年度で精算をすることになっております。災害工事のほうは、2月20日を最後の工期をもって、完了しているところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 総務課長、家の全壊が2戸で、半壊、そのほかあって、仮設住宅をつくって住まわっております。そのことは私たちも知っておりますが、その後の復旧、今後の見通しについては、住宅については、どうなのか。お尋ねです。被害が出とつてしょうが。家屋、家屋、家。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えいたします。今、半壊以上につきましては、住宅の修理ということで、建設課のほうに、壊れたところの方が申請に来られて、今、順次手続をしながら、今、57万6,000円の交付を行っておるというところでございます。

今回の予算におきましても、また、予算を30件分ほど出ささせていただいておりますので、順次、うちのほうでは、その住宅の修理については出しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 仮設住宅ができております。仮設住宅に住んでおられる方がございますが、そういう人たちは、家の新築なり、改築なりしなければならない方が主だろうと思っております。そういう人たちですが、仮設住宅に住んで、よその例です。今までのところの例を見れば、もうそこに住みついて、つい住宅、自分で新しく家をつくっても、住む人も何もいないから、このままここで終わりにしたい、人生を終わりにしたいというような考えだろうと思いますが、そういう、つい住宅として、もうどこにもなおりたくないという人が、例がいっぱいあります。この仮設住宅ではどうなのか。

それから、多分、よその空き家に紹介されて、住んでおられる方もおられはしないかと思いますが、そういう方たちは家を改修したり、新築したりされて、帰られるのかどうか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えいたします。今、仮設住宅6戸、原地区のほうに建てておりますけれども、今、実質、あれは期限付きの住宅でございます。ところが、うちは木造でつくっておりますもんですから、その期限を過ぎた後はどうするかという話題も今出ております。そのまま置くのか、壊してしまうのかというようなところで今しておりますけれども、壊すにはもったいないわけですね、そのまま壊してしまうのは、非常によくできておまして、木造ですから、普通のコンテナの住宅とは違いますもんですから、吊って、どっかに持っていくというようなことはできません。壊すか、そのまま残すかという論議になっておまして、東北のほうでも、実質は期限付き何年というのが決まっておりますけれども、まだいまだに、5年、6年たっても、そのまま住んでおられるという状況でございますので、もしそこで住まれるということになれば、その状況で、また考えなければならないのかなど。今のところは、そこまでの話がまだ来ておりませんので、もしもの事態は町じゃございませんもんですから、そういう状況であります。

それから、被災者が住宅にしておりますけれども、それも助成金を出して、今しております、その家を、自分の持ち家を扱う、扱わんというのは、あくまでも個人なもんですから、私たちがどうのこうのというあれではございません。それも期限付きで、今、助成を出しておるところです。町が助成じゃなくて、国から来ますので、それを助成として、家賃等に充てていただくという助成を今行っているというところでございますので、自分の家を扱うかというのは、あくまでも個人のほうにお任せをしておるといような状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今までの例ですが、宅地が壊れたとき、宅地に災害が出たとき、その災害復旧というのが、なかなか方法がなくて行き詰ってしまった例が幾つもあります。しかし、今度は、地震でひび割れて、雨で崩れたというような例がいっぱいあるかと思いますが、宅地の災害復旧について、地震だったり大雨だったりで特例があるのかどうか。そういうところで、修理あたりはできないのか。お尋ねです。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 宅地につきましても、皆さん、もう御存じかと思います。今、熊本市がようやく宅地の被災の受け付け申請をしたということで、きのう、おとといぐらいから熊本市がやっております。

実は今、私どもも企画のほうから自治振興会長さん宛てでしょうか、取りまとめということで、今、宅地の被害が出ておれば、申請してくださいということで、たしか出してあると思います。今、数件、うちのほうにもお尋ねがございました、どういう内容だろうか。今、企画のほうで出しておりますのは、あくまでも復興基金でございます。復興基金の内容を今出しておって、その枠を確保して、そして、県に申請しなければ、額がつかめないということです。今、調査段階ということでございますが、あす、あさってぐらいに、うちのほうから別の事業で、地がけ、地域がけ防災対策事業というのを、今度、条例の制定を皆さん方をお願いをしたいと、今考えております。

それも宅地でございます。2戸以上あって、傾斜度が30度以上とか、いろんな枠の中での事業でありますけれども、それを皆さんにお願いしておりますので、それはまた説明はいたしますけれども、それが今17件ほど上がって、それは既に国交省のほうと協議をいたしまして、一応採択をいただいたというところがございますので、それに漏れた部分につきましては、今言いました復興基金というような感じになってくるのかなというふうに考えております。

事業内容につきましては、今、復興基金につきましては、県のほうも、まだあやふやなところがございまして、はっきりした基準がまだ出してありません。ですから、担当者会議もときどきありますけど、質問しますけども、なかなかそれが各町村、状況がちょっとずつ違いますもんで、統一した見解が出せないというような状況でございますので、今わかっている範囲内で、町民の方々の問い合わせにはお答えをしているという状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） いろいろですが、震災の復旧工事というのは、大体終わったというような話も聞いておりますが、現状はどうですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 震災につきましては、皆さん御存じのように、巨岩が道に落ちたりとか、庭先のところの擁壁が崩れたとか、町道に面して崩れたとかいったところが、非常に多ございました。

それにつきましては、ほとんど、うちは応急ですぐ通れるような手配はしたところなんです。ですから、査定のときも県に行きまして、いろいろお話を聞きましたが、大変なお褒めをいただいた

ところです。自分の自慢話をしているようではすけれども、山都が一番、そういう応急工事は非常に進んでおると。大変な感心をいただいて、私たち職員だけで査定を受けてしまいましたもんですから、大したもんだということでございますので、どうか職員を褒めてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 回ってみれば、迂回していかなければならないところも大変あります。大変遠回りして行かなければならないところもありますが、そういうところの改修といいますか、復旧といいますか、それはどう考えられていますか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 今、151件の発注はもう済ませております。その中には、当然先ほど言いましたように、応急工事でもう既に終わるところもございます。今月末に、さらに92件、24日に開札だったと思いますけれども、それに出すようにしておりますので、既にもう250件ぐらいは発注が終わると。あと残りが半分ちょっとぐらいの残りになるとは思いますけれども、そういうふうをお願いしとるところでございます。

今、議員がおっしゃられましたように、どこそこ、コミュニティバスが遠回りをしたり、途中まで行って、引き返してきたというところがございます。町道に関しては、先ほど申しましたけれども、ほとんどは片側なり、通行できる状態であります。ところが、国道、県道が、皆さん御存じのように、余り発注、手付をしてないというような状況でございますもんですから、今のほうも、建設課の立場としまして、町長にもお願いをしたところがございますが、早く発注をして、そういう不便さをなくしていただきたいというふうをお願いを、今後もさらに強くしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 今、通っているところで、道路として利用されているところで、そういうところでも、大変危険な場所がございます。早急な応急が必要だと思われる箇所もでございます。少し雨でも降れば、また、災害が起きやしないかというようなところもでございます。そういうところの復旧、あるいは、雨のときあたりは、もう心配だから、交通どめをしたほうがいいんじゃないかと思うようなところもありますが、そういうところについての復旧、応急処置、あるいは、今言いました、交通どめあたりの方法、どう考えておられるか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 確かに、そういうところは多々ございます。ですから、そこを1カ所すれば、また、ほかのところをしなければならぬということで、財政的な面も非常にありますもんですから、非常に危ないというようなところだけを、もう既に何カ所かは、扱っております。特に岩が引っかかって危ないというようなところは、もう単独でもらせてくださいということで、応急のほうは、私どものほうは単独でさせていただいております。ほかのところは、確におっしゃるような、通行どめ、今から先は雨が降りますので、通行どめ等を考えなくちゃならないんじゃないかということでございますが、通行どめをしてしまうと、そこに1本しか

いという、道がないというところは、特に慎重に行いませんと、その地区から出ることができませんので、そこは今から検討していきたいなど。はっきりここをとめますと言うことは、路線別に言えませんけれども、そういう処置はこちらのほうでさせていただきたいというふうに思っております。

例えば、今村地区ほうに、非常に大きなところがございました。あそこも、今度は県の治山も入ります。あそこをとめるわけにはいきませんもんですから、県の治山のほうにも、通行どめという話もありましたけど、それはとめられないと。下の県道が壊れているから、そこは通してくれということで、それは協議を何回もしながら、進めているところでございますので、そういう状況でございますので、ほかのところにつきましても、そういうふうな対応でいきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 危険のないように、通る人たちが二次災害、三次災害、巻き込まれないようなことでの対応をお願いしたい。

次に移ります。観光施設の復旧はできたというようなことでございますが、客の入り込み、そのほか、観光、経営まで含めて、どういう状態にあるのか。お尋ねです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 発災当時、4月14、16日の発災後、すぐは、全くお客様が来ないというような状態で、対前年度比でいうと、10%から20%しか収益がないというような状態でございました。

それから、工事関係者、それから、行政の支援、そういったもので、宿泊のほうはふえてまいりまして、そんな中で、7月以降は、各商店街、観光協会等々に、いろんなイベントを打っていただいたり、外に出て行っていただいたりして、3月までの予測として2億円以上の赤字を生むんじゃないかというようなことで懸念しておりましたけれども、4月から1月までの現在で、6億1,800万円の、今、売り上げで、前年が7億1,800万円でしたので、約1億円の減収にとどめることができました。これは指定管理施設の場合でございます。

そういうことで、予測よりも大分下方修正して、赤字の幅は圧縮できたというふうに考えておりますけれども、問題はこれからだというふうに考えております。復旧がある程度、この町の場合は、工事が終わったということで、工事関係者もいなくなりますわけですから、今度は、観光客を呼びなければならないということで、そこらあたりを今後どうしていくかということが非常に課題になっているというふうに、今考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） お客の、浜町、馬見原あたりも含めたところで、観光客の入り込みがいまいちではないかという考えでおりますが、その辺のところまでも含めて、復旧はどうか。例えば、そよ風パークとか、通潤山荘というところだけでなく、町全体として見たとき、どうかということです。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 指定管理施設については、今申し述べたとおりでございますけど、今度は商店街がいかげなものであるかというようなことで見てみますと、今、商店街、足場を組んで、改修をしております。43のグループを組んで、改修工事をしておりますけれども、そういった中で、やはりお客さんは減っておりますので、今度、このグループ補助金自体が、創造的復興をしなければならないということで、単なるお店の改修だけではなくて、グループで商店街を上げて、商店街のお客さんの回復に努めていかなければならないという要綱になっておりますので、これは当然、商工会でグループを組んでおるわけでございますので、そういったいろんな活動を今後、展開していかなければならないということで、理解しております。

また、商店街のほうも、先ほど申しましたように、工事関係者の宿泊等々はございましたけれども、それも大体落ちついてまいりましたので、今後新しく、いかにこの観光客、あるいは、商店街の活性化をするかということについては、今後、この拠点施設を3月31日に落成しますので、そういったところから、商店街の皆さんに頑張ってもらいたいというふうに、今思っているところです。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 農林課長、災害がいっぱい発生しておりますが、その入札の準備とか、いろいろのことについて、お尋ねします。入札の方法、これは私のほうからの提案も含めてですが、ある面では、一括してある地区を、一括して入札というようなことは考えられませんか。例えば、この地区を1社にお願いしてとかというようなことで。そして、工期を今のようなことでなく、1年なり、1年半なり、長くにとって、その間に完全に修理をしていただくというようなことは考えられませんか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。先ほどの続きになりますけれども、実は、3月末までに、1,791件のうち78件の発注を今準備しておるところでございます。

本工事につきましては、28年度に27年度の農地等の災害復旧事業の繰り越し工事を行っていたということで、年明けの3月の28年の災害復旧工事の発注になったわけでございます。

今、御提案がありましたような一括で地区を発注していく、地区ごとに発注していく。それから、また、1社に地域を限定して、発注していくというようなこの方法が、ほかの事例でも行われているところが、もちろんございます。

実際、農地を含みます工事箇所が点在する場合につきましては、やはり移動距離とか、時間とかを考慮しますときに、やはり同じようなところで工事を発注し、管理していただいたほうが、業者の方も仕事もしやすいということでございますので、今後、県と、それから、監理のほうとも含めて、工事の発注については、御提案のようなことも考えてまいりたいと思います。

それから、工期につきましては、大体1カ所の工事の金額に応じて、工事期間の設定はいたします。ただ、期間を長く延長して、できるときにしなさいという御提案も、確かに必要かと思いますが、この復旧工事につきましては、この農林水産施設の災害復旧工事、これの国庫補助の暫定措置に関する法律というのがございますが、この中で、国が事業費を補助する災害復旧事業の

うち、緊要のものを政令で定めるものについては、その施工者、これは山都町でございしますが、当該年度及びこれに続く2年間以内に完了することができるように、財政の許す範囲において当該災害復旧事業にかかる国の補助金の交付につき、必要な措置を講ずるものとしてありますので、工事期間につきましては、この28年災害については、3年間の期間を設けることができるというふうに思っておりますが、一つの工事を長く、1カ所の工事を長く、1年、または2年とかいう期間の設定ができるかというのは、現在のところ、まだ打ち合わせをしておりませんので、関係機関とそういうところについては、今後、打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） まず、完全な災害復旧が今から2年でできるのかどうか。それから、復旧の方法について、小規模基盤整備といいますか、大型の何メートル、何メートル角しろ、100メートル、150メートル角にしろというふうなことでなく、地形に合わせた、三日月型でも何でもいいです。せめて1反ぐらいの基盤整備をして、見てみれば、上から下までずっとふえていっております。

だから、何枚かを1枚にして、地形に合わせた整備というのは考えられないのかどうか。とても私のほうでは、ここ2年ぐらいでは終わらないと思って心配しておるわけです。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御承知のように、最近では、九州北部豪雨に例がありますように、今もなお、北部九州豪雨の災害復旧がまだ行われているところも確かにございます。

議員から御心配いただいておりますように、やはり早期に災害復旧を行い、農家の生産意欲を衰退させないようにするのが私たちの使命と思っております。そのためには、工法検討ももちろん農政局としておりますし、また、小規模の圃場整備につきましては、現在、復興基金の対応もしながら、また、前の議会で申し上げましたが、日本型の直接支払い等を利用した小規模の災害復旧をお願いしております。

今申されました、数枚が、現状、畔が飛んで、なくなって、現状がわからないところについては、二、三枚を一緒に、小規模の圃場整備もあわせてするのはどうかという御提案でございますが、先ほど、吉川議員のほうからもありましたように、制度事業と、それから単独とする事業というのを少し現場のほうで見きわめながら、今後の災害復旧につきましては、執行部のほうでいろいろと論議させていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 工事が山都の業者さんたちが、人がいなくて、あるいは、県、国の工事が来て、なかなか町の工事まで手が回らないというのが現状のようです。人がいないから、そして仕事がいっぱいあるから、工事を発注されても受け入れられない。工事期間中に仕事が完了できる見込みが立たないから、発注されても受注できないと言われるところが現状だろうと思っております。

それで、これは町長にお願いです。災害復旧で2年間となっております。しかし、県も含めて、関係する地震の被害のあった町村はみんな同じで、とても2年ぐらいではでき上がりません。だ

から、国と関係町村と話し合われて、特例があると思います。例えば、地震が、東海大地震とか、そのほか、大きな災害がっておりますので、この2年というのを延期していただきたい、延期するように運動をお願いしたいということです。それを町長にぜひお願いします。

それから、前の工藤町長が、災害のとき、とても山都だけではできないから、宮崎に行って、建設協会にお願いし、延岡、それから、高千穂、日之影と、いろいろお願いして回ったということと言われましたが、現時点で、県外からの業者さんたちの指名願いというのが出ているのかどうか。それはあなたでなくて、誰か違う課長でもいいです。お願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。今、お話がありましたように、前工藤町長が、昨年11月、それから12月にかけて、宮崎県の建設業協会、それから熊本県の建設業協会の阿蘇支部のほうに足を運ばれまして、災害復旧工事への支援依頼というものを行っておられます。

本年1月になりまして、本町でも、それを受けての指名願いの臨時受け付けを開始したところでございますけれども、今のところ、結果、阿蘇支部から1社、それから、宮崎県から1社の計2社、指名願いが提出されておまして、今般の3月末の農災の復旧工事につきましては、その2社を含めた入札を実施するというにいたしております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 県外からの業者さんたちに仕事ををお願いするならば、宿泊とか、寝泊りするところの宿とか、あるいは、通勤費手当とか、そういうふうなことでのことを考えてやらなければという話がございますし、実際、国でも、県でも、そういう制度を取り入れられているようですが、ここはどう考えておるのか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現時点では、そこまでの突っ込んだ議論というものはいたしておりません。本町の建設業者において、不調不落が出ないことを前提に、私ども、あるいは手当をしてやっていきますけれども、そこまでは、本町内でしっかりと工事発注をやっていくと、受注をしてもらうということで考えております。

なお、4月から新たに平成29年度、30年度の指名受け付けを行うものでございますので、またそこで近隣の、先ほど今おっしゃったような心配のないような近隣の阿蘇支部ですとか、宮崎県の近接しております町村から指名を受け付けるというような対応をとっていきたいということを考えております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 農林課長、先ほど負担金の話が出ました。これは開パ関係の開パの理事長、成瀬理事長の同じ会場での挨拶の中にありましたが、あそこのパイプライン、開パ地区のパイプラインが応急処置というのか、早急な措置で、言うならば事前着工という形がとられました。水がなければ開パ地区の作物ができないから、まず、苗づくりから始まっていますが、できないからということで、パイプラインの改修が行われました。それは懸命な判断だったと思います。

ところが、修理費が、工事費が1,800万ぐらいかかったというような話のようでした。はっきりした数字は調べてください。それから、その中で、返ってくるのが900万ぐらいという話のようでした。約半分ぐらいじゃないかと思っております。1%と50%では、相当開きがあります。開パ地区は、言うならば本町の山都町の基幹産業が農業であるということは、皆さんが承知です。その基幹産業の中心を成す地域の一つではないかと思っております。

そういうところのことですので、開パ地区も同じように1%になるようにお願いしたい。これはお願いでございます。よろしく。町長のほうにもよろしくお願いしたい。

時間がなくなりますので、次に行きます。副町長にお尋ねです。質問書に書いてあるとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） 私の目から見た山都町というお尋ねであります。副町長に就任しまして、2年がたちまして、町の様子も随分わかってまいりました。その上で感じておりますのは、山都町は飛躍する可能性を非常に持っているというふうに見ております。

その理由であります。山都町には、まだ十分活用されていない資源、町の宝があると思うからであります。幾つか例を上げますと、まず第一に、山都町には、九州でも屈指といわれる自然があります。また、阿蘇家を中心とした歴史、そして、八朔、文楽、神楽といった伝承文化がありますが、こうした資源は、ほかの自治体にはないものであります。

今、観光の主流は、見る観光から体験型、地域に学ぶ学習型、あるいは交流型と変わりつつあります。例えば、山都町の自然を満喫するフットパス、あるいは九州脊梁を利用したトレッキング、登山、そういったもの。さらには、農業体験。例えば、刈り取りとか、こんにやくづくり、あるいは巻き柿づくりといった工芸体験、こういったものも、非常に有望な観光資源になると思えます。

私も、フットパスの下名連石コースに参加しましたが、秋の野山を歩いて、イモを掘ったり、あるいは丸山高原での弁当開き、そして、ゴールでは、地元の皆さんのぜんざいの振る舞いということで、参加者は大変満足されておりました。

また、名刀「蛭丸」と中世阿蘇家の史跡を探訪するツアーには、刀剣女子と呼ばれる若い女性も多く参加がありました。

山都町に住んでおりますと、この町の自然のすばらしさを余り感じませんが、今、都会では、情報化、効率化社会の中で、大人も子供も、時間や成績、成果に追われて、非常にメンタル的に疲弊する人がふえております。そうした人たちに、この山都町の豊かな自然の中で人間性を回復してもらおうというような、滞在型の観光も非常に有望ではないかと思えます。

この土日、県外から二つの団体が山都町の棚田復旧作業の応援に来られました。地元の人とも交流され、参加者からは、青空のもと、汗を流し、人のために役立っていることを実感した。本当に楽しかった。また、山都町に再び来たいと。満身に語っておられました。

もう一つの資源として、山都町には、安心安全でおいしい農作物があります。安全で、食べると元気が出るということで、私は、安全安心おいしいの頭文字をとって、山都のAAO農作物と

呼んではどうかと思っておりますが、今、少々値段が高くて、安心安全な農作物を使いたいという消費者がふえており、今そうした方たちの一部では、山都町の農産物は高い評価を得ていますが、ブランド化はこれからであります。3年後に、東京オリンピックが開催されますが、オリンピックでやってくる選手、役員は、食材にオーガニックの産物を要求するとのことでもあります。供給が追いつくか、非常に危惧されている面もありまして、消費者においても、今以上に農作物の安心安全が求められてくると思います。

こうした状況を追い風に、山都町AAO農産物のブランド化、販路拡大を図っていけば、農家の増収も期待できるのではないかと考えております。

最後に、山都町が飛躍する可能性の根拠として最も強く感じているのは、この町では、今、非常に魅力的な若者が生まれつつあるということです。例を上げますと、町で開講しております、食農観光塾に参加した若者たちが、真剣にまちづくりを考え、お互い切磋琢磨することによって、非常に魅力的な若者に育っていると感じております。彼らと話すと、非常に熱気に圧倒されますし、最近では自分たちでまちおこしの会社も立ち上げました。今、各地の自治体で、交流人口をふやそうと一生懸命取り組んでいますが、人が多くやってきて、しかも繰り返しやって来る町というのは、やはりそこに魅力的な人がいて、その人に会いに来る。交流することが目的に来るといのが人の多く来る町であります。山都町では、そうした若者がだんだんふえておりますので、大きな期待を寄せております。

山都町には、ほかにも多くの宝、資源がありますので、町民の皆さんと一緒に、そういった宝に磨きをかけて、売り出していけば、山都町はもっと大きく飛躍する可能性を持っていると感じております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） わかりました。明るい未来ということですが、極端に言って何が足りないと思いますか。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） まず、私が外から来た目でいきますと、町の人自身がここの町の魅力をもうちょっと理解して売り出していくこと。広報あたりも足りないと思いますし、いろんな外から、つい最近、東京から来た人も、この町のすばらしさに本当に感動して帰っていかれましたし、そういったことを町の人にもっと理解してもらおう。そして、町の人に自分たちの地域に自信を持ってもらうということが非常に大事だと思います。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 私たち、住んでいる者の目線では見えない部分が、よその人には見える。私たちもよそに行けば、ああと、他人の目線で町を見られる。そういう観点からお尋ねしました。ぜひ、町づくりに、町が発展しますように、行政手腕発揮されたいと思います。よろしく。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 3番に行きます。

時間がほとんどなくなりましたが、山都町の観光行政をどう考えられているのか。改めて、浜町商店街、あるいは、馬見原の商店街、どう今後、どうしていったらいいのか。お尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山都町は、農業が38%、それから、商工観光関連産業で行きますと、それが約30%ということで、トータル7割がこの農業と観光関連、商業、サービス業で占められております。

そういったこの二つの産業をしっかりと興していくことが、この町の浮沈にかかわるといふふうに思っておりますので、そこはしっかりと肝に銘じて、頑張っていきたいというふうに思っております。

やはり先ほどからもおっしゃっておりますとおり、これからの観光は交流だと思っておりますので、地域交流に力を入れていきたいということで思っております。すばらしい資源や歴史や文化がありますので、それをもっともっと磨き、そして、理解し、情報を発信することが大事だといふふうに思っておりますので、そのことについては、町長の最初の課長会議で、もっともっと情報発信をしていこうということで指示を受けましたので、さらにしっかりとそういうところに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、馬見原商店街、浜町商店街、それぞれありますけれども、この二つの商店街、私、二つとも、まちづくりに参加させていただきましたけれども、浜町はやはり八朔の造り物でもわかりますとおり、本当に力のある町だと。それから、歴史も当然ありますけれども、その力を商店街の皆さんは受け継いでおられますけれども、今、その力をまだ発揮されていないというふうに思っております。グループ補助金のことでも話しましたけれども、もっともっと皆さんが意見交換をして、この商店街のまちづくりを話し合って、そして、いい店づくりをしていただければと。そのためのお手伝いは我々も惜しみなくやっていきたいというふうに思っております。

また、馬見原につきましては、平成8年から、まちづくりが行われましたけれども、また、新たな展開として、馬見原のシンボルである「新八代屋」を活用したというようないろんな計画もお持ちですけれども、そういったところも、やはり人が中心になりますので、ハードからソフトへということで、やはり昼間のご飯を食べるところもないというようなことでは困ります。そういったところは、しっかり取り組んでいただければと思いますし、いろんなまちづくりファンドの支援等も、町としてもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 前回は意見を申しましたが、自動車道がすぐ中島まで来ます。矢部までも、そう長い期間ではないと思います。自動車道が来て成功した例。あるいは、成功しなかった例、檜林課長にもいろいろお話をし、多分、いろんなところを見ておいでになったと思います。私も私の目線を見て、意見を言いました。自動車道が218号線において、218号線、あるいは、445号線に乗って車を逃がしてしまうという手はないと思います。どうにかして、おりてきた車を町なかにおろす。そういう方法をしっかり考えていくべきだろうと思いますし、観光行政の一

つは、それでもあろうかと思います。

少子高齢化で、人が減って、なかなか町も賑わなくなった。それに、大型店舗ができて、消費がそちらのほうに奪われてしまって、出小屋的な店がなくなり、運営ができなくなったということもあります。出小屋の文化がなくなった。

そういうことも含めて、218号線におりた車を、どうにかして町内におろすような、そういう方策をしっかりと考えていただきたいと思います。そのことが、ある面では、浜町の未来を握る、将来を握ることだろうとっております。ぜひ、そういうことにも力を入れていただきたい。そう思って、一般質問を終わります。答弁するかな。

○議長（中村一喜男君） これをもって11番、田上聖君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時20分

3 月 15 日（水曜日）

平成29年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年3月9日午前10時0分招集
2. 平成29年3月15日午前10時0分開議
3. 平成29年3月15日午後3時47分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

- 日程第1 議案第4号 山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について
- 日程第2 議案第5号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第6号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第7号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 山都町交通事故防止条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 山都町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 山都町税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 山都町山の都創造ファンド条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 山都町子育て支援施設設置条例の制定について
- 日程第15 議案第18号 山都町文化交流拠点施設設置条例の制定について
- 日程第16 議案第19号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第17 議案第20号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第21号 平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第22号 平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第23号 平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第24号 平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤 壽 廣	5番 藤 澤 和 生	6番 赤 星 喜十郎
8番 工 藤 文 範	9番 藤 川 憲 治	10番 稻 葉 富 人
11番 田 上 聖	12番 中 村 益 行	13番 佐 藤 一 夫
14番 中 村 一喜男		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	岡 本 哲 夫
教 育 長	藤 吉 勇 治	総 務 課 長	坂 口 広 範
清和支所長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	江 藤 宗 利
会 計 課 長	山 中 正 二	企 画 政 策 課 長	本 田 潤 一
税務住民課長	田 中 耕 治	健 康 福 祉 課 長	玉 目 秀 二
環境水道課長	佐 藤 三 己	農 林 振 興 課 長	藤 島 精 吾
建 設 課 長	後 藤 誠 輝	山 の 都 創 造 課 長	檜 林 力 也
地籍調査課長	山 本 祐 一	老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 原 千 春
学校教育課長	荒 木 敏 久	生 涯 学 習 課 長	工 藤 宏 二
そよう病院事務長	小 屋 迫 厚 文	監 査 委 員	森 田 京 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長(中村一喜男君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第4号 山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

○議長(中村一喜男君) 日程第1、議案第4号「山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長(坂口広範君) おはようございます。それでは、議案第4号について説明をいたします。

議案第4号、山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

て。

山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

長期継続契約を締結することができる契約の内容を見直し、契約事務の迅速な執行を図るため、関係条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長でございます。

新旧対照表を、もう一枚めくっていただきますとございます。

本条例制定の概要等について説明をしたいと思います。

長期継続契約といえますのは、地方自治法第234条の3の規定に基づく契約のことでございます。

通常、地方公共団体の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までというのが原則でありますけれども、平成16年の地方自治法の改正によりまして、各自治体が条例で定めた契約については、契約期間が複数年度にわたる長期継続契約を締結することができるようになりました。

これを受けまして、本町でも、平成17年に現行の山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を施行いたしました。この条例においては、商慣行上を複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、また毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約を対象として、そこに書いておりますように、機器、車両または用具の賃貸借、ソフトウェアの使用許諾、施設の管理業務、機械設備の運転及び保守管理に関する契約をその対象としております。

今回は、業務の昨今の多様化に加えまして、事務処理を含めた効率性を高めて、もって契約事務の迅速化を図りたいとして、新旧対照表のとおり、これまで長期継続契約の対象としていなかった業務内容を見直しまして、かつ業務名を具体的に明示することとしたものでございます。

以上が改正の内容でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第5号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、続きまして、議案第5号について説明をいたします。

議案第5号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

「を」は、これは申しわけありません。削除をお願いします。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

平成28年度人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

ページをお開きください。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長でございます。

こちらも、新旧対照表を見ていただきたいんですけども、本条例制定の趣旨、概要等について説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正につきましては、税制及び社会保障制度の見直しの状況ですとか、民間企業における配偶者に係る手当の見直しを行うというものでございまして、具体的には、配偶者に係る手当額、これを他の扶養親族、父母や祖父母、弟や妹などですけれども、この他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額をします。これによって生じる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げるというものでございます。その際、配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施をして、それにより生じる原資の範囲内で、子に係る手当額が引き上げられるというものでございます。

配偶者手当は、現行、月に1万3,000円でございますが、29年度には1万円に減額、それから30年度からは、他の扶養親族と同じく6,500円となるものでございます。

逆に、子に係る手当額は、現行、月6,500円ですけれども、29年度には8,000円に増額され、30年度からは1万円となるというものでございます。

これは、安倍政権の一億総活躍社会での女性の社会進出を促すための、配偶者の扶養手当を廃止、削減しようというものが背景にあるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第6号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 続きまして、議案第6号について説明をいたします。

議案第6号、山都町職員の育児休業等に関する条例の一部、これも改正についてでございます。山都町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

平成28年度人事院勧告に伴い、山都町職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

こちらも新旧対照表のほうを掲載しておりますけれども、本条例の改正の趣旨と主な改正点について、また説明させていただきたいと思っております。

今回の改正と申しますのは、育児期に離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するというものでございます。

具体的には、非正規職員の育児休業の取得要件を緩和して、育児休業の取得促進を目指すというものです。これは法律の改正が、現行、子が1歳になった後も雇用継続の見込みであることが取得要件であったものが、改正後は、子が1歳6カ月になるまでの間に雇用継続の可能性があれば育児休業が取得できるとなりますので、それに沿った規定を今回設けるものでございます。

また、育児休業等の対象となる子の範囲が、現行は、法律上の親子関係である実子及び養子であるものを、改正後は、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子についても対象を拡大するというものでございます。

主にはただいま述べたような内容ですが、このほか育児休業することができる非常勤職員の範囲等、所要の規定を整備したものとなっているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第6号の説明が終わりました。これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第7号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 続きまして、議案第7号について説明をいたします。

議案第7号、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

平成28年度人事院勧告に伴い、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長でございます。

こちら新旧対照表をつけておりますけれども、これも本条例制定の趣旨、それから概要等について説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正といいますのは、介護が必要な家族を抱える労働者が介護サービス等を十分に活用できるようにするために、介護休業や柔軟な働き方の制度をさまざまに組み合わせて対応できるようにするというものでございます。つまりは、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備というものでございます。

その改正の概要ですけれども、まず、介護休暇の分割です。これは、現行、1回限りの取得であったものが、3回以下に分割をされ、かつこの3回が合計6月以下の範囲内で介護休暇が分割

取得できるようになるというものでございます。

次に、介護時間の新設です。日常的な介護ニーズに対応するために、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務をしないことを承認できる仕組みが新設をされます。

さらに、介護を行う職員の時間外勤務の制限についても規定の整備を行います。介護を行う職員の負担を軽減するため、介護を行う職員の時間外勤務を免除するというものでございます。

以上に係る規定を整備したものが今回の改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第7号の説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の議案に対する具体的な質問とはちょっと外れるかもしれないんですが、先ほどの非常勤の子育ての休暇のとり方とか、申しわけないんですけども、具体的なイメージが全然つかめないの、可能ならば、A子さんがどうかした場合とか、そういうわかりやすい事例をくっつけていただくと大変助かるかなという要望です。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今回の5号から始まりました人事院勧告に伴います条例の改正ですけれども、非常に今、御指摘がありましたように、私どもも読み込んで内容を理解するのに大変な労力を要するものでございまして、これはやはり皆様方にきちんとお伝えするという点について、1番議員さんのほうから、それを助ける資料というか、そういったものを改めて準備をさせていただきたいと思っております。取りまとめ、関連どれもしますので、そういったことで御容赦願いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私からも要望しておきますがね、これは大変明るいことでもあります。しかし、当事者にとっては、これは不十分ですよ。

だから、ただこれは子育て支援、さっきの時間外の育児のやつと合わせて、この介護離職を防止するという、この二つについては大変な社会的な要請があって、国家戦略のまず第一歩だという意味のことを、ぜひ町民の皆さんにわかりやすく上手にお知らせください。でないと、結局は公務員ねたみの材料にしかされない、そういうことにならないように。積極的な、これは社会政策の第一歩として、積極的なPRをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 答弁はいいですか。

○12番（中村益行君） いいです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 山都町交通事故防止条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第8号「山都町交通事故防止条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第8号について説明いたします。

議案第8号、山都町交通事故防止条例の一部改正について。

山都町交通事故防止条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

交通指導員の員数を37人以内に減ずるとともに、あわせて報酬の額を改正するものです。これがこの議案を提出する理由です。

めくっていただきまして、山都町交通事故防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長でございます。

これは、今回の改正といいますのは、現行、12支部62名の交通指導員の員数、これを11支部37名に半減をして、あわせて報酬の改正を行うという内容でございます。

改正前の62名の員数といいますのは、合併当初の旧町村ごとの各単位区で選出されていた指導員の合計数ということになります。交通指導員の主たる業務といいますのが、街頭での交通指導ですとか交通安全教育等ですけれども、まず街頭箇所自体が、小中学校の統廃合によって、児童生徒数の登下校がスクールバス中心になってきているということ、こういったことで指導箇所も減少しているということが挙げられます。さらに、人口減少等により、安全教育の対象者が減少して安全教室等の回数も減っていることから、今回、員数の削減を行うものでございます。

今後は、山都警察署所管の安全協会指導員と連携を図りながら、交通安全の思想、普及浸透を図っていき、交通事故防止の徹底を図っていきたいと考えております。

また、報酬の金額につきましては、他団体との比較や報酬予算総額の検討を行いまして、本表のとおり設定をしたものでございます。郡内の一番低い最低ランクが8万1,500円で、委員で8万1,500円でしたので、これをベースに、隊長を8万円として残りを1万ずつ減じた額で設定をしたものでございます。

以上が内容でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 指導員の方の人員が62名から37名と減ってはおりますが、報酬のほうは4万円からそれぞれアップされております。これによる予算措置はどう変わりますか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 現行の予算が248万円でございます。これを、員数削減によりましてちょうど200万円ということになりますので、差し引き48万円の減額を図っていくということにしております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町交通事故防止条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 山都町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第9号「山都町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） おはようございます。それでは、議案第9号について説明いたします。

山都町水道事業給水条例の一部改正について。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

水道事業及び簡易水道事業の事業統合に当たり、料金体系を統合する必要があるため、この条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提案する理由です。

次のページをお願いします。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山都町長。

山都町条例第何号。山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

山都町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第34条の表中、従量料金10立米を従量料金7立米に改め、同表一般用の項及び営業用の項中10立米を7立米に改める。

次の1ページをお願いします。

この表の中で、山都町水道事業給水条例第34条の別記1参照の表を改正することになります。

次のページをお願いします。

本町での水道料金は二部料金制で、基本料と使用水量に応じた従量料金で構成される料金体制をとっております。

一番右の欄の一番上の右の「従量料金10立米を超える1立米につき」という欄がありますけれども、これを7立米に改正します。

次のページになります。

現行の上水道の基本水量は月当たり10立米で、使用料金が基本料金月額1,080円となっております。これを今回、簡易水道の料金に合わせ、基本水量を月7立米とします。これにより、実質7立米を超えて使用される場合、立米当たり151円となりますので、10立米の使用でこの差3立米が最大453円の値上げになるということになります。7立米以内の使用料であれば、これまでどおり基本料1,080円ということでもあります。

上水道の簡易水道の統合につきましては、平成29年度統合で準備を進めてきたところですが、12月の議会で行政報告させていただいたとおり、これを3年間延期することとしております。上水道の料金改定についても、この統合に合わせて平成29年度から施行するという事で利用者に対して説明会、または水道だよりで周知を図ってきたところです。昨年3月から約1年かけて周知をしてきたところですが、特に意見とか要望あたりもありませんでした。また、問い合わせもなかったことから、利用者の理解は得たものと判断して、今回、予定どおり29年度にこれを施行することとしたところでございます。

なお、本件については、上水道審議会にも諮った上で承認を得ているところでありますので、この点もつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これは実質的値上げですね。ならば、10メートル立方です。それを、1,080円をそれなりのことに値上げしなかった。結局、7に下げた理由は何かということですね。同じ値上げならば、10立方メートルで上げた金額を出すのと、3立方メートル下げた値段で同じ値段にするのと、その理由はどうしてかということ。意味がわかりましたか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。簡易水道の料金に合わせたということでございます。そのことで、10立米の基本料が7立米に下がったことで、基本料金の10立米使ったとき

の3立米分が値上げになるということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 10立方メートルで上げた場合、上がった金額がもろに出る、1,080円よりも幾ら上がるのか。結局、私に言わせるならば、こそくな手段だと思って聞いておるわけです。

結局は、量を減らして値段を同じにするのか、あるいは量を同じにして値段を上げるのか。一般の人たちがどちらのほうが見やすく、どちらのほうが批判を受けないか、ただそれだけで値段を決めたのであれば、やり方がこそくだという考えをします。いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 課長、指名してからお願いします。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 繰り返しますけれども、こそくかと言われますとこそくじゃありません。とにかく、簡易水道の料金に合わせるということでございます。統合を控える中で、同じ町がサービスする公益事業として、今まで料金の開きがあったということを統一して公平性を保つという趣旨のもとで今回の改正ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） この料金体系ですが、このことについては、私は7立米に下げた意味は、山都町全体を見た場合、高齢者のひとり暮らしとか、そういった方がふえとるわけですね。そういった方々の負担にならないというような形でこういった料金体系になったと理解しておりますが、課長違いますでしょうか。そういったことを考案された、こういった料金体制じゃないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 若干、ちょっと考え方としては違うと思います。

とにかく、将来的には企業会計に移行していきます。その中で、独立採算制で今後運営していくこととなりますけれども、今の料金では将来的には必ず値上げをしていかなければならない時期は来ることは想定できます。それに向けての第1段階というふうに理解していただかなければならないと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 課長からは、各住民に周知徹底したと言われておりましたが、結果的に上水道使用者に対する値上げになってきます。今までは、10トンまでが基本料金です。今度はそれが7トンになる。10トン使用者に対しましては、四百幾らかの値上げというふうになってきますので、今までこの説明したときには、その質問はなかったと言われてますが、実質に金額が出てきますと、いろいろ出てくると思います。

そこで、月平均、普通の家庭で上水道使用者、どのくらいの値上げになるかということでございますが、計算は。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 具体的な数字はここでは申し上げられませんが、平均

で20立米ぐらいの使用が一般的だと思います、4人家族が標準としたときにですね。ただ、ひとり暮らしとか二人暮らしの方の場合ですと、10立米を超えないように使いたいという利用者の方も確かにいらっしゃいました。基本料金内でどうしても抑えたいという方に対しては、10立米今まで使っておられた方は、実質453円の値上げになるということだと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私は上水道、簡易水道両方支払って……。

○議長（中村一喜男君） 少しマイクを近づけていただけますか。

○12番（中村益行君） 支払っている者です。これは、今、課長の説明のように、将来、独立採算でということ、私、避けて通れないと思うんです。それに向けての体系をつくっていくということは、ぜひ町民の皆さんにわかりやすく説明してください。

実は、さっきの話からすると、ほとんど意見が出なかったということですが、意見の出ようがないような状況でもあるんですよ。例えば簡易水道組合で、本当に組合長さんが地域で回してやっておられるようなところでは、十分、需要家に説明ができていないんじゃないかなという気がします。

それからまた、量水器をつけていない簡易水道ですね。こういうところは各人で負担して今後つけるということになるんですかね。例えば私のところなんかはつけてないんです。使えばなしです。これは、湧水を流下方式で、一切動力を使っていませんから、使えばなしなんです。今度、それに組まれるということになれば、量水器をつけて料金を払うと。もちろん組合費は年間一、二千元取っていますけどね、実際、水道料としては払ってない。そういうところあたりは、まだ十分説明ができていないんじゃないかなという気がします。

そういうところの量水器はどうなるのか。どれぐらいの量水器をつけるのか、13ミリなのか15ミリなのか。今後、家庭用はダブルスタンダードじゃなくて、15ミリなら15ミリで統一すべきじゃないかなという気もしますが、その辺の論議はしていますか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） まず、説明会の話ですけれども、これは上水道の利用区域だけでございます。

（自席より発言する者あり）

浜町地区ですね、4地区で開催しております。それと、上水道の利用区域の全体の説明会を最後に1回やったということでございます。上水道の利用者の中から、そういった料金値上げに対する意見はなかったということをお話させていただいたところです。

それと、今、中村議員のほうでおっしゃられたのは、小規模水道施設であったり、地区への水道施設のことだと思いますけれども、これについては、これから将来的に高齢化が進んでいく中で、なかなか自分たちだけで管理運営していくことが困難になってくることは予想されます。現段階では、我々としては、できるだけ施設でがんばってもらおうといたしますか、規模もかなり小さくなりますし、その施設を我々がそのまま引き継いで管理していくというのは、非常に現実的に

話をさせてもらいますと厳しいという状況もありますので、その人たちに対しては、町の単独の整備事業の制度がありますので、そういった制度を活用していただいて、何とか頑張って管理をしていただくという方針でもうしばらくは進めていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） よくわかりました。私、勘違いしておりました。その小規模あたりも全部、企業会計で今度見てくれるのかなと。

一方では安心しながら、一方ではこれは困ったなど、今まで使いっぱなしですからね。そういうところはあくまでも自主管理でやってもらおうと、地域のやり方でやってもらおうと、私どももまさにそれをやってきているんですよ。この前の水害のときにも、これは業者に頼めば恐らく10万、20万すぐかかったでしょう。これを自分たちでやります。常にそういうことをやります。だから、これはそういうことであれば、十分、現在の補助体制の中で、援助だけはやってもらおうと。年寄りばかりですよ。こういう小規模水道のところは、簡易水道のところは。全く、高齢化率というよりか、高齢化率なんか言っちゃおれない、七、八十歳が平均年齢のところが多いんですよ。そういうところは、技術的な援助あたりは今後、考えていってほしいと思います。

わかりました、私、勘違いしておりました。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 一つお尋ねなんですけれども、基本料金が1,080円と。私の家庭もそういうことなんですけれども、一つの1,080円で終わるとる戸数はどのぐらいありますか。基本料金だけで終わるとるような戸数は。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 今、その数字持ち合わせておりません。また後ほどお答えさせていただきます。申しわけありません。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） そこら辺の啓発も、うちあたりも井戸を使うとるもんですから、一応、基本料金だけで終わるとると。そういう家庭がかなりあると思うんですよ。そうすると、うちの集落の件なんですけれども、去年、非常に役場にも迷惑がかかったと思いますけれども、使用料が少ないもんですから、ある家庭で非常に温度が上がったということで、そういうこともあつとるわけなんです。そういうことも含めて、水道料金の話ですからそういうことじゃないと思いますけれども、そういうこともやっぱり頭に入れていただいて、今後はいろいろ考えていただきたいと思います。ぜひ、その辺はよろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第10号「山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） おはようございます。御説明をいたします。

議案第10号、山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について。

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を施行するに当たり、その費用に充てるための受益者分担金の額（負担率）を定めるため、山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

次、お願いいたします。

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長。

これで、皆様のお手元のほうに、防災がけ崩れ対策事業の受益者分担金ということで、2枚のつづりの資料をおあげしておりますので、この事業の内容をまず皆さんに御説明をしたいと思っております。

がけ崩れ対策事業ですけれども、この事業主体は市町村ということでございます。これは本年度が初めての事業でございます。御存じのように、地震、豪雨がございまして、県としても初めて取り組む事業でございまして、今まで条例がなかったものですから、事業の遂行を図るためにはこの条例を制定する必要があるということで、今回お願いしておりますところでございます。

激甚災害に伴い崩壊が生じ、放置すれば時期降雨等により被害を与えるおそれのある場合に、緊急的に崩壊防止工事を実施し、直接、人命保護を行うことを目的とした事業でございます。

採択要件としましては、地域の防災計画に危険箇所として搭載されている、あるいは今後、搭載される予定地の崖地であることがまずあります。

それから、その中での詳細の採択要件でございますけれども、崖地が自然斜面ということでございました、現行がですね。今回の特例措置としまして、人工斜面、この中に括弧で書いておりますけれども、宅地の擁壁等も対象とすることができます。それから、崖地の高さですけれども、

5メートル以上。それが特例によりまして、人家に被害があり、さらに周辺住民に二次的被害を生じるおそれのある場合は3メートルあればよろしいですよということでございます。

それから、保全対象は人家が2戸以上。これは特例でも、2戸以上は変わっておりません。

その他としまして、新しく、ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあること。ライフラインといいますといろいろございますけれども、一番わかりやすいのは、そこに道があると言ったほうが一番わかりやすいかもしれません。電気、水道等もございますけれども、それがわかりやすいかと思えます。

事業費につきましては600万円以上。これは工事費とは違いますので、全体の事業費が600万円以上ですよということです。これは特例のほうにも変わりありません。

それから、下のほうに補助率としてしております。国が50、県が25、市町村が25、うち受益者の分担金としては1.5というふうに赤で書いております。これは何を根拠にかといえますと、建設省防災課というのは、緊急傾斜地の事業も一くくりの事業の中に防災事業として入っております。山都町の条例134号の中に、山都町急傾斜地崩壊防止対策事業受益者分担金徴収条例第4条(1)、その中に、国庫補助事業に対しては総事業費の100分の1.5以内というのがございますので、それを参考に1.5と今、させていただいているところでございます。

申請状況につきましては、下に書いておりますけれども、今、17件。採択及び協議中としておりますが、これは一応、採択というふうに聞いておりますので、恐らく全部採択になったということでございます。

それから、一番肝心なのが他町村の状況でございますけれども、他町村、新聞等で御船町あるいは熊本市なんかよく出ますけれども、御船はとらないと。最初はとる方向でいたようですけれども、やっぱり近隣の町村の状況を見ながら、とらないという方向でございまして、上益城及び山都町、南阿蘇近隣の町村は全部とらないということでございますので、それは申し伝えておきたいと思えます。

そういうことで、新旧の対照表というのが一番最後のほうにつけております。一応そういうことで、別表第4のほうに、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業として、受益者負担金100分の1.5ということで、今回の制定をお願いしたいということでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 課長が最後につけ加えて説明いただきましたが、近隣はとらないとしていると。我が町はどうしてとるとしたのか。近隣との比較論議をしたとき、どういう内部論議をなさったか、ちょっと聞かせてください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。これにつきましては、先ほど冒頭のほうで申し上げましたように、この条例が今ございません。ございませんですから、ゼロということに

なりますと、この条例自体も要らないこととなりますので、今から、これは皆さん方との協議になるんですが、率を下げるとかいうとかいう話になるときは、この条例が、差し当たって、なければならぬということでございますので、今回はこれで制定をさせていただいたということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） それでは、まず頭出しをしておいて、あとは政治判断をしていくということでいいですかね。そうした場合、もしゼロにした場合、坂口課長、どれくらいの財政負担増になりますか。計算していますか。今すぐ回答ができないでもいいです。とにかく頭出しをしていくという姿勢はわかりました。あとは政治判断ということですので、これは町長のほうで一つ考えてください。

大変な災害も起こっておるわけですので、町自身の負担も大きいです。これは、農業災害その他を総合的に考えれば、その自治体のこれは最終判断、総合的な判断ということになります。これをゼロにするのか、あるいは一定の負担を求めるのか、条例どおりにするのかというのは、私は、議会としては、執行部の総合的な判断に任せていいんじゃないかなと思います。これは議長のほうに取り扱いをお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 今の質問で、特例をつくるための本条例ということで理解をしますが、この説明表の中で、保全対象が人家2戸以上となっておって、その下に、ライフライン等の公共施設等の被害のおそれがあるということで書いてありますが、これは、1戸でも下に道路があればという意味ですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。これは、2戸以上は譲りません。さらに、ライフラインがその中にあればということでの、別に特例としてまたあったものでございますので、2戸というのは変わりません。

でしたが、今回、特例だけが条例を制定するというものではございませんで、一番最初の説明のほうに、激甚指定ということがあったと思います。ですから、激甚は、もう我が町は毎年のように激甚指定を受けておりますので、今後も続くであろうということでの制定も考えておりますので、そういう趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 人家が密集しているところは、これに該当すると。ところが、一戸建てのところに関しまして、かなり厳しい条件にはなってくると思いますが、そういった人たちへの救済には、これはなつてこんということですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） お答えをいたします。確かに、一戸はこの事業では該当いたしま

せん。きのう、少し田上議員の一般質問の中にもございましたけれども、ほかの事業で、きのうもちよっと言いましたけれども、復興基金、そういうやつを利用していただくことになるかと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 山都町税条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第11号「山都町税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） おはようございます。では、議案第11号について御提案をいたします。

議案第11号、山都町税条例の一部改正について。

山都町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

地方税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令、並びに特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の公布に伴い、山都町税条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

条例文のほうをお願いいたします。

山都町条例第何号。山都町条例等の一部を改正する条例。

この1ページ目の条文をごらんいただきますと、山都町税条例一部改正第1条、それと中ほどに山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正第2条ということで、今回の税条例の改正は2条建てということになっております。

まず、第1条のほうにつきましては、町民税の申告におきまして、先ほど提案理由のところでも申しましたが、特定非営利活動法人促進法、いわゆるNPO法というものがあります。その改正によりまして、今まで仮認定特定非営利活動法人というものが、特定非営利活動法人というも

のに改称されたということでありませぬ。

この特定認定特定非営利活動法人というのは、NPOの認定を行う際に、5年未満の法人で、その認定を受けた場合には、給付金等に関する、控除等に関する特例があるということでありませぬ。

今回の改正の大きなものとしましては、いわゆる社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、地方税法のほうが改正されたということにありませぬ。消費税の10%引き上げが平成31年10月に延長されたということでありませぬ、それに伴いまして、地方税法のほうでも、もろもろの規定を改正されたということでありませぬ。

そこで、今、言いました第1条の中ほどの下、附則第7条というところから第2条分につきまして、その部分に該当するところでありませぬ。今、言いました附則第7条の3の2というところが、住宅ローンの控除制度の適用期限が平成31年から33年まで2年間延長されたということになります。

それと、中ほどから下の第2条部分につきましては、昨年の6月の議会で可決をいただきました。3月に専決処分しまして、6月で御報告をして可決をいただきました山都町税条例の一部改正のうち、未施行部分のありましたもの、それと施行日等が平成29年4月1日、もしくは平成30年1月1日となっていた部分等につきまして、先ほど言いました、消費税の10%引き上げに伴います軽自動車税のグリーン化特例というのがありますが、燃費等によってそれぞれに自動車税の税率を変えていこうというものが延長されたことに伴いまして、今現在行っている税率でそのまま、まだそれまでの間はそれを適用していこうというものになります。

それと、もう一つは、あわせて今の同じような部分で、法人税の税率を9.7%から6%へ引き下げようというところの部分がありませぬ、これにつきまして、消費税10%の適用までの間は延長されたというような部分がありませぬ。

何分、税条例はわかりづらくて大変申しわけございませぬけれども、以上が今回の税制改正の趣旨でありませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めませぬ。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めませぬ。

したがって、議案第11号「山都町税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第12号 平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第12号「平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、議案第12号について御提案いたします。

議案第12号、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について。

平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由です。

平成28年熊本地震による被災者の生活再建支援に寄与することを目的として、固定資産税の免除及び固定資産税の課税標準の特例の適用に関する特例措置を実施するため、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1 ページ開けていただきたいと思います。

山都町条例第何号。平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本条例につきましては、去る28年9月議会におきまして提案し、可決いただきました、平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正となります。

改正の趣旨としましては、平成28年熊本地震により被災した家屋等について、町が平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業補助制度を活用して行う全壊、大規模半壊、また半壊等の家屋の損壊家屋等の処理事業、いわゆる公費解体と言われていますが、この対象となる家屋のうち、平成29年1月1日前までに当該事業の実施の決定を受けた者に対しては、公費解体が完了かまだ未了かということをお問はず、当該年度分、29年度分の固定資産税の免除を行うことにより、平成28年熊本地震で被災をされた方の税負担の軽減と、公平性を保つという趣旨でございます。

それとまた、被災した住宅用地の固定資産税の軽減を受けるためには、山都町条例の74条2項の規定により、必要事項を記載した書類等を添付した書類を、申告書の提出が必要となっている

ものを、税の減免と同様に、被災者台帳に記載があるものについては、申告書の提出を必要としないというふうにするものであります。

いずれにつきましても、熊本地震の被災者の生活再建に向けた町の支援策の一つとするものです。

今、言いました点につきまして、条文のほうごらんいただきまして、2のところから、「町長は、町が平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業補助制度を活用して行う全壊家屋または半壊家屋、大規模半壊も含む損壊家屋等の解体処理事業の対象となる家屋のうち、平成29年1月1日前までに当該事業の実施の決定を受けたものについては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税を減免することができる」という部分が前段部分になります。

後段のほうは、附則の一番下のほうに、74条の2第1項という部分の裏のページをごらんいただきまして、ただしということで、「山都町被災家屋解体事業処理事業の適用の申請に係る資料その他被災住宅用地の客観的事実を証するに足りる資料を現に町が保管している場合において法第349条の3の3第1項の規定の適用を受けようとする者については、この限りではない」ということしております。ここが、先ほど言いましたが、住宅用地として家がなくなった場合には、そのことを記した書類を、詳細を記した書類を添付して申告書を提出する必要がありますが、今回の解体作業等におきましては、それを省略していくということに、町がいわゆる職権等でその取り扱いを行うということをするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） せっかく課長が面倒くさい説明を、さっきの消費税に絡んだものから今度のやつをしましたので、一つだけ幼稚な質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 濟いませぬ、ちょっとマイクを近づけてください。

○12番（中村益行君） あそこからずっと怒られよっと、わからんでごめんね。

土地について、客観的な資料というのは写真でもいいのかな。あるいは、登記簿を持って行って、それで客観的な資料とするのか、ちょっと教えてください。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） お答えいたします。客観的資料というのは、町が持っている資料ということで、被災者台帳と、それに基づき被災者の方々にいろいろ提出していただく、そういう御負担を省くということでもあります。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第13号「通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） おはようございます。本議案につきまして御説明いたします。

議案第13号、通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について。

通潤橋未来への懸け橋基金条例を別紙のとおり定めることとする。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由でございます。

平成28年熊本地震及び豪雨災害により被災した重要文化財「通潤橋」等の復旧、復興を推進するための基金を設置するため、条例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。2枚目の表と裏がこの条文でございます。

この基金条例につきましては、平成28年熊本地震並びに豪雨によります災害に伴う通潤橋及び第2送水管、これは通称ヒューム管でございますが、これらの附帯施設の復旧並びに復興に係る取り組みに充てることを目的とした基金を設置するための条例でございます。

財源につきましては、主に昨年6月10日に開設をいたしました、通潤橋復興事業支援金、資料の3枚目でございますリーフレットでございますが、これを充てることとしております。

この支援金につきましては、全国から多数の皆様の大変温かい御支援によりまして、2月末現在におきまして207件、金額にいたしまして1,049万2,834円の支援金が集まっております。このうち、今回の3月補正予算におきまして1,000万円を一般会計に計上いたしまして、基金へ繰入を行い、以後も随時、順次繰り入れていくこととしております。

使途の決定につきましては、今議会で御承認いただいた後に別途、規則にて定めることとしております運用に関しましての使途検討委員会の中で、使途についてを決定していくこととなります。

想定しております具体的な運用につきましては、通潤橋本体の保存修理工事を初め周辺付帯施設等の災害復旧工事において、町が負担をしております費用、それから通潤橋の維持管理に不可欠な目地しっくい等の詰めかえ作業等に係る担い手育成、それから通潤橋の保存修理に関する公

開活用に関する取り組み、これは例えば通潤橋の修理工事のライブ映像などの設備等に関する費用、こうしたものを現在想定しているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 課長、今、ちょっと説明の中にありましたが、担い手育成というのは、いわゆる、たくみをここで育てていくということにもつながるのかなというのが一つです。通潤橋、非常に特別な技術が要りますので、そういう担い手ということに、私の聞き違いでしたか、ちょっと詳しく説明してください。

それと、この名称です。未来への懸け橋と。それは未来へのかけ橋ですけれども、ただ、言葉遊びのようなことを言って申しわけないけれども、通潤橋は未来のかけ橋だけじゃないんですよ。過去、現在、未来をつないでいます。これだけは忘れちゃならないです。非常に大事な通潤橋の位置づけですから。この名称が悪いとは言いません。未来のかけ橋で、過去、現在生きていくんです。昔が今に生きています。これだけ文化財で生きた文化財というのは、現在進行形で活用しているというのはここだけなんです。そういうことで、その辺のところは忘れなくお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えをいたします。先ほど、まず担い手育成の件についてでございますが、御承知のとおり、通潤橋はおっしゃいました、生きた文化財ということで大きな山都町の観光施設として、放水等も含めながら目玉にもなっているところでございますが、この通潤橋の維持管理に伴いましては、大変大きな維持管理の費用があります。そして、地元の方たちの大変な御苦労によって、先ほど申し上げました、目地しっくい等の詰めかえ作業には、大きな御苦労があるところでございます。そして、それを維持していただくための作業員といえますか、地元の方たちの御苦労何かの方たちが大変減少しているところでもございます。

こうしたことを踏まえて、通潤橋がそうした御苦労によって、今、生きた文化財としてあることを踏まえて、ボランティアの方たちですとか、目地しっくい等の詰めかえ作業等に係ることの後継者育成ということも一つとしているところでございます。

それから、お話の、未来への懸け橋という名称につきましては、昨年9月の国会で、安倍首相の政治所信表明演説の中にもありましたとおりに、熊本地震によりまして、この熊本の通潤橋が大きな被災をしたというお話がありました。その中で、160年前に布田保之助様が30年以上もかかって白糸台地に水を送るための施設をどうしてもつくらないかんということで、30年以上もかかってつくられた。そのことによって、台地のほうに水を通して、豊かな実りをもたらしてきたということによって、まさにこれは過去、現在、未来、将来につなぐ、まさに未来へのかけ橋ということを話されました。

この名称に関しましては、町の中でも基金の名称につきましては、お名前を挙げますと、岡本

副町長が、これは絶対、今後、山都町の将来につながるものということで名称を掲げたところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 大変立派な基金の条例ができて喜ばしいと思っています。

私もこないだ、棚田復興ということで、たまたま通潤用水の作業の日に行き当たりまして、本当に大変な御苦勞をされていると。

この基金ですが、使途というか、範囲ですね。実際、今の課長の御説明では、復旧復興に係る工事とか、本体の維持管理というようなことでしたが、その本体を含み、もちろん通潤橋はこれだけで完結しない、用水からの棚田への水運びというようなことがあってまさしく通潤橋という名前だと思っていますので、そこら辺の範囲はどこら辺までを範疇に考えていらっしゃるのかということと、それから、今現在、200件を超した中で1,000万円以上の集金と言いますか、基金をいただいていると。今後のさらに、やはり熊本城と違って、私たちにとっては誇りがある通潤橋ですが、熊本城あたりのネームバリューがないというようなことで、さらに基金を募るための方策というものをどういうふうに捉えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 使途につきましての具体的な詳細につきましては、先ほど申し上げましたように、運用に関しての、仮称でございますが使途検討委員会の中で、正式に今後決めていきたいと今のところ思っておるところでございます。

それとPRですかね。これにつきましては、昨年の6月10日にこの支援金を募って、ホームページですとか、こうしたリーフレット等を全国の土木学会とか九州内の自治体等、それから文化財関連の全国の組織とか、そういったところに周知をしております、今後もそれを継続していきたいと思っております。

最終的には、通潤橋の本体工事が終了するまで、2年後でございますが、そこまでは最終的にはこれを募っていきたいと思っております。ただし、その以後も、この基金の名称ですとか、趣旨といったものを一部改正するかもしれませんが、その後も維持管理的に必要な部分がございますので、その後も何らかの形で周知、PRしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 使途については、今後、検討委員会で検討するというようなことでございましたが、通潤橋本体だけでなく、来るまでの導水ですか、笹原の分水のところから来るのも、かなり老朽化して改修が必要というようなことも言われていると思っております。

それから、それを建設に当たって、一番の布田神社も今回被害を受けているということでございますので、もちろん農業用水に関しては農業関係の補助金等もあろうかと思いますが、地元の負担金も出てくるというようなことでございますので、そういったことも考慮しながら、そうい

った方向にも使える基金にしてほしいと思っておりますので、検討のほどよろしく申し上げます。ちょっと質問にならず済みません。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） この懸け橋の基金の条例については、こういった形で支援をしていくということは非常にいいことであると思いますので、これには問題ありませんが、まず一つだけ聞いておきます。

通潤橋、これは国の重要文化財に指定されますから、文化庁の一方では持ち分かなというところもありますし、また一方で、こういった役所と山都町の生涯学習課が担当されている。この用水そのものが通潤地区土地改良区ということで、この三体の位置づけをどうしておられるのかということが一つ。

もう一つは、こういったそれぞれの基金をつくって、国指定重要文化財の通潤橋と、かけ橋としてしっかり持っていこうということですが、特にこれは、基金で果たしていいのかな、できるのかなと思いますが、それは何かというと、こういったしっくい、そういった部分は特殊な技術ですね。これまでに2度ほどこれをあけて修復をして、こういった立派な観光資源でもあるし、実質の現役の水道橋でございますけれども、そういった事業体としてこういった形でこれを支援していかれるのか、またその技術者としてこういった形で技術者を育成支援していかれるのか、そのことを2点についてお尋ねをしておきます。わかりましたか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） まず最初の地元土地改良区との位置づけ等ということでございますが、もちろん先ほども少し申し上げましたが、通潤橋につきましては、見る側からすると、豪快な放水ということだけで観光客の目玉になっているところでございますが、これを維持していくためには、地元の土地改良区さんの御苦労があつて、維持管理されておられるところがあつての通潤橋というふうに思っております。

そうしたところも含めまして、使途等につきましても、土地改良区さんのお話等もお伺いしながら、今後はもちろん検討委員会の中での使途についてでございますが、図っていきたいと思つているところでございます。

それから、もう一つの目地しっくい等の技術者ということでございますけれども、おっしゃられたとおり、大変な特殊な技術を要するところでございます。地元の方たちが、毎年のように目地しっくいの詰めかえ作業、特に農閑期であります冬の寒い時期に、橋上でされたり、これまでもずっと長年にわたってされてこられた経緯がございます。

こうした技術者というか、特異的な技術を持った方たちも地元でかなり少なくなつておられるようでございます。こうした御苦労があつての通潤橋ということでございますので、当然のことながら、後世に引き続く通潤橋のためにも、この技術者の養成というのは地元の方たちのみに頼らずに、今後そうした養成と講座とか含めながら、その技術者の養成というのを募りながらもやっつけていかなければならないと思つているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） ではもう一つ。こういった特殊な技術を持っておられる業者、事業者、事業者、こういった部分も恐らくは全国でもないだろうと思いますよ。今度の熊本城のあれとまた少し違うと思いますよ。そういったところで、私たちはこの技術って特殊技術ではありますので、事業者という部分の育成、こういった部分の支援というものはどう考えておられますか。

指導についてはこういった復興基金もこれでできるとは思いますけれども、町自体として、このほかにこういった事業者というものを育成支援していくということが非常にこれについて、次の段階でこういった大きな災害があったときには、とてもできない。そういった部分の育成というのが私は必要と思っておりますので、その部分の考え方も一つ聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） おっしゃられますとおりに、いざとなったときといいますか、そうしたときのために、今回は本当に突発的な未曾有の熊本地震であったわけでございますが、いざというときのために、今回私どもが経験したことを踏まえて、そのためにも常時のこれからの通潤橋を維持するための対策といいますか、常時からの対策ということで、お話は事業者と言うお話がありましたけれども、本当に少なくなりました技術者の方の養成ということを踏まえて、何らかのそうした組織づくりといいますか、そうしたものも今後必要になってくるのかなと思っております。

次の時代に引き継ぐための対策ということは、ぜひ必要と思っておりますので、そうしたことも含めまして、今後、通潤橋の保存活用検討委員会の中でも議論しながら見つめていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 一点だけです。この条例については別にありませんが、パンフレットの裏面に金融機関の肥後銀行と熊本銀行が書いてあります。この中に、ゆうちょ銀行が入っておりますが、これは何か理由がありますか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） これは昨年の6月に始めたところでございますが、とにかく一刻も早く被災した通潤橋の現状を広めるために、熊本銀行と肥後銀行ということで指定をしておるところでございますが、その当時から考えますと、より全国からの振り込みがしやすい民間の企業ということで行ってきたところでございます。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 基金の応募を全国的に展開するならば、ゆうちょ銀行が一番だと思います。ぜひ検討してください。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 今後もずっと引き続き基金募集しておりますので、そういったところを含めて、郵便局のほうはぜひ検討していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 長くなります。質問する方が多くて長くなりますと言って笑いました。

この基金は、単純に基金ですか、それともふるさと納税みたいなことがあるのか。

それから、ふるさと納税と関連してこの基金が送られてきた場合、町はどういう方策をとりますか。今までの金にお返しというのがあったかどうかということが一つです。それから、今から、ふるさと納税ということで納税された条件付きのふるさと納税だったときはどうするかということです。わかりましたか。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） この支援金に対してのお返しということ、ふるさと納税であります、自治体がやっておりますお返しということは全く考えておりません。それは当然、山都町が支援金を募集して、それに賛同されておられる全国の通潤橋という生きた文化財を、それが被災した写真を載せておりますけれども、これに心を痛められて、早く復旧して欲しいという願いのもとでの支援金ということでございますので、通常のふるさと納税に関してのお返しといったものは全く考えてはおりません。

ただし、これは後日でございますが、支援をされた方たちの御希望があれば、ホームページ等でそれらの個人と団体の方たちの名称は掲載させていこうかなと考えて、今、動きをしているところでございます。

それと、ふるさと納税に関しての通潤橋に特化した見舞金ですとか、そういったものに関しましては、予算のほうで組み替え等でそうした措置をとっておりますので、一応、つけ加えさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 山の都課長が答弁します。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 通潤橋が被災しました4月14日、16日以降、すぐ4月21日に緊急フォームということで、ふるさと納税の口座のほうで緊急フォームをつくりまして、そちらのほうには6月までに約100件の588万8,000円、ふるさと納税としての口座の中で、通潤橋の応援をということでいただいております。

それから、平成28年度トータルで、今、1億7,800万円ほど2月までに来ておりますけれども、その中で約1,000件、2,412万円のふるさと納税の中で、通潤橋に対する応援をしてほしいということで集まっているお金がそれだけの額がっております。

ふるさと納税自体は、1から8項目の中に観光支援、子供たちの担い手を育ててほしい、自然保護にしてほしいとか、いろいろなふるさと納税の要望がございますので、そういった中で通潤橋のほうは2,412万円ということで上がっておりますので、用途については必ずそちらにしなければならないということではなくて、1億7,500万円の中のふるさと納税の中で、そういう希望を出した方がそれだけいらっしゃいますということですので、それについての配当については、総務課のほうでしかるべく事業に配分してまいりますので、そういったことで御理解をいただき

たいと思いますし、今後も、これはだんだん風化してまいりますので、ふるさと納税の中でも再度、通潤橋の復旧を見せて、復旧工事をふるさとチョイスの中でも見せて、この応援をよろしく願いますというようなことで、ふるさと納税の中で努力してまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 課長、返礼金のほうは。

○山の都創造課長（楢林力也君） 今、説明したとおり、返礼については、例えば1万円ふるさと納税して、希望をされるわけです。その希望は、例えば観光に願いますとか、いろいろなことがあります。それとは別に、返礼は別に、例えば肉とかいろいろ70項目ありますけれども、それを希望される方は、希望されたところに、例えば1万円で3,500円ぐらいのお肉とかお米とか出しますので、そういったところはそういう形で出しますので、送料も含めて50%以内で返礼していくということになっております。

それとは別の希望をされる方が、そういった形で、未来の子供たちへとかいろいろな項目で出される分がそういうことでございますので、御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） わかりました。ただ、この種々のPRと申しますか、多くの人に知らせることが、まずそれも必要だろうと思いますが、そういうことをされているのかどうか。

どういう方法で、全国に、こういうことでお願いしたいというようなことをされているのか。多くの人を知っていただければ、多くの人から集まる可能性があると考えますので尋ねます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。先ほど説明がありました。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほども少し申し上げましたが、これにつきましては、昨年6月10日にホームページにまず掲載をいたしました。そして、あと全国の土木学会と申しますか、橋梁等を伴った関係団体、それから九州内での自治体等にも個別に配布、こうしたことをやっております。

このちらし自体はつくりまして、ホームページ等も流したりしておりますが、この状況写真が現状の、4月に震災が起きたときの、しっくい漏水してから石管の間から出てくる、雨だれしているような状況でございます。漏水している状況でございます。下のほうは、それ以前に、昭和46年とか昭和57年のときの当時の被覆土を剥がして、石管が見えている状況でございます。通潤橋と申しますのは観光客の方たちも橋上を歩いたりされている中で、わあ、こがんなとつとだろっかって、土を剥いだら石管がこうしてあるんだということも、こういう写真を見られて、今こういうふうにかがんなとつとのかという、当時の写真でございますが、この写真を載せております。

これを、この4月以降に本格復旧が始まります中で、今後、それを現場での災害の復旧状況、こういったものに写真をすりかえたりしながら、現状の、今、復旧作業中のやつを今度載せて、これもまた含めてホームページ、それからいろいろな関係団体等に今後も周知をしていきたいと

思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 通潤橋、全国に知られた我が町の誇るべき財産でございます。いろいろ大変御苦労もあろうかと思いますが、早い時期の早い復旧をお願いしたいと思います。

そういうことで、寄付金も含めて、補助金あたりも含めて、できるだけ早い復旧をされるようにお願いしておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 山都町山の都創造ファンド条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第14号「山都町山の都創造ファンド条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、山都町山の都創造ファンド条例について御説明申し上げます。

議案第14号、山都町山の都創造ファンド条例の制定について。

山都町山の都創造ファンドを設置する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由でございます。

地域住民等が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動への支援を目的とした基金を設置するため、条例を制定する必要があります。これが議案を提出する理由です。

次ページをごらんいただきたいと思います。

山都町山の都創造ファンド条例でございます。

第1条にあります、地域住民等が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動を支援する財源に充てるために、山都町山の都創造ファンドという基金を造成するものであります。

第2条に、基金を財源として実施する事業を列記しております。

以下につきましては、基金として運用に係る条項を整備しているものでございます。

お手元に配付させていただきましたA3の補足資料をごらんいただきたいと思います。

基金の目的ですが、今、申し上げましたとおりでございますが、中段のところに書いておりますように、内容といたしましては、本町で現在実施しております空き家改修活用事業補助金、店舗改修事業補助金、まちづくり支援事業等の既存事業をこの基金の中で包括的に取り込みまして、これに熊本地震、それから豪雨災害の復旧関連事業も追加しまして、基金を活用した山の都創造事業補助金として新たに組み立てを行うものでございます。

2番目に、ファンドのスキームということで図示しておりますけれども、町からの拠出金、予算を5,000万、民間企業等からの拠出金を1,000万、それからMINTO機構といたしまして、一般財団法人民間都市開発推進機構という国交省の外郭団体ですけれども、ここから3,000万、総額9,000万の基金を設置しまして、これを取り崩し型で、おおむね現在のところ6年間でこれを活用していこうと考えているものでございます。

メリットとしましては、民間資金の受け入れによる予算面と、それから、複数年にわたって弾力的な運用が可能となるといったことがございます。事業実施に当たっては、MINTO機構からの補助金については、会計検査の対象ともなりますので、よりの確、適正な運用が必要となるものでございます。

右側に、現在想定しております事業をあげておりますけれども、これまでの既存事業に、中段にあります災害からの復興事業と、一番下にごございますコミュニティー活性化事業等々をまた組み合わせながら運用していこうというものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 6年間の時限条例ということかな。今の説明ではですね。条例は6年間しか生きないわけですがけれども、ファンドの対象になる事業、企業体あたりをどれくらい、これにも期限をつけるのかな。そして、審査はどういう形でやるのか。あるいは、どういう人たちがメンバーになってやるのかと。それをまず聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 当該ファンドにつきましては、取り崩し型ということが原則でございますので、今想定していますのは6年間です。ただ、6年の中ではこの基金が、途中でまたそういう事業だから非常に有益だということであれば、新たに基金を募ってという形も考えられないわけではありません。ただ、現在のところ、6年間の取り崩しということを想定して、これを原則として運用していくつもりであります。

審査につきましては、この審査委員会というのを設置しまして、関係各課の課長を含めての審査会と、それから民間から、この事業に深くかかわるでありましょう商工会等、それから出資企業等から参画をいただければ、そういう審査会をつくって、その中で審査をしていくということになります。

この審査であります、例えば今回、移住定住のことについて、弾力的に使いたいという思いがありますので、すぐに4月からでも移住定住の、もしくは空き家をすぐに借りたいというところに対応できるように、すぐに受け付け、そして必要であればすぐに審査会を行えるということを目指しております。随時、不定期な審査も行っていこうと考えております。

それから、民間企業はどこかということであるかと思いますが、現在お願いして想定しておりますのは、まちづくりやべ、それから清和資源という二つの三セクからであります、そこから500万ずつ現在はおお願いしておるところであります。

なお、つけ加えますけれども、このMINTO機構からの基金でございますけれども、本年度が企業なり自治体から出す基金というのは今回が最後でございます、今後につきましては、クラウドファンディングという個人の支援者の基金も受け入れるという制度に今後は変えていくということでございますが、そういった新しい基金の方法のちょうど過渡期という状況もございます。そういったものでございますので、こういうファンド基金というのは、今後活用していく新しい手法であるかという分は思っておるところでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 課長、今の説明聞きながら、私はTMOの失敗を連想しました。TMOを立ち上げるとき、同じような説明でした。あのときは1,000万だったかな、2,000万の取り崩し基金と。そして、審査があんまり専門的でない人たちじゃなかったかな。商工会あるいは課長たちということで。

私がおのときにつけた名前が、とても物にならないおらが町と。それが形を変えて今のまちづくりやべになって、TMOの本来の趣旨から成り立たないことになったもんだから、今のまちづくりやべをつくったんですね。そこに派遣会社をつけたり、あるいは絶対損をしない、もうかることははっきりしている地籍事業をこれに入れた。これで財務上、非常に盤石なものになった。清和資源は地籍だけですから、これは絶対赤字になるはずがないですね。

考えていくと、そういう安直な方向で結論が出てしまいやしないかなということで私、今、聞いているんですよ。要はきっと清和資源とまちづくりやべ、そして課長たちでその審査をするということであれば、どうも私は実業としての経験者がいないような気がしますよ。まちづくりやべにもどなたが入っておられるか知りませんが、はっきり言って、実業経験のある者でないとどうかなと思う。クラウドファンディングという、これは雲をつかむようなことだという話ですよ、クラウドだから。コンピューターの世界だったら、クラウドというのは非常にすごい威力を発揮していますが、このファンドがクラウドというのは、雲をつかむようじゃなくて、姿を見せないでその篤志家がファンドを立ち上げておるのかな。何かそういうふうな感じが漠然としながら今、説明を聞きました。

だから、6年間という時限は守るべきですよ。あと、これはいいからとか、あるいは、これはもう少し足らんからということです。ずるずるずるずる引き延ばさないで、6年間集中させること。それでないと決してよくない。お役所がすることで、こういう事業関係が成功したためしはほとんどないんですよ。だから6年という時限を切ったならば、その間にきちんと結論を出すと、成

果を出すということでない、いずれはこれは延期することはあり得ますと。往々にして、あなたたちの発想はそこから出発するんですよ。だから甘くなってしまう。結論が、成果が出なくても、なら少し延ばそうかということになれば、延ばしたころには、あなたはその席にはいないよね。だから、そういう無責任なことにならんように、後輩たちがちゃんと行政の継続性がきちんと担保されるような、最初から厳しい計画を立ててやってください。

私は、ファンドつくることは大変大賛成です。しかし、姿勢が甘くては結局はTMOみたいになってしまうということをおきたいと思います。

それから、この基金については、町が5,000万、町にはもうかなり古いと思いますけれども、緊急財政対策基金というのをつくったことがありますね。5,000万ばかり。あれはどうなったかな。これは坂口課長が知つとると思いますので、それあたりを積極的に活用すると、もし取り崩していなければ。それをちょっと聞きます。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 説明が少し先走りし過ぎたかもしれません。原則、6年間の取り崩し型と、これは原則です。ただ、将来的にはそういういろいろな、今、ファンドというのが新しい手法として入ってきてるものですから、ちょっと先走りして説明してしまったかもしれません。ここに書いておりますとおり、取り崩し型3年間ということで、今、緊急にやるべき定住移住、それから復興、それから地域づくりに活用していくということを原則にしたいと思いません。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。ちょっと議員おっしゃった基金の名称のものというのは、済みません、私は存じ上げないものでございます。5,000万の基金といいますと、今現在、公共施設整備基金ですね、これを毎年大体5,000万で積み立てをやっているということでございまして、あとは減債基金ですとか、学校教育の施設整備基金、それから地域雇用の創出基金費、こういったものが主たる基金になっておりますので、ちょっと議員がお尋ねの基金については、私自体は存じ上げておりません。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 恐らく地域雇用だったと思うんですね。大変不況になってきて、地方も非常に冷えてきたと。地方自治体も大変混乱しているということで、財政対策としてはずっと恒常的に財政対策債というのを見てきた。そればかりじゃいかんだろうということで、地域の雇用を創生していこうということで、恐らく地域雇用ということで来たのかな。1億ぐらい来たと思います、そのとき。それを町では基金にした。それがもし雇用対策基金という形で残っておれば、それは取り崩してしまったのか。臨時にいろいろなところに町が仕事を発注して、あれは道の草切りから始めたと思いますよ。そういうのがもしかしたら残っておれば、これは完全に取り崩してこちらのほうに活用してもいいんじゃないかなということで聞いたところですが。それはどうですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お尋ねの基金は、確か平成元年かそこらあたりに、交付税措置ということで1億円程度、国のほうから、基金に積み立てなさいということで、済みません、名称は正確には覚えておりませんが、地域福祉基金のような名称だったと思っております。

これは当時、過日運用型ということで、非常に利子が高かったものですから、利子を活用しながら運用しておったんですが、これも後年になりまして取り崩し型ということに変更いたしましたので、既にこの基金につきましては全額取り崩しで使っております。

後段おっしゃいました地域雇用につきましては、確かにこれは県のほうの基金があったんですが、これを補完する形で町独自で地域雇用の基金ということで創設をしているものでございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） いえ、これは少しずつ活用しながら使っておりますので、これは取り崩しは全額はしておりません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「山都町山の都創造ファンド条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時59分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第15号 山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第15号「山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） それでは、議案第15号を説明いたします。

議案第15号、山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について。

山都町いじめ問題対策連絡協議会条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由でございます。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをお願いします。

条文がございますが、この連絡協議会は、平成25年6月28日に公布されたいじめ防止対策推進法とのかかわりがございますので、触れたいと思います。

この法律では、いじめの定義として、いじめはその行為の対象となった児童等の心身の苦痛を感じているものを指しております。つまり、行為者の意図は全く関係ないものでございます。

また、この法律の目的としては、いじめを受けた児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止と早期発見及びいじめの対処のため、国や自治体の責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進することでございます。

全国各地でいじめに起因する痛ましい事件が報告されております。山都町におきましても、これまで以上に関係団体が連携強化することにより、いじめ問題を克服することを目的としております。

これを踏まえまして組織化を行いますけれども、委員としましては、第3条の関係機関の方々に構成され、10名程度を予定しております。委員の任期につきましては2年であり、委員の報酬等につきましては附則第2項により定めております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） いじめ防止対策推進法が25年に規定に基づいてということですが、私思うのは、なぜ今かと。おくれた理由をちょっとお聞かせいただくならと思っております。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） お答えいたします。このいじめ防止対策推進法の第14条に、いじめ問題対策連絡協議会の組織を置くことができるということで、義務規定ではなかったかなと思えますし、平成27年9月に山都町のいじめ防止方針等々、若干の日数は要しておるかと思えますけれども、特におくれた理由というのは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 若干補足をいたします。今、御質問がありました、国のほうが平成25年に出されたわけですが、その後、まずそれぞれの学校で、いじめ防止基本方針、これをつくることになりました。これを本町でも、全ての小中学校でつくっております。まずそれで、それぞれの学校現場で、きめ細かく状況を把握して対応するということになりました。

それとあわせまして、教育委員会のほうも対応するというので、特に、総合教育会議というのがありますけれども、それができましたのも、特にこのいじめ問題については、早急な対応が必要だということのできましたので、現在、うちの町でもそれも機能させております。

おっしゃるとおり、なぜ今なのかということにつきましては、これはそれぞれの自治体でもこの法律を受けて、まず学校現場で、そして教育委員会、そして総合教育会議ということで対応するわけですが、やはり町としても、こういうものが必要であろうという判断の上で、実は上益城ではうちが最初です。そういう状況で、今それぞれの自治体でも、この法律を受けてつくっているような状況があります。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 以前、私も一般質問で取り上げたことがございますけれども、矢部高校でいじめがあって、自殺者が出ましたですね。そのことにつきまして、私もいろいろ一般質問でさせていただきましたけれども、そのとき当たりぐらいいい規定を設けるべきじゃなかったかというようなことを私思っておりましたものですから、義務規定はなかったというようなことでもございますけれども、早急にその辺の対応はしていただくならという認識を持っておりましたものですから、なぜ今かということで質問させていただきました。

今の説明である程度のはわかりましたけれども、現在今、どうですかね。それから小中学校を含めたところのいじめというのは、全然、教育委員会あたりには上がってきていないのか。もしそこら辺の動きが何らかの形であっているようであれば、御報告をいただくならと思っておりますけれども。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えいたします。本町のいじめの状況ということで、どれくらいの状況があるのかということですが、

まず27年度におきましては、1年間通しまして、小中学校、毎月、教育委員会のほうに調査が上がってきますけれども、合計しますと22件ほど上がってきております。そうしまして、特に深刻な状況であるとか、そういった状況につきましてはすぐに対応するわけですが、特にそういった深刻な状況ということではありませんでした。

本年度は、現在も調べているところですが、若干ふえています。まだ最終的な数値がこれから出ますけれども、若干ふえるというのが、これは全国的なものもありまして、全国でいじめに関するいろいろな事案が発生したときには、かなり国のほうも県のほうも具体的にその調査を上げるように言います。そうしますと、それぞれの学校での把握した件数というのが、確かにそれは上がってきます。そうしまして、県のほうも、ゼロで上がってきた学校については再度調査を言います。ですから、そういったかなりきめ細かい調査をしますので、そういった関係もありまして、本年度は、若干数はふえています。

ただ、その中身ですね。本当に深刻な状況がないのかということで、そういったところにつきましては、それぞれの学校に連絡をとりまして、そして具体的な把握もしまして対応しているところ

ろですけれども、現在のところは深刻な状況ということでは上がっておりません。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 要望ですけれども、どこまでがいじめか非常に判断あたりも難しいかと思えますけれども、できるだけ早目にそこらあたりを把握されて、大きな問題にならんまでに解決をお願いすると、これは要望でございます。お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これが遅きに失したんじゃないかというお話が今ありましたが、私はこういう、先日の国会でできた部落差別解消推進法とか、あるいはこのいじめ対策というような法律をわざわざつくらなけりゃならない社会のありようを私は非常に情けないと思ってんです。このいじめ防止条例をわざわざつくらないでもいい、健全な地域社会をつくらにゃならん。梅田町政はそれに向かって今後は邁進していってもらいたいと思います。

ただ、見ておると、ちょっとしたことでも自己防衛のために、学校現場あるいは教育委員会がその件数を上げていく。今ゼロというのはもう一回調査をしろというようなことも、今度は県教委が言う。どこから来ているかという、いじめということが盛んに社会問題になってきて、一番バッシングを受けるのが学校現場と教育委員会ですよ。だから、自己防衛のために件数を上げていくという傾向も非常に多いと思います。

私は、もう三十数年、子供たちの、もう40年になるかな、生活作文をずっと見る機会を持ってきました。そこから、子供たちの姿を理解しよう、子供の暮らしを理解しよう、子供がどういう思いでおるか、子供の考えも理解しようという形で、少なからず見させてもらって来ました。その限りにおいては、非常に子供たちは健全ですよ。子供がこういうことで萎縮してもらっては困る。学校現場が萎縮してもらっては困る。

今、藤澤議員から言われたように、どこまでがいじめなのか判断が難しいというのは確かにあるんですね。だから、その辺は教育的な見地から十分見てもらわなけりゃなりませんけれども、私はこれを見て、ある意味情けないなと。こういういじめ防止条例をつくらなきゃならない山都町というのは、果たして誇れるものかということさえ思うんです。しかし、矢部高校での問題もありました。

私がかかわった、あるいは私も巻き添えを食ったといいますかね、のいじめの案件などは、これは明らかに家庭内虐待みたいなものがあって、その子がその鬱憤の晴らしどころとして、クラスでちょっと手に負えない行動をとる。周りがそれをなだめようとして、ついそれがけんかになった。けんかになってけがさせてしまった。だから、今度は手に負えなかった子が被害者になっていって、大変ないじめだということで私も相談を受けました。

こういうことはやっぱり議員が出ていって、また、ものを大げさにしてしまうということになっちゃいけないから、これは学校の先生方、あるいは校長先生や教育委員会と相談してください。一方では、福祉課あたりのカウンセリングもその家庭には必要ではないかなと思って、よく

その家庭のことで見てくれと。近所の人たちが非常に心配していましたから。あれはどうも家庭内虐待があっているようだということを聞きまして、そういう客観的なこともありました。しかし、その子は周りからいじめを受けたと。結論はそうなってしまったんです。だから、非常に難しいんです。いじめというのは。

だから、そういうことも考えますと、私はこれができたのは、これを否定するわけじゃありませんけれども、この運用に当たっては、教育委員会が一番専門ですからね、十分客観的な観察をしながらの運用をお願いしたいと思います。そういうことです。

何か教育長のほうで感想があったら。これ、あなたは現場において、保身のためにいじめがありましたと、ちょっとした子供たちのいさかい、子供は生きていますから、しょっちゅうけんかもします。こづき合いもします。それまでも全部いじめとして取り上げていく傾向が都会には出てきたんですよ。だから、子供の生き生きした世界というのがなくなっていく。そういう社会をつくっちゃいかんと思って、わざわざ、長々になりましたけれども、意見を含めてちょっと聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えしたいと思います。今、中村議員さんからお話がありましたことですが、決して自己防衛とかそういうことではありません。まずは、その子供たちが学校で安心して、そして楽しく生活が送れるように、そのことがまず第一です。

しかし、万が一、本当に子供に深刻な状況があった場合には、これはきちんとすぐに対応できる。そういう体制はとっていきたいというところからのことでありますし、子供の状況を把握するということでは、決してアンケートでわかるということではありません。あくまでも、アンケートはアンケートとして、そのアンケートというのは、いじめというふうに子供が思ったらば、それが数字として上がってきます。

大事なことは、子供の状況、暮らしの様子も含めて、そこをしっかりと見ていくというところ、そこにあると私は思っています。ですから、今、学校で、特に頑張らせていただいているのは、心配な状況があるときには家庭訪問したりとか、子供にしっかりと話す時間をつくったりとか、それを、今、本町でもやっているところです。そのことがやっぱり大事だと思いますし、先ほど議員さんがおっしゃったように、子供たちの作文ですね、本当に人権のことについて考える作文たくさんあります。そういったことが、本町では行われているというところで、これも一つの子供を守っていく、その一つの手段として考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） アンケートという、今、話がございました。マスコミで報道されるよその学校でございます。いじめがあっておるのに、担任の、あるいは学校側が把握していないということがよく起きております。アンケート調査したが、いじめはなかったということですが、実質的にはいじめがあっていたということで。子供たち、クラスの中とか、同じグループだった

りとかは、なかなかあっても表面に出さないということが報道されております。

私たちの町でもそういうことが起こる可能性がないということはないと思いますが、果たしてアンケート調査だけでいじめが把握できるのか、私は疑問に思っております。私たちの町でも、過去においてはいろいろとあって大変なことにつながっている。町の関係だけでなく、我が町と解釈してください。そういうこともあっているのですから、いじめの把握はアンケート調査だけでいいのかどうか、お尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） お答えいたします。先ほども、中村議員の質問のときにお答えしたんですけれども、決してアンケートだけで子供の状況が把握できるとは思っていません。これはあくまでもアンケートは一つの手がかりということで考えたいと思います。

大事なことは、いかに子供たちの様子、姿、周りの子供たちとの関係も含めて、どれだけ子供のことをしっかりと見つめることができているか、そこが非常に大事なところですので、その辺は、特に今、本町でも、それぞれの小学校、中学校でも特に力を入れていただいているところで、子供のことについては、かなり具体的に、まず担任、そして周りの教師も含めて、そして何か心配な状況があったときには、先ほど、それぞれの学校でも体制を組んでいると言いましたけれども、そういった学校として動ける、対応できる、そういった状況を今つくっているところでもあります。

ですから、アンケートだけで、どうのこうのということではなくて、アンケートは一つの、確かに数字も出てきますけれども、それは一つの手がかりということで、大事なことは、やっぱり実際に子供にかかわりながら状況を把握するという、そのことを大事にしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第13、議案第16号「山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。

議案第16号、山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の制定について。

山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるとともに関連条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをおあけください。

条例案を添付しております。条例の中では、今回上げておりますように、農業委員の定数を第2条で、それから推進委員の定数を第3条で起案しております。また、附属する部分としまして、山都町の報酬及び費用弁償条例の一部改正を伴いますので、3ページに、その条例の改正の一部をつけておるところでございます。

それから、それ以降につきましては、新旧対照表をつけております。概要について御説明を申し上げたいと思います。

今回の農業委員会法の改正につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の成立、平成27年8月28日に伴い、農業委員会等に関する法律の一部改正があったところです。

制度改正の要点としましては、農業委員会の業務の重点化、これは法律第6条で規定してございますが、現在までは任意の業務で業務していただいております。担い手への農地集積、それから集約化とか、耕作放棄地の発生防止、それから解消、この任意の業務が今回、法律の改正によりまして、法律で義務づけられたということでございます。必須業務としまして、業務の重点化の中に、先ほど申し上げました農地等の利用の最適化、担い手への農地集積、人・農地プラン等の作成等が入ってまいります。

また、2番目に農業委員の選出の方法の変更がっております。現在、選挙によります委員が定数24名でございまして、選任によります委員が8名、議会推薦等も含めておりますが、合計の32名でございます。その選出方法につきましては、今回、町長の任命制に一本化されまして、議会の同意を必要といたします。内容につきましては、農業委員については過半数が認定農業者、こういうものを規定してあるところでございます。今回、先ほど申し上げましたように、提案定数を19名としているところでございます。

また、三つ目に、農地利用の最適化推進委員が新たに新設されました。今まで農業委員が農地の権利移動等の許可、それと地域における現場活動の両方を実施しておりましたが、農業委員につきましては、農地の権利移動の許可と関連する現場活動を行う。また、農業委員の補佐をするように、農地利用最適化推進委員が地域における現場活動を実施するというので、この2面性が今度出てきたわけでございます。この最適化推進委員につきましては、農業委員会が委嘱するようになっているところであります。今回の提案定数につきましては、28名をお願いしておるとこ

ろでございます。

まず、農業委員の定数でございますが、今回19名の提案をしておりますが、この基準につきましては、現在、町の農業者数が2,384人でございますが、法律の中で、この上限でいいますと19名が農業者数によります上限でございます。現在、32名の農業委員でございますので、13名の減ということになりますので、農業委員につきましては、一人の担当面積がふえてくるというのが実態でございます。

また、推進委員の設置につきましては、定数の基準としまして、農地面積100ヘクタールにお一人の割合で配置できるようになっております。山都町の場合につきましては、経営耕地面積が約3,496ヘクタールでございますので、この数字から申し上げますと、最高35名いいわけでございますけれども、この19の担当区を設定した場合に35名は必要ないということで、この最適化推進委員につきましては28名で設置をしていきたいということで、これは現在、農業委員会の農業委員の皆さんで、地域活動を現場で実際踏まえたところの数を上げていただき、この28名をお願いしておるところでございます。

それから、最後になりますが、3ページに戻っていただきますと、新たに今回、山都町の報酬及び費用弁償条例の改正を別表第1のように改正しております。現在は会長、それから委員におきましては年額19万8,000円と、各委員につきましても17万3,000円の年額報酬を交付しております。今回、会長、それから委員におきましては、基本給においては変わりません。また新たに、ここに農地利用最適化推進委員の年報酬も入れておりますが、基本額を10万円とし、それに下の段に能率額というのを入れておりますが、これは農地利用の最適化に係る活動及びその成果の実績に応じて国から交付される報酬の上積み分でございます。これにつきましては、報酬審議会のほうの審議を経まして、その答申により決定をし、御提案を申し上げているところでございます。

以上、御提案申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 農業委員会法の改正ということですが、これは国が定めたものだから、全国各町村みんなこういうことで改正をしていくのか、我が町だけなのか、それが一つです。

それから、認定農業者ということが盛んに言われておりましたが、それがこの改正文の中にはどこにも出てきません。農業委員会の半分は認定農家でっていうようなことが言われていたように思いますが、そのことがこの文には全然出てきませんので、認定農家というのはどうなるのか、それが一つです。

それから、能率額というようなことが書いてございます。農業委員さんたちは以前から年報酬でございますので、報酬の増額ということをやっているとされておりました。意見を聞いておりました。私たちがなつたすぐから、農業委員会の報酬というのは安過ぎるということでしたが、各町、隣接の町村に合わせてというようなことでそのまま置いてあるわけですが、今度は能率額ということで、町長が定める額というようなことになっておりますが、この説明が一つ、詳しく説明し

てください。

それから、農地利用適正推進委員という制度があります。28名となっております。この人たちの仕事の内容。農業委員と推進委員とはどういうところで、どういう違いがあるかということを明確にしてください。

それから、この基本給10万というのが、どういうふうなことで出てきたのか。これが適正なのかどうか。同時に、ここの能率額というのもどういうものなのかお知らせ願いたい。

きょう答弁していただくと同時に、文書化して明確にしていただけませんか。

以上です。さしより。

○議長（中村一喜男君） 農林業振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。先ほど申し上げましたように、これは国の法律でございまして、農業協同組合法の一部を改正する法律の中で、平成27年8月24日に改正されております。御承知かと思いますが、この施行が28年の4月からということで、農業委員の任期が3年間。この3年間が到達する前に、新しい法律により、農業委員、それから最適化推進委員を設置し、農業委員会の活動の強化をしてくださいというのが一つでございます。

それから、認定農家の件で御質問がありました。説明が漏れており申しわけございません。先ほど申し上げましたように、この農業委員につきましては19名を自薦、他薦を含めまして公募で、最終的に議会のほうで認定をいただきますが、認定農家がこの農業委員の過半数を占めるようにと、これも法律の中で入っておるところです。ですから、19名の定員でございますので、10名は最低認定農業者が要ということで、現場の声を反映した農地の流動化等にこれを反映させるという部分、それとあと女性の方の加入もぜひお願いしたいということでもあります。

それと、能率額ということで、成果はどうかということでもございました。これにつきましては、先ほど言いましたように、農地利用の最適化に係る活動ということでございまして、農地の流動化、それから農地の集約、そして耕作放棄地等の解消、こういうものが農地利用の最適化、農地を荒らさずに、最適に利用していくという部分でございますが、この活動を日々行っていただくということでございます。

前段でも申し上げましたように、今までは任意の業務でございましたが、これが法律によりまして、農業委員会で作る指針の中で具体的に活動していただくということでもございますので、年に数日は必ず地元で、担当区域のほうで活動していただくという形になろうかと思っております。その活動の日数等に応じて交付するというでもございますが、同じように農業委員さん、それから最適化推進委員さんについても合同で、同じ認識を持つためにその担当区域を活動していただくことになろうかと思っております。

また、推進委員の定数と仕事ということでございますが、これは今、申し上げましたようなことが具体的にあってまいります。ただ、この法律の施行が昨年からされておりますが、確かに農業委員については、現在、合議体ということでございますので、農地法に関係するその法律に適した農地の利活用ができているかとか、農地の移動ができているかというものを、最終的に農業委員については、その現場の声を把握して決定いたします。農地法に適して、それは適正な移動

か、それから農地を持てる農業者であるかという部分です。その調査を農地利用最適化推進委員が現場のほうで農業委員と一緒にいき、そして詳細な活動を含めて農業委員会の総会にそれを提案するという形を受けて、農業委員会のほうで提案するということでございます。

今、申し上げましたように、幾つか同じようなことを重ねましたが、農業委員の報酬及び費用弁償条例につきましては、これは報酬等の審議会のほうにお願いしておりますので、そちらのほうからお答えいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいま、最後の特別職の報酬等審議会のほうを所管しておりますので、私のほうからお答えいたしたいと思っております。

担当されております農林振興課のほうから、農林水産省が作りました農業委員会の法改正についてという資料、それから報酬の改定の予定額、これらを提示、それから審議を行っていただいたところでございます。その資料の中に、もちろん今、課長が申しましたような制度の改正の趣旨等々詳しく書いてあるものですが、それと同時に、県内の改定状況というものも資料の中にありましたので、その改定状況も参考にされたということにあると思っております。

お尋ねの最適化推進委員さんの金額でございますけれども、中で金額の説明があったかどうかわかりませんが、能率額というのが月額6,000円ということ。これが年間で7万2,000円というような金額になるということでございますので、これを合算すると17万2,000円という年額。これが今、委員さんの報酬基本額に大体匹敵するところが審議のもとになったのではないかなと思っております。一応、審議委員さんの中で、そういった県内の状況ですとか、また他の行政委員さんですね、選管さんですとか教育委員さん、そういった方々の報酬を見て決定をされたらと認識をいたしております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 全国的に見て、農業委員さんが農家でない、あるいはわずかな農地しか持っていない、そういう人たちまで含めて農業委員の中になっておられる。そういうことから、認定農業者を入れろというようなことになっていると思っております。過半数ということであれば、これは明文化しなければ、各町村、実行できないのではないかと思います。それを一つ言っておきます。

それから、我が町の基幹産業が農業であるということは皆さん御承知のとおりでございます。いつもそう言われております。その割には、農業委員さんたちが現場の一線で働いておられる割には評価されていない。金額的にも含めてでございます。そういう気持ちで発言しております。

それから、農業委員さんたちと推進委員さんたちと全然別個の扱いをするのか、会議は一緒なのかどうか、同じ日に、同じ場所で、同じ議題で会議をするのならば、推進委員さんたちも農業委員さんたちも責任は変わらないのではないかと考えます。報酬で差をつけるべきではないと考えます。いかがですか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、1番目に認定農家の農業委員の投入をするということで、これを明文化すべきということでございます。今回、議案第16号で提案しておりますが、この議案等の承認、議決を得ました後、実際これから、ことしの7月がちょうど任期でございますので、6月の議会の承認をいただくまでに公募をかけてまいります。その公募要綱の中に具体的に、農業委員の19名の中には過半数をお願いしたいという項目が具体的に入ってくるということでございます。

それから、基幹産業であるが評価されていない。これは確におっしゃる分もあるかと思えます。農業委員会の事務局として、農業委員さんに地域に密着した、そして積極的な活動をしていただかなければいけないということで、これは事務局の責任もあるかと思えますが、非常に地域ごとに農地の面積、それから農業者の数、それからそういうものを含めたときに、地域の差が非常にあるということで、農業委員さんも現在、農業委員会に出てくる案件の差にもかなり差があるということでございます。そういうことを踏まえて、評価についてはそれぞれされている分もございまして、積極的に現在の農業委員も32名、一生懸命頑張っているのはお伝えしておきたいと思えます。

また、農業委員と推進委員の会議ですけれども、基本的に月に1回の農業委員会の総会、現在毎月10日をめどに行っておりますが、ここはあくまでも法規制に係る部分で、農業委員会が合議体として、農業委員さんですね、この方々が地域活動の結果出てきたような案件を、最適化推進委員と活動されますが、その案件を農業委員、そして最適化推進委員と地元で活動しながら、そして、さらには最適化推進委員が上げてきたその案件を、最適化推進委員から聞いて、そして農業委員会にかけて、農業委員会の19名で議決すると、適用を決定するというものでございます。

以上でございます。

それから、申しわけございません。推進委員は、この総会には参加は義務づけてありません。ただ、意見を聞くために農業委員会の委員から、その該当地域の状況を聞き取ることで、その総会に参加することは許されております。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 確認ですけれども、今のこの農業委員さんの数が19名に減っていると。そして、最適化推進委員さんが28名ということで、この28名においては、やはり地域的な、ちょうど28自治振興区という数と符丁が合っているような気がしているんですが、そのような地区割り選ばれてこられる方ということでございましょうか。農業委員さんは全体を見られるというか、別に地区に偏った話ではないというようなことでしょうか。御確認です。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、農業委員の選任に当たりましては、これは団体からの公募もございまして、自薦、他薦もございまして、その中に認定農家の方が過半数以上ということで、これは最終的に農地流動化等含めて、そういう見識を持って農地行政に非常に熱意がある方ということで、全町的に公募をかけます。ですから、地域は19区域つくりますが、

どの区域から何名出ただけかというのは全くわからない部分で、数が多ければ最終的に選考委員会というのを開きますが、この中で委員を19名選考するということになるかと思えます。

また、この19の農業委員については、19の地区をそれぞれ担当いたします。ただ、19の地区につきましても、先ほど申し上げましたように、前回は32名でございますから、約1.4倍ぐらいの単純にいうと面積もふえてくる、担当区もふえてくる。その中で、推進委員等を均等に張りつけても難しいという農業委員の意見がございました。例えば小学校区でいいますと、非常に広範囲になってしまう。地縁、私的な部分とか、それから日ごろの活動の区域を見たときに、大体9小学校ぐらいを集めたときに、19名ではちょっとカバーしきれませんが、その19名でくくりをつけました。

今、議員の御指摘ありましたように、農業委員1名、それから最適化推進委員1名ではカバーできないところについては2名という形になるようになっております。基本的に、今回の区域割りにつきましても、矢部地区を10地区、それから清和地区を4地区、そして蘇陽地区を5地区ということで、19名の定員でやむなくこういうふうに農業委員さん方で区域割りをしていただき、そして最終的に、最適化推進委員につきましても、その区域からぜひ選出していただくというような作業を進めていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。一つだけ意見を述べ、そして考えを聞いておきます。

まず、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるということと、あわせて関係条例を改正する必要があるということとありますが、このことにつきましても、農業委員、農地最適化、この改正法の基準に沿って、それぞれの審議会、審査会、法令審査、そういったものを通じて、ここに成案として出されておるわけではありますが、定数につきましても、当然、改正法の基準に沿って、現職の委員さんたちが総意のもとでそれぞれ協議をして、たたき台として執行部につくって上げたものでありますが、これによって、19名合わせて28名という定数ができました。

ここはそう必要ないと思いますが、問題は、これに関係する関係条例を改正する次の報酬等審議会にありましたこの報酬のものであります。実際、現在まで、それぞれの執行部の方も恐らく議員さんもこの経緯というものを、なかなか現況がわからないだろうと思っておりますが、少しだけ述べさせていただきます。

まず、この報酬の要望書というものは、平成26年から執行部にまわして、このような形で、何かというと、それぞれの自分たちの仕事量、役目、そういったものを勘案しながら、今まで2度3度という形で要望書を出してきておったわけであります。しかし、今回はそれぞれの審議会に出してそのまま出てきたということは、本当にこの条例案に対しては、これは否定するものでもございませぬけれども、これだけの要望事項をずっと行ってきて、これが一つも何ら反映していない。時系で言いますと、前回は町長がこの件につきましても、政策的なものもあるだろうと、

新しい執行長が決まったときに政策としてから出していただくということではありますが、問題は、この積算の根拠。恐らく行政委員会がそのままあって、この金額というのが行政委員会のそのまま横並びという形で出されたものではないかな。そうしか見受けられません。

ただ、いいことに、今までありませんでしたけれども、能率額。予算の範囲内で町長が定める額ということで先ほど説明がありました。要は、それよりもこれだけずっとやってきながら、横並びの条例を、この基準を出されること。そして、この20年から今、言いましたように、これは県下の動向、それから国の基準、そういったものを現職の委員会が十分にこれを持ってきてお願いして、このときの出した部分については、プラス2万円の24万円でどうだろうかというような形で要望を出しておられますね。これは実態を見ますと、県下でこの17万3,000円というのは、45町村のうち34番目です。2万円上げても17番目です。私は順位を言ってるのじゃなくして、そして国の平均は月3万円なんです。そういった中で、何ら一つもここに変わったことがない。

それでは、これからこういったことが考えられるかと言いますと、前回の改正のとき、現行法ですが、そして前々回、3分の2の委員さんたちがかわるんですね。3年1期でかわられる、そういった姿ですよ。こういったときは、本来、行政の運営と同じですが、継続というものをやっていく。そして初めて農地の番人、農業委員あわせて推進員さんたちは、農地の番人という言葉はあわせてありますけれども、農地の番人がこれで本来の仕事ができるのかなという部分が懸念されます。

それで、次に女性あわせて青年の農業委員、こういった人たちを登用するためにどうしてするかと、非常に難しくなっていく。しかも、この農業委員には、過半数の認定農業者を置かなければならないという新しい改正法なんですね。

そして3番目に、業務というものは、農地法の、つまり農地の権利移動する3条、ここは御存じだろと思うんですが、それから移動します4条、5条、そして改めて遊休農地の、先ほど説明がありましたように、新しいこういった指導体制を追加された部分というものが、これから先、非常に業務量も多くなってくるということです。そういった背景に。

そして、4番目の報酬については、さっき申し述べたとおりです。

それで、二つ、これについてしっかりと答えてください。積算の根拠はどこにあるか。そして20年からこれだけの部分の要望をしているのに、なぜこのままの形でできたのか。

二つ目、農業委員会の組織、そして事務事業、活動範囲、果たす役割というものを審査員の方々ははっきりとわかっておられるのか。このことははっきり答えてくださいね。そうじゃないと、これは非常にこれから先に業務に支障をきたすことになりますよ。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 特別職の報酬等審議会での審議内容等についての御質問だというふうに受け取っております。

まず、報酬額につきましては、最初は報酬改定予定額ということで、原課、農業振興課のほうから提出されました金額で提案をさしていただきました。中で、金額だけで特化して申し上げますと、報酬の現行が今、556万1,000円ということでございます。その際に、この改定額で総額は

幾らになるのかという御質問がございました。提案額でいきますと1,284万円ということになって、約2.5倍程度になってしまうということ。金額で727万9,000円の増額ということになります。今回の改定額、この条例の改定額でいきますと、556万1,000円に對しまして949万6,000円ということになります。ほぼ倍増ですけれども、約400万円の増額という形になっております。

ここで、先ほどから能率額の話が出ております。この能率額ということに対して、どういった内容かと、先ほど田上議員もおっしゃいましたけれども、そういった御質問なり、審議がそこでなされました。その資料は先ほど言いましたように、農林水産省が作成しました資料に基づきまして説明をさせていただきました。

そういったことで、中で審議をしていただいたんですけども、結論としましては、そういった他団体の例で、これは詳しく申しますと、改定をもう予定をされている県内25団体でございます。このうち17団体が据え置きでございます。5団体が増額と、残りの3団体が減額という状況になっているものでございます。そういった状況も見られたということが一つあるのかなというふうに思っておりますし、また先ほどこれは御指摘もありましたように、他の行政委員の報酬額、これも見直すべきではないかという御意見もあわせて出ました。そういったこともあわせて、ただ、今回、熊本地震、あと、集中豪雨による災害等を見た場合に、この時期に増額ということは非常に難しいのではないかという御意見も出たことも一つ申し添えたいと思っております。

ただ、答申の最後は、当面、この現状の報酬額において運用していくべきものじゃないかというふうなお話が出ました。これは、こういった制度改正によって、詳しい業務内容というのがなかなかやはり、これは議員さんおっしゃったとおりです。非常につかみづらいとでございますし、そういった点を含めて、当面現状の報酬額において運用して、その後、今度は農業委員会のほうで、先ほども出ております人数、この検証とあわせて、その時点でまた報酬額の見直しを図っていくべきだということで答申が出ております。

人数につきましては、先ほどから出ておりますように、農業委員さんが19名ということで、これは法律の上限額になっております。もう一つが最適化推進委員ですね。これ28名ということでございます。これも先ほど農林振興課長からありましたように、農業委員さんといいますのが、業務的には合議体としての決議機関ということに特化していくと。そしてもう一つ、最適化推進委員さんは現場業務を担当するという形になっていくということをあわせて、そういったことを含めて、将来的に人数もどうなのかなということはお話が出たところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） あんまり長くなるといけませんかね。

今、課長のほうから基準として、災害についてとか。まずは金額ベースでするものですか、それとも業務用のベースにするものか、そこをしっかりと踏まえてくださいよ。災害なんかは、普通の一般会計の中からやっていて、通常関係出てくる部分に災害という、この前もいろいろ出てきましたけれども、これはやっぱし国の特別法じゃなくして、現行法によってゼロに近いところ、復興相も各大臣もゼロに近いほどのかさ上げをすると。それぐらい町長たちがいろいろ、国、県に対してお願いした、その分について、先ほどもありましたように、こういった部分で十分であ

りますので、その基準としては、災害があったからという必要はないと思いますよ。

それと、一番気になったのは、当面、この当面がいつになるかということ。当面が1年なのか2年か3年か、1カ月かわからん。これを人数合わせて新しい改正法ですので、当然、見ながら、歩きながら見て、そして現況を踏まえて、見直すときは見直すということになるだろうと思います。当然そうだろうと思いますね。

それでは、もう一つ最後にいいですか。先ほど課長言われた農協の改正案の附帯決議、これを一つ皆さんに紹介とききます。これは大事なことです。これにつきましては、恐らく町長、これに一番詳しいと思いますよ。農協法は別に。これから、この附帯決議の第11、「公共性の高い農地の集約や権利移動に関する農業委員会の決定は、高い中立性と地域からの厚い信頼を必要とするところに鑑み、農業委員の公選性の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮し、農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱及びそのための推進・公募について、定数を上回った場合に関係者の意見を聞くなど、適正な手続により公正に行えるようにすること」。先ほど言いましたように、「また、女性・青年が農業委員に積極的に登用されるよう、制度の趣旨を周知徹底し、働きかけを行うこと」。

そして12番目に、ここが大事なところ。「農業委員及び農地利用最適化推進委員について、その業務を適切に遂行できるよう十分な定数を確保するとともに、農業委員及び推進委員の報酬について、業務に見合う適切な水準にすること。また、農業委員及び推進委員の資質向上のため、研修の機会を確保するとともに、事務局体制の整備強化を図ること。以上を実施するため十分な予算を確保すること」。これだけ附帯決議です。これを十分していかないと、先ほど言いましたように、農業の委員の確保、こういったことも非常に難しくなってくるということになります。どうでしょう。条例の、この報酬。町長、何かありませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。今、附則の説明もございましたが、農業委員会の大切さは十分私も認識しておるつもりであります。来年度から、このような体制の中で山都町の農業委員会の体制もやっていきたいというようなことで、全部の市町村がまだ実施しておるわけではございません。先行しとる分、また、来年度から始まる分、まだできてない部分等々ある中での今回の提案であります。

選出の方法等についても、変わってしまったというようなことであります。どのような方を選出し、町長が任命するかという形になろうかという思いしておりますが、これにつきましては、先ほどありますように、認定農業者を、そして青年の方を、女性の方をとというバランスのとれた中での任命をしていきたいという思いしております。

先ほど来ありますように、報酬につきましては、以前の議会の中でも要望、陳情はあったと私も聞いております。先ほど坂口課長からありましたように、報酬審議会の中でこのような形の決定がなされたということでもあります。いろいろな資料の提出等々をした中での決定だったということもございます。これにつきましては、来年度からの我が町としての初めての出発でございますので、今ありますように、ある程度と、また期間は限定してありませんが、私としましては、

1年間を経過した後に見直しをするような考えで進めてまいりたいなという思いであります。

非常にデリケートな部分であります。また、報酬が高ければ仕事ができるという問題でもないかなという思いであります。やはり適正な金額がどうであるかと、先ほど行政の職の報酬と同一だというお話もございましたが、私もずっと選挙戦でも訴えてまいりました。農業の大事さを十分認識しているつもりでありますし、今後、農地集積はぜひしていかなければならない分、それに担う農業委員さんに対する身分の保障であり、そういう分については、十分、今後考えていきたいという思いであります。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14 議案第17号 山都町子育て支援施設設置条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第14、議案第17号「山都町子育て支援施設設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 議案第17号、山都町子育て支援施設設置条例の制定について。

山都町子育て支援施設設置条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由。

地域全体における子育て支援機能の充実を図る山都町子育て支援施設の設置に当たり、条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。

山都町子育て支援施設設置条例。

まず、設置でございます。子育てを行っている保護者、これから子育てをおこなおうとする者を含みますけれども、子育てに対する不安や悩みを緩和し、地域全体における子育て支援機能の充実を図るために、この子育て支援施設を設置するものでございます。

名称につきましては、山都町子育て支援センター、山都町病後児保育室といたします。

場所につきましては、統合保育園の場所でございます。

職員体制でございます。支援施設に施設長その他必要な職員を置くということになっております。施設長におきましては健康福祉課所管でございますので、兼任ということで健康福祉課長を充てる予定にしております。

業務内容でございます。まず、子育て支援センターの業務でございます。ここに4項目書いてあるとおりの、今現在、取り組んでいる内容を今後も続けていくということで掲載しております。

次のページをお開きください。

山都町病後児保育室は、児童等が病気の回復期にあつて、集団保育の困難な期間における一時的な保育に対応する事業を行うものでございます。

次に、施設の使用者でございます。センターを使用できる者は3項目上げております。

まず、就学前の児童及びその保護者でございます。それと、これから子育てを行おうとする者及びその者に同伴する者。次に、子育て支援の事業に従事する者ということにしております。

病後児保育室を使用できる者につきましては、まず、本町に住所を有する満1歳から小学3年生までの児童を対象としたいと考えております。2番目に、病気の回復期にあることから集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務の都合等やむを得ない事由によりまして家庭での保育ができない者を対象といたします。

次に休館日でございます。センターの休館日は、日曜及び土曜日。並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日といたします。それと、12月29日から翌年の1月3日までの間といたします。

ただし、病後児保育室の休館日につきましては、土曜日を除くものでございます。

使用時間でございます。センターの使用時間は、午前9時から午後4時までといたします。

なお、病後児保育室の使用時間は、月曜日から金曜日までは8時から6時半までとし、土曜日は午前8時から午後5時までといたします。

使用料でございます。センターの使用料は無料といたします。

病後児保育室を使用する保育者は、別表に定める使用料を納付するようにいたしております。

使用の制限でございます。施設の使用を拒否し、または、支援施設からの退館を命ずることができる項目を以下のとおり掲げております。

損害賠償の義務をここにうたっております。

最後のページをごらんください。

別表でございます。使用料でございます。

保育園児・幼稚園児、時間で区切っております。5時間未満を500円。5時間以上1,000円。自宅で保育されている保育児につきましては、5時間未満1,000円、5時間以上2,000円と設定して

おります。なお、小学生まで広げますので、5時間未満を1,000円、5時間以上を2,000円としております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） このことについては、きのう、一般質問の中でも少し触れさせていただいたんですが、この条例を見ていると、きのう、私が取り上げましたつどいの広場シャベル事業というふうなものは、今回はなくなったというか、もう全部一括して就学児未満ということになったのかなど。今までは子育て支援センターとともに、つどいの広場という事業がございましたが、それはもう一旦廃止と言いますか、そういう分野ではなく、全てのお子さん方、就学前のお子さん方を対象にあそこで活動してくださいという理解でしょうか。

そして、もちろんこれは新しい出発ですので、きのう、課長のほうもこれから改善点があればちゃんと対応していきたいとのことでしたので期待を申し上げておりますが、やはりどう考えても、出発前から言うのは申しわけないんですが、やっぱり部屋が狭すぎますよね。なので、本当に柔軟に対応を今からしていただくようお願いしたいということが1点です。

それから病後児の説明ですね。こないだ、お母さん方と福祉課との話し合いの席に私も御一緒しましたが、そのときに病後児というのは一体どういうことですかというお母さん方からの質問がありました。そのときに、担当の係長のほうからは、もう病院から、先生から、医師から、もう保育園に行っていよいよと言われた人ですから、御心配なくと。その病後児というのがですね、病院からも保育園に出てもいいですよと言われた人でありますって。しかし、まだ集団の中には入れないようなお子さんを預かる施設ですよという御説明があって、私はちょっとはてなマークがついていたわけなんです。じゃあ、わざわざ1,000円も出してそこへ預ける必要ないんじゃないかなと思ったんですが。

それと、最後のページの、自宅保育児というものです。これは自宅で見ているながらも、何でしょう、預けたいということが想定されるということですかね。

その3点をちょっとお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。まず、シャベルの件でございますけれども、一般質問の答弁のとおり、今回の新しくなった子育て支援センターで一体館として取り組ませていただきたいと思いますと思っております。内容辺りも今後、利用者の方と協議しながら、狭いという意見等もありましたので、その辺りも考慮しながら、蘇陽、清和もあります。そちらのほうのつどいの広場のほうも広めていって、山都町全体のほうで取り組んでいきたいと思っております。

あと、病後児の件でございます。病後児でございますけれども、病後児というのは病気回復時期ということで、今回受け入れ対象とするお子様は、まず病院に行かれると思っております。病院に行

かれましたらば、症状が治まれば、病院の先生のほうで症状の連絡票ということをお持ちいただいた方、もらった方のみを受け付けるということでございますので、その人を病後児のほうで見ていきたいと思っております。

ただ、先ほど吉川さんが言われたのは、集団になじめないというか、まだ安心できないという方は保護者の考えで、本当はやっていいんだけど、お子様がまだ行きたくないとか、そういう感じのときは行かれないということで係長が説明したかと思っておりますけど、原則、まず病院のほうに行って、まず病気回復期であると、大丈夫という方のみをうちのほうで受け付けして対応していきたいなということでございますので、御理解いただきたいなと思っております。

3点目でございますけれども。

(「自宅療養」と呼ぶ者あり)

失礼しました。自宅で保育されている保護者もいらっしゃいます。その方も対象といたします。当然、自宅で見られているかもしれませんけれども、やむを得ず病気されたり、看護できない、何かの理由でできないとそういう方もいらっしゃいますので、うちのほうでお預かりして、保護者の方はいろいろな行事とか、葬式とかいろいろな場面があるかと思っております。そういう場面があったときは、病後児保育室のほうに預けられて、自分の所用をしていただけるような体制で、一応、自宅保育されている方も対象とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番(中村益行君) 課長に一つ尋ねておきます。

これは、ほかの課長さんたちも御存じだったら知っている人から答えていただきます。

シャベルができたいきさつですね。それから、子育て支援センターができたいきさつ。課長、知っていますか。知りませんね。だから的確な答えがでないんですよ。子育て支援センターは国の法律に基づいて、そして町でも審議会を、各会の人を集めて論議して、最終的には支援センターというのは、国は館をつくるイメージもあったと思います。これは子育ての現場である保育園に置くべきだという結論になったんです、この町では。そして、浜保にその本拠を置いたと。そして、各保育園が地域の子育て支援センター的な機能を当然担って、保護者とのいろいろな相談相手にもなっていくということで出発しているんです。それが、いつの間にか千寿苑ができたから、あそこに持って行った。

それから、シャベルの問題。実は、あの場所は私の親戚のうちの土地、家です。

(自席より発言する者あり)

はい。だから、私、非常に複雑な気分。あそこに持って行きたいいきさつも一切私も知りません。これは、ある親御さんが子供さんが保育園に行きたがらないということで、毎日その子供さんを連れて、あそこら辺りに遊びにいったんじゃないでしょうか。それが、もう一方、千寿苑に親の価値観から集団保育をさせない親御さんが二、三人、いつも千寿苑の広間で冷暖房が効いていますから。それを、あの子たちはかわいそかけん、どっかで見てやらにゃいかんみたいな話が

出てきたんです。だから、その人たちもシャベルのほうに行ったのかな。とにかく、シャベルは親御さんが登園したがる子のために個人的にしておったのを、町が追認して、それが既得権化して行って、一つの町の当然の施設みたいな形になっていったんです。

だから、センターの問題も、シャベルの問題も、町の姿勢、主体性が余りにもなさすぎた。私は、このことは苦々しく思っただけで何回か批判をしてきたことがあるんです。ただ、シャベルの問題は今、言ったように、親戚の土地でもあるし、もうあることで、私があそこの畳がえをしたばかりの後、あそこで使うようになったんです。今も親戚の土地ですけども、私の連れ合いのおばが住んでおった土地です、あそこは。そして、あそこでそういう施設になっていったのを複雑な気持ちで私は今日まで見てきました。

ただ、私がけしからんと思ったのは、町の主体性がなくて、ある意味では親のエゴでもあるわけですね。それをとうとう既得権化させていったということです。それで、さっきの病後児の問題も含めてですけども、そういう子供さんも含めて同和保育所は受け入れながら、集団保育になじませて……。

○議長（中村一喜男君） 済みません、設置条例についての質疑でお願いいたします。

○12番（中村益行君） いや、それを知らないと言うから、よく知ってってください。ほか、課長さん、知っている人がおりましたか。恐らくもう、変わってしまったけん知らんでしょう。だから、そもそも知ってもらわないと、ずっとこのことは尾を引くと思ったから言っておきます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

（自席より発言する者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「山都町子育て支援施設設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 山都町文化交流拠点施設設置条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第15、議案第18号「山都町文化交流拠点施設設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第18号、山都町文化交流拠点施設設置条例の制定につ

いて、山都町文化交流拠点施設設置条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

提案理由。

山都町文化交流拠点施設の建設に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があります。これがこの議案を提案する理由です。

次のページをごらんいただきたいと思います。

条例の条文の説明を申し上げます。

設置。第1条、町の観光、文化、歴史等に関する資料作品を収集し、保管し、及び展示して、町内外の人々の利用に供するとともに、広く町民の活動の場及び来訪者との交流の場を提供し、もって町の文化の向上、観光の発展及び地域産業の振興に寄与するため、山都町文化交流拠点施設（以下「交流施設」という）を設置する。

名称及び位置。第2条、交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、山都町観光文化交流館。位置、山都町下市16番地。

業務。第3条、交流施設は、次に掲げる業務を行う。

以下、交流の利用に関すること等々を記載しております。

第4条、管理人。町長は、交流施設の設置の目的を達成するために、管理責任者に交流施設の運営に当たらせ、必要に応じて管理人を置き、管理させることができる。

次のページをお願いします。

前項の管理責任者は、山の都創造課長をもって充てる。

入館時間。第5条、交流施設への入館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、駐車場を利用できる場合は、午前9時から午後10時までとする。

2、町長は、特に必要があると認めるときは、入館時間及び駐車場の利用時間の変更及び休館日を設けることができる。

以下、入館者の遵守事項。それから、入館の制限。それから、施設利用の許可等。次のページに施設利用の制限。そして、特別の設備の制限。それから、11条の利用の許可の取り消し等を定めております。

次のページをお願いします。

第12条、使用料。利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。これはまた別に御説明申し上げます。

それから、使用料の減免。回復の義務等々、説明しております。

第17条です。指定管理者による管理。町長は、必要があると認めるときは、交流施設の管理を山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条に規定する手続により指定された指定管理者に行わせることができる。

指定管理を行う業務の範囲等、18条から定めております。

そして、次のページをお願いしたいと思います。

最後のページに、先ほどの別表、第12条関係ということで、施設の使用料を定めております。交流施設の9時から17時、1時間当たり2,700円。それから、17時から22時、1時間当たり2,700円。それから、多目的ステージ、屋外を含みますけれども、1時間当たり1,350円。それから、17時から1,620円ということでしております。これにつきましては、それぞれの関連施設、類似施設等々を比較しまして、基本的には水道光熱費等々の割り出しによって行っております。

以上、説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 1点だけ。第13条、使用料の減免がここうたってありますが、使用料の減免は何を想定しておられますか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） この施設は町内外のいろいろな方々に、できるだけ多くの人に町のよさを、魅力を見ていただきたい、理解していただきたいということで、基本的に入館料も取っておりませんので、そうしたことで町内の皆さんが使われる場合はできるだけ減免をさせていただきたいと思っております。要するに、地域活性化に資するもの、当然、八朔祭とか夜市、町が主催するシンポジウム、いろいろなことに対しては、そういった地域活性化、まちづくりに関することについては減免していきたいと思っております。

ただ、いろいろな営利目的、例えば軽トラ市、それからいろいろなフリーマーケットとか、そういったもので営利を主として目的とする場合は、当然この利用料を徴収するというので考えております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 使用料の減免というのは、町の有する債権の放棄ということになってきます。明確な基準を定めておく必要があると思っておりますが、どうですか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） それは、規則によって当然定めておかなければならないところでございます。

4月からやりますけれども、その点についてもしっかりと、やはり基本的には使って何ぼというところはございますけれども、当然、議員の御指摘のとおりでございますので、そこら辺りはしっかりと精査した上で、規則の中で定めて対応していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） この減免に関しましては、監査委員の御指摘にもありますように、ほかの条例にもこれに該当する条項があつておつて、まだきちんとなっておりません。今回、この条例と一緒に考えでございしますが、明確な基準を早急に定めてください。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 監査委員さんのほうから定例の監査等でそういった御指摘

を受けておりますので、そこは各課連携しまして統一的な基準も当然必要でございますので、きちんと対応していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） この施設といいますか、もともとは町の商工会が買って、商工会で管理するからということで陳情が何回か上がって、市街地活性化ということで買い受けたわけで、その後、商工会のほうは何ら動きがありませんでしたが、今回、この建物をつくり、いよいよ運営することになりましたが、商工会とのお話し合い、運営するからというような一番最初買ったときの約束事、そういうことについて話し合いをされたのか。それともどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 当初、商工会長、それから観光会長、両者連名で平成17年に旧浜町会館跡地利活用についての要望書、そこまでさかのぼります。その時点からずっとこれまで10年にわたりまして、いろいろな協議をしてまいりました。その中で紆余曲折して、当時はあの建物を使う、それから壊す、いろいろな紆余曲折、議会の中でも議論をしていただきまして、やっとここまでたどり着きました。

商工会につきましても、その辺りが十分、観光協会、中心市街地活性化協議会、三者といろいろと協議してまいりました。ただ、今の段階では、商工会、それから観光協会、我々が思う山都の魅力を発信して交流する、この施設を指定管理なり委託なり、委託ということでありますと指定管理なんですけれども、そういったところでまだ十分対応ができないと判断しまして、当面、町が直営でやるということで決まりました。

ただ、議員のおっしゃるとおり、平成17年からいろいろな形で、きのう、飯星議員のほうからもこの施設については約3億数千万円投資しとるわけですから、その責任は本当にとっていただきたいというふうに思っております。

実際は商工会、それから観光協会、中心市街地活性化協議会、この三者と運営委員会を設立しまして、当然4月からの運営に当たっては一緒になってやっていくということで、当面の間、直営ですけれども、将来的には指定管理施設に移行していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 直営の場合、なかなかうまくいきません。いかないことが、過去において多うございましたって改めます。そこで心配しております。交流館として、何と言いますか、赤字の垂れ流しでいいという考えならばとにかく、収支決算、帳尻を合わせるということであれば、相当の努力がいると思っておりますので、どう考えられるか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） これにつきましては、直営、それから指定管理、このいろいろなパターンをリスクを考えてまいりました。本来はやはり指定管理がベストだと思っておりますけれども、それに値する指定管理の公募をすべきかどうかも含めて考えておりましたが、こ

の1年間は施設をどう活用していくかっていうことを、直営で試みて、その中で判断をしていきたいと思っております。

これまでの直営、いろいろな公営の施設に携わってまいりましたが、そういったことを反省しながら、参考にしながら、この1年間やって、そして、よりよい方向性を見つけていきたいと思っておりますし、決して、もう建つ前から負の遺産、それから負の遺産に上塗りする建物ばつかったということと言われる、非常に心外であります。まだ、皆さん、今からだから、本当にみんなが使ってこそその施設ですから、そういうことをと言われること自体が私は非常に心外です。

これはやっぱりみんなが自分たちの施設だということで、特に商工会、観光協会については責任を持った運営に関わっていただきたいと思っておりますので、そこは町としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 元々の成り立ち。パチンコ屋さんの跡地を買収した、そのいきさつ辺りも説明して、ある意味では、商工会辺りにも責任を持ってもらう。責任の一端を担ってもらう。それくらいは、ぜひ強硬に発言していただきたいと思っております。

それから、駐車場でございます。現状では周辺の方、あるいは1日立てて置かれる方たちの駐車場になっております。今後はどうするのか。もう私も3回目ですから後がありませんので、駐車場の利用については、やはりよそから来たお客さんが入られるような、一般の方というか、誰でも入られるような駐車施設にしてもらいたい。置きっぱなしで車も動かされんというような駐車はされないようお願いしたいなと考えはいかかがか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 駐車場の件につきましては、これから職員が直接当たりますので、当然、個人的な駐車については排除してまいります。排除という言葉はちょっとあれですけども。当然、施設の利用者、それから商店街に用事のある方が中心です。もう、それだけです。それ以外の駐車については排除していきたいと。

日ごろから見ておりますので、これまでの経過については十分承知しております。今後の経過については、毎日毎日職員がそこは管理してまいりますので、駐車してある場合は、赤紙を挟んだりとかして御協力をしていただくということで、きっちりと駐車場については管理してまいります。

それから、平成22年から用地買収、建物買収についての議事録をずっと読ませていただきました。やっぱり議会の中でも本当に重い議論がされておりますので、そのことについてはもっともっと商工会、観光協会には理解していただいて、その重みを理解していただいた上でこの施設に関わっていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「山都町文化交流拠点施設設置条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第16、議案第19号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第19号、平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

歳出のほうから説明いたしますので、18ページをお願いいたします。

まず、2款1項総務管理費の1目一般管理費でございます。財源組み替えといたしております。市町村振興事業補助金を充当いたしました。

12目地域振興費です。2,000万円のその他は、これはふるさと寄付金でございます。これにつきましては、今回6,033万円を歳入に計上いたしております。これを積み立てずに事業に直接充当するというのでございますので、ここでは自治振興区の助成金等々の地域振興経費にということで2,000万円を充当したところでございます。

3款1項障害者福祉費でございます。これにつきましては、障害者自立支援給付費が2,662万円、障害児通所給付費等が46万2,000円ということで、利用者の増によります現計予算の不足見込み額を今回計上いたしております。国県の補助がついております。それから、保険事務費につきましては、国民健康保険の特別会計操出金を1,078万6,000円減額いたしております。これは実績算定によります減額ということになっております。

次の19ページです。

3款の2項1目の部分でございます。ここの1,000万円のその他の財源もふるさと寄付金でございます。子供医療費助成等に充当しているということにしております。

それから災害救助費です。1,154万円の補正をお願いするものでございます。750万円は県の負担金です。186万6,000円は震災復興の寄付金を充当いたしました。これは、資金見込み件数が全件で260件ございまして、既にもう支給をしている分が233件、残りの27件分につきましては不足額として154万円と。それから災害弔慰金ですね。これは関連死があるやもということで、一応、500万円の2件分、1,000万円を計上いたしたところでございます。

4款1項3環境衛生費は簡易水道の特別会計操出金でございます。簡易水道事業の延長に伴い

ます事業費減によるものでございます。予防費につきましては、57万8,000円は県経由のふるさと寄付金を充当いたしました。2,125万5,000円はふるさと寄付金の財源を充当したものでございます。

ページめくっていただきまして、20ページでございます。

4款2項の1目塵芥処理費です。230万円の減額をいたしました。熊本中央広域事務協議会の負担金ということです。これは震災によって一部事務が延期になったものが生じたので、負担金として230万減額となったものでございます。

5款1項3目の農政費です。19の負担金補助及び交付金でございます。減額の1,567万8,000円です。主なものは、減額が土地利用型の構造改革推進事業補助金です。これはコンバイン導入事業、御岳中央の種子組合ですけれども、この入札残でございます。それから次の産地パワーアップの事業補助金の1,643万1,000円の減額、これは名連川地区のキャベツ保冷施設の、これも入札残ということになっております。

畜産振興費につきましては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策補助金ということで2億178万3,000円の補正予算を計上いたしております。これは蘇陽牧場に係ります鶏の採卵関係で、鶏舎の産棟部分、それから堆肥舎等の整備に係りますものでございます。総事業費は4億3,800万円程度ですけれども、税抜きの実業費2分の1の補助をトンネル補助ということで計上いたしております。

それから次のページ、21ページでございます。

25目の人・農地プラン事業費でございます。減額の1,089万円、青年就農給付金を減額いたしました。そのまま県費補助を1,089万9,000円計上いたしております。就農者の確定が今回みられまして、当初新規4人の農業者を見込んでおりましたが、2名が実績者になりました。それから新規の夫婦4組を見越しておりましたが、実績としては1組になったということでございます。

次の5款2項林業費でございます。清和ふれあいの森整備工事費は、県の配分額の確定がございまして減額確定となりましたので、その分を減額の計上いたしております。

めくっていただきまして、19節の負担金でございます。520万7,000円の減額でございます。主なものが間伐材の供給安定化事業補助金です。これは事業料、財政金ですね、これの減が生じたので、この減額を計上いたしております。

それから、林業土木管理費でございます。委託料で427万7,000円の減額です。林道開設調査委託料で、矢部阿蘇公園線の関係に係りますもので、震災の影響によって、この分は全額減額としたところでございます。

それから、治山費でございます。712万4,000円の減額をいたしております。これは、単県治山の工事でございますけれども、これも治山工事の不用額ということで計上いたしております。

それから、次の土木管理総務費です。減額の505万円です。これも県工事の確定による減額ということになっております。

道路維持費につきましては、107万5,000円はふるさと寄付金を充当いたしました。

6目の調整交付金ですね。これにつきましては追加交付が200万ございましたので、その分の工事費ということで、鍛冶床線の改良工事を実施するという計上いたしておるものでございます。

次の7款3項の2目、河川等災害関連事業費でございます。これにつきましては1億1,900万円の減額をいたしております。河川等災害関連事業、これにつきましては、災害復旧事業の管理上に公益上、十分な効果が得られないような部分につきまして、被災箇所の復旧にあわせて構造物等の強化、機能の向上を図るといような事業でございますけれども、この減額といいますのは、当初、この河川等災害関連事業費で全額工事をやる予定でしたけれども、災害復旧事業のほうに振りかえることができましたので、この部分が重複計上いたしておりました。その分を災害復旧事業に振りかえて行うということで、残りの補正後の金額は一部改良部分の金額ということになります。

8款の1項3目消防施設費です。デジタル簡易無線機購入費の調整交付金の減額でございます。これは入札による減額です。

9款の学校管理費です。1,300万円の補正を計上いたしました。蘇陽中の武道場のつり天井の撤去工事でございます。これは東日本大震災のときに多数の建物の天井が落下してきたということで、特に学校施設は、児童生徒が当然使いますけれども、避難場所にもなるということもありまして、耐震と落下防止策を講じる必要がございます。今回、候補を検討いたしまして、撤去の手段、工法が一番望ましいということで、1,300万円の工事費を計上したものでございます。3分の1の補助がございます。これは国の二次補正に係るものです。

それから、図書館費180万2,000円は市町村振興事業補助金を計上いたしました。

続く26ページです。

現年度の農業債でございます。補正額を22億8,060万5,000円といたします。これで、農地911件、施設875件全件を計上いたすものでございます。それぞれ補助金、それから特定財源の整理を行ったものでございます。

続く現年度林業施設災害復旧費です。ここは逆に2億6,239万3,000円を減額いたしております。これは、全86件発生しておりますけれども、このうち50件を平成29年度、国の補助金の交付の関係で過年災扱いということになりますので、いわゆるここで落として、また29年度に再編成するという形になるものでございます。

続く28ページです。

社会教育施設の災害復旧費です。ここは、工事請負費は460万の補助対象外工事費が発生したということで減額計上しております。備品につきましては、図書館の図書システム機購入費ということで931万円を計上いたしました。これは現在、本館と分館、2カ所をインターネットでつないで運用している機械が今回の震災によりまして被災をいたしました。今回、公立社会教育施設の災害復旧事業に申請をして、採択の見込みが得られましたので、303万7,000円の国庫補助、3分の2ですけれども、こちらを計上いたしております。

それから、続く重要文化財につきましては、文化財の復旧事業のふるさと寄付金計上による財

源整理でございます。

それから、文化的景観災害復旧事業費も受益者負担金の計上によりまして、財源整理をいたしておおります。

続く29ページは、諸支出金基金の利子を積み立てるものでございます。30ページまでがそういった形になっております。特に今回、30ページの12目通潤橋未来への懸け橋基金費は、先ほど、午前中に御審議をいただいた基金1,000万円を今回積み立てるものでございます。

それから山の都創造ファンド費も同じでございます。4,000万円を特定財源、それから、町の持ち出しとして5,000万円ということで、9,000万円の山の都創造ファンド積立金を計上いたすものでございます。

歳出につきましては以上でございます。

戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。繰越明許費が4ページから5ページにわたって計上いたしております。主なものだけ説明させていただきたいと思っております。

民生費の矢部地区の統合保育園建設事業でございます。旧園舎の解体と外溝の一部がまだ残っておりまして、一応、5月末までの完工と、工期ということで計画いたしております。1億5,245万6,000円を繰り越すものでございます。

小峰クリーンセンターにつきましては、今回議案として提案させていただいたものでございます。10月末までの工期ということにいたしております。

災害等廃棄物処理事業ですけれども、これはいろいろ公費解体の部分を、けさの新聞にもあったと思っておりますけれども、今、進捗率は50%ということになっております。

強い農業づくり交付金事業です。これは、矢部、御岳ライスセンターの再編整備、それから種子センターの修繕等々の部分でございまして、この分が2億6,000万という繰り越しをするということにしております。

震災復旧緊急対策経営体育成支援事業でございます。これは、農業倉庫、畜舎、ハウス、農業機械の撤去・修繕・再建等の事業ということで計上いたしておりますけれども、これにつきましても、3月末までの工期では間に合いませんので、繰り越しをして実施するということにしております。

それから、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業につきましては、先ほど補正予算の中身で説明したものでございます。蘇陽の農場ですか、鶏舎の部分でございます。

それから、林業費の治山事業です。5,152万2,000円。これは、県との設計協議に不測の日数を要したという理由で、治山事業を今回明許繰越しさせていただきます。

それから、道整備交付金事業ですね。これも当初の測量が、地震と水害によって再測量するようになったため3,000万円程度の繰り越しをするということでございます。

鳥獣処理加工施設整備事業につきましては、これも昨日説明があったとおりでございますが、設計協議や保健所との協議に不測の日数を要して4,000万程度の明許繰越しを行います。

観光施設につきましては、清和高原天文台のキャビンの改修ですとか、道の駅清和文楽邑のトイレ改修工事等に係るものでございます。これは、実は入札不調によりまして、再入札をした上

で、今回工事を実施するというものでございます。

それから道路維持工事につきましては、これは業者の技術員確保ですとか、資材調達が非常に困難であることもありまして、適正公費を確保できないということで、約4,000万弱を明許繰り越しをさせていただくということにしております。

次の、道整備交付金事業です。これは長谷埋立線ほか10路線にかかります事業でございます。災害復旧事業との調整ですとか、協会立ち合い等に不測の日数を要したという理由で2億9,000万強の明許繰り越しを行うものでございます。

続く5ページが特定防衛施設の周辺整備調整交付金事業です。これは、鍛冶床線の道路改良工事です。これは28年の11月末の二次配分によるものでございまして、一応、ことしの9月末の完工を予定いたしております。

社会資本整備総合交付金でございます。長谷線ほか8路線の事業です。地震、集中豪雨によるものです。

それから、災害関連防災がけ崩れ対策事業は、これは先ほど説明をしたものでございます。

震災被災住宅の応急修理工事。これは1件当たり57万6,000円の住宅修繕に係るものでございます。

小学校費は特別支援教室改修事業ということで、清和小、潤徳小のそれぞれ特別支援学級設置の建築費につきまして1,000万程度明許繰り越しをいたします。

それから、学校施設の環境改善事業でございます。これは先ほど申し上げました蘇陽中の武道場のつり天井部分でございます。

体育施設につきましては、町営プールろ過器の改修工事ということで、これも実は入札不調によりまして、3月によろやく2回目の応札が得られたというものでございます。

災害復旧事業につきましては、先ほど補正予算で説明をしたとおりでございます。

最後の文教施設災害復旧費です。社会教育施設につきましては図書館の本体工事、それから、清和山村基幹集落センターの本体工事等を明許繰り越しいたします。重要文化財につきましては、通潤橋の本体工事部分に係る1億2,800万円を繰り越すものでございます。保健体育の施設災害復旧事業につきましては、中央体育館、下矢部西部体育館、それから中島南部体育館に係る災害復旧事業3,200万円を繰り越すものでございます。

合計の29事業、105億1,065万4,000円。この金額を繰越明許費として計上をいたすものでございます。

続く6ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正です。今回は、一般廃棄物収集運搬委託料ということで、始期を平成29年度、終わりを平成33年度ということで、5年間にわたります委託料限度額を3億3,636万円で計上いたしたところでございます。

第4表につきましては地方債の補正です。公共事業等債、それから災害復旧事業債のそれぞれの整理を行っているところでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

平成28年度、山都町一般会計補正予算。

平成28年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億1,345万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244億2,045万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成29年3月9日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第17、議案第20号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第20号について説明いたします。

議案第20号、平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）。

今回の補正の主な内容は、12月の議会で行政報告させていただきました上水道と簡易水道の統

合を延期したことによる関連経費の減額、それから、調整交付金事業で予定しておりました北中島下鶴地区の水道管更新事業を平成29年度へ先送りしたことによる減額をお願いするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。8ページをお願いします。

総務費の一般管理費の中で委託料を337万円減額します。これは先ほど申しあげました簡易水道と上水道の統合準備として計上していましたが認可委託料154万、それから統合移行支援委託料183万円をそれぞれ減額するものでございます。これにより、一般管理費の補正前の額1億6,582万8,000円、補正額337万円の減、計1億6,245万8,000円となります。

次に、簡易水道整備事業費です。これも冒頭で申しあげましたけれども、調整交付金を活用して北中島の下鶴地区で予定しておりました水道管の更新工事を平成29年度に先送りすることにより減額するものでございます。これは建設課のほうで予定しております水の田尾下鶴線の改良工事に合わせて施工する計画でありましたが、本年度施行分との工程の調整ができずに、平成29年度へ先送りするものでございます。これにより、簡易水道整備事業費の補正前の額2億7,365万6,000円、補正額1,098万2,000円の減、計2億6,267万4,000円となります。

総務費の総額が、補正前の額4億3,948万4,000円、補正額1,435万2,000円、補正後の額4億2,513万2,000円となります。

次に歳入です。7ページをお願いします。

まず、国庫支出金です。目簡易水道国庫支出金。補正前の額1億372万5,000円、補正額1,066万1,000円の減、計9,306万4,000円となります。これは、調整交付金の事業分になります。

次に繰入金です。目繰入金。補正前の額2億6万8,000円、補正額179万1,000円の減、補正後の額1億9,827万7,000円となります。これは一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に町債でございます。目簡易水道事業債。補正前の額1億8,840万円、補正額190万円の減、補正後の額1億8,650万円となります。これは、統合関連費を減額することに伴うものでございます。

3ページをお願いします。

繰越明許費です。簡易水道の整備事業4地区分を記載しております。白糸地区、山都中央地区、矢部地区、朝日地区、この4地区になります。

それから次のページ、4ページをお願いします。

地方債の補正の表になります。簡易水道事業債限度額1億8,840万円。補正後1億8,650万円となります。

表紙の次のページをお願いいたします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,435万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,829万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成29年3月9日提出。山都町長、梅田穰です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第18、議案第21号「平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 御説明申し上げます。

議案第21号、平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

歳出でございます。13ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費57万6,000円の減でございます。13節委託料57万6,000円でございます。これは国民健康保険標準事務処理システム改修委託料ということで、30年度から熊本県のほうに移行しますので、システム改修を行うものでございます。実質97万2,000円かかることでございましたけれども、57万6,000円は29年度で実施するというところでございますので、29年度の当初予算のほうに計上させていただきます。

続きまして、2款保険給付費1項療養諸費。この部分が医療費に相当する額で、総額の半分以

上を占めている額でございます。

まず、1目一般被保険者療養給付費550万の増。19節負担金補助及び交付金550万。診療費報酬ということでございます。町が負担しており7割分の増額でございます。これにつきましては、今回、地震によりまして負担額も半壊以上、全額見るということでございますので、242件、まだ12月補正予算を上げる前のときの金額で、まだまだ今後3月まで病院にかかれる方もいらっしゃいますので、その辺りも見込んだところで550万の増額でございます。

続きまして、2目の退職被保険者等療養給付費1,500万の減でございます。19節負担金補助及び交付金1,500万の減です。これは退職にかかる人の負担金でございます。

次のページをお開きください。

2款保険給付費2項高額療養費。これは同じ月内で医療費が高額にかかった人に対して払い戻すところでございます。1目被保険者高額療養費1,200万円の増。19節負担金補助及び交付金1,200万円。先ほど説明した内容でございます。

2目退職被保険者等高額療養費。300万の減でございます。19節負担金補助及び交付金300万の減でございます。

続きまして、2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金84万の減でございます。19節負担金補助及び交付金84万の減でございます。これは出産育児の一時金ということで42万円の、二人分の減でございます。当初25人見込んでいたところでございますけれども、実質23名で確定するということでございますので減でございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金1目後期高齢者支援金2,530万3,000円の減でございます。19節負担金補助及び交付金2,530万3,000円の減でございます。後期高齢者支援金でございます。これは支払い基金のほうで、もう確定した額を決定しましたので、減にしたところでございます。

続きまして、6款介護納付金1項介護納付金1目介護納付金4,183万3,000円の減でございます。19節負担金補助及び交付金4,183万3,000円の減でございます。これも介護納付金ということで、支払い基金のほうで確定しました額を計上させていただいております。

続きまして、7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金ということで、これにつきましては国保連合会のほうで45市町村で拠出して財源を確保して、その分、入のほうでまた割り戻すということで、急に医療費が高くなった市町村辺りのことを考えての積み立てとか、拠出して出すという形の制度でございます。

1目高額医療費共同事業医療費拠出金264万1,000円の増。19節負担金補助及び交付金264万1,000円の増です。高額医療費の拠出金でございます。国保連合会で確定したものでございます。

3目保険財政協働安定化事業拠出金3,933万3,000円の減でございます。19節負担金補助及び交付金3,933万3,000円。これは、保険財政共同安定化事業の拠出金。これも連合会が確定した金額でございます。かなりの金額が減になっておりますけれども、それに対しましては、後で説明いたしますところで、また入のほうはこれよりも多く入ってきているのを御理解いただきたいと思っております。

続きまして、次のページよろしくお願いたします。一番上のほうは合計額でございます。

まず、8款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費。これにつきましては、財源組替でございます。

8款保健事業費2項保健事業費1目保健衛生費11万9,000円の増でございます。19節負担金補助及び交付金11万9,000円の増でございます。保健事業者等の保険者支援負担金ということで、これは国保連合会のほうでデータヘルス支援システム開発に係ります山都町の負担金でございます。

続きまして、9款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金9万円の増でございます。25節積立金9万円ということで、財政調整基金積立金のほうに積み立ていたします。なお、現在の国保の基金の状況でございますけれども1億1,619万5,156円ほど、今現在、積み立てしております。

続きまして、10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金1,345万6,000円。23節償還金利子及び割引料1,345万6,000円。これにつきましては27年度精算が終わりましたので、その分の償還金でございます。

続きまして、10款諸支出金3項操出金1目直営診療施設勘定操出金929万1,000円の増でございます。28節操出金929万1,000円。直診病院保険事業費ということで、これは蘇陽病院のほうの保健事業を行ったところに繰り出しているところでございます。

最後になります。11款予備費1項予備費1目予備費7,781万5,000円の増です。予備費でございます。

それでは、歳入を御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税。補正額377万9,000円の増額でございます。節につきましては、1から3節については現年分でございます。4から6につきましては、滞納繰越分でございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税512万1,000円の減でございます。1から、次のページの3節までが現年分でございます。4から6が過年度分の方でございます。

続きまして、3款国庫支出金1項国庫負担金1療養給付費等負担金3,874万の減でございます。

1節療養給付費現年分2,287万の減でございます。

続きまして、2節後期高齢者支援金現年分248万円の減でございます。

3節介護納付金現年分1,338万8,000円の減でございます。

2目高額医療費共同事業負担金75万2,000円の増です。1節高額医療費共同事業負担金75万2,000円でございます。

3目特定健康診査等負担金64万4,000円の減でございます。1節特定健康診査等負担金64万4,000円の減でございます。

続きまして、3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金3,334万6,000円。2節特別調整交付金3,246万8,000円ということで、これは先ほど言いましたように、地震で負担金を軽減した分を特別調整交付金で見るということでございますので、このところの一応、金額的には2,400万程度が地震の影響によるものでございます。なお、またその全体の10分の8を特別調

整交付金ということで見て、後で説明します10分の2を補助金で見るという形で計上させていただいております。

7節直営診療施設整備事業補助金87万8,000円。直営診療施設整備事業補助金ということで、これはトンネル式でございますけれども、蘇陽病院に払う分がこちらのほうに上がってきております。

続きまして、次のページごらんください。

3款国庫支出金2項国庫補助金2目国民健康標準事務処理システム改修補助金。補正額39万5,000円。1節国民健康保険標準事務処理システム改修補助金ということで39万5,000円。先ほど説明しまして、39万5,000円をこちらのほうに入ってくることになっております。

3目国民健康保険災害臨時特例補助金214万2,000円。1節国民健康保険災害臨時特例補助金ということで214万2,000円。先ほど説明いたしました分の10分の2の額が、今のところ214万2,000円ということになっております。

続きまして、4款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金4,368万5,000円。1節現年分6,256万3,000円。これも支払い基金のほうで確定した額でございます。これは退職分でございます。2節過年度分1,887万8,000円。これは27年度の確定額で、追加分でございます。

続きまして、5款後期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金6,343万5,000円の増でございます。1節前期高齢者交付金6,343万5,000円ということで、これも確定額でございます。

続きまして、6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金75万2,000円の増。1節高額医療費共同事業負担金75万2,000円となっております。

2目特定健康診査等負担金64万4,000円の減。1節特定健康診査等負担金64万4,000円の減でございます。

続きまして、6款県支出金2項県補助金3目国民健康標準事務処理改修補助金97万2,000円の減でございます。1節国民健康保険者標準事務処理システム改修補助金97万2,000円ということで、これにつきましては県補助金のほうで当初上げておりましたけれども、国庫負担金ということでございますので、そちらのほうに先ほど説明したところに上げております。

次のページよろしいでしょうか。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金123万9,000円の増です。1節高額医療費共同事業交付金123万9,000円。これも、国保連合会のほうで確定した金額を上げております。

2目保険財政協働安定化事業交付金6,232万8,000円の減でございます。1節保険財政共同安定化事業交付金6,232万8,000円の減でございます。これは保険財政協働安定化事業交付金ということで、これも確定した金額でございます。

続きまして、8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金8万9,000円の増でございます。1節利子及び配当金8万9,000円。財政調整基金の利子でございます。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1,078万6,000円の減でございます。これは一般会計のほうに繰り入れます。1節保険基盤安定繰入金350万2,000円。内訳といたしまして、保険税の軽減分が351万4,000円、保険者支援分が1万2,000円となっております。

3節出産育児一時金等繰入金56万の減でございます。出産の一時金の繰入等につきましては、先ほどの二人分の分の減となっております。

4節国保財政安定化支援事業繰入金672万4,000円の減です。これについても国保財政安定化支援事業繰入金ということで確定しましたので、この額を減額させていただきました。

10款繰越金1項繰越金1目繰越金5,053万7,000円。2節その他繰越金5,053万7,000円。これは27年度の繰越金でございます。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者延滞金34万2,000円。1節一般被保険者延滞金34万2,000円。これは延滞金でございます。

11款諸収入4項雑入4目一般被保険者第三者納付金114万4,000円。1節一般被保険者第三者納付金114万4,000円。

済みません。最後になりました。12ページです。

11款諸収入4項雑入補正額……、これは合計ですね。失礼しました。

じゃあ、表紙の裏のページをごらんください。

平成28年度、山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成28年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ497万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,816万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年3月9日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第19、議案第22号「平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 引き続き、御説明申し上げます。

議案第22号、平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

歳出でございます。7ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費。これにつきましては要介護1から5の方が対象になります。

7目居宅介護サービス計画費1,329万7,000円の増でございます。19節負担金補助及び交付金1,329万7,000円の増でございます。これにつきましては、居宅介護サービス計画等の給付費負担金ということで、ケアプランの作成料になっております。

続きまして、9目地域密着型介護サービス給付費5,710万6,000円の増でございます。19節負担金補助及び交付金5,710万6,000円。これは、地域密着型介護サービス給付費負担金ということで、通常の8名増と、28年4月から18人以下の小規模なデイサービス5社ございますけれども、こちらのほうに移りましたので、月93件ほど増加した結果で5,700万の増となっております。

続きまして、2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費ということで、ここの項目は要支援1、2の方を差し引く予算でございます。

まず、1目介護予防サービス給付費3,500万の減。19節負担金補助及び交付金3,500万の減。介護予防サービス給付費ということで、これは月50件ほど利用の減ということで、3,500万ほど減になっております。

次のページに移ります。

2款保険給付費4項高額介護サービス等諸費ということで、これも国保と同じように、同月に利用した介護保険の利用の負担額が上限を超えた場合は、申請によって減額ということになって、こちらのほうから支出いたします。1目高額介護サービス費600万の減。19節負担金補助及び交付金600万の減となっております。

続きまして、2款保険給付費7項特定入所者介護サービス等費ということで、こちらのほうは施設の入所者などが食事と居住につきましては自己負担となっておりますけれども、低所得者に限っては負担限度額が定められておりますので、その負担軽減をした分をこちらのほうから1億6,000万ほど組んだところから出しております。

まず、1目特定入所者サービス費1,474万5,000円の増。19節負担金補助及び交付金1,474万5,000円ということで、これにつきましては短期入所者が月当たり15人ほどふえたのと、1事業所が14名がこちらのほうから該当しますので増となっております。

続きまして、4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立額1万9,000円。25

節積立金。これは介護給付費準備ということで、基金積立ということで、今現在、8,000万ほど積み立てております。

続きまして、5款地域支援事業費1項介護予防事業費1目二次予防事業費540万の減。13委託料540万の減ということで、二次予防、要支援1になる手前の人でございますけれども、二次予防事業対象者向けのデイサービスの委託料でございます。今現在、7社のほうで取り組まれている事業でございます。当初、ある程度決算を見込んで予算を立てるわけでございますけれども、二、三十人ふえるだろうということで、今回180人ほど見ていたんですけども、実質は40名ほど減ということで、減額とさせていただきます。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金454万9,000円。23節償還金利子及び割引料454万9,000円。これは過年度分の国県支出金の精算額でございます。

6款諸支出金2項繰出金1一般会計繰出金108万3,000円の増でございます。28節繰出金108万3,000円。これも一般会計繰り出します過年度分の精算ということで、一般会計の入ほうに上がってくるかと思っております。

続きまして、最後のページになります。

6款諸支出金2項繰出金、これも合計ですね、済みません。

8款予備費1項予備費1目予備費2,936万9,000円の減でございます。

それでは歳入、5ページをお開きください。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金503万9,000円の増でございます。1節現年分でございます。503万9,000円。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金852万9,000円の増です。1節現年分でございます。

2目地域支援事業支援交付金260万9,000円の減でございます。1節現年分で260万9,000円の減でございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金405万3,000円の増です。1節現年分405万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1節1万8,000円。利子及び配当金ということで利息分でございます。

表紙の裏をごらんください。

平成28年度、山都町介護保険特別会計補正予算。

平成28年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,503万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,349万円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年3月9日提出。山都町長。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第20、議案第23号「平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第23号について説明いたします。

議案第23号、平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）。

今回の補正におきましては、第1号補正で議決を受けました災害復旧工事関係予算の中で、地方公営企業の会計の経理上、組み替える必要が生じたこと、それから災害復旧工事の繰越額が確定したことによる承認をあわせてお願いするものでございます。

まず、6ページの資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の部で国庫補助金7,810万1,000円のうち206万8,000円を、4ページの収益的収入に組み替えます。

次に、5ページをお願いします。

収益的支出のうち委託料48万円、それから修繕費100万円を予備費76万5,000円と、4ページの収益的収入の国庫補助金のうち今回補正分206万8,000円の合計額411万3,000円を、5ページの収益的支出の臨時損失に組み替えます。

ちょっとわかりにくいかと思いますが、お願いします。

4ページをお願いします。

収益的収入の合計が補正前8,178万8,000円、補正額が206万8,000円、補正後の額が8,385万6,000円となります。

5ページをお願いします。

収益的支出の合計が補正前8,178万8,000円、補正額206万8,000円、補正後の額が8,385万6,000円となります。

次に6ページをお願いします。

資本的収入の合計が補正前9,898万4,000円、補正額が206万8,000円の減、補正後の額が9,691万6,000円となります。

次に7ページをお願いいたします。

第1表です。平成28年度山都町水道事業会計予算繰越計算書です。これは山神山配水池の災害復旧工事を29年度に繰り越すものでございます。予算計上額が1億28万2,000円、支払義務発生額、これは28年度での支出額です、3,628万8,000円。翌年度への繰越額が6,399万4,000円となります。

財源の内訳ですけれども、国庫補助金が4,509万3,000円、企業債が1,120万円、当年度及び過年度損益勘定留保資金、これは一般会計でいう一般財源というふうに捉えてもらえればいかと思います、770万1,000円です。

表紙の裏をお願いします。

平成28年度、山都町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成28年度水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度水道事業会計の補正予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、水道事業収益。

収入。既決予定額が8,178万8,000円。補正予定額が206万8,000円。計8,385万6,000円。

次に支出です。第1款、水道事業費。既決予定額が8,178万8,000円。補正予定額が206万8,000円。計8,385万6,000円となります。

内訳については以下のとおりです。

次の第3条です。2ページです。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,504万1,000円を4,710万9,000円に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入の既決予定額は9,898万4,000円。補正予定額は206万8,000円の減。9,691万6,000円となります。

第4項の国庫補助金が7,810万1,000円。補正予定額が206万8,000円。補正後が7,603万3,000円となります。

支出のほうは、1億4,402万5,000円となります。

次に企業債です。

第4条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的です。災害復旧事業に係る修繕費、原水施設改良費、配水施設改良費及び固定資産購入費。限度額を2,100万円と設定します。起債の利率は5%となっております。

繰越額です。

第5条、地方公益企業法第26条第1項の規定による建設改良の繰越額は、第1表平成28年度山都町水道事業会計予算繰越計算書による。

平成29年3月9日。山都町長、梅田穰です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第24号 平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第21、議案第24号「平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 議案第24号、平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、補助金の内示確定があった分につきまして、今回、増額補正という形にしております。

資本的収入2項補助金1目補助金、既決予算額1,000円。科目存置という形で計上しております。補正予算額744万6,000円。合計が744万7,000円となります。744万6,000円の内訳としましては、国民健康保険調整交付金、これが687万2,000円です。専門医育成支援設備整備事業57万5,000円という内訳で744万6,000円の収入となります。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成28年度山都町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧書き中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,320万1,000円は当該年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）」を今回の補正第1号により、括弧書き中「資本的支援額に対し不足する額2,575万5,000

円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款、資本的収入。

既決予定額1,721万5,000円。補正予定額744万6,000円。合計2,466万1,000円。

第2項、補助金。

既決予定額1,000円。補正予定額744万6,000円。合計の744万7,000円。

平成29年3月9日提出。山都町病院事業。山都町長。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時47分

3 月 16 日（木曜日）

平成29年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年3月9日午前10時0分招集
2. 平成29年3月16日午前10時0分開議
3. 平成29年3月16日午後5時03分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)

日程第1 議案第25号 平成29年度山都町一般会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田穰	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和支所長	増田公憲	蘇陽支所長	江藤宗利
会計課長	山中正二	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	田中耕治	健康福祉課長	玉目秀二
環境水道課長	佐藤三己	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	後藤誠輝	山の都創造課長	檜林力也
地籍調査課長	山本祐一	老人ホーム施設長	藤原千春
学校教育課長	荒木敏久	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	森田京子

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第25号 平成29年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第25号「平成29年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第25号、平成29年度山都町一般会計予算について説明をいたします。

内容に入ります前に、平成29年度予算編成に当たっての国・県を含めた概要及び基本的な考え方について御説明したいと思います。

国は平成29年度予算編成の基本方針において、一億総活躍社会の実現を目指し、600兆円経済の実現、希望出生率1.8を実現、介護離職ゼロの実現の「新3本の矢」を打ち出しました。これらを一体的に推進することで、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指すとしています。

この成長と分配の好循環の実現に向けて、国は平成29年度予算編成に当たり、基礎的財政収支の黒字化という財政健全化目標を堅持しつつ、経済・財政再生計画の枠組みのもと、手を緩めることなく本格的な歳出改革に引き続き取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底的に排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

地方財政についても、窓口業務の適正な民間委託の加速や自治体クラウド等のICT化、業務改革など先進的自治体の取り組みが全国展開するよう促すとともに、こうした効率化が進んだ自治体の経費水準をもとに交付税を算定する、いわゆるトップランナー方式を導入するなど社会構造の変化を踏まえ、歳出の徹底的な抑制や債務の圧縮など行財政改革を着実に進めることが求められているところでございます。

これらの国の動向は、地方財政制度を通じて地方財政に大きな影響を及ぼすため、注視をしながら基調をあわせ予算編成に取り組む必要がございます。

また、県においては、平成29年度予算編成に当たって、熊本地震からの復旧復興へ向けて、平成28年度から同31年度までの熊本復旧復興4カ年戦略にける施策を基本とし、創造的復興を目指すとした復旧復興の3原則のもと、将来世代にわたる県民総幸福量の最大化に寄与する必要不可欠な復旧復興の施策を厳選して取り組むとしております。

さらに、県債残高を増嵩させないために、これまでの行財政改革の取り組みを今後も引き続き継続していくことを前提とした予算編成を行うとしておりますが、復旧復興費を盛り込んだ平成29年度予算は、当初予算としては過去最大となる8,857億円の一般会計予算が編成されました。

また、被災市町村の速やかな復旧復興と県全体の地方創生を実現するため、県の熊本復旧復興4カ年戦略に掲げる施策と各町村の取り組みが相乗効果を生み出せるよう推進していくとしてお

ります。本町も県と機軸をともにしながら、連携をより一層深めていくことが重要であると考えております。

このような中、本町では平成29年度予算を、今回の町長選挙の執行に伴い義務的経費や継続的に行う必要経費を中心に計上する骨格予算としたところですが、熊本地震と梅雨前線豪雨による災害からの速やかな復旧復興を図るための災害関係経費については優先的に配分をし、総額112億6,000万円の予算を編成いたしました。公共事業等の政策的経費につきましては、次期6月補正予算にて計上することとしております。

今回の復旧復興経費については、本年度、町の貯金に相当する財政調整基金を大きく取り崩しとともに、逆に借金である地方債も多額に借り入れることになりました。さらには、平成27年度から始まりました地方交付税の合併特例措置の縮減も今後の予算編成に大きく影響することは免れません。このため、より一層の経費削減と事務事業の厳しい優先順位に配慮しながらも、中長期の視点に立った効率的で持続可能な行財政への転換も念頭に予算編成を行っていくことが必要でございます。

本町では高齢化社会の進展、それから、少子化の進行、九州中央自動車道の整備を見据えた取り組み、農林業や商工業の振興、環境対策や教育の振興など取り組むべき課題は山積しておりますが、熊本地震と集中豪雨による災害対応は何より優先すべき課題であり、将来の財政の健全化と災害からの復旧復興の推進を両立させる財政運営を果たしていかなければなりません。

既存事業の進捗調整、廃止、休止を含めた事業の大胆な見直しを行いながら、適切な財政運営と行政体制の確保を目指していくために、引き続き行政改革に取り組んでいかなければならないと考えるところでございます。

それでは、これから予算の説明を行ってまいります。説明は款ごとに行いますが、担当課がまたがる款もございます。ページが前後いたしますが、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は、款ごとに説明を求めます。款の中に他が所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで引き続き説明してください。説明の最後は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は1款につき一人3回までです。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、緒方功君。

○議会事務局長（緒方 功君） おはようございます。それでは、議会費について御説明申し上げます。

36ページをお開き願います。

1款1項1目議会費です。議会費は議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものです。財源は一般財源です。

平成29年度は総額9,291万5,000円を計上しております。平成28年度と比較しますと、33万

1,000円の減額となっております。

1節から4節までは議員及び事務局職員の人件費でございます。

11節に議員の夏の防災服購入のため26万6,000円、それから、13節に議場の音響、映像、コンピューターシステム等の保守管理の委託料として36万8,000円を計上しております。

その他、旅費、交際費、19節の負担金補助及び交付金につきましては、需要額が前年度と同程度と見込まれますので、そのように計上しております。

以上で議会費の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費について、1項総務管理費1目一般管理費から説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、総務費を説明いたします。

総務費に計上しています経費は、全般的な管理事務や財産管理、庁舎管理等の経常経費、選挙費につきましては、町議会議員選挙に係る経費を計上いたしております。

それでは、38ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費です。ここには職員人件費、それから、交際費、管理事務経費等を計上いたしております。

本年度4億6,061万5,000円を計上いたしたところでございます。特定財源20万1,000円につきましては、市町村事務取扱交付金補助金等でございます。給料を特別職級に2名の特別職の給料を計上いたしております。一般職級は37名の職員の給与を計上いたしております。

それから、39ページの退職手当組合特別負担金でございます。

来年3月、次年度の定年退職者10名の予定者に対する負担金を計上いたしたところでございます。

続きまして40ページをお願いいたします。

9節の旅費でございます。ここに、費用弁償、それから普通旅費、特別旅費という明記がございます。

まず、費用弁償につきましては、1節報酬の支給者に対します実費弁償に係るものでございます。普通旅費は、公務のための旅行に要する経費でございます。特別旅費は、公務のための研修と、それから臨時的な経費ということで、以下こうした区分で計上いたしておりますのでよろしくお願いをいたします。

41ページです。

新規のものだけ説明いたします。13節の委託料の情報連携対応支援業務委託料でございます。これは個人情報保護に係ります支援業務でございまして、平成15年に個人情報保護に関する法律、それから、平成25年には、いわゆるマイナンバーに関します利用等に関します法律、これに

基づきまして、今回、そういったどのような情報資産をどのような脅威から、また、どのような方法で守るかといった基本的な考え方、いわゆる情報セキュリティといわれるものを確保するための体制、それから運用規程、基本方針、対策基準、こういったものを定めるものでございます。いわゆる、情報漏えいなどから組織を防御ということが目的になっております。このための支援業務委託料として432万円を計上いたしております。

最後のシステム改修委託料26万円につきましては、今回、口座振替データの伝送業務システム改修ということで、新たに金融機関、熊本信用組合の高森支店利用者の要求により、今回、システム改修を行うものでございます。

続きまして42ページをお願いします。

19節の負担金です。下段の熊本県職員派遣負担金は、現在、県との交流人事により職員派遣をいただいております職員1名につき負担金を支払うものでございます。

その下の災害関連職員派遣負担金480万5,000円につきましては、災害対応に係ります中長期の職員派遣ということで、平成29年度は宮崎県の西臼杵郡3町——高千穂、日之影、五ヶ瀬から交代で職員が通算1名、1年間通して派遣をいただくということで協定を結ぶことになっております。その負担金を計上いたしております。

それから43ページです。

社会福祉協議会職員派遣負担金です。1,172万8,000円でございます。

これにつきましては、へき地保育所を社協への委託料ということで支出しておりますけれども、御所へき地保育所が閉園ということになりましたので、そこにおりました保育士2名を、1名を子育て支援センターに、1名を町立保育所の保育士にということで派遣をいたします。直営の施設に社協から派遣をいただくということで、今回、負担金という名目で人件費分を計上いたしましたものでございます。

それから、続く2目は文書費で、文書取り扱い経費関連を計上いたしております。

3款3目の区長費につきましても、区長に係ります経費を計上いたしております。

5目の財産管理費につきましては、町有財産、それから町有林に関します経費を計上いたしております。3,307万8,000円でございます。町有林の整備に係る委託料につきましては、次回6月補正予算にて計上予定でおります。

その他の654万4,000円につきましては、家屋、土地の貸し付け料、それから町有原野の使用料等の特定財源を計上いたしております。

あと19節までは、前年と同様の内容のものを計上いたしております。

続く46ページ、庁舎管理費でございます。

6目の6,899万円でございます。これは本庁、それから両支所の管理経費を計上いたしております。

その他、特定財源の45万5,000円は自動販売機の設置料ですとか、支所の施設の使用料等を計上いたしております。ここも経常的な管理経費を計上しているところでございます。

続く48ページ、7目管理費です。ここも、入札事務に係ります経費を計上いたしておるところでございます。

49ページの8目交通安全防犯対策費です。交通指導員報酬ということで、昨日、条例可決いただきました交通指導員37名の報酬を200万計上いたしたところでございます。

18の備品購入費はカーブミラー購入費ということで、16基分を整備するものでございます。これも例年と同様の金額でございます。

続く50ページの9目防災行政無線費です。ここには、防災行政無線の放送、それから保守管理に係ります非常勤職員各1名を計上いたしておるところでございます。

10目の会計管理費、ここは一般職級の2名分を計上いたしておるところでございます。

ページ飛びますが、68ページをお願いいたします。

2款4項の1目選挙管理委員会費です。ここには、選挙管理委員に係ります経常経費を計上いたしております。選挙管理委員4名分の報酬ということで、7回程度の会議を予定しているところでございます。

続く69ページの3目は、町議会議員の選挙費でございます。ことしの秋に予定されております町議会議員の選挙に係ります経常経費を2,106万5,000円で計上いたしているところでございます。

70ページの10目の土地改良区総代選挙費、これは3年に1回実施されます矢部土地改良区に係ります選挙にかかる経費でございます。

以上、総務課所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） おはようございます。それでは、企画政策課の分について御説明を申し上げます。52ページをお開きください。

企画政策課におきましては、総合計画を初めとする各種計画の策定、進捗並びに地方創生に係る総合戦略、また、地域づくりに関する部分、そして、情報におきましては、今、行っております光情報基盤整備、また、広報、そして町内の事務機器の関係、そして統計事業を行っているものであります。

今般の予算につきましては、経常経費並びに当初必要な予算について計上させていただいております。

まず、2款総務費、総務管理費の11目企画費でございますが、本年度予算額2億1,950万3,000円ということでございます。特定財源ですが、国県支出金につきましては、大矢野原演習場の事務負担金並びに土地利用規制等の対策補助金13万5,000円を入れております。

その他の705万9,000円につきましては、コミュニティーバスの使用料並びにバスセンターの使用料及び清和の家畜検査場の使用料ということで705万9,000円を組んでおります。

節の説明に移ります。

報酬につきましては、総合計画審議会14名です。それから、景観づくり審議会9名、再生可能エネルギー促進農山村活性化協議会報酬10名のうち報酬が必要な分について計上しております。

以下、2節給料から9節旅費までは、企画政策課職員10名分の経費でございます。

53ページ、需用費、それから、12節役務費につきましては、一般事務費でございます。

13節委託料につきまして、コミュニティーバスの運行委託料1億3,500万を計上させていただいております。

14節使用料及び賃借料につきましては、車両借上料とございますが、これにつきましては、九
央道の地方大会のバス借り上げということで25万9,000円を計上させていただいております。

次ページをお願いいたします。

18節につきましては、バスセンターの事務費でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会、団体等への負担金でございます。公
課費116万につきましては、コミュニティーバス35台分の重量税でございます。

続きまして、2節地域振興費です。本年度3,498万2,000円です。全て一般財源となっております。
主に、地域おこし協力隊の経費を計上させていただいております。報償費は地域おこし協力
隊の報償費2名分、講師謝金につきましては、自治振興区代表者会議の講師の謝金というこ
とでございまして、

旅費、需用費、役務費、それから、使用賃借料までにつきましては、地域おこし協力隊に係る
諸経費ということでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、主に、自治振興区の助成金が2,663万9,000円とい
うことで、28自治振興区への助成金となっております。

続きまして56ページをお願いいたします。

広報費、本年度442万7,000円です。これにつきましては、広報に係ります諸経費でござい
ますが、2番目にあります需用費につきまして、印刷製本につきましては、広報やまとの印刷代約
7,000部となっております。

13節委託料につきましては90万8,000円でございますが、テレビデータ放送、いわゆるデータポ
ンの使用料でございます。

続きまして、14節情報費でございます。本年度2億8,442万3,000円。特定財源につきましては、
光情報通信基盤整備事業ということで起債の分でございます。その他の3万2,000円につきまし
ては、携帯電話の伝送路の使用料をいただいております、その分を充ててございます。以下、残
りにつきましては一般財源でございます。

以下、9節から12節までは一般事務でございます。

済みません、11節の需用費の印刷製本につきましては、各印刷物ですね、納付書とかいろいろ
なものを毎月出しておりますが、そういったものを一括で計上しているものでございます。

13節委託料2,523万3,000円ですが、これは電算システム、要するに情報機器の委託料並びに電
算システムのサポート委託料ということでございますが、保守管理は第三者の業者へ、そして、
電算システムのサポートにつきましては、受託業者でありますRKKへの支払いというふうにな
ります。

続きまして、14節使用料及び賃借料でございますが、パソコンリース料につきましては総合行

政システム並びに戸籍、それから、帳票プリンターのリース料でございます。

4番目の総合行政システムASPサービス使用料とございますが、ASPというのはアプリケーションサービスプロバイダーというものの略でございますが、これは業務用のアプリをネットワークでつないでおるサービスの利用料でございます。

下から2番目のセキュリティクラウドサービスの利用料につきましては83万1,000円組ませていただいておりますが、これは熊本県下全部でセキュリティーをクラウドで管理するということで、山都町の割り当てが83万1,000円ということで、全町的に行っているものでございます。

続きまして58ページをお願いします。

負担金補助及び交付金につきましては、2億750万組ませていただいております。先ほど説明しました一番下に、光情報整備基盤事業につきましては2億500万を計上しております。本年度、蘇陽清和局が開通します。来月には開通しますが、残りの局についての補助金を計上しているものでございます。

続きまして61ページをお願いいたします。

21目地方創生総合戦略費でございます。報償費につきましては、地方創生の総合戦略会議の委員謝金ということで、2名の学識経験者分を計上させていただいております。旅費については事務費でございます。

次のページをお願いします。

62ページの22目山の都創造ファンド事業でございます。2,300万予算を組ませていただいております。この2,300万につきましては、昨日お認めいただきました補正予算をもって繰り越して、こちらに基金の中から2,300万を計上するものであります。

負担金補助及び交付金2,300万です。かーちゃんサミットというのを6月に予定しております。次期の補正予算で間に合いませんので、こちらに用意しているものでございます。

これにつきましては、九州各地域の女性団体の交流を行うものでありまして、本町で行っておりますローカル・アイデンティティ復興というキーワードも織りまぜながら、九州各地域の女性団体を中心とする交流会を予定しているものでございます。

それから、山の都創造支援事業補助金は、昨日、御説明申し上げましたけども、2,050万円をファンドの事業として予定しているものでございます。

続きまして、飛びますけれども、71ページをお願いいたします。

5項統計調査費でございます。統計調査につきましては35万円を計上しております。特定財源につきましては、町民手帳の売り上げ代ということで27万5,000円を計上させていただいております。

11節需用費につきましては書籍購入費、統計年鑑等の購入費でございます。30万です。

負担金補助及び交付金につきましては、右のとおりでございますけども、市町村民経済計算受託金というのは、生産所得とか再配分所得、それから町民所得ですね、そういった計算を委託するものでございます。

続きまして、2目の統計調査費でございます。56万円です。

国県支出金で54万4,000円を充てておりますが、これは統計調査県委託金を54万4,000円充てているものでございます。

右側に報酬ございますが、調査員報酬として上げておりますが、本年は工業統計調査、学校統計調査、それから就業統計調査を予定しているところでございます。

以下の節につきましては事務費でございます。

72ページについても同様でございます。

以上、企画政策課分について説明を申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 次の目について説明を求めます。

清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） おはようございます。お手元の資料の58ページをごらんいただきたいと思ひます。

2款総務費1項総務管理費15目の小水力発電施設事業費でございます。清和支所で管理しております清和水利発電所につきましては、平成17年4月に運転を開始し、平成29年度で13年目を迎えております。本年度の予算額615万6,000円を計上させていただいております。昨年度よりも230万9,000円の増でございます。

財源内訳としまして615万6,000円を上げておりますが、ちょっと前後しますが、34ページをごらんいただきたいと思ひます。

34ページの説明書きの中ごろに、清和水利発電所売電収入2,800万円ということで計上させていただいております。これは固定価格買い取り制度といたしまして、1キロワットアワー32.59円で買い取らせていただいております。年間発電見込みを86万キロワットアワーを見込んで、2,800万ほどを計上しておるところでございます。

それで58ページに戻りまして、支出のほうでございます。

11節需用費でございます。129万6,000円、消耗品、電気料等を計上しております。修繕料としまして、九州電力保安協会により管理委託しておる中で、高圧気中開閉器の取りかえを100万6,000円を計上しております。

12節役務費2万3,000円、電話料でございます。

13節の委託料です。316万2,000円を計上しております。九州電気保安協会との電気工作物の保安管理委託料を48万9,000円、それから、取水口の導入業務の管理として、年5回の堆積土砂の除去を委託しております、計上しております。それから、施設管理の委託料としまして、周辺の草刈り等を63万円計上しております。それから、建屋内の発電機のメンテナンス委託料といたしまして167万1,000円、年次点検と月例点検を予定しているところでございます。

それから、59ページをごらんいただきたいと思ひます。

14節使用料及び賃借料でございます。24万5,000円。これにつきましては、熊本県水利使用規程により県に支払う金額でございます。

18節備品購入費でございます。113万円。これまで軽トラックを使用しておりましたが、平成8年式の軽トラックで20年ほどたっておりますので、新しく諸経費を含めて軽トラック1台を購

入する予算でございます。

22節補償補填及び賠償金でございます。30万円。これは毎年書いておりますが、緑川漁協、県の補償金ですね。緑川漁協協同組合との協定書に基づき支払う金額でございます。この事業の中では稚魚の放流とかも、大矢川、緑川にヤマメの放流計画もされているところでもございます。

以上、10項目、小水力施設事業費の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、山本祐一君。

○地籍調査課長（山本祐一君） おはようございます。それでは、引き続き地籍調査課より説明を申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査事業は、現在、平成22年度から31年度までの10カ年を第6次計画として実施中でございます。今年度、平成28年度計画分を含めました町の進捗率でございますけれども、矢部地区が19%、清和地区が63%、蘇陽地区が89%、町全体で48.5%となります。

途中、土地所有者に立ち会っていただく一筆地調査、E工程と申しますけれども、29年度の計画の地区が、矢部地区が城平地区、清和地区が郷野原地区、蘇陽地区が大見口、上差尾地区でございます。これらを含めました地区の調査測量を行うための予算を計上しております。

59ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費16目地籍調査費、本年度予算額3億3,902万3,000円。対前年比が1,748万1,000円の増となります。

財源内訳ですけれども、特定財源、国県支出金2億1,465万円。これは補助対象となる総事業費は2億8,620万円でございます。国庫補助率は50%で1億4,310万円です。県補助金が25%に当たります7,155万円となっております。

1節報酬748万5,000円ですけれども、E工程、一筆調査地の各字2名の推進委員さんの報酬です。

2、3、4節は一般職員8名の給料と手当等でございます。

60ページをごらんください。

9節旅費、85万円。費用弁償78万円は、各調査区の推進委員に対する現地立会時の費用弁償でございます。

11、12節は説明のとおりでございます。

61ページ、委託料。これが大きな予算となりますけれども、13節委託料2億7,460万円。これは一筆調査と測量をそれぞれ委託する予算でございます。約65%が測量、残りの35%が一筆地調査のための予算でございます。現在、測量業者が2社、一筆調査の委託も2社となっております。

14、19節は説明のとおりでございます。

22節の立木補償費ですけれども、これは測量用の三角点、支障木があった場合の補償費となります。

27節公課費については説明のとおりです。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） おはようございます。税務住民課関係につきまして御説明をいたします。

ページは62ページのほうをおあげください。

2款2項1目税務総務費になります。予算総額は9,913万6,000円、対前年比426万5,000円の減になります。財源のほうはその他としまして、町税手数料70万円、延滞金20万円。そのほかに、雇用創出の基金繰り入れとして192万6,000円がその他のほうに充てております。

1節報酬につきましては、そこにあります固定資産評価審査委員報酬、また、固定資産の情報入力嘱託職員報酬、あと、税務のほうに徴収の指導員として税理士の方を雇用しております。その方の報酬になります。

あと、2節、3節、4節は職員の人件費。給料につきましては13名分となっております。

賃金につきましては、事務補助。9節、11節はそこに書いてあるとおりでございます。

19節は県の租税教育、また、軽自動車協会、資産評価システムセンター等の負担金になっております。

ページあけていきまして、64ページをお願いいたします。

64ページのほうに書いてありますところは、今の負担金の続き等になっております。

続きまして、2目の賦課徴収費になります。予算額が2,455万8,000円、対前年比72万5,000円の増になります。財源としましては、特定財源のほうは、国県支出金のほうが徴税費の県の委託金になります。その他ほうは滞納処分費として1万円を上げております。

旅費、需用費はそちらに書いてあるとおりでございます。

12節のほうで536万3,000円。これは納付書等の発送、もしくは滞納等があった場合の、また、納付書等がずっとかなり額が上がっていくことになります。年間に、大体6月から10期に分けて納付書のほうを発送するわけですが、納期日が過ぎた部分につきましては速やかに督促のほうを発送していくということで、これだけ役務費のほうが上がっているということになります。

13節委託料につきましては、土地評価関連業務委託料ということで1,139万4,000円。これは債務負担行為のほうでお認めをいただいております部分になります。そのほか公図の訂正、地籍調査等が行われて公図が訂正される際に、熊本授産場等のほうに公図の訂正のほうを委託をしているところになります。次は給与支払報告書、給報といいますが、これの入力の委託という形になります。

14節は使用料、19節は負担金補助及び交付金という形になります。

23節のほうの償還金利子及び割引料につきましては、過誤納があった場合、決算が済んだ後の払戻金等に200万計上させていただいております。

続きまして、66ページのほうをお願いいたします。

2款3項1目の戸籍住民登録費になります。予算額が6,304万1,000円になります。対前年比48万7,000円の増になります。特定財源は国の支出金としまして、個人番号カード、マイナンバー

カードの交付事務委託料が155万7,000円。あとは中期滞在の居住地の事務の委託料、また、人口動態調査の事務委託料、あとは権限移譲等の県の委託金等で、国県の委託金になります。

その他としましては、995万円の窓口の手数料ですね。住民票とか戸籍等を出した際の手数料が995万円上げているところです。あとは弁償金7,000円、それと紙代ですね、用紙代として46万2,000円を上げているところであります。

節のほうに入ります。2節給料、3節、4節までですが、給料のほうにつきましては、一般職給料等で8名分の給料になります。

7節につきましては、事務補助嘱託職員賃金。産休補助という形で事務補助を雇用している部分になります。

9節は普通旅費、特別旅費等です。

11節のほうでは消耗品として、紙代等を上げているところであります。

12節役務費のほうは、またこれも郵便料と、あとは交付事務の手数料等ですね、管外へ行く場合の、そういった場合の手数料等を上げている分であります。

13節の委託料につきましては、住基ネット保守、また、戸籍電算機器、ファックス、戸籍総合システム、IC旅券等の窓口端末機器等があります。それぞれの保守料になります。

14節につきましては、ファックスのリース料、または住基ネットのウイルス対策ソフト。厳正な処理が求められておりますので、そのソフトの使用料等を上げていることになります。

18節で備品購入費ですが、旅券用の端末機器の備品購入ということで、これが10年をめぐりに保守の期限が切れるということで、新たに買いかえる必要がございます。ということで50万円を上げているところです。パスポートを作成する際の機械という形になります。

19節につきましては、研修会の負担金、熊本地区事務協議会負担金。

ページあけていただきまして68ページ、県の戸籍事務協議会、それと通知カード・個人番号カードの事務費交付金ということでございます。

少し今度は歳入のほうを御説明したいと思います。9ページのほうをお願いいたします。

町税につきましては、本年度の町税を3億4,639万4,000円ということで、対前年比1,725万4,000円の減というふうにしております。滞納繰り越し分も含むところではありますが、御存じのとおり、昨年の災害から、28年度における事業収入ですとか給与収入とか、そういうものがいかほどになるのかということがなかなか予測がつきづらいところではありますけれども、この予算を立てる段階におきましては、対前年比90%ぐらいというところで町税を上げています。

ただ、昨日、確定申告並びに住民税、国民健康保険税の申告が終わったところでありますが、その状況からすれば、そこまでは落ち込まないのではないだろうかという状況にもあるかと思えます。その部分について、それを大分上回るというようなことがあれば、その後、補正等になるのかなと思います。

続いて2項の固定資産税につきましては、そこに5億5,030万5,000円ということ上げておりますが、対前年比2,085万の増ではあります。これは大きくは償却資産等のものが含まれているところであります。

ページをあけていただきまして、10ページのほうが軽自動車税。軽自動車のほうは年々、少しずつふえてきているような状況でございます。

あと、4項のたばこ税は、これは毎年毎年、だんだん少なくなっている状況でございます。

最後、5項のほうの入湯税ですが、これは国民宿舎の利用客ということで14万4,000円の減ということで立てているところでございます。

以上、税務住民課関係について御説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

監査委員事務局、緒方功君。

○監査委員事務局（緒方 功君） それでは、72ページをお開き願います。

6項1目監査委員費です。平成29年度は987万8,000円を計上しております。全て経常的経費でございます。平成29年度においては、延べ56日間の監査を計画しております。

1節から4節までは監査委員及び職員1名の人件費でございます。9節の旅費は監査委員の費用弁償が主なものでございます。11節需用費及び19節負担金補助及び交付につきましては、支出見込額が前年度と同様でありますので、そのように計上しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 以上で2款総務費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 4点ほど聞いておきます。

非常に膨大な中身ですけれども、まず、57ページ。

私たち年寄りが最も苦手とする情報通信関係。こここのところに、我が町の行政の情報がすっぽり入ってしまう。14目14節にですね。もう少し詳しく教えてください。あなたが小走りです説明したのは、我々IT難民にとっては非常に理解しづらいですね。ということは町民の皆さんにはもっとわかりづらいわけですから、ここで57ページの14目の14節、行政システムASPサービスというのが、もう少し具体的にどういうことなのか、実際の行政事務の中でどういうことをやっているのかと。

それから、セキュリティクラウドサービスというのも、これはさっき個人情報って言ったかな、行政情報かな。クラウドシステムの中だと、これはつながっておるということだろうかと思ひながら聞いたんですが、もう少し具体的にどういうことをやっているかということですね。言葉だけでは、さっき言ったように我々IT難民にはわかりづらいところがありますので、よろしくをお願いします。

2番目に、清和支所ですね。15目のところの水力発電の今後の見通しを簡単に聞いておきます。これは売電価格が、福島発電の原発の爆発で、慌てて自然エネルギーという論議が出てきて、そして売電価格が一時期3倍になった。今もう、これは30円前後になっていますかね。そういうことで大分助かっているようにありますが、今後の見通しを聞かせてください。

それから地籍のほうですね。60ページ。今、話を聞きながら、蘇陽はもう八十何%いってると。

89パーセントか。もうちょっとだな。それから清和も60%強。問題は矢部地区がまだ19%。これが終わるまでは関係者は生きている方はほとんどおらんでしょう。ということは、その時点で、昔と違って、自分の私有財産について、もう跡取りがあんまり明確に知らない。山に入ったり、田んぼに出ていったりなんていう、そういうライフスタイルじゃないんですね。だから、非常に私はこれを危惧しています。将来どうなるのかなど。私なんか財産持ってませんからあんまり心配要りませんけど。ただ、そのためには、やっぱり今の時点で予防的にある程度の境ふみあたりは自分たちでやっとなってくれという、そういう指導をしていくべきじゃないかなど。特に矢部はまだ20%ですよ。それはどう考えているか聞いておきます。

それから最後に、税務課のところですが、今、固定資産が約5億ぐらいの固定資産税ですね。ということは、住民税が約5億、合わせて10億5,000万ぐらいかな、我が町の税収は。この5億というのは、非常に、だから半分持っていますから大きいです。この場合、固定資産評価委員という評価業者というのがどうも固定している。固定資産だから固定しているんじゃない。業者が固定しているという傾向があるんですが、実態はどうですか。ここには競争原理が働くべきじゃないかなという思いをしておりますけれども、この辺が実際はどうなっているか聞かせてください。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、御質問がありました57ページの情報費の14節使用料及び賃借料の中で、まず、総合行政システムのASPとは何たるものかという御質問について、まず御説明したいと思います。

実は、かなり複雑な業務を計算してくるものになっておりますが、大まかに言いますと、今、各私たちの机の前にあります業務用の端末、住基もありますし、先ほどの税もありますし、福祉系から全ての業務を総合行政システムといいます。そういうものをやっておりますが、そのシステムを運用管理しているのが一つの社があるわけですが、具体的に申しますと、熊本市にある大手の会社ですが、そのソフトをネットで、ネットというか専用線なんですけども、管理する部分があります。ですから、そのソフトをお借りしているわけですね。

いろいろな業務をやるものについては、毎年改正もあります、税改正があつたり。そういうものは全て、そういうソフトを借りているといいますか、利用させてもらっているということでありまして、その中身につきましては回線でつながっていると、専用線で。そのアプリケーションっていいんですけども、そういうソフトを使うのにつきましては委託料と。かなり高額であります。町の事務の電算化されている分については、ほとんどこれが基本になっていると申して結構かと思えます。非常に説明がちょっと曖昧かもしれませんが、そういったものを行うための費用ということでもあります。

それから、セキュリティクラウドサービスの利用料が83万1,000円ありますが、これにつきましては、これは県の企画振興部の中に情報企画課というのがございまして、ここが音頭をとって、実は国のほうから、このセキュリティーについては3層といいますか、3段階のセキュリティー

をきちんとやりなさいということで、厳しく今、セキュリティ問題については規制といいますか、対応するようというところで求められております。それで、県の情報企画課が音頭をとりまして、県内45市町村全てで2億8,600万程度の予算を組んで、この中でそれぞれの自治体に応じて割り振りをしてあります。

例えばメールとか、それからインターネットの利用分とか、メールのやりとりする分とか、そういうものに分けて、山都町の負担額といいますか、実際この中では使用料で払いますが、負担金として83万1,000円を割り振ってあるということです。県下これは統一してやろうということとであります。

内容につきましては、最初申しましたとおり、国のほうからそういう対応しなさいということで通知があったものに対して、29年度にそういうセキュリティをしなきゃならないということで、県のほうから2分の1の補助ということとあります。国から全市町村の参加を求めるということで、これにつきましては熊本県の市町村電子自治体共同運営協議会というのがありますが、その中で検討を進められてきた分でございます。

○議長（中村一喜男君） 清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） 12番議員の2番目の質問で、清和水力発電の見通しについてお答えしたいと思います。

総工事費2億8,500万ほどで建設しました水力発電については、まず歳入のほうですけども、先ほど説明しました2,800万ということで計上しておりますが、これは平成24年10月1日から平成37年の6月30日の間、約13年間、固定価格買い取り制度ということで、当時10円だった価格が3倍ほど上がりまして32.59円で買い取るということでございます。年間86万キロワットアワーを計上して、ことしも大体2,800万ほどを計上するところでございます。

そこで、見通しなんですけども、一応2億8,500万ほどの建設費の中で、今まだ累計では赤字でございます。それを方向転換するのが黒字転換といいます。プラスになる時期が平成33年になります。ですから、来年度からまだ5年後ですかね、でやっと黒字転換になるというところでございますが、平成27年度に機械を分解してする検査が1,500万ほどかかっておりますので、また10年後にはまたそういう1,500万かかるということでございます。この予定が平成36年度に分解して審査することで計画しているところでございますが、平成37年度の6月には、もうそのフィット価格というのが、買い取り価格制度が終わりますので、その後どういう価格になるかは九州電力のほうで決まるものですから、その辺は何とも言えないところでございます。

取水口を見ますと、豪雨災害とか、ああいう形での取水口にいっぱい泥がたまりますもんですから、かなりの管理費がですね、管理費としてはそんなに要らないんですけども、危険性があるということで職員も十分気をつけながら管理をしているところでもございます。

とにかく、まだ今のところは赤字というところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 地籍調査課長、山本祐一君。

○地籍調査課長（山本祐一君） お答えいたします。昭和26年から国土調査法ということで全

国で始まりました。蘇陽地区が平成元年から始まりました。清和地区が平成9年から、矢部が15年からということで、進捗率がですね。その上に矢部地区が非常に広い面積がありますので、そういうことでございます。危惧されたように、土地所有者が高齢化されていると。これは全地区同様でございます。

私は二十何年前に、実際、一筆調査を担当したことがございますけれども、随分そのように時代が流れまして、詳しい方がだんだん少なくなっている。詳しい方がもう高齢化されて、現地にはなかなか赴けないという事情がございます。ですが、やはり登記簿備えつけの、あくまでも備えつけの登記簿の所有者に立ち会いを願いまして、それからの字図ですね、昔の字限図、これをもとに今、立ち会いを行っております。今現在、できることを皆さん方、土地所有者の方が、例えばはっきりとした境界には、プラスチックぐいの永久ぐいをはっきりしたところに打っていただいても結構です。それが目印となります。

そのようなところで、蘇陽があと二、三年で終わるという見込みでございますので、今現在、矢部、清和、蘇陽、2班ずつの6班体制で行っておりますけれども、蘇陽地区が完了すればその分のが矢部のほうに入るということで、なるべく早く終わっていかねばなりません、予算にも計上していますように各字2名の推進委員さんということで、この推進さんの決め方は、その小字にやはり一番土地の筆を持っておられる方、多数ですね、その方が一番自分の土地がおわかりですので、その字ごとに2名の推進委員さんがおられます。現在も町外に居住されている方が、帰ってもわからないからということで電話で問い合わせをいただいて、ではその推進委員さんに任せていただけますかということで、そういう場合は委任状をもらって委任をさせていただいております。

そういうことで、これは誰かが決めていかなければなりません。あくまでも法務局備えつけの字限図に基づいて、どうしてもやっぴいかなければならないということで、ぜひとも、業者さんは非常に頑張っておられますので、梅雨場の雨に打たれながらから11月の下旬まで、非常に頑張らせていただいております。

そういったことで、どうしてもやっぴい今現在、土地所有者の方々ができる限りそういった境木とかを大事にさせていただいたり、プラスチックぐいを打っていただいたりということは今すぐ土地所有者の方もできるかと思っておりますので、その辺の御協力をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） お答えいたします。税は、当然ながら公平に公正にきちんと課すべきものであります。そういう意味で、固定資産税につきましても、その評価というのはとても大切なことだろうと思っております。年間5億7,000万ぐらいの固定資産税があります。広い山都町ですから、いろいろなものがございます。

その中で平成30年が評価がえの年になります。毎年3年おきに評価がえを行っているわけですが、30年の評価がえに向けて今してるところです。本町では九州不動産鑑定所というところに依頼をしておりますが、県内の中には、そこを含めて10ぐらいの業者で今やっておられるようです。

そのうちで、山都町が依頼しているところが、半分以上28の自治体で依頼をされているところ

であります。それまでに結構長い期間依頼しているのです、その間に蓄積された情報等があるので、そちらのほうが有利になるだろうというところであるわけですが、監査の際にも指摘もいただいております。ほかにも県外の業者等もあるのではないかとというようなこともあります。県内を調べた結果がそういう状況でもありますが、これから30年まではそうなりますが、それ以降につきましては、やはり考えていかなければならない部分だろうと思います。

ただ、郡内の山都町を含めた5町は、全て九州不動産鑑定所というところに依頼をしてあるところでもあります。そういうことになりますのでよろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 本田課長、漠然とわかってきましたけど、このセキュリティーの問題だけれども、クラウドシステムで83万1,000円上っております。上の総合システムのほうではセキュリティーはかかっていないんですかね。こっちのほうでは。これも含めてセキュリティーをかけるのかな。とにかく3段階で3重に縛りをつけるということですから、非常に私は安心もできますけれども、そこのところはどうでしょうか。総合行政システムのほうではセキュリティーはないのか。それぞれのシステムごとにセキュリティーは私はあるだろうというふうに理解しておるんですが。いいです、一緒に。私は幾つも、何回も質問しませんので、皆さん同時に答弁してください。

水力発電についてはわかりました。これ、私が厳しく指摘をしてきましたのは、以前は、何の支障もなく完全に運転ができたときに800万か900万ぐらいしか上がらないんですね、売電価格、あの当時はですね。それに3億近くつぎ込んでおると。災害のたびに土砂さらいをしたり、あるいは水門の掃除をしたりと大変な状況でした。

ところが実際は50%ぐらいしか運転できていなかった。これはごみがかかって、いわゆるごみを除却する施設も何もなかった。だから、やっぱり自治体がやる場合は、思いつきでやったらいかんという意味で私は厳しく。自然エネルギーを活用するというのはとてもいいことです。しかし、あのときの考えはそうじゃなかった。パフォーマンスでつくったわけですから。そこが全然姿勢が、方向が違っておったわけですね。わかりました。損益分岐点が平成33年ごろで大体ゼロになるということですね。上がってもですね。わかりました。

それでは、地籍については、私どもは今おっしゃったようなことを指導してもらって、生きている人間が確認できるようなことが一番いいんじゃないかなと。あくまでも字図が基本になります。日本の民法ができた明治の、恐らく20年代ですよ。そのときつくったやつがずっと生きているということだから、現状と図面がかなり違う。そういうわけで地籍できちんと確認しようということになっていますので、やっぱり現場を知っている人間が生きているうちに何とか終わりたいなと思いました。

土地評価については、やっぱりここに競争原理を働かせるのがいいのか悪いのかということもひとつあります。長くやってきた人がこの土地の事情をよく知っている、ノウハウもあると。だから、その兼ね合いですけども、基本的に私は競争原理が働くようにやったほうがいいんじゃないかなと思っております。

以上です。答弁は、企画課をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。全ての行政機器、ネット関係につきましてセキュリティが非常に厳しくなっております。今、私のほうでは、先ほど予算の中では総合行政システムのことは言いましたけども、御存じのとおりマイナンバー関係、全く独立して、今度もさらにセキュリティを強化するということになっております。

また、今回、この関連では、USBといいましてデータをとるやつがある。よく紛失とかいうことで新聞、テレビであります。ああいうのが接続を不可にしたり、それから、ネットに直接つなぐことができなく今度なります。仮想上を見ることはできますが、直接つなぐことはしないというようなシステムがあります。

そういった部分で、かなりの強化をなさいということ在全国規模でやりましょう、そして、サーバーの共同管理をすることによってコストを下げましょう、それから、インシデントログという事故ですね、事故ログをきちんと見て対応をすぐに早急な対応しましょうという対応をとるものです。

そういった意味では、かなりちょっと事務的にはやりにくくなりますが、かなりの強化を今度求められているということを申し添えたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 53ページのコミュニティーバスの1億3,500万についてちょっとお尋ねしたいと思います。

今、山都町の状況を見ても人口も減ってきましたし、先ほど35台が動いているというような話もありました。この中で、今、実際、1台当たりが年間385万というふうになりますけれども、この値段について、今後、本当に町民のための福祉、あるいは交通手段として、この金額は適正なのか。1路線あたりの利用者はどのくらい把握されているのか。1路線当たりの個人…、もし出した場合、タクシーに変えたほうがいいんじゃないかということも考えております。

そういうところを踏まえながら、審議会もあると思います。そういう中で1路線当たりの経費、あるいはバスの管理費あたりを考えていく中で、今後、これが本当に見直しの必要がないのかということ、私も十分いろいろな会社のほうと話しておりますけれども、会社の方そのものが、もう見直すべきじゃないかという話も出ております。そういう中で、やっぱりこれはもう、いろいろな会社の方が入ってやりますんで、経費がどのように使われているのかということも聞きましたし、ちょっとそれはおかしいんじゃないかということもありました。ここではなかなかそれは言われませんが、そこのあたりの内容的なことを明確に、この議会の席で決算あたりも出していただきながら、どのような経費が使われているのか。

あるいは、今後、福祉バスの運行と同時に考えながら、町民福祉のためにどれが一番適切な運行方法なのかということを考えているのか。あるいは今後の方向性について、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。コミュニティーバスにつきましては、今、35台全路線について運行しておりますが、御存じのとおり、スクールバスの運行の空き時間を利用でございますので、台数を減らすことは基本的にはやっぱりなかなか難しゅうございます。それぞれの地域に子供たちがいる。これはまず、朝からスクールバスとして活用されるわけですね。ですから、これを減らすということはスクールバスを出せないという状況になります。

この路線の見直しにつきましては常に行っておりますし、乗客が少ない路線につきましては廃止というのはそれぞれ行っておりますし、どうしても必要な部分については延長という形、それから、地域の要望で、こちらの路線を走らせてくれという分があれば、それはダイヤ、ルートを考えながら、毎日毎日そういう対応をしているというのが実際のところであります。

じゃあ、見直しにつきましてはですが、これはどうしても必要であります。人口これだけ減ってきて、ただ、高齢化率は高まっているわけですから、交通弱者の方をどうするかというのは、どうしても要るわけですから、この辺にコミュニティーバスを利用していただけるのであればそれは残していくべきだと思います。

ただ、じゃあ、あのスクールバスの大きさに一人、二人乗ってどうするかという議論だと思いますので、ここは代替措置としてほかの方法はないかということだと思います。タクシーを含めてですね。ですから、この辺については検討すべきだと思います。

本年度から新しい、事業者の更新といいますかね、なりましたので、ここ29年度、30年度が若干余裕がありますので、今、2次までの公共交通計画をつくっておりますので、第3次ということでその辺の計画をしていきたいと。次期の更新時期にあわせて、そういうデマンドなり、デマンドバスなりデマンドタクシーなり、地域の方々が自主的に運行する方法なり、こういうところができないかというのをひとつ考えていかなきゃならないと。

それからもう一つは、どうしても人が少ない、または交通空白地域で需要が数人だけでもあるところがございますから、その対応については、全くこのコミュニティーバス制度とは別立てで考えていく必要があるんじゃないかということは、今、課内では話しているところであります。

ちなみに、ちょっとこれ、学校関係でありますけども、今、タクシーで子供たちを災害の関係で送り迎えしています。月30万ほどやっぱりタクシー代がかかってしまうという現状がありますので、その地域だけで30万かかってしまいますから、その辺のところもしっかりと検討事項にしながら、次の計画を策定させていただくということで対応していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長から聞いていて大体わかったわけですけど、私も、福祉関係の福祉バスとか、学校関係とも十分協議していきながら、地域との連携、区長さんあたりも話していきながら、地域の中でいろいろな話は聞くわけですね。もう無駄じゃないかとかいう話を聞きますので、そういう風評被害がないような対応をきちんとしていかなければならないと考えております。

今、課長が言いましたように、課内の内部の中で十分協議されて、実情をやっぱりこの議会の

中でも報告していただくとか、こういう状況であるのでこうしたいとかいう明確な状況を言ってもらおうと、私たちもこういう状況で今後やっていきますよというお話ができますんで。決まりましたからこうしますというのじゃなくて、やっぱり交通弱者の方もいらっしゃいます。それは当然考えなければいけないと思います。そこがタクシーがいいのか、空バスを走らせるのがいいのかというのは、十分、内部だけじゃなくて皆さんで検討されて、この中でコミュニティーバス1億3,500万ですので、かなり大きい一般財源ですので、そこ辺のところもぜひ状況話をされて、こういう状況で利用されているという状況もぜひ報告していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 重要な施策であるという認識はしておりますので、しっかりと協議してまいりたいと思います。

それから、財源の問題ですけれども、スクールバスをうちの町はということでございますので、想定以上の、要するに予算額以上の交付税措置にはなっておりますので、全て一般財源ということでございませぬので、ちょっと申し添えさせていただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 8番、工藤です。済みませぬ、43ページをお願いします。

ここに、これは初めて聞くとお思ひますけど、社会福祉協議会職員派遣負担金というのが1,100万上がっております。これについては、先ほど総務課長からの説明から聞きますと、御所のへき地保育所が閉園になったということで、その職員を子育て支援センターで雇用するというための社協への派遣の負担金だというふうに説明があったとお思ひます。

このへき地保育所が閉園になってこれまで社会福祉協議会に委託がしてあったということで、閉園になれば、その身分というのは、結局いわばそこで雇用されとった二人の人は社協に戻るわけですね、身分はですね。ですから、行政としては、やっぱり必要であれば当然雇わにゃならん。この子育て支援で必要であれば雇わにゃならんから、それはこの総務の予算じゃなくて、後で出てくる民生費の中で私は雇用すべきだと思うわけですね。

ここでなぜこの派遣の負担金が1,400万。私から言えば、その人を、また身分を保障してやると、雇用したというふうにしかな、どうしても見えないわけですね。そういうことで総務課長、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。先ほど申し上げましたように、へき地保育所、今、小峰と御所、二つございませぬけども、御所が閉園ということになりました。従前、これまで、へき地保育所委託料ということで、おっしゃいましたように民生費のほうで委託料を歳出して計上しておったということでございませぬ。今回は小峰保育所のみをへき地保育所委託料ということで民生費のほうに残しました。で、2名分、1名が子育て支援センター、もう1名は町の保育園のほうに振りかえて充当するという考えをしております。

社会福祉協議会の職員派遣負担金という名称を初めてもちろん出したわけですがけれども、こちらにも計上に当たっては、おっしゃいますように、それぞれ歳出目的に応じたところで組むということも一つ、当然もうそれは考えの中ではあるところでございますけれども、職員派遣というカテゴリーといいますか、上にあります熊本県職員派遣負担金ですか災害関連職員負担金ということで、これもそれぞれの課に分散をしております。災害派遣でしたらば農林、それから、建設課だったり、そして熊本県職員派遣でしたら、今現在、健康福祉課ということで。そういった職員派遣負担金というくくりの中で、今回、これは一つの節で計上したほうがいいんじゃないかということ、今回ここに集めさせていただいたというような目的でございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 総務課長の説明でわかりましたけれども、一つは考え方なんですよね。考え方についてちょっと町長にも伺いたいと思います。

これまで役場の職員は60歳で定年でした。ですから、60過ぎれば、もうみんなが定年してやめていったわけですがけれども、今は、それからさらにやる気のある人は1年も2年も雇わにゃならんという制度になつとるらしいですね。それは町長権限で雇うか雇わんかのことだと思いますけれども。

それと、それにこうして、いわゆる閉園になってその職員の身分がもう社協に返ったと。そういう人をまたやっぱり身分保障として雇わにゃならんとなると、社協にはこれまでほかにたくさん仕事を委託しております。ですから、その委託をやめたときには、その職員をまた町が保障してやらにゃならんということで、どんどん丸抱えになってしまうという私は懸念がするわけですね。

ですから、そこをよよく考えていただいて、やっぱり切るべきところは切って、必要なところには予算を上げて雇用するというやり方をしていかなと、人をそのまま丸抱えして、あっちにやったりこっちにやったりしてしまうというようなことになりますので、その点についてはまた内部のほうで、総務課長を含めて十分検討していただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。今回の職員派遣負担金といいますのは、おっしゃるような身分保障という、職員の人件費分を補償しようというものではございません。

そもそも、今回、後で、3款で出てまいりますけれども、子育て支援センター自体に運営管理に必要な人員を今回計上いたします。そのうちに充当する人間が、これまで子育て支援センターにかかわってきた保育士あたりを充当したほうが、ここは管理運営上、非常に効率的じゃないかということで、そうした観点で、そこは絶対雇わなければいけないんですけども、そこにこれまで経験のある方の社協職員を充当したという考え方になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 私、至極簡単な質問です。

まず、41ページの本庁宿直の費用が出ております。宿直される方ですね。この宿直者が何名いらして、どういう時間帯で入られているのかということをお教えください。

またほかのページにあるのでしょうか。ちょっとわからないんですが、清和と蘇陽についての宿直分ってというのがどこに計上されているのかを一応、教えておいてください。

それから52ページ、再生可能、ちょっと難しい名前でしたね、再生可能エネルギー促進農山村活性化協議会委員報酬ということですね。この報酬は別に構わないんですけども、これがどういうふうな取り組みをされているところかということをお聞きしたいと思います。

今まさに、世の中、本当、再生可能エネルギーの可能性を求めて各自治体動いてらっしゃるし、うちだと、お隣、宮崎県になりますが、五ヶ瀬が水力、そして、風力とやってらっしゃいますので、そこら辺の同じ地域の抱える環境、そして、問題として連携した取り組みが必要ではないかと思っていますので、この協議会が一体どういうところで、場所ですね、連携の会議が行われているかということをお聞かせいただきます。

それと62ページのかーちゃんサミットです。これは昨年、地震で本町での開催ができなくなったということで、たしか鹿児島か何かで、どこでしたっけ、やられたかと思うんですが、そのことをことしまたうちでやるということの予算でしょうか。そしてその時期はいつごろかもうお決まりでしたら、教えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えします。宿直の委託料の件でございます。ここに上げております本庁宿直業務委託料というのは、積算的には2名分の方を計上しております。

ただ、実際は3名の方を、常時2名体制で宿直するような形としておりますので、積算上は2名で計算をしているということでございます。人員は、3名の方を雇ってそれぞれ交代で勤務いただいているということでございます。

（「時間帯については」と呼ぶ者あり）

時間帯は、5時15分から朝の8時半までということになります。

○議長（中村一喜男君） 課長、清和・蘇陽の。

○総務課長（坂口広範君） もちろん、清和と蘇陽支所にも当直ということで、雇い上げをしております。

済みません、ちょっと金額的に確認させてください。この本庁宿直業務委託料は本庁分の宿直料のみでございますので、支所の分につきましては、項目として、ちょっと私も、済みません。これ、判明次第またお答えします。

○議長（中村一喜男君） 支所長、答えるかい。いいですか、支所長。

（自席より発言する者あり）

企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） お答えいたします。まず、52ページの再生可能エネルギー促進農山村活性化協議会ということとエネルギーの関係だと思っておりますが、実は農地につきまして、ここの農地を再生エネルギーで活用する場合、国のほうから……。農地利用が再生可能エネルギー

一に利用できるようになりました。そのために、それを行うには、農地を活用するわけですので、基本的に農地は保全すべき。特に、第1種農地なんかは利用できなかったんですけども、これが利用できるようになったことによって、町がそういう農山村活性化協議会ということで、再生可能エネルギーを設置する場所の協議を行う協議会をつくって、その計画を認定しなければそこに設置することができないということで、今、基本計画を本年度、28年度にその協議会をつくって承認まで至りました。

今後、じゃあどういふ計画をやるのかということで、実施計画を業者側が今度は策定してきますけれども、それについての協議を行うものでございます。

現実には、今回、来ております高森境の上在牧野組合のところでそういう計画が上がっておりますので、今回行っておりますのはその地域限定です。山都町全体をそうやるのではなくて、その場所の特定の場所についてどうするかという協議会をつくって、是か非か、可能かということの審議を行っております。

今後、いろいろなことに、上在で風力発電が実際計画されているんですが、その計画を今後、業者側の提案を承認していくということで、学識経験者の先生方に二人、それから、もう一人学識経験者に地域の区長さん、長谷地区の区長さん方に来ていただいて、委員さんとしていろいろ御審議をいただいているということでございます。

今後、ほかの地域で出てきたときは、その地域ごとに審議したいと。といいますのは、非常に農地というのは、山都町の場合は特に慎重に扱わなきゃならない部分がございますので、これは地域ごとに、その場所ごとにこの計画は関連させていきたいと思っております。

それから、次に、かーちゃんサミットの時期でございますが、6月の24、25に予定を今しているところでございます。今まで熊本市、それから福岡の赤村、それから、昨年は山都で予定しておりましたが、鹿児島の大崎町というところでございまして、1年おくれでございますが、うちでじゃあ引き受けようということで、ことし予定をしてきたところでございます。

九州各地の、先ほど申しましたけども、女性グループ、特に農漁村の女性たちの加工グループとか、それからいろいろな地域活動されている方々が一堂に会されます。もちろん女性だけの参加じゃなくて、男性陣、それから若い人たちの参加も促して行って、ぜひ実のあるものにしていただけたらと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほど吉川議員の質問の後段の部分でございます。

47ページに、庁舎管理費の中で13節委託料、庁舎施設管理委託料というものを832万5,000円組んでおります。47ページの13節でございます。こちらにそれぞれ支所各1名ずつ計上いたしております。時間帯等は一緒でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 質問じゃあございません。要望でございます。

先ほど8番議員の質問に関連をしますが、今度、保育園が統合します。今まで保育園で働いておられた方の配置も変わってきますし、臨時嘱託の方たちも今後どうなっていくかと心配しております。この件と社協職員の派遣との整合性について明確にしてほしいと思います。要望です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 幾つかお尋ねします。

1番に、区長ですね、区長会というのがあります。それから、自治振興区というのがございます。自治振興区をつくる時、そのとき区長会をなくして自治振興区に移転するということができたが、自治振興区ができて相当年数がたちますが、考え方、どういう考え方ですか。それが一つです。答弁次第でまたします。

それから、山の都、62ページ。2,000万ですね。ああ、200万か。ならよかです、それは。金額がいっぱいだったって。2,000万で思ったから、何に使うかなって思って。

（「2,000万」と呼ぶ者あり）

ああ、2,000万、はいはい。その金額が多いからどういう使い方をされるかということですね。

それから、さっきからありましたが、ウイルス。情報の流出はないのかということ。けさ、テレビであっておりました。どこかの校長先生が涙を流しながら謝罪をされていたというか、情報の流出についてあっておりました。たまたま用意する前に見ておりましたので見たんですが、そういうふうなことはないのか。ウイルスの侵入というのはあっておらないのかお尋ねしたい。まずそれからです。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） それでは、区長制度と絡めて自治振興区制度のことだと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

自治振興区制度は合併後つくりましたので約10年以上たちますが、昨年、区長会をきちんと自治振興区の中に位置づけるということになりました。ですから、それで一つまたステップアップしたと思います。非常にいろいろな論議があっておりましたとおり、地域人口減で役をやる人も少なくなってきた状況があります。できないと。一人何役もやる。もう昔の区は、今でいう、ひと昔前の組という段階になりながら、地域で自治振興区単位で活動をやったほうが一番効率的な地域自治ができるんじゃないかという目的でありました。

これまであります区は廃止ということではございませんで、区長部会をきちんと自治振興の中に組織づけ、なおかつ区長部会は非常に地域の全ての世話をする役目がございますから、一つ区長部会というのが振興区の中では一段階上に上げてあるかなというものであります。

もちろんこれは地域自治ですから、それぞれの地域でどこに位置づけるかは、それは地域の考え次第かというのがあります。また、一部の地域では、俗にいう区長さんの集まりの代表の方、区長会長と俗にいわれますが、その方が自治振興の代表をやるということで運営を図っているところもあるということでございます。

今度、こういった方向に進んでいくのではないかと思います。決して区長会をなくしてということではなくて、きちんと位置づけを28年度当初からやり直したということで御理解いただきました。

いと思います。

それから、山の都ファンド2,050万組んでありますが、これは昨日の9,000万の山の都創造ファンドというのを9,000万、基金造成をお認めいただきました。これのうち6年でこれを消化していこうということで、まず29年度にそのうち2,050万を今、計上させていただいて、地域づくりや移住定住、空き家対策、そういったものに使おうという意味での、一括して2,050万を用意したものでございます。

それから、個人情報の流出についてはいろいろなものがあります。先ほど言われましたように、コンピューターから漏れるものがありますけれども、それは現在のところあっておりません。きのうのニュースになっていたのは、文書として個人情報が漏れたということだと思いますけれども、これにつきましては、現在のところ、電算機器なり情報機器から個人情報が漏れたという事実はございません。

なお、ウイルスというのに感染する場合がありますね。これについては、常々チェックをしながら記録が残りますので、どこの機械がどうアタックを受けたというか、そういうものが録が残りますので、そういったもので対応しながら、駆除なりというものについては把握をしているところであります。

大きな意味で個人情報が漏れたという、これまでの実績は全くございません。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 一つ忘れておりましたで。50万です。緑川漁協への補償の50万ですね。これは永久に続くのか。同じようなことが……。30万でした。30万を払っているのが山都町ではそこだけですか。ほかにもありますか。

それから、発電所が津留、それから横野、このごろできた上川井野がでございます。そういうところも緑川漁協に補償がなされているのかどうか。わからなければ調べてください。

それから、自治振興区をつくるときに、やはりみんなで大変論議しましたね。賛否両論いろいろあって、そして、合併協議会のとときの申し合わせ事項の一つだからということでつくって、そして区長制度をなくするというで始まったと思います。

しかし、今の段階では、両輪で両方ともということならば、どちらか一方は要らなかつたんじゃないかと思えます。そういうことがあるので、やはり自治振興区をつくった最初の原点に戻るべきではないかと思えます。原点ではなくて、最初の、自治振興をつくったときのことに返って、一方はなくすべきではないかという思いでございます。

それから、レッカー車、これは65ページです。合同公売会会場ということですが、物は売れておりますかどうか。それをお尋ねしたい。

○議長（中村一喜男君） 清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） お答えします。ページは59ページですね。15目の小水力発電施設事業費における22節の補償補填及び賠償金のことだと思います。30万円でございます。

これにつきましては、清和水利発電事業が16年度ころから始まりまして、今、28年でございま

すが、緑川漁協協同組合との協定書を結んでおります。その期間が多分、もう第2回目と思えますが、平成26年度から平成35年度までの10年間ということで取り決めを行っているところでございます。

これが過ぎれば、水力発電も継続すればまたこういう漁協との協定を結んでいくことになるかとは思いますが。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 116ページをお願いします。

（自席より発言する者あり）

ああ、よろしいですか。緑川漁協への振興資金として、19節の負担金のほうで22万円支出しておりますけれども、これはクリーンハウス、し尿処理施設から排出される汚水といいますか、十分浄化した水ではあるんですけども、その補償という性格のもので、稼働開始から22万円を支出するというので、申し合わせ事項という形で残っているということで、施設がある限り続くものだと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 自治振興区と区長制度につきましては、先ほど企画課長から説明をいたしましたとおりでございます。

これも平成26年度ぐらいからずっと議論を進めてまいったことであると認識をいたしております。区長制度と自治振興区の制度が両立ですね、先ほどおっしゃったように並立しておりましたので、この位置づけを明確にしていこうという論議をずっとしてきたと思っております。

その中で、28年度から振興区の中の組織に、区長部もしくは区長会という形で位置づけをしていこうと。そして、もちろん自治振興会というのは、その自治振興区の地域振興等を担っていく組織であると。

その中で区長部といいますのは、私ども行政のほうからいろいろな文書配布をお願いしたりとか、また、行政のいろいろな補完的な役割を果たしていただくということで、その中で役割を明確に区分をいたしまして存続させていくというようなことで、そういった議論をしてきたということで御理解いただきたいと思っております。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） お答えいたします。動産等の差し押さえを行われたのが、平成25年度ぐらいから始めていると思えます。去年は地震等の影響で本町では行いませんでした。郡内も当然そうでしたが、去年、水俣のほうで県の公売会がありまして、私もその入札に参加して札を入れたんですが、2品入れたんですが、とれないような状況もありました。結構高額で落札がされています。本町には差し押さえした物件の残りはありません。

平成29年度においては、時期を見ながら、そういったものは滞納者の方々がある場合には、そ

ういう手法はとっていきたいと、今、考えているところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） お金を出し始めたならば、次々に出ていくわけですね。例えばNPO法人で、北海道の人が東海大地震で1億円自分の懐に入れて捕まったという。

NPO法人という方式ですれば、今度の地震のときでもものが行政側を通じて、県、町を通じてくるよりも早くいっぱい届いたという例もございます。お金を取り始めたならば、なかなか離さない。私たち行政の側からすれば、国の金をもらおうとには、大ごとしなければなりません。しかし、NPO法人という名前ですれば、書類ば出して、検査が通れば割と簡単に金が流れてくる。同様に、町のほうも同じようなことがありはしないかと思うので、お金の大きいのを尋ねました。

区長会と自治振興区については納得が説明ではいきませんので、いつかゆっくりお尋ねしたいと思います。

それから、緑川漁協については、今、答弁のあったところでは2カ所ですが、ほかにはないわけですね。それから、関係の発電所あたりも払っているかどうかは調べてください。調べて教えてくださいということです。

どうして緑川漁協にいうかということ、やはり、何かすればすぐという感覚がございますので、特にお尋ねしたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 山の都創造ファンドの事業ですね。これ、きのう説明がありました。9,000万で、取り壊し形で、ことしが、今、11番の田上さんから話がありました2,000万ちょっと組んであります。

これにつきまして、今度、広報とかホームページとかで出すとなっておりますが、この事業に関してはかなり要望があるんじゃないかなというふうにも考えているわけですね。私も一、二点考えないかんかなと思っております。

山の都にぎわいとか、山の都定住支援支援とか、6項目にわたって事業項目が書いてあります。これらにつきまして、今度の4月、5月に申請がありますよね。そのときに、どのように割り振りを考えているのか。もし、これよりか要望があった場合、これをふやす可能性があるのか。

それは、4分3とか書いてありますし。例えば地元のほうからこういうイベントをしたいとか、こういう事業をしたいとかあった場合、様式等もありますし、なかなか高齢者の方がする場合はできないので、そのサポート体制もちゃんととってもらいたいと考えてはおります。

その書類のつくり方とかのサポート体制も整備していただきたいし、予算的な配分、この事業に幾ら使うとか割り振りをしているのか。それとも早い者順にやってしまうのか。そこら辺のところの選考準備。もし多かったら追加予算とってでもやるのか。そこ辺のところの対応の仕方に

についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画政策課長、本田潤一君。

○企画政策課長（本田潤一君） 山の都創造ファンドについてのお尋ねでございます。

きのう申しましたように、地域づくりなり移住定住というのは、期間が何月、何月というものではございません。通年を通じて、そして、4月当初、年度当初からやるもの、もしくは年度末にもやらなきゃならない事業もたくさんあると思います。ですから、通年形でやりたいんですが、基本的には4月から公募を受け付けて、それを審査してやると。ただ、緊急なものについても、緊急に審査会なり開いていただいて出していこうというものであります。

予算は、基本的に9,000万ですので、2,000万、2,000万、2,000万。そして後年度1,000万ずつというおおよその、今、予定をしております。ですから本年度は2,050万を組ませていただいてあります。その9,000万を崩してしまえばもうないわけですから、後はまたやれないとなりますから、おおむね2,000万でやってみたいと。ただ、どうしても足りない事業があれば、この事業化の中で、2,000万の中でやりくりをしようという意味です。

例えばイベントが50万余分に足らなかったといえ、ほかのところから50万持ってこれるというところで、一つの節の中にまとめたという意味であります。なかなか大盤振る舞いできる予算がありません、2,000万というのは。ただ、きちんとした対応を図っていきたく。

それから、申請につきましては、この3月中に申請の書類等々については、これまで既設事業でやっていたものを活用しますけども、ファンドという名前ですから、その書類整備を今、行っているところであります。今までやってきた事業がほとんどですので、そうそう難しい話を求めているわけではございません。ただ、申請を受けて実績報告を求めるといのは今までどおりでございます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 審査のほうは企画政策課のほうが行いますけれども、いろいろなまちづくり、それから移住定住の住宅改修、そういったものについては、使う側のほうは山の都創造課が主にさせていただいておりますので、その相談については、窓口として山の都創造課でやっております。

また、まちづくり事業のほうの中で、地域活性化のいろいろな団体の支援も、仕事センター、それから、まちづくりやべのほうでやっておりますので、そちらのほうで相談を受け付けますし、イベント等、それから観光関連については山の都創造課が直接受けます。

震災復興という意味がありますので、私は企画課長と話をしたときに2,000万じゃ少ないと。3,000万ぐらい出して前倒しでやっていただきたいという要望をしておりましたけど、4月に早速応募をしますので、それを受けてどれくらい出てくるか見た上で、どんどん積極的にやっていきたいと思っております。

空き家改修につきましても、これまでは50万でしたけれども、75万の場合もありますし、ただし、今度は自己負担も出てまいります。そういったところで規制はかけておりますので、活用については今まで以上に正確性が求められますので、そういった面は担保した上で積極的にやって

いきたいと思いますし、そういう募集をしますので、その応募の御相談のほうは山の都創造課のほうでやりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私も緑川漁協の件について質問しようと思っただけなんですけども、田上議員がされましたので、それに相生するんですけど、今これ、小峰の発電所と排水処理ですかね、あれで50万ぐらいの出資だと思いますけども、私を知る限りでは補償金というような形でされておるのはゴルフ場ですよ。これは、農薬を、除草剤を使うということだろうと思いますし、それに建設業界、それと、ある程度の規模の太い工場ですよ。私を知る限りでは、お菓子の香梅さんあたりも補償金を出されとるという話を聞いておりますし。

ただ、心配するのは、今度、処理工場ですね、ここあたりができたとき、私、以前言うたことがございますけども、これはこっちからとか何かより、向こうから来られるわけですよ、実際に。こういうことで処理をされておるならば、ぜひ協力をしていただきたいというようなことで来られるかと思えますけれども、その辺のところはどうなるのかわかりませんが、町長もJA出身ですので、JAあたりの洗車場とかいろいろありますけど、そこらあたりがどうなった、今まではどうであったかですね。

その辺の一つの補償と、これちょっと見ますと、振興資金とか名前が違いますよね。それに金を払っていらっしゃるんですけど、これ、漁協からの、いわば決算あたりが、こういう支払ったとこに来ているものなのか。それと対応して、漁協あたりは川をきれいにして稚魚あたりの放流も手をかけておられるかと思えますけども、それらに関して、川あたりをちゃんとしてきれいにするような事業あたりもされているのか、漁協自体がですね。その辺はどうなのか。その辺のことをちょっとお尋ねしたいと思います、わかった範囲内でよろしいですのでお尋ねしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。今、補償補填とか、いろいろな会費とかいう出資金のような形で、毎年、漁協の総会がございまして、そこから総会の資料が全部ございます。

主に水力発電所等の30万についても、これは環境整備、漁協もされておりますし、それから、稚魚の放流とか、学校と一緒に体験をさせる、そしてあと、漁協で管理する森林等の整備、水源ですね、そういう確保事業なんかもいろいろされているということでお聞きしております。

処理工場の話が出ましたんでちょっと申し上げますが、これについては一応、事前に協議しております、小規模の普通の家屋がする店舗と同じということで、理事会のほうにはちょっと申し上げておりますけれども、今後どうされるかというのはまたできてみないとわからないと思いますが、ただ、大規模に河川を汚染するとか、河川区域を非常に、工事を行ったときに破壊する、こういうことで河川を含めた環境が変わるといことはございませんので、そういうような思いで漁協と話をしております。

ですから、漁協もそれなりに、緑川流域かなり広いもんですから、おっしゃいましたように建設業、それから自営業の方、大規模の工場をお持ちの方、そして、かなりの会員がいらっしゃいますが、これはもちろん国も県も自治体も含めたところですよ。そういう形で、河川環境整備という観点からされていると思いますし、その中には多分、水力発電事業所の方も含まれているというふうにお見受けいたしました。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ここまで漁協問題が出れば、私も言うておきたいと思います。

私は緑川漁協とは直接、かなりのけんかをしました。藤澤議員からありましたように、漁協の決算とか何とか見たことがあるかということですね。これは、内水面漁業のことで、県の管轄です。だから、県に行って、私はそのことを尋ねに行きました。

県がその当時、あそこのクリーンハウスをつくるときに、わざわざきれいにして放流するのに何でお前たちは金を要求するのかということ、非常にこれは不合理だということ、県ももう少し厳しく監視をしてくれと、指導してくれと言ったら、県の担当課は、緑川漁協にはかなり問題がありますと。今、それで、内偵というか、審査をしておりますということでした。ところがそれはそのまま立ち消えです。

非常に漁協の体質に対する行政側の及び腰、これは熊本市の何とか市会議員も確か漁協の役員だったですね。問題になった女性市会議員。そういう体質があるんです。何かをやれば必ず金を取る。鮎ノ瀬大橋をかけるときに三井建設から、たしか2,000万。川には全く関係ないんですよ。2,000万の要求があった……。

○議長（中村一喜男君） 質疑の内容をまとめてください。

○12番（中村益行君） ここまで出れば、皆さん知ったほうがいいから。私が質問したいのは、今、どことどことどこに幾らずつ払っているかということの前提でちょっと聞いておきますね。

最終的に1,000万、三井建設は払っています。橋をかけるのにですね。何も関係ない。それは町を巻き込んだ形でしたから私は言うておきます。何かをすればすぐ要求してくる。最近の役員さんたちの体質は少しはよくなったかもしれませんが、とにかく最後はクリーンハウスをつくる時には、組合長が乗り込んで来て、女性秘書を連れて乗り込んで来て、私と物すごいやりあったんです。衛生組合の議員さんたち四、五人おりました。最後には、私のほうが、味方から「中村さん、子供じゃなかけん、そぎゃんわからんこつぱっかり言いなすな。よかじゃあにゃあかい」と。要求したのがたしか40万でした、毎年。これを続ければあんたたちみたいな人間は、さらにつけ加えて要求してくることになるだろう。できないということをつっぱねましたが、最終的には20万。私が「もう、なら半分。20万」と言いましたら、持って帰って理事会に諮るということでした。諮っていないんです。そして、最終で結論は22万。その2万円はその男のプライド代だろうと私は思って。言いなりにはならんぞということですよ。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 答弁させますので。

○12番（中村益行君） だからその後どういうふうになら、幾ら幾らになつた。いや、盛んにこういう話が出るから、みんな知つとったがいいということと言つときます。そういう意味で、私が一番詳しいだろうと思つて話しているんです。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 静かにしてください。まとめてください。答弁させますので。

○12番（中村益行君） それでは、今、各事業所なり施設が幾らずつ払つてゐるのか。清和発電所で幾ら、あるいはクリーンハウスで幾ら、あるいはクリーンセンターで幾らというようなことがわかっているはずですので教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長のほうでわかりますか、後で報告しますか。

（「後でまとめます」「後でまとめて出して」と呼ぶ者あり）

じゃあ後でまとめて執行部のほうから出させます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時08分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3款に入ります前に、先ほど午前中の2款の中の質疑について総務課長より答弁がありますので、これを許します。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 失礼いたします。緑川漁協に関します御質問にお答えいたします。

まず、59ページの22節で小水力発電施設事業費の中の緑川漁業権の補償金30万、それから116ページ、19節の緑川漁協振興資金22万円、今回の当初予算額ではこの2件になります。

ただし、平成28年度当初予算のほうでは、5款の水産業費、今回は一部補助金につきましては政策的経費ということで計上いたしておりませんので、29年度の当初予算には計上いたしておりませんが、28年度におきましては、水産振興費の中で緑川漁業協同組合補助金ということで8万円を計上いたしております。同時に蘇陽地域の漁業協同組合にも5万円というふうに計上いたしております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 続いて、次に3款民生費について、1項社会福祉1目社会福祉総務費から説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） まず初めに、健康福祉課では住みなれた山都町で元気で生き生きと暮らせるよう、福祉の充実と健康意識を高め、健康な生活が送り続けられるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。子育て支援から高齢支援まで幅広い分野を受け持つ課といたしまして、常に住民目線に立ち、限られた予算の中で知恵を出し合い、事業に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、健康福祉課の予算について御説明申し上げます。

73ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費1報酬、昨年どおりの金額で計上させていただいております。国県補助につきましては1,887万8,000円、これは地域支え合いセンターということで、10の10の補助を受けて実施するものでございます。

次のページをお開きください。

13節委託料でございます。一番下の地域支え合いセンター事業委託ということで1,820万5,000円ということで、これは昨年度に引き続きまして、仮設住宅等のある15市町村で取り組む事業の委託でございます。本年度も社協のほうに委託を考えております。先ほど言ったように10の10、県の補助でございます。

続きまして、2目国民年金事務費938万9,000円、国県のほうで658万9,000円ということでございますけれども、これは国庫委託金が入ってまいります。うちの職員の人件費、物件費あたりが見てもらえるということで、この金額になっております。

次のページをよろしくお願いいいたします。

13節委託料でございます。236万5,000円、これは年金のシステムの改修費用でございます。これも国庫委託金で全額見るようになっております。

続きまして、3目障害者福祉費6億7,348万9,000円。2,997万2,000円の増でございますけれども、これは障害者自立支援給付費ということで、昨日、補正を打たせていただいた金額相当額を計上させていただいております。なお、また29年度実施いたします計画、障害者の計画策定委託料分が増額となっております。財源といたしましては、その他ということで上益城4町負担金をここに計上させていただきます。内訳といたしましては、13の委託料の中の地域活動支援センター事務委託ということで1,050万の分でございます。これにつきましては、上益城5町で取り組んでいる事業で、蘇陽地区にあるスクランブルと矢部地区にありますきぼうの家の事業委託料でございます。

第5期の障害福祉計画・第1期障害児童福祉計画策定業務委託料141万5,000円、第3期障害者基本計画策定業務委託料243万2,000円ということで、今回新たに予算計上させていただきました。計画期間は平成30年から平成32年の3カ年の計画書の委託料でございます。

次のページをよろしくお願いいいたします。

19節の負担金補助及び交付金は例年どおりとなっております。

20節の扶助費でございます。障害者自立支援給付費ということで5億7,942万。今回、昨年度に比べまして2,700万ほど先ほど説明したように増額とさせていただいております。これに関し

ましては国が2分の1、県が4分の1の財源でございます。

次のページをよろしくお願いたします。

3款民生費1項社会福祉費4目人権センター運営費2,120万3,000円。243万6,000円減となっておりますけれども、これは助成金のほうを6月補正を予定しておりますので、減とさせていただきます。国県支出金でございます、679万9,000円。これは地方改善事業、県の補助金でございます。1の報酬といたしまして336万2,000円ということで、人権センターの指導員報酬ということで指導員2名を配置しておりますので、そちらのほうの報酬となっております。

83ページをお願いいたします。

5目老人福祉費2,748万1,000円。1,188万8,000円減でございますけれども、これも助成金、老人クラブとか、そのあたりの助成金を6月に予定しております。その他の財源の144万につきましては、老人ホームの入所者の負担金でございます。

20節の扶助費でございます。先ほど言いました老人保護措置費2,384万4,000円。これにつきましては、山都町の住民の方が他町村に入居の老人ホームの措置費分でございます、10名入所されています分の費用になっております。

続きまして、在宅介護支援事業ということで288万ということで、これにつきましては在宅で介護4、5の方たちを介護されている方に支給するものでございます。一月2万円の12人の1年分を予算計上させていただいております。

6目老人福祉施設費、主なものは清楽園、高齢者生産活動センターの分でございます。1,722万円ということになっております。その他の入にいたしましては、清楽園の入居者の負担金となっております。

次のページをお願いいたします。

13節委託料、その中の施設管理委託料1,111万6,000円となっておりますけれども、これは清楽園の管理委託ということで、社協のほうに1,057万6,000円委託しております。高齢者生産活動センターにつきましては、老人クラブのほうに54万を委託しております。

続きまして、7目保健事務費11億464万1,000円ということで、2,333万8,000円の増でございます。これにつきましては、広域連合負担金の1,947万3,000円、あとは繰出金の増ということでふえております。その他の財源でございますけれども、これは後期高齢者医療連合の健診負担金の分でございます。

次に、13の委託料でございます。936万1,000円ということで、後期高齢者医療健診委託料でございます。これは75歳以上の健診分でございます。なお、また歯科口腔検診費も若干ながら入っている次第でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで3億2,410万8,000円ということで、後期高齢者医療広域連合負担金ということで上げさせていただいております。これにつきましては、広域のほうで取り組まれていますけど、75歳以上の医療費総額から12分の1を町が負担するというものになっております金額を広域のほうから負担金の額が示されたものでございます。

次のページをよろしくお願いたします。

28節繰出金 6 億6,358万8,000円。これは国民健康保険特別会計繰出金 2 億1,202万6,000円、介護保険特別会計繰出金34万3,750円、後期高齢者医療特別会計繰出金 1 億781万2,000円ということで、いずれも法定内の繰出金となっております。

続きまして、8 目介護予防費539万5,000円。

これにつきましては13節委託料、在宅介護支援施設管理委託料211万8,000円につきましては、蘇陽地区にあります大久保高齢者共同住宅の管理委託料ということで社協のほうに委託しております。なお、また宿直業務委託料といたしまして165万7,000円、これはシルバー人材センターのほうへ委託しております。

続きまして91ページのほうをお願いしたいと思います。

10目臨時福祉給付金事業費8,057万7,000円、2,005万3,000円の増額でございます。28年度は6,000円の支給ということでございましたけれども、今回1万5,000円の支給ということで増額となっております。これは全額10の10ということで8,044万2,000円、国のほうからいただくものでございます。それに伴いまして、1の報酬費でございますけれども146万1,000円ということで、2名の半年分の報酬でございます。

次のページをよろしくお願ひします。

13節負担補助及び交付金ということで7,650万、これにつきましては1万5,000円の5,100人分を見込んでおります。この臨時福祉給付金の29年度分につきましては、26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和し、28年度における国の経済再生の一環として29年4月から2年半分、平成31年10月1日消費税率が10%になることを予定して、毎月6,000円だったのを一括して2年半分を支給の対象者に支給するものでございます。支給の対象者といたしましては、昨年同様の方が対象になるかと思ひます。それを受けまして、うちのほうは4月のほうからもう対象者のほうには申請を促したいと考えているところでございます。

続きまして、11目の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業ということで、昨年3万円の計上でもございましたけれども、今回はありませんので廃目といたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費2億6,233万5,000円、2億8,439万5,000円ということで、これは統合保育園の建設費用、設計監理監督の費用が2億5,000万ほど減となっております。なお、またへき地の委託料の御所の分でございますけれども1,563万2,000円減となっております。その他の収入といたしましてはへき地の保育料になっております。

続きまして、8の報償費でございます。出産祝い金ということで上げさせていただいております。一応、80人出生するんだという見込みでこの金額を上げさせていただいております。ちなみに第1子が3万円、第2子5万円、第3子が10万円、第4子20万円という内訳になっております。

次のページをお願いいたします。

13節委託料2,327万1,000円。へき地保育所委託料ということで、小峰の分の2,269万を計上させております。御所へき地につきましては昨年度5人でしたので3名が卒園するというので、地元のほうに5人を切ったら翌年度に閉園ということの御説明を申し上げたところでございます。なお、また今回2人残られますけど、兄弟ということでお一人の方が随分悩まれて、2月末をも

ってやはり保育園のほうはへき地のほうには行かないということで2月になりましたので、一応、今回閉園ということになるかと思えます。まだ条例のほうは上程しておりませんが、閉園ということになっております。

それと、統合保育園の落成式業務委託料ということで50万上げさせていただいております。工期は5月いっぱいということで変更させていただきましたので、6月議会終了後ぐらいに落成をしたいと考えております。

19節負担金補助及び交付金ということで2,399万6,000円。これは放課後児童クラブ運営費補助ということで2,348万7,000円を計上しております。これにつきましては、現在七つの小学校区で放課後児童クラブが現在もあります。それに対する子育て支援としての補助でございます。これにつきましては、国・県3分の1の補助がいただけます。

続きまして、20の扶助費でございます。子ども医療費助成金として3,840万、これは18歳までの医療費を見ております。児童手当1億5,721万5,000円ということで、これは3歳未満児が1万5,000円、小学生終了時までが第1子、第2子につきましては1万円、第3子は1万5,000円ということになっております。中学生1万円、これは全国一律でございます。財源といたしましては国が3分の1、県が6分の1ということになっております。

続きまして、2目児童措置費2億9,910万7,000円、6,592万3,000円の減でございます。財源につきましては、国県のほうが1億2,600万ということで4分の3の補助を受けております。2,912万7,000円のその他は保育料でございます。

13節の委託料4,298万4,000円、保育業務委託料ということで、これにつきましてはまちづくりやべの人材派遣分でございます。保育士10名、調理師10名ということの派遣料でございます。今回閉園になります2保育園も2名ずつ配置していただきましたので、昨年より2,200万円ほど減になっております。8名分の減でございます。

19節の負担金補助及び交付金ということで2億5,609万3,000円、これは私立の運営負担金でございます。昨年3万円の予算を組んでおりましたけれども、一応、12月の当初予算編成時の減少も見込んでおりますので4,300万ほど減額させていただいております。多分、年度途中の入退所、公立もそうでございますけどふえてきますので、その分で足りなくなれば来年3月補正あたりも考えているところでございます。

次のページをよろしくお願いたします。

3款民生費2項児童福祉費3目児童福祉施設費、これは公立保育園の分でございます。本年度3億1,188万5,000円、5,110万7,000円ということで、これは職員の減が主でございます。職員4名分でございます。その他といたしましては2,051万3,000円、保育料の分でございます。

1節報酬といたしましては嘱託医報酬114万1,000円、嘱託保育士報酬1,365万9,000円、保育士助手報酬として1,220万ということで、統合により1,000万ほど減少しております。

賃金といたしまして、7節でございます。800万ということで、臨時の補助職員をここに掲載しております。

済いません、98ページをよろしいでしょうか。

18節備品購入費140万ということでプール購入費になっておりますけど、二瀬本保育園のほうに配置したいと思っております。これは据え置きタイプでございます。

続きまして、4目児童館運営費451万1,000円。1節報酬といたしまして児童館指導員報酬ということで2名分を計上させていただいております。あとは昨年どおりでございますので、次のページをよろしく願いいたします。

3款民生費2項児童福祉費7目子育て支援施設運営費2,591万5,000円、今回新設するものでございます。国県補助が680万6,000円となって、1の報酬1,063万8,000円ということで嘱託保育士の報酬2名分386万2,000円、嘱託看護師報酬3名の677万6,000円、あと、給与といたしまして680万2,000円、職員手当277万4,000円ということと共済費を含んでおります。あとは必要な需用費あたりを組ませていただいております。

次に、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費1,325万5,000円。

次のページをよろしく願いいたします。

扶助費でございます。1,250万円、災害見舞金となっております。250万円を災害の見舞金ということで考えております。あと1,000万につきましては、災害弔慰金のほうを組ませていただいております。今現在、2件の申請がありまして4月の県の審査会のほうにお諮りするところでございますので、その分あたりも考慮して1,000万上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 老人ホーム予算について御説明させていただきます。

老人ホーム浜美荘では、定員50名に対しまして年間を通じてほぼ50名満床の状態、50名の方が生活をされております。入所者の高齢化、介護の重度化が顕著となっておりますけども、365日24時間体制で支援を行っております。

入所者の方にとっては自宅同様の生活の場であります。養護老人ホーム運営の基本方針にもあります「明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営」に取り組んでいるところです。

それでは、87ページをごらんください。

9目老人ホーム運営費、本年度予算額1億5,049万4,000円。財源の内訳としまして、その他1,813万7,000円につきましては、老人福祉費負担金となっております、これは入所者の方が収入に応じて町のほうに払われる負担金となっております。そのほか、町外入所者、町外から措置を委託された入所者がおられた場合はこの中に入っております。

一般財源としまして1億3,235万7,000円、通常入所者の措置費としまして、措置町村より事務費を1人当たり一月11万9,900円、生活費として5万210円が措置費として措置施設に支払われることとなります。現在、公立であることから財源が一般財源化されておりますので、この一般財源ということで上げております。

歳出予算としまして、1節報酬1,600万円。内訳としまして嘱託の調理員3名、夜間支援員4

名、嘱託支援員2名、嘱託医の報酬となっております。

2節給料3節職員手当につきましては、事務所職員3名、看護師1名、栄養士1名、支援員5名、調理師3名の人件費となっております。

4節共済費1,606万9,000円。職員の共済組合負担金と非常勤職員5名の社会保険料となっております。

7節賃金30万3,000円。調理師の年休等の代替に伴う非常の臨時職員の賃金となっております。

8節報償費29万円。浜美荘では習字、詩吟等、外部講師を招いたクラブ活動を行っておりますので、外部講師に支払う謝金として21万6,000円、その他地域の交流として地域の保育園の方から運動会等の参加をいただいておりますので、参加賞として3万円を予定しております。また、30年度民営化に向けた選定委員会等を今後開催予定となっておりますので、謝金として4万4,000円を計上しております。

9節旅費9万5,000円。苦情処理の第三者委員会を定期的に年1回開催しておりますので、その費用弁償分、民営化選定委員の費用弁償分、普通旅費は研修または町外の病院等の付き添い等の旅費となっております。

11節需用費2,277万円。主なものとしまして、入所者の生活に使うべき生活用品費、水道光熱費、給食費。給食費は1日当たり1人約720円の50人掛ける1年分で1,300万円を計上しております。あとは薬材料費等となっております。

12節役務費180万4,000円。主なものとしまして電話料、定期的に行うこととされている入所者の健康診断等の手数料、シーツ等のクリーニング代となっております。

13節委託料519万2,000円。清掃委託料と宿日直業務の委託料を除いて、ほかは施設の設備の点検、保守などの必要なものの委託料を上げております。

14節使用料及び賃借料58万3,000円。これに関しましても施設の備品等のリース料がほとんどです。

19節負担金補助及び交付金20万7,000円。研修会参加負担金と県の老人福祉施設協議会に加入しておりますので、その負担金。また、郡でも連絡協議会を設けておりますので、その負担金となっております。

20節扶助費199万1,000円。この扶助費は入所者が入院された場合の入院費の日用品費代、または介護サービス等を利用された場合、介護加算として本人に支給する分です。

27節公課費1万円。公用車の重量税となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 以上で3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 浜美荘のことに絞って聞いておきます。

来年度民営化するというので、選定委員が、ここに費用が3万6,000円ですね。これは、実は今年度という予定だったのが地震の関係でずれた結果から選定委員の費用弁償も3万6,000円

ぐらいで済むのかなと。今までもやってきているその延長という作業をするのかなというのが一つです。

それから、最も私は心配するのは、今の入所者の介護度合いがどのぐらいのランクの人たちがどれだけおるかというのを、まず聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 御質問にお答えいたします。まず、選定委員会についてですけれども、本来は29年度に選定委員会を設置しまして、民営化移行することになっておりましたけれども、4月に地震が発生したということで、まだ選定委員さんの選定からできていない状態です。早速、さきの行政報告の中でも申しましたように、5月中に選定委員会を開催したいと思っておりますので、早急に選定委員さんを新年度になってから選定を行いたいと思っております。

選定委員さんの内訳につきましては学識経験者、また社会福祉の経験者、経理関係の専門職をお持ちの方、地元の代表の方、それと浜美荘入所者、家族等を入れまして8名程度で予定しているところです。

それから、入所者の介護度につきましてですけれども、入所者の介護度につきましては要支援1から要介護、現在は5までの方がいらっしゃいます。要支援2の方が、普通特別養護老人ホームになったら介護3以上じゃないと入所できないような状態なんですけれども、その手前の介護2の方が10名、介護3の方が3名、介護5の方が1名、2月末現在でいらっしゃった状況です。

介護5の方に関しましては、とても養護老人ホームでの生活は困難ということで、今、またその方は医療も必要とするということで現在は退所されております。

以上のような状態です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私も時折お伺いするのに、皆さん大変高齢化なさって、実態は私は特別養護というような状態じゃないかなという感じさえするんです。しかし、これは今のランクづけは意外と思ったほどの人数はいらっしゃらないということですね。これはかなり厳しいカテゴリー判定がなされておるのかなという気がします。

そこで、大事なことは、この選定委員の方々はそれぞれ見識をお持ちの方でしょうから、そういう人をぜひ選んでいただいて。一番大事なことは、サービスを現在以上に上げるためにこれは民営化するわけでしょう。経費を効率化するという一方ではありますけれども、本当はそのことでサービスをより向上させるということが大きな目標にならなければなりません。どうしても私どもは効率化のほうだけ、財政的な負担軽減のほうだけに目が行きがちですので、そこは選定委員さんたちと十分意見交換しながら、これは町長、副町長の役割は大きいと思います。その辺はどうお考えなのかですね。

私は今の水準は決して落としてほしくないから、民営化については、保育所が町の基準保育所として一つは残しました。だから、町も基準高齢者の福祉施設として直営で行くべきじゃないかなと内心は思っておりました。しかし、全体としてはこう流れてきておりますので蒸し返しはしません。であれば、今、言いましたように、どう水準を落とさないできちんとした運営ができる

ような民営化ができるのか。

結果としては今、あちこちにある三セクみたいな形になってしまっただけは何にもなりません。あちこちある三セクは民営することによってコストを下げ、サービスを向上させるという目的でしたけれども、実際は管理委託しているのは、町長が社長なり会長なりの委託会社に委託しているということですからね、そういう矛盾がありますから。決してそういうことにならないような方向を、今度そのモデルをつくってください。その考えをちょっと聞いておきます。

これは副町長がずっと今までかかってこられたと思いますが、経過を含めてちょっとお尋ねします。

○議長（中村一喜男君） 副町長、岡本哲夫君。

○副町長（岡本哲夫君） これは行政改革の中で一つは取り組んできたことであります。民間の効率性、それから迅速性、柔軟性、そういったところに期待しての民間移譲であります。議員御指摘のようにサービスの低下があってはならない。これはまず第一であります。したがって、業者選定に当たっては、プレゼンテーションといいたし、しっかり提案してその行政の質の確保、担保、そこをしっかりと見ていく必要があると思います。

そしてまた、民営化した後も、町は措置費の支出機関として監督権があります。また、県は社会福祉法人の認可長としての監査監督権がありますので、そういったところでしっかりサービスの確保、担保はしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 施設長から何か、私たちにヒントになるような現状報告はありませんか。とにかく結論としては、効率化という角を矯めて牛を殺すようなことになってはいかんといいうことだけはひとつ強く要望しておきます。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、藤原千春君。

○老人ホーム施設長（藤原千春君） 今、副町長もお答えになられましたように、やはり入所者が今後とも安心・安定した生活を、そして何よりも住みなれた地域、山都町で暮らしていることが一番だと思っております。そのためにも浜美荘の民営化に伴う社会福祉法人の選定に当たりまして、入所者にかかる措置費を財源として安定した運営をしていただける法人、そして今までと同じ、またはそれ以上のサービスを提供していただける法人を選定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい、私からも二、三点お願いいたします。済いません、何かちょっと喉の調子がおかしくなりました。美声が聞かせられませんが申しわけない。

社会福祉費のほうから73ページの男女共同参画費ですね、これ毎年同額のようなものが出ていると思われま。ただ、昨年の男女共同参画の講演会を千寿苑でやったときに、これ郡の持ち回

りということだったと思うんですが、大変参加が少なかったのを覚えているんですね。なので、会議もよろしいですけれども、本当に実のある男女共同参画につながる活動を目指していただきたいと思っております。この男女共同参画の会議については、何名で何回の会議を行っていらっしゃるのかお伺いします。

それから、児童福祉のほうで93ページ、94ページ、子ども子育て会議、これもやっぱり会議ですね。さまざまな諮問の会議が行われているわけなんですけれども、この間ちょっとシャベルの件でも触れましたように、子ども子育て会議ということで各子供にかかわる福祉だったり社協だったり、あるいは教育委員会だったり、いろいろなところがかかわった仕事、会議だと思っておりますが、その構成がどのように今なされているかということと、やはりその会議回数をお伺いいたします。

それと94ページは放課後児童クラブなんですが、こちらのほうも私たちにわかるように、これは質問というよりはお願いなんです、人数もばらつきがありますし、利用料のほうにももちろん差があります。親御さんたちの負担というものもそれぞれ違う実情があると思いますので、そういったものを一覧にしたものを年度の初めにお配りいただければ大変助かるかなと、わかりやすいかなと思っておりますので、これをお願いしておきます。

それと100ページのところで、今度の支援事業ですかね、病後児のところの看護師の費用が出ておりますが、こちらの看護師のほうはもう人選が終わったのでしょうかというふうなところ、以上をお伺いいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） まず、第1点でございます。男女共同参画促進懇話会委員でございますけれども、9名で構成しております。年2回開催予定をしております。

それと子ども会議でございます。何ページだったかな。

（「93」と呼ぶ者あり）

済いません。子ども子育て会議の委員ということで10名の2回を予定しております。

それと放課後児童クラブでございます。96ですね。

（「94」と呼ぶ者あり）

済いません、94ページですね。七つの小学校で運営して、これについては基準になったところで国・県3分の1ということで助成しておりますけれど、七つのクラブでございますけど、利用者はそれぞれまちまちでございます。特に御岳のクラブにつきましては定員が少ないということで、補助率もかなり低くなっておるような状況ということで。

一応、これは自分たちで運営するというので運営していただいております。それに対して国、県、町も補助しているという現状で運営しております。その中で一番経費がかかるのが指導員の報酬というか賃金ですね。そのあたりがかなり費用がかかるということで、あとは利用者の方たちが保育料として歳入歳出を見ながら設定しておるところでございます。

大体、市内当たりでいくと6,000円から1万円ぐらいでないと運営できないということ、補助もありますけど、できないんですけど、山都町におきましては七つの小学校ではある程度、余り

高いと利用者が少ないということもありますので、3,000円程度ぐらいでほとんど保育料設定されております。

なお、また今回計上しておりませんが、単独で1人3,000円ということを出しております。これは6月の補正のときに考えて、保育料が大きくならないように町が単独で1人3,000円ということを出しております単独事業でございますので、これも6月補正に計上させていただきたいなと思っている次第でございます。

それと、最後の病後児の件でございます。看護師の件でございますけど、一応3名体制ということで、一番マックスのとき一応、時間設定が8時から6時半までということで長期間にわたりますので、3人ローテーションという形で計上させていただいております。

看護師について今の状況はということでございますけど、なかなか勤務状況あたりで人材確保が難しい状況を正直申し上げます。なお、また蘇陽病院の看護師、そのあたりの派遣あたりも考えたところなんです。それでも蘇陽病院看護師募集しているように、とてもじゃないけど無理ということを経営者と相談した結果でございます。

なお、また民間の医療機関のほうにも当たったんですけど、当然、人材不足ということで、こちらには回せないということで、もう予算計上とおおり、うちのほうで直接雇おうかなという計画にしておりますけど、ずっと当たってきました。1名は一応確保ということで進めさせていただきますけれども、新規の事業ということ等ございますし、病後児保育をするということではやはり園児の状態とか、そのあたりの見ていく責任もありますので、4月1日に設置条例は昨日承認いただきましたけど、運営につきましては今後、看護師体制あたりと研修あたりも必要だと思っておりますので、そのあたりを十分して体制が整い次第、運営のほうに入らせていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 看護師の件については、本当に4月からということで最大限の努力をしていただきたいと思いますと思っております。

また、子ども子育て会議が今、10名で年に2回。そうですね、もっと緊密に、この間のように連絡がおくれたりとか、相互の行事の調整であるとかいろいろなものがあると思いますので、予算的な問題はありまじょうが、もうちょっと連絡を密にさせていただけたらいいんじゃないかと感じておりました。

そして、放課後児童クラブのほうについては、私も朝日のほうで立ち上げたときからかかわっている関係がございますので、内情的にはわかっているつもりです。で、課長にお願いしたのは、今みたいに預けられている子供さんの多い、少ないでももちろん補助の金額とかも変わってきますので、やはりそこは町の子というところで頑張って、1人3,000円というものも6月に出てくるということですが、なるべく指導員さんの時給の差がないように、あるいは保護者さんの負担が余り過多にならないように、そういったところを注目していただきたいと思いますし、またそれについてはできれば、先ほどお願いしましたけれども、各その一覧表でも結構ですので、何人預かり、何人の指導員がいらっしゃる、こういう運営状態であるということをお私どもも

聞かれますもんね、よく指導者の募集あたりもありますが、なので手元に資料があれば助かるというところですので、よろしくお願ひしたいと思っているところです。よろしいでしょうか、お願ひして。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 子ども子育て会議ということ、大変会議を通していろいろな意見を賜りながら今後の子育て支援のほうにつなげていくためにも、こういう会議が大事かと思っておりますので、今後、報酬が足らなければ留保でもして、29年度進めさせていただきたいなと思っております。

それと、放課後児童クラブの一覧でございますけれども、それぞれの収支決算がございます。繰越金とか結構多いクラブもございます。特に少ないのが清和、蘇陽とか本当に御苦労されているのかなという点もありますので、一覧表をつくってお示ししたいなと思っております。また、単独補助もやっている関係ということで、そのあたりの収支あたりも十分精査した上で今回6月のほうに計上させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。今、玉目課長のほうには先般からいろいろ質問もしましたし、老人福祉関係についても二瀬本の住宅ですね、いろいろお願ひもしているわけですが、私どうもこの、いや大勢の中を見ていきますと、健康福祉課の玉目課長のところが社会福祉から児童福祉、国保、介護、老人福祉、いろいろな分野があり過ぎて、職員との間に、保育所関係の職員とか、あるいは国保の関係の職員とか介護の職員とか、私、よく話すんですけど、きちんとした会話とか体制づくりができているのか、とてもそぎゃん時間がなかりょうと思うわけですね。やっぱりその分野分野でやっているし、町民の話がぴしゃっと伝わっているのかなという不安がちょこちょこ聞こえてくるわけですね。

その中で今の課長の立場として、私が考えるには、やっぱり保健部会とか児童部会とかいう補佐が二人ぐらいおって意見を集約していくような体制をつくらんと。非常に玉目課長が一人で何もかんも把握していく、意見を全部聞いていくというのは非常に困難な状況が感じられるわけですね。こしこの予算とこしこの人間を管理していくわけですので、体制的なことに関しては玉目課長が二、三年やってきた中でどう考えられているのお聞きしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 議員のおっしゃるとおり多岐にわたっておりますけれども、各係長、5名の係長と支所にも二人の係長がございます。そういう連携は毎月1回、できないときもありますけれども、係長、今回、県のほうから派遣していただきました審議員もおりますので、そのあたりで十分協議をしながら進めているところがございますけれども、なかなか行き渡らないところも正直あります。

その都度、担当係長あたりと連携を密にして進めていっておるところでございますので、御理解いただきたいなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 玉目課長は非常にできる人ですのでできると思いますけれども、新しい人が来た場合、新人の後継者が来た場合、玉目課長はできると思いますけれども、今後、新人の課長が来た時にどうなるんだろうかなど不安もあるわけですよ、実際。私らにしたら。

職員も保育所から入れますと何百人の話じゃないですか。その中で、その課長と課長補佐二人おって、係長は係長でやっているけれども、そこへの体制の見直しというのは、それでいいということであればいいんですけど、非常に不安を残したままじゃあ新しい課長が来たときに、新人ですからですね。玉目課長は前福祉、国保もやったことがあるからいいんですけど、全然知らない人がぼっと来て、これだけの資料やれたらちょっと戸惑うとじゃないかなど。私もしました。ぼってん本町になってからしたことありませんけれども、ずっと懸念しておったわけです。ここら辺のところは。

ぜひ、そこのところも町長と内部で協議しながら、老人福祉とか児童福祉がきちんとできるような体制、町のかなめですので、この辺のところはきちんと新しい課長ができるにしろ何にしろ、町の骨格となる場所ですので十分皆さんと協議していただきたいと考えておりますので、一応意見として申し上げておきます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） ありがとうございます。貴重な御提案ということで。

今後、事務がスムーズになっていくようにしっかり心がけて、まず、横の連携ということが一番大事だと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 100ページの子育て支援施設運営費が2,591万5,000円計上してありますが、午前中の論議の中で、社会福祉協議会職員派遣から支援センターのほうにということがあっております。合わせますと3,000万円を超えるというふうになってくると思いますが、やっぱりそういったことを念頭に、この施設運営費は3,000万を超えるということをまず頭に置いておく必要があると思います。

それから、国県支出金の608万6,000円、これはどこから入ってきますか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。今回の子育て支援センターの職員ということでございます。派遣をしていただくということで、今現在されている社協の職員を派遣して、一応、今後進めていきたいと思っております。確かに金銭的には上がるのかなという認識を持っておりますけれども、派遣の職員一人とうちの職員保育士1名とあと嘱託2人で4名体制で今後進めていきたいと考えております。

それと、最後の子育て支援の入の根拠ということでございますけれども、新センターについては国・県それぞれ基準額がございますけれども、3分の1で一応算定させていただいております。病後児のほうも同じく基準額の3分の1ということで、それぞれ今回予算に対してでございます

けれども、ある程度で組ませていただいております。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 歳入のほうの21ページに子ども子育て支援交付金、これは国の補助金ですね。これと県補助金、25ページがありますが、この中に入るとということですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） これについては、子育て支援交付金ということは、民間の保育園の入ということで考えていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 79ページ、障害者自立支援給付費というのがあります。5億7,900万。この使い方、どういう使い方をされているのか。

それから94ページ。へき地保育所委託料2,250万です。御所の保育所が今度閉鎖されます。戦後から約65年、70年近くの歴史に幕を閉じるわけです。へき地保育所自体が大体戦後すぐからできとるわけですので、ここもへき地保育所が1カ所になってしまうということですが、1カ所でこれだけのお金かということです。みんな小峰のへき地保育所にこれだけ行くのかということをお尋ねです。

それから65ページ、負担金及び交付金で2億5,600万で各保育所に金額が書いてあります。上から順番に言ってもいいですが、書いてありますが、この金額の……、わかりませんか。総務課長、わかりますか。

（「ページが違います」と呼ぶ者あり）

こっちに聞かにゃんて。

（「あんたが言うページが」と呼ぶ者あり）

ページがわからんて。94ページと95ページです、間違えました。

（自席より発言する者あり）

申しわけない。で、その金額、どういう計算でこの金額が決まっているのか、決めているのかお尋ねしたい。わかりましたか。

○議長（中村一喜男君） 質問終わりですか。

○11番（田上 聖君） いえいえ、まずその三つお尋ねです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 濟いません、三ついきなり言われて戸惑っておるのが正直な気持ちです。

まず、障害者の件だと思います。5億の分ですよ。これにつきましては、どういう使い方をされているのかという御質問でございます。これは障害者の自立支援給付費ということで、障害者とか重度心身とか更生医療、適性日常生活用具とか、そういう障害者の方が利用される制度ということで費用をトータルで5億ほどかかるという形になっております。これにつきましては国・県の補助ということでされております。

どういう使い方をされているのか。身障の方が利用されるための制度でございますので、御理

解いただきたいなと思っております。

なお、また94ページの小峰のへき地保育所のことだったと思いますけれども、今回募集のほう誰もいない、ゼロ人ということでしておりましたので、一応通常、昨年度までは2園分計上させていただいております。今回、小峰の分だけを計上ということでございますので、小峰の分だけのへき地保育料ということで御理解をいただきたいなと思っております。

それと、95ページの入の件だと、どういうことをやっているのかということで御説明申し上げます。私立5園ございます。それぞれの運営費、基準に基づいて出が決まります。それに対して、国が示した基準の園児のそれぞれの単価が決まっております。それで運営しろという単価が決まっていますので、トータルでしたところから国の基準の単価の保育料が当然入ってきますので、その分を引いた額を補助率の対象といたしますということでされております。

ただし、うちの場合は国の基準では保育料を取っておりませんので、国の基準単価よりも6割ほど安い保育料を設定しております。ということは、かなり町が負担を強いていると。4分の1以上にうちの保育料を低く設定しています。その分を私立のほうに一括して国、県、町合わせたところで毎月保育料の運営費として保育園のほうに支出して、私立のほうは保育運営をされているということでございます。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 92ページ、年金生活者支援福祉給付金というのが廃目になりました。この理由は何かということ。

それから、先ほどの5億7,000万でしたか、障害者生活自立支援と言いましたかね、障害者の方には障害者年金というのが来ておると思います。それは程度に合わせてだろうと思っております。私もその年金のことは余りわかりませんが、そういう年金もあっておりますので、少し高過ぎやしないかと思って聞いております。

それから、保育園のほうは一人幾らというようなことで計算されているのではないかと、入園者の方の一人幾らで計算されているのではないかと尋ねました。これは歳入のほうで申さなければなりません、保育料というのは役場のほうが取らなければならないようになっている。出すとは出して、お金が完全に入ってきているのかということも心配ですので、歳出のほうです。尋ねるわけにはいきませんが、それも心して見てください。私が言っていることがわかりましたか。

（自席より発言する者あり）

いえいえ、まだ質問中だいいん。保育料というのは、子供さん方をここに預けた親御さんからくるお金は役場が取らなければならないようになっていると思います。だけん、その収入のバランスはうまくいっているのかということでお尋ねですが、これは歳出だけ、歳入のほうのことは聞かれませんかということです。

（自席より発言する者あり）

よかならば教えてください。悪かろうと思ったけんですね。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。92ページの年金生活支援臨時給付金ということで、特別に高齢者の方に昨年度3万円ということは1年限りのことでございますので、今回もありませんので御理解いただきたいなと思っております。

それと、障害者の年金ということでございますけれども、おっしゃるとおり障害になられた方には障害年金がございます。それと今回の5億7,000万とは一切関係ないということを御理解いただきたいなと思っております。

それと、保育料の件の収入バランスはどうなのかということでございますけど、保育料の算定につきましては前年度の市町村住民税の課税状況によって、うちの基準単価を掛けて一人一人の保育料を算定させていただいておりますけれども、収入のバランスはと言われますと、収入はトータルで五、六千万集まるんですけれども、当然、保育園の運営費は億単位でかかりますので、バランスとしましては足りていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 済いません、8番、工藤です。100ページをお願いします。先ほどから話が出ております子育て支援施設の運営についてですけれども、ここで報酬が、嘱託保育士がこれは1名だと思っておりますけれども、それから嘱託の看護師の報酬が670万と。これは2名ですかね。3名ですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） おっしゃるとおり一応、嘱託のほうは看護師のほうは3名ということで。それと、おっしゃった賃金は1名分の。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ここには先ほど社協から1名は派遣するということだったですよ。たしかそうだったと私は受けておりますが、あの委託料が1,100万の賃金の二人分だったと。半分に割っても500万と、一人はですね。で、ここで一つは、同じ嘱託職員かどうかわかりませんが、金額に非常に差が出てくるということが一つとですね。

ここで保育士が2名ですよ。それと看護師が3名、5名ですよ。何かさっきこの前から聞くと、千寿苑の子育て5名とか何とかいう、来よる人がですね、じゃなかったですかね。というような話を何か聞いたような聞いたような気もしますが、5名の方々で子育て支援は対応するということですかね。で、来る人が何回で何名ぐらいの人が利用するのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 今、現在行っている委託している分は4名で運営されております。今回も、先ほど議員がおっしゃったように町の保育士を一人と派遣の保育士一人と嘱託の保育士の二人で4名体制で考えております。

あと、病後児のほうにつきましては、保育士の資格のある人と看護師の資格のある人を1名ず

つ配置ということで、は必ずしなければなりませんので、そのあたりで別個に考えていただきたいなと思っております。

(自席より発言する者あり)

はい。一緒に予算計上させていただいておりますけど別個でございますので、お願いしたいなと思っております。

○議長(中村一喜男君) いいですか。

○8番(工藤文範君) はい。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時25分

○議長(中村一喜男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議は議事日程の都合によってあらかじめ延長します。

次に、4款衛生費について説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長(玉目秀二君) それでは、102ページをお開きください。

4款衛生費4項保健衛生費1目保健総務費2億9,426万6,000円、1,148万4,000円の増でございますけれども、これはそよう病院への繰出金の増額分でございます。

1の報酬1,006万2,000円、健康づくり推進協議会委員報酬ということで10名の2回を考えております。町医の報酬といたしまして22万円の2名ということで154万円、訪問看護師報酬ということで4名ということで840万3,000円。内訳といたしましては、蘇陽に1名、清和に1名、本町のほうに2名で訪問のほうを実施しているところでございます。

以下は通常どおりでございますので、次のページをお開きください。

28節繰出金ということで1億7,700万、これはそよう病院の繰出金でございます。

続きまして、2目母子保健費920万2,000円、220万7,000円の減でございます。これは郵便料じゃないな、ちょっと後で説明いたします。

13節委託料ということで、妊婦健康診査委託料710万6,000円ということで、これは10万1,000円の70人分をみて県の医師会のほうに委託料として払うわけでございます。

続きまして、次の106ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健センター管理費1,316万5,000円ということで、その他の収入の45万7,000円は千寿苑の使用料が入ってきております。13の委託料ということで、施設管理委託料ということで520万、これは千寿苑の管理委託を社協のほうに委託している分でございます。

す。

続きまして、4目予防費3,534万9,000円、480万7,000円の増でございます。13節の委託料3,500万、予防接種するときの委託料でございます。

続きまして、5目健康増進費6,257万1,000円、200万5,000円、これが郵便料の減でございます。先ほどは失礼いたしました。減の部分は105ページのほうに戻っていただければよろしいでしょうか。220万の減は妊婦健康診査を昨年度70以上組んでいましたので、その分が減になっている次第でございます。

続きまして、108ページをごらんください。

最後になります。13節委託料6,100万。これは健康診査委託料ということで、住民検診とか、がん検診とか、節目検診ということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の目について説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、環境水道課は環境衛生費について説明いたします。

環境衛生係においては、一般廃棄物処理施設としてクリーンセンター、それからクリーンハウス、それに火葬場の運営管理を行っているところでございます。いずれの施設においても、クリーンセンターでは築後27年、クリーンハウスでは築後24年、火葬場では23年が経過し、施設の老朽化も進んでおり、修繕費等も年々増加しているところでございます。

特に昨年の熊本地震時には特に心配したところです。クリーンセンターのほうでは特に稼働に影響するような被災はありませんでした。また、クリーンセンターでは機械器具、煙突に被災を受けましたが、長期化にわたる休止はせずに何とか乗り切ることができたところでございます。先日議決をいただきました煙突の復旧工事はこれから着手することになりますが、施設のほうは稼働のほうを休止せずに施工することができることは説明をさせていただいたとおりでございます。

今後も引き続き適正な維持管理、効率的な定期補修の中で安定した稼働と長寿命化を図っていくこととしております。また、これと関連して、上益城5町及び西原村で構成されております熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会のほうでは稼働開始予定を平成37年度として取り組んできておりますけれども、去年の熊本地震で一部スケジュールは見直されたんですけれども、稼働開始予定は変更せずに予定どおりに進めていくとの方針が協議会の中で確認されたところでございます。

あわせて、平成29年度から協議会の派遣職員をこれまでの3名から各町村1名派遣とし、6名体制で本格的な用地選定業務、それから決定次第、用地交渉業務に入っていくことも協議会の中で承認されているところでございます。これに伴い、平成29年度予算において協議会負担金の増額をお願いすることとしております。

それでは、108ページをお願いいたします。

6目環境衛生費です。本年度予算額2億4,665万円、前年度比1,226万円の減となっております。

財源です。国庫支出金が774万9,000円、これは浄化槽設置整備の国庫補助金になります。その他の収入として77万円、これは飼い犬の登録、それから狂犬病予防注射の手数料分を計上しております。一般財源が2億3,813万1,000円となっております。

まず、報酬です。環境審議会委員の報酬です。これは6名です。それから美しいまちづくり推進員の報酬、これは自治振興区に一人ずつということで28名分を計上しております。2番、3番、4番については、職員の人件費になります。9名分を計上しております。8番の報償費は献血時の献血者への謝礼品として12万5,000円を計上しております。

それから11番の需用費です。128万6,000円を計上しております。主なもので浦川水路浄化施設の電気料、それからその施設の消耗品等になります。

次に12番の役務費です。91万円です。主に河川水質検査手数料76万1,000円、これは緑川、五ヶ瀬川それぞれといいますか22カ所で年に4回実施しております。その手数料を計上しております。

次、110ページをお願いします。

委託料です。189万9,000円です。これも先ほど申し上げました浦川水路浄化槽施設の管理料として74万3,000円、これが主なものです。それから、一番最後の浦川水路浄化施設汚泥処分委託料、これは2年に一度汚泥を引き抜くことが必要ですので、それがことし29年度になります。

次に、備品購入費です。これは軽トラックのほうを更新するものです。

それから19節です。負担金及び交付金です。1,850万2,000円、主なもので浄化槽の設置整備事業補助金を1,845万8,000円計上しております。

次に、28番の繰出金です。1億5,516万6,000円、これは簡易水道特別会計の繰出金となります。

次に、7目の火葬場管理費です。1,862万円、前年度比33万円の増としております。財源はその他で326万円、これは火葬の手数料としていただくものです。一般財源が1,536万円です。

まず、需要費です。1,226万6,000円を計上しております。主なものとして修繕費で890万円を予定しております。これは排気ファン、燃焼空気ブロウといわれる器具の更新になります。

次に、13節の委託料です。主なもので管理人の委託料になります。2名の方に委託しております。504万円を計上しております。これは基本給といいますか、定額で15万4,000円、それと一体当たり2,100円の分を手当しているところでございます。

次の4款の衛生費1目のじんかい処理費です。本年度予算額1億3,790万8,000円、前年度比2,087万6,000円の減となります。これはクリーンセンターの定期補修工事費につきましては、6月の補正でお願いすることとしておりますので、その分減となっておりますのでございます。

財源です。その他で441万円です。これは収集時に収集したものの中で有価物の売却費として344万4,000円、それからごみ袋の売上金等がその他の財源として計上しております。一般財源が1億3,349万8,000円となります。

報酬です。840万3,000円、非常勤職員の報酬です。前処理のほうに2名、それからクレーンの操作に1名、3名分を予定しております。次の共済費はその職員の共済費ということになります。

次に11番の需要費です。3,401万6,000円。これは主なもので薬品費、それから各種消耗品、そ

れから光熱水費、それに修繕費を計上するものでございます。

次に13節の委託料をお願いします。8,001万5,000円を計上しております。主なもので114ページをお願いします。

一般廃棄物の収集運搬委託料です。6,724万9,000円を計上しております。これは矢部地区、清和地区、蘇陽地区の3地区での分を計上するところです。この業務につきましては、平成24年度から平成28年までの長期契約を締結しているところですが、本年度をもって契約期間が満了となることで、来年度が次の契約の初年度ということになります。

次に、公共施設の一般廃棄物収集運搬委託です。これは、文字どおり公共施設の運搬を委託する分の委託料でございます。925万5,000円を計上しております。

次に、負担金及び交付金です。主なもので、熊本中央広域事務協議会負担金1,265万円、これは先ほど説明したとおり、協議会の体制強化に伴う負担金となります。前年度が900万円でしたので365万円の増ということになります。

次、し尿処理費です。本年度予算額4,695万円、前年度比2,996万円の減としております。これも同じように、定期補修工事については6月補正でお願いすることになります。財源は全て一般財源となります。

まず、1番の報酬です。非常勤職員の報酬です。これは3名分を予定しております。それに伴う共済費が103万3,000円ということです。

次に11番の需用費です。これはクリーンハウスで使用します各種消耗品・薬品、それに光熱水費分を計上しております。3,747万6,000円です。

次に役務費です。これは各種検査、機械器具の検査等に伴います手数料になります。

116ページをお願いします。

13節、14節は記載のとおりでございます。19節負担金補助及び交付金です。緑川漁協振興資金につきましては、先ほど説明させていただいたとおり緑川漁協への補償的な性格のもので、22万円を支出するものでございます。

次に最終処分費です。本年度予算額1,859万円、前年度比7,000円の減としております。財源は全て一般財源で1,859万円となります。

13節の委託料で1,715万2,000円を計上しております。主なもので、一般廃棄物の最終処分委託料ということで1,700万円。これは菊池市にあります、業者で言いますと九州産廃というところに以前から継続して委託をしているもので、燃え殻、それからばいじん、それぞれ単価でいいますと燃え殻が2万3,000円、ばいじんがトン当たり2万6,000円ということで1,700万円を計上しているところでございます。

それから19節の負担金補助及び交付金です。120万円。これは今、申しあげました九州産廃が菊池市にあります。ここ菊池市のほうへ環境保全の協力金として120万円を支払うものでございます。トン当たり2,000円の600トンで積み上げたものでございます。

以上、合計今年度予算額2億344万8,000円、比較で5,085万2,000円の減となっております。その他の収入で441万円、一般財源で1億9,903万8,000円となっております。

以上、環境衛生係の予算になります。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 以上で4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 課長、この条例をよく読みましたか。条例では事業所に立ち入ることができるとしております。それやっておりますかというのが一つです。

それから浦川水路の浄化ですね、今度はトータルで約160万ばかり出ております。毎年70万から80万委託料を含めてかかっているわけですが、この浦川水路の浄化というのは、一つは実験的なシステムでもあるんですね。木質をろ材にして、木材をですね。あの多孔質の木材をろ材にして。わかりますかね。だから、今度それを引き上げて清掃するということでしょう。それはぜひ写真に撮って、記録にとってやってください。

で、この実験的な試みがこれをつけてから20年近くなるかな。酒屋さんの米のとぎ汁からいろいろなものが、あそこにはほとんど商店街のやつが集まる。そしてそれが浦川の病院の前に全部集まるということで、あそこで少しカットしようということでした。ただ、大量の水が流れる、河川とまでいいませんが、それに近いようなところはこの四万十川がそれをやっているから、それを試みにやってみようじゃないかということでした。それが本当にこれまで経過して適正だったかどうかも含めて、検証を兼ねた2年ごとの今度やる掃除をやしてほしいと。今、私が言ったようないきさつは課長は御存じだったですか、この浦川水路はですね。

それから今、このクリーンセンターのことに絡んできますけれど、ダイオキシンの廃棄ですね。ダイオキシンの排出基準というのが非常に、これをつくったころは日本は世界の基準からすると何百倍も高かったんですね。ですから、非常に厳しくなっておりますが、この点検についてたまには職員も参加してやっておるかどうか。これは同時に、浄化槽点検についてもそうなんです。やっぱり職員が現場を知らなければ、これはせっかくつくっている条例が生きてきませんから。それはどうでしょうか。

私は浄化槽の管理の免許は持っているんです。しかし、実際にやってないから、もうほとんど今、いきなりやれと言われてもわかりません。しかし、職員はそのことを知った上で環境衛生について、環境行政についてはやってほしいとずっと私は言い続けてきたんですけれども、どうもそうならんようですね。事業所の立ち入りにしても、小径木から大変な汚水が流れてくる。そのときも私は現場に行って、その結果、簡単というか、一つの浄化装置をつけてもらったんですよ。千滝川がしょうゆを流したような状態で流れていましたから。あの杉の皮が持っているタンニンが溶けてそういうことになるんです。

だから、整理します。とにかく事業所に立ち入りをしているのかどうなのか。クリーニング屋さん、今は使わないか知りませんが、非常に揮発性の洗剤を使います。そういうので河川を汚す。あるいは2番目には、浄化槽の点検、あるいはダイオキシンの点検に職員も参加してやっているかどうか。毎回参加せとは言いません。これはサンプリングとしてそういうことをやるということが大事ですから、それを聞いておきます。

そして、先ほどちょっと紛糾しましたが、緑川漁協のところであんたが答弁の中で一つ大変な間違った答弁があつております。この金を取る、いわゆる緑川漁協は植林なんか一切しておりません、私の知る限りでは、植林をしているのは緑川の下流域の漁民の人たちです。これは私に来て始めたことだから私が一番知っています。漁民の森というのはそれをつくっています。それを混同しているなどと思って、さっきそれを言いそこないました。だから、実際は緑川漁協は金を取るばかりで、自分たちで木を植えるということはしません。ただ、放流はしておりますね。稚魚の放流はやっておる。それ以外はやっていませんから。

幾つも分かれましてけれども、お答えください。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。まず、最初の質問であります事業所への立ち入りですけれども、実際ここはやれていないという状況がもう現状でございます。

それから、浦川水路につきましては、私も当時の資料で勉強しただけですのでなかなか詳しいところまでまだ勉強不足のところがありますけれども、平成13年の4月から稼働しているという資料があります。浜町地区の約300戸、面積で市街地の戸数の3分の1の雑排水を処理しているという施設だと書いてあります。

直近の水質検査の結果ですけれども、BODの数値、これが一番一般的な項目だと言われておりますけれども、流入水で多いときで45という数字があります。少ないときで19という数字がありますけれども、これが排出する際には1前後まで浄化されているということで、十分機能はまだ維持できていると、評価できるという数値だと、これで思っております。

それから、クリーンセンターのダイオキシンの点検の立ち会いですけれども、担当のほうで検査時には立ち会うようにしております。

それから、浄化槽の立ち会いですけれども、これは法律のほうで浄化槽協会のほうは何条だったですか、点検がありますので、それでやってもらっているだけで、うちのほうで直接立ち合っているというところまではいっておりません。

それから、最後の緑川漁協の植林の関係については、農林振興課長からのほうからの先ほどは答弁でしたので、意見としては聞いておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 浄化槽につきましては特に合併浄化槽、これだけ広めてきました。今、ちょっとデッドロックに乗り上げておるような状況ですけれども、これについてはやっぱり担当者たちがまずシステムの勉強もしてほしいわけですけれども、そして法定点検から、あれは隔月かな、今、2カ月に1回か、法律では3カ月に1回になつとる。最初は毎月だったんですね。そのときにどこか、自分の家のやつでもいいんですよ、それを経験することによって、行政も理解できた上で環境行政ができると。そして、今、つくっている条例が例えばBODが20 p p m何て大変高いですよ。これなんかはやっぱり見直さないかんわけですね。

まあ、今、実勢は浄化槽は5 p p m以下ですという売り込みですよ。そうでしょう。実際また

そうだろうと思うんです。だから、これはもう非常に高過ぎる。そういうことも含めて今後の課題にしてもらうように申し上げておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） それでは、農林水産業費の御説明を申し上げたいと思います。

予算編成の総括的事項にもありましたように、熊本地震、それから豪雨災害からの早期復旧が当面の課題と捉えております。圃場災害におけます早期復旧に向けた公助の取り組みを優先とし、農家の皆さんが農業生産へスムーズに移行できますよう全力で取り組むこととしたいと思います。

また、農業従事者の高齢化、後継者不足、鳥獣害の防止、そして集落営農推進、農業基盤整備など総合的に、そして早急に取り組むべき課題が多いことも上げられます。また、平成29年度は新しい農業委員会制度への移行期でもあり、とても重要な1年となることを自覚しております。

本年度は骨格予算ということで、各種事業によります補助金等の政策的経費は計上いたしておりません。

それでは、5款農林水産業費1項農業費より順次説明させていただきます。

117ページをお願いいたします。

1目農業委員会費であります。29年度予算は3,728万8,000円を計上しております。特定財源としまして、国庫支出金557万円は農地中間管理機構農地集積事業補助金210万円と農業委員会交付金344万3,000円でございます。その他は農地保有合理化委託金3万円と農業者年金業務委託手数料150万であります。

歳出でございますが、1節報酬は現在の32名の農業委員の年報酬556万1,000円と事務補助非常勤職員の報酬136万8,000円でございます。それから2節給料、3節職員手当、4節共済費、7節賃金は事務局職員3名並びに臨時職員の人件費を計上しております。

118ページでございます。

9節旅費186万6,000円は農業委員の費用弁償174万3,000円と普通旅費であります。11節需用費86万6,000円は事務消耗品、12節は58万1,000円は郵便料、また14節使用料及び賃借料27万6,000円は農業委員の研修用バス借り上げでございます。

続いて19節負担金補助及び交付金47万3,000円は農業委員会郡協議会等の負担金でございます。

続いて2目農業総務費であります。29年度予算額1億5,407万円を計上しております。主なものとしましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費については農林振興課及び清和・蘇陽支所農政係21名分の人件費でございます。

119ページ、11節需用費、12節役務費、それから120ページ、13節委託料、14節使用料及び賃借料につきましては、蘇陽研修センター、二瀬本ふれあい館に係ります必要経費をお願いしており

ます。

3目農政費は183万5,000円をお願いしております。

特定財源としまして国県支出金18万円は、土地利用促進調査県委託金180万円、その他は鮎の瀬交流館、蘇陽研修センター等の農業施設使用料で57万4,000円を充当しております。

歳出の主なものとしまして、1節報酬4万8,000円は、山都町環境保全型認証制度に伴います環境保全型農業審議会委員の報酬をお願いしております。

それから121ページ、13節委託料76万9,000円は菅地域振興会に委託しております鮎の瀬交流館施設管理委託料であります。

19節負担金補助及び交付金は50万円をお願いしております。農政関係各種協議会等の負担金をお願いしております。

続きまして、4目畜産振興費です。本年度予算額180万円を計上しております。特定財源としましては、その他は町有牧野、杉木の高尾牧野の使用料、それから蘇陽の広域農業開発分の負担金でございます。

歳出の主なものとしまして、8節報償費4万5,000円は予防接種をお願いしております町内の獣医師3名の方への謝金でございます。

それから11節消耗品につきましての40万円は、牛の疾病予防用の注射器等をお願いしておりますところでございます。

122ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金132万7,000円につきましては、畜産関係の各種協議会等の負担金をお願いしております。主なものとしまして南阿蘇畜産振興協議会の負担金を上げておりますが、南阿蘇畜協につきましては昨年、県の畜産協議会と畜協と合併いたしまして、合併後の催しを行います配分等が減ったということで、今後、消費者との交流による消費拡大、それから自治体負担金の会費負担率を組み直し、増額となったものであります。

次に、6目日本型直接支払事業につきましては、多面的機能支払事業、中山間地直接支払事業、環境保全型直接支払事業の3事業の予算でございます。本年度予算額5億8,498万7,000円をお願いしております。特定財源としましては、国県支出金の4億2,148万3,000円は国・県の交付金となっております。

歳出の主なものは1節報酬で事務補助非常勤職員、それから臨時職員の報酬、4節共済費、7節賃金につきましては本町支所の事務補助臨時職員2名分を計上いたしました。

続きまして123ページでございますが、13節委託料430万8,000円は、測量設計委託料としまして中山間地直接支払事業に新たに対象農地になる部分の農地の傾斜度を測量するものでございます。それから389万8,000円につきましては、多面的機能支払事業の交付対象農地がございしますが、この全農地の保存管理状況を全筆調査するもので、これは法律により調査委託は全額国庫補助によるものでございます。

19節負担金補助及び交付金5億7,774万7,000円は、中山間地直接支払制度交付金として3億3,300万円、それから多面的機能支払交付金としまして2億2,638万1,000円、そして環境保全型

農業支払交付金としまして1,836万6,000円を計上いたしております。

124ページをお願いいたします。

7目水田農業対策費では、本年度予算額6,608万円を計上いたしております。特定財源としましては国庫支出金の659万8,000円は、新需給システム推進事務補助と経営安定化対策制度推進事務事業費の県の補助金でございます。

9節の旅費47万3,000円は農家小組合長の現場確認時の費用弁償でございます。

19節負担金補助及び交付金600万円は本町の地域再生協議会への補助金でございます。この地域再生協議会ではその年の米の生産調整数量や目標量、生産調整率などの審議決定をする協議会でございます。ちなみに29年度は28年度と同様な配分であっております。転作率が44%、水稲作付面積は1,401ヘクタール、収穫量に直しますと6,879トンを予想し、10アール当たりの基準単価が491キログラムという基準収量となっております。

次に、9目農業土木管理費では、本年度予算額123万円を計上しております。9節旅費ほか事務にかかわります職員の旅費でございます。

125ページ、19節でございますが、負担金補助及び交付金47万5,000円は関係協議会への負担金会費でございます。

次に13目中山間地域総合整備費では、本年度予算額1,148万9,000円を計上いたしております。9節旅費は県営中山間地総合整備事業にかかわります職員の普通旅費をお願いしております。

次に、19節負担金補助及び交付金1,147万1,000円をお願いしております。主なものは、中山間地域総合整備事業の工事負担金255万円、これは中島地区と矢部南部地区の米内蔵、この2地区の工事負担金でございます。それから農業競争力基盤整備875万円につきましては、矢部中部地区の負担金でございます。29年度基本設計を行い、30年度以降の圃場整備を行うための基本設計費を上げさせていただいております。その負担金でございます。

126ページをお願いいたします。

次に、14目単独土地改良費、24目特定防衛施設周辺整備事業調整交付金は双方とも増目でございます。

それから、25目人・農地プラン事業費は就農支援交付金事業でございます。特定財源の国県支出金100%の就農支援交付金でございます。

それから127ページ。

次に5款農林水産業費2項林業費1目林業総務費では、本年度予算額2,661万9,000円を計上しています。財源の国県支出金20万円は権限移譲交付金です。主なものとしましては、2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては職員4名分の人件費を計上いたしております。11節は消耗品と公用車管理費として計上いたしました。

次に、128ページをお願いいたします。

次に、2目林業振興費では、本年度予算額609万7,000円を計上いたしております。主なものとしましては、19節負担金補助及び交付金は林業関係協議会負担金576万2,000円。

続いて129ページでございますが、次に3目林業土木管理費として、また7目治山費、14目地

方創生道整備推進交付金事業につきましては在目といたしております。

以上、今回は政策的経費等が計上されておりませんので、当初予算としましてはかなり縮小された金額になっておりますが、これから新しい町長の政策等を反映した予算につきましては6月に改めて上げるような形になろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 農業委員会費です。農業委員法が改正になり、農業委員の数が減らされました。給料のところでいろいろ論議したわけですが、出来高と言うとちょっと語弊ですが、それに見合った額を支払うというようなことがただし書きで書いてありました。そのお金はどこから出ますか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 昨日、報酬等の中でも御説明申し上げましたが、この農地利用最適化推進委員につきましては、その裏づけの財源としまして農地利用最適化交付金、この事業の中で、交付金事業で裏づけされております。

この活動実績に応じた交付金ということでございますので、昨日も申し上げましたが、この活動実績に応じた交付金につきましては、農業委員会ごとに計算方法がございます。上限額につきましては、農業委員及び推進委員の人数掛ける月額6,000円、これを12カ月で掛けるということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 有害鳥獣駆除の補助金の件につきまして、ちょっと地元のほうからいろいろお話がありましたんで御検討いただかないかと思っておりますけれども。

有害鳥獣駆除でイノシシとか鹿を今、捕獲されて1万円の補助金が出されております。ただ最近、イノシシも子イノシシまで補助金出すようになりまして、野山にほったらかしてやるわけですね。ですからもう、カラスは来るし、何や来るし、もうざまにやあわけですよ。実際、今のところは。

で、この件に関しましては、やっぱり補助金を出す以上はちゃんと最後まで掘って処理するか、あるいは有料化して焼却炉で焼却するなど、そこまで確認した補助金でないと、これは環境問題から考えても非常にいかんなと思っておりますし、現場のほうにもう鹿なんか喰わんもんだけん、そのまま投げ捨てちゃう。1頭投ぐれば今度は子のイノシシば投げる、その悪循環が過ぎて、あらゆるところにそういう状況があるわけですね。

早急にこれは対応しなくちゃいけないし、先ほど環境課のほうで話がありました有料化についても考えないかんとということも言わなきゃいけないなと思っておりますけれども、これ、処理するためには焼却炉で処理するとすれば有料化してやるとか、あるいはショベルカーで掘って、いけるとか、何らかの形を最終確認までして補助金を出すというような制度改革をしなくちゃ、

これは環境問題に、非常に山都町としても問題があると思いますので、早急にここら辺の対応をやっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。町長のほうからでお願いします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。27年度の実績で約5,200頭を超えまして、ことしもそれに近づくような数字が現在上がっております。これもひとえに捕獲隊、駆除隊の皆さんのおかげということで、地域によっては非常に被害が減ったということです。

議員、今、御質問ありましたように、確かに一班で100頭を超える、そういう捕獲もあつていふということございますが、基本的に捕獲隊、駆除隊につきましては狩猟者でございます。狩猟者による処分につきましては狩猟法で決まっております。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、並びに鳥獣保護管理法第3条の第1項に基づき、鳥獣の保護及び管理については、この事業を実施する際の基本的な指針として「捕獲物は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適正な方法で埋設する」ということを表記されております。

基本的にかかなりの面積も抱えながら、かなり頭数もとられているということ聞いておりますが、中には小型の機械を使って穴を掘って、そして埋め戻し用の土と一緒に石灰等も使いながら、また、1カ所に置かずに分布させて埋設しておるということ聞いておりますが、確かに現場の御苦労も多ございます。今後、住民環境課と打ち合わせをしながら、そういう方法がとればというふうに考慮させていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 法律ではそうなっていますが、法律守らん人が多いわけです。ですからそういう状況が発生するわけです。ですから、これは徹底した指導をするなり、そこまで処理したものを写真に撮って出すなり、それをやったかということを確認する義務もあるわけなんですよ。ですから、処理しました、法律であるけもう終わっていますよという話じゃなくて、行政側として、補助金を出す以上はそこまでの写真を出しなさいと私は言っているわけ。

ですから、そこまでの、あるいはそこまでのどのように今後していくのかというのを明確に出しながら補助金を出すわけですので、6,000万も出すわけですので、そこら辺のところは写真管理なり何らかできるような形をとってほしいと申し述べているわけです。まだ私もそれ言ってきた人がおつて、現場を見て、お前の名前を出してやろうかって言ったら、いや、俺の名前出したら困ると言われたわけです。

ですから、非常に言いたくも言えない状況があるわけですよ。実際、現場ありますから、そういう現場が。ですからこういう話をしているわけですので、ぜひ今後の行政指導としてはきちんとしたことをやっていただきたいということを申し上げているわけです。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 関連です。今の4番の議員に関連してですけれども、私もそのことについては地権者から要望を受けております。

といいますのが、今、尻尾だけを持っていけばいいと、鹿もイノシシも。ということで、その

残骸ですよ、残りですね。残りについて個人で山を持つとる人はそこにいけるのができると。しかし、都市部の人で近くに山も畑も持たんとという人はその処理に困ると、骨の処理にですね。

ですから、その点については環境課長にもこの前から何度かお願いをしておりまして、清和の焼却場でもう少なくなるとるわけですから焼却処分をもうやってくれということをお願いをしとりましたけれども、環境課長、その後いかがなおりますか。お伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。多分、1回質問受けました。で、現場のほうとも話をして、一般ごみの焼却に影響のない範囲で受け入れは可能ということでございますので、新たなルールをちょっとつくってですね。個体で入ってくるのはちょっと勘弁してもらいたいということでしたので、温度管理とかそういったものがあるようですので、現場の技師とちょっと協議をして、受け入れ態勢というのをまたつくり上げていきたいと思っております。

（自席より発言する者あり）

余り公に受け入れますということを広報すると、どっさり入ってくるとまたこれはこれで困ると思っておりますので、その辺もあわせて現場のほうとちょっと考えていきたいと思っております。

（「早急にお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

6款商工費について説明を求めます。

山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 129ページをお願いしたいと思います。

商工費1目商工総務費7,849万円です。これは職員の給料一般管理費でございます。

次のページをお願いしたいと思います。

2目商工振興費、これにつきましても一般管理費でございます。

131ページ、観光費をお願いしたいと思います。

2,394万5,000円ということで、11節需用費、ここに印刷製本費250万ということで、これは観光パンフレットでございます。それから、ほかの電気・水道につきましては、所轄しております13の施設の管理費でございます。

それから、役務費373万7,000円ということで、この中で広告料332万4,000円とあります。これはラジオ、それから新聞、メディア等々の広報広告費でございます。ここらあたりは、少ない予算の中でいろいろなユーチューブとか動画サイト、そういったものを活用して今からはやっていきたいということで、職員も今、SNSを使えますので、そういったことで町民の職員の一人一人が宣伝マンになれるような仕組みづくりをこれから工夫していきたいと思っております。

それから132ページ、委託料でございます。

これはそれぞれ25カ所のいろいろな公園とか緑地広場とか持っておりますが、そういう観光の毎年の施設管理費でございます。

133ページの負担金をごらんいただきたいと思います。

490万6,000円。の中にはそれぞれ通常の負担金がございますけれども、一番下のほうに県央東部地域広域連携プロジェクト負担金200万円ということでございますけれども、これは緑川流域連携事業ということで実行委員会に200万円の負担をしますけれども、これは全国石橋サミット、昨年、プレサミットということで行いましたけれども、今年は全国石橋サミットということで11月17日から18日に行うようにしております。この予算でございます。

続きまして134ページをごらんいただきたいと思います。

続きの負担金ということで、阿蘇広域連携プロジェクト50万円、これは阿蘇ジオパークのサイン計画、あるいはパンフレット、情報発信の負担金です。それからモンベル・フレンドエリア登録ということで、この負担金64万8,000円ですけれども、今、モンベルが今70万部に到達しようとしております、会員がですね。こういったことで、このモンベルを利用していろいろな情報発信をしていきたいということで、このモンベルを見て山に来た、観光に来たというお客様も今年々ふえております。

昨年この64万8,000円は災害支援ということでモンベルのほうから負担金の請求をしないということで免除していただきました。それとあわせて、東京でいろいろなイベント出店をしましたけれども、そういったときモンベル主催のところではPR活動をしていただきたいと思いますということで、その出店料等の免除もしていただきましたし、先般、会長のほうにお会いさせていただきました。今後こういったモンベルとの包括協定を結んで山の安全、環境、そういったものの協定をぜひ結びたいと。あわせて災害協定のほうもできたらいいなというような話がございまして、そういったことをこし進めていきたいと思っております。

それから、4目観光施設費でございます。500万円が通常の観光施設の11の市指定管理施設の修繕料でございます。また、13節の委託料7,931万円です。そよ風パークの3,682万円から指定管理施設の管理委託料でございます。残り主要3施設、そよ風パーク、通潤山荘、清和文楽館、残り2年となりますので、指定管理施設のあり方、それから最終的に次の年、最終年度は指定管理の募集、準備ということになります。残り2年でございます。

それから135ページでございます。

山の都づくり事業、報償費のほうで209万4,000円。これは結婚相談、後継者、定住移住促進、しごとセンターというようなことで今、連携してやっておりますけれども、集落支援員の報償費でございます。

続きまして136ページをごらんいただきたいと思います。

同じく委託料285万4,000円ということでしておりますけれども、これ短期滞在施設の浄化槽等の委託料でございますけれども、一番最後に250万円とあります。山の都創造地域づくり支援事業委託料ということで、これは先ほども申しましたまちづくりやべさんのほうでしていただいております活動とあわせて、定住支援の活動ということで連携してやっております。中心市街地の活性化についてはまちづくりやべのほうで負担していただいておりますけれども、今後は白糸、島木の地域づくり活動も昨年しましたけれども、そういった形で活動を広げていただきたい。あ

るいは、定住相談と連携していただきたいということで250万設けております。ちなみにきのうもTMOの話もありましたけれども、とつても盛り上がるおらが町ということで頑張っております。

それから137ページをお願いします。

文化交流拠点施設の維持管理費で449万8,000円ということで上げております。報酬143万7,000円ということで、非常勤嘱託一人を置かせていただきたいと思っております。それから維持管理費、電気料水道代122万円ということでございます。

それから、次のページをお願いしたいと思います。

あとは電話料とか浄化槽代ということでございます。それから、ふるさと寄付金の事業でございます。報酬が139万2,000円と、これは非常勤の職員の報酬でございます。

それから139ページをお願いしたいと思います。

報償費1億円でございます。これは、ふるさと寄付金のお礼の品の額でございます。ことし、29年は目標を2億5,000万に設定しております。28年は最終的には1億8,000万は超すというふうに思っております。最終的に1億8,000万ですので、来年、29年は2億5,000万を目標にということでしておりますけれども、ごらんいただきますように需用費の183万7,000円、印刷製本437万9,000円というようなこと、あるいは役務費の3,625万3,000円、ふるさと寄付金の送料2,500万とかシステムの委託料等々かなりの費用がかかってまいります。

13節の委託料2,666万4,000円ということで、ふるさと寄付金、このシステムの導入182万4,000円、それからふるさとチョイスの管理料、これはふるさとチョイスというネットのサイトでございますけど、売り上げの約10%を払わなければなりません。これが2,284万円ということです。それから楽天のほうはもうネットだけの管理料ということで200万円、売り上げに対しての4%を支払わなければならないということでですね。

この2,666万4,000円、これをどうにかして町の中でお金の落ちる仕組みをつくっていききたいということで、ことし拠点施設を運営しますので、その中で商工会、観光協会と一緒にやりますので、その中で仕組みづくり、受け入れ体制をしっかりと整えて、できれば30年からはその方向でいければと思っております。町長のほうからも、このふるさと納税のシステムについてはできるだけ内需、町にお金の実入りが多いようなシステムづくりをやっていこうという指示を受けておりますので、そこらあたりはしっかりこの1年間で工夫してやっていきたいと思っております。

今回は経常経費のほうがほぼほとんどでございます。以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 6款商工費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まず、135ページの集落支援員のところをもう一度説明をいただきたいと思っております。ちょっと聞きとれませんでした。

それと、いろいろな施設を管理されている山の都ですけれども、きのうのところの総務通信というか情報のほうにも絡むのかもしれませんが、キャンプ場あたりにやっぱりW i F iを設置されるというのが望ましいかなと。今、SNSはボランティア募集なんかにも本当に役に立つんですが、来られたお客さんがみずから発信してこんなとこだよということで、そのW i F iが使えるようであれば、お客さんが本当にまたその伝達のいいお仕事をさせていただけるということですので、幾らぐらい費用がかかるかというのは見積もっていただくとして、前向きに検討していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） お答えいたします。集落支援員のほうでございますけれども、今、結婚相談ということで中心にやっていたいておりますけど、昨年からはいろいろな町ごと支援センターと連携しまして、空き家情報、そういったものまで移住定住の相談に窓口が今、しごとセンターにありますけれども、こちらの役場のほうの集落支援員と協働していろいろ多機能に相談に応じるということで、結婚相談だけではなくてそういったところまであわせて集落支援員さんをお願いをしているところであります。

それから、W i F iの話ですけれども、やっとこの光がことし事業で完成いたしますので、当然そういう観光関連施設についてはW i F iが当然必須でございますので、今、予算は計上しておりますけれどもそんなにはかからないと思います。企画のほうともう一回相談しまして、6月にはかかる経費がかかればですね。それから自前でできる施設については自前でしていただくというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 予算にはもう問題はありますが、ちょうどいい機会ですので。

新しく目にもふるさと寄付金事業というものがありますので、138ページですが、この今回は本年度1億8,000万、だんだんふえておりますし、非常にいいことでありますし、また、この次の年度は2億5,000万を見込んでいます。

その中でいいことで、この12役務費から委託料、こういった分が非常に経費がかかるということです。これをやっぱり地元でするといい方向に入るなと思っております。しかし、これに今、全国的にいい形のふるさと納税ということがありますが、国も今、これに対して非常に返礼のこれがかさむということで、どこも非常にこれを悩んでおると。これからどうこれが行くのかなという分が一つです。

そしてこれには、きのうの農業新聞だったかな、おとといだったかな、これは米というのが多くあったということもありますが、あわせてこれからのこれをどういったふうにしてうまいぐあいに国の指導になっていくかということ、そこだけ聞いときます。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 高市総務大臣のほうの御発言の中にもありますように、やはり今、過剰、過激になっているという分、換金性が高いものとか、それから返礼についても万

円の場合8,000円、9,000円返礼して本当にいいのかという議論があつて、恐らく上限を設けるような事態が将来的にはできてくると思っております。

町のほうでは基本的には返礼は30%から40%以内、それでもまたこの予算の中に出てきておりますように送料とか、役場職員の人件費まで入れると6割とか7割になってしまうということで、本当のふるさと納税でまちづくりに使えるのが3割とかいうことになってしまうと本末転倒の部分もございますので、そこらあたりは町としても競争はしなければなりませんけれども、いい魅力ある商品づくりはやるとしても、その返礼品についてはやっぱり30%、40%には必ず抑えていくという方向は守っていきたいと思っております。

その中で他町村と比べてどうだという話はそれは置いとしまして、やはり町としての魅力ある商品は魅力ある商品ですので、それをしっかり情報発信して買っていただくというようなことで努力してまいりたいと思います。他町村で例えば綾町とかは10億とか上げておりますので、そこからすると我々のところは見劣りはしますけれども、中身をやっぱりしっかりしていきたいと思っておりますし、まだまだ町のいろいろなトマトジュースであったりとか、工夫する部分はいっぱいありますので、そこで売上げを伸ばしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 商品開発をやっておりますので、これをやっぱり生かしていただきたい。紹介しておきますが、中には返礼品はもう要りませんよという人たちもおられるということも申し上げておきます。しっかり頑張ってください。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 132ページです。国民休養地の管理委託と通潤橋御小屋の管理委託、あの付近は今、立入禁止区域になっていると思いますが、それを踏まえた計上であるかということと、135ページです。

緑仙峡の管理委託の件ですが、お風呂場の改修の要望が上がっておると思います。あそこを使われる人たちが少人数のときに、お風呂にかなり経費がかかるという話があった。そういったことを検討されたのか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 御承知のように、通潤橋周辺については遊歩道の崩落等がございますので、立入禁止の部分が多々あります。県のほうと林務のほうと、早急に崖崩れした部分の改修工事ということで今、やっていただいております。

そうはいうものの、通常の管理自体はやっぱりしていかなければなりませんので、立入禁止区間内についても除草とか、そういったことはしていただいている部分がございます。ですから、ことしもなかなか全線開通にはなりませんけれども、昨年と同じ額でしておりますけれども、その契約については個々にまた検討したいと思っております。

それから、緑仙峡の緑仙館のほうの風呂場については本当に効率が悪うございます。申し出は上がっておりますので、協議はしております、担当のほうとですね。どれが一番いいかというこ

とも含めて6月の予算で上程しなければならん分は計上したいと思いますし、今般、緑仙峡のほうには地域おこし協力隊のほうを入れて、人材的にも支援をしていこうと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、7款土木費について説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、7款の土木費1項土木管理費のほうから御説明をいたします。

1、土木管理総務費です。予算総額は1億8,150万。この中で財源としまして174万4,000円ございますが、これは道路占用料とそれから屋外広告物の使用料、これを充てております。一般財源が1億640万6,000円ということでございます。2、3、4につきましては職員の給与、これは11名分を上げさせていただいております。それに対する手当等でございます。それから19の負担金補助及び交付金につきましてですが、2,816万4,000円ということでございます。

142ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては各種団体の負担金等ございまして、この中で県工事の負担金というのがございますけれども、これは県が工事を行ったことに対する負担金でございます。道路改良改築工事が7カ所ですね。それから側溝整備が4カ所、それから砂防関係が1カ所ということで2,770万6,000円を上げていただきました。

次に、2の道路橋梁費でございます。

1道路橋梁総務費でございますけれども、400万3,000円ということでございます。これにつきましては、13番の委託費ということで道路台帳作成委託料ということでございます。これは改良した部分もございまして、新しく町道になった部分とかございまして、その道路台帳の整備のために委託をするものでございます。

それから、2の道路維持費でございます。4,345万7,000円ということで一般財源でございます。これに対しましては約1,000本の町道、それから1,000キロに及ぶ町道があります。それから橋が338カ所、それからトンネルが15本ということで大変な維持管理が必要でございますけれども、この中で報酬としましては407万7,000円、これは矢部地区のほうの本所のほうの管理人の報酬を上げております。それから4番に対しましては、その方の保険料ということで上げています。

それから需用費でございますが、688万5,000円。これは蘇陽・清和・本所分がありますので、これだけの金額になっておるところでございます。役務費につきましては登録の手数料ということで、抜けている部分等が間々ありますので、それに対する登記の手数料でございます。

それから13番の委託料でございます。3,000万ですね。これを道路管理委託ということでしております。これは町道の管理に対する委託料を出しておるところでございます。それから使用料、賃借料としましては重機借上料180万上げております。これは道路の補修等にいたしますと役場のほうには重機等がございますもんですから、そのときに緊急に借りたりするリース料等が入っ

ておりますので、お願いします。

3番の道路新設改良事業費でございます。これは科目存置ということで1,000円だけ道路改良費を上げさせていただいております。

それから4番でございますが、地方創生道整備推進交付金事業費です。これも科目存置ということで工事請負費1,000円だけを上げさせていただいております。

5番の大矢野原演習場周辺民生安定事業費でございます。2億4,920万上げさせていただいております。財源の内訳が1億7,198万8,000円、それから一般財源として7,721万2,000円ということで、これは1名分の給与、それからそれにかかる手当、共済等を上げております。

それから7番で賃金ということにしておりますが、臨時職員の8カ月分をここで上げさせていただいております。需用費として984万2,000円ですが、これにつきましてはもうコピー料とか各支所の分も入れ込ませていただいております。

その次、145ページをお願いいたします。

工事請負費として2億3,161万9,000円ということで、上鶴線、それと水の田尾下鶴線、2路線について工事請負費を上げさせていただいております。

それから7番の社会資本整備総合交付金事業でございます。これを委託料としまして現在高速道路が30年の供用開始に向けて長谷地区のほうを行っております。これに伴いまして2億4,010万ということで上げさせていただいております。これにつきましては、もう4月1日から継続的に仕事はやっておりますものですから、国交省のほうとの契約はもう4月1日からとなりますものですから、それだけを一応上げさせていただいたというところでございます。

続きまして8番でございますが、自然災害防止事業費、科目存置ということで1,000円だけ上げさせていただいております。

次ページをお願いいたします。

土木費の河川費の河川管理費でございます。これにつきましても科目存置ということで1,000円だけ上げさせていただいておりますが、これは例年、県のほうから私どものほうに委託ということで16河川、今までの実績から言いますと16河川の29の地区の方々、自治振興区を中心とした地区の方々に委託をして、河川内の草切り等をお願いしております。

それから3番でございます。災害関連防災がけ崩れ対策事業として実はきのう、お願いをしたところでございますが、これは科目存置ということで1,000円だけ上げさせていただいております。

続きまして土木費、住宅費でございます。公営住宅等管理費ということで3,848万1,000円を上げさせていただいております。財源の内訳としまして3,661万1,000円、これは住宅の使用料を上げさせていただいております。一般財源として187万円ということで、給与3名分を上げさせていただいております。

次ページをお願いします。

需用費の中で954万としております。これは住宅の水道、電気料、修理等、これに書いてあるとおりでございます。役務費としましては住宅の浄化槽関係ですね。

それから14番の土地賃借料とありますけれども、これは蘇陽の橋地区に1カ所だけございますもんですから、その分を3万円として上げさせていただいております。

2番でございます。小集落住宅管理費でございます。これにつきましては、需用費の中で83万6,000円ということで、電気料、それから修繕料を上げさせていただいております。

次ページをお願いします。

震災被災住宅応急修理費ということで1,728万円を上げさせていただいております。これは国県支出金が100%ということでございます。現在進めておりますが、きのうもお願いしたところでございますけれども、30件分の57万6,000円ということで繰り越しをお願いしたところでございます。今回もまた30件分ということで、これはこのぐらいは来るだろうという予想でございますので、少なければ減額しますし、多ければまた増額をお願いすることになるかと思っております。

それから、7番目でございます。応急仮設住宅費ということで、これは応急仮設、原地区にございますけれども、その分の電気料等の需用費を上げさせていただいております。役務費委託料に関しましても、その住宅の関係でございます。全体で5,703万2,000円を上げさせていただいております。

続きまして、6番の高速道路対策費でございます。1、高速道路対策事業費でございます。1,600万8,000円ということで、これは職員の給与2名分を上げさせていただいております。149ページをごらんいただきたいと思いますが、役務費の中で70万上げておりますが、これは現在高速道路を進めるに当たり捨て土地を今、候補地を当たっております。その部分で決まってしまうと、登記を行いたいということでの予算を上げさせていただいております。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 7款土木費について説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

10分間休憩いたします。

休憩 午後3時41分

再開 午後3時50分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8款消防費について説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、8款消防費を御説明いたします。

8款消防費には、消火活動を含め、広く風水害や地震などの災害防除、または災害が生じた場

合の被害軽減のための活動に対する予算を計上しているものでございます。ページは149ページをお願いいたします。

8款1項1日常備消防費でございます。2億9,718万9,000円です。上益城消防組合負担金でございます。

続く150ページです。

2目の非常備消防費です。消防団員の報酬ですとか活動に係る経費を計上いたしております。23万5,000円の国県支出金の特定財源につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金という国の交付金でございます。石油貯蔵施設が八代市に所在しております関係で、隣接する市町村には配分があるというものでございます。

1節の報酬です。1,378万9,000円。消防団員報酬です。640名の団員の報酬を計上いたしております。条例定数は740名ということでございます。給料は1名分の給料、それから人件費、それから経常経費を計上いたしております。

151ページで、備品購入費です。

189万円。消防ホース50本の今回購入を計画いたしております。

3目の消防施設費です。消防自動車や防火水槽等の設置や維持管理費の経費等について計上いたしております。11節から27節はそういったのに係る経費でございます。

152ページです。

4目の災害対策費でございます。こちらのほうでは334万4,000円を計上いたしておるところでございます。これも災害対策に係ります経常経費を計上いたしておりますけれども、11節の需用費で被服費を今回計上いたしております。防災服並びに職員の夏季用のポロシャツ等を今回、整備したいということで計上いたしたものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一つだけ。私がかねてからドローンの活用、ドローンの導入について話してきたんですが、そういう論議していますか。

この前の災害のときに、職員たちが危険を冒して現場に行くわけです。どうしても行けないところたくさん出てきたはずなんです。そういうときは小型のドローンでも確認できるというふうに思っ、今後の課題としてですね。

これを動かすにはそれなりのテクニックが必要ですから、研修も必要です。恐らく上益城消防あたりでドローン導入の論議は出てくるだろうと思いますが、町としても、本当に小さなドローンをですね、どうだろうか。私は竹トンボなら飛ばしきりますけれどね。

そのことは一つ、研究課題にしてください。お願いします。

○議長（中村一喜男君） いいですか。ほかに質疑はありますか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 先ほどの有害獣とか、再生可能エネルギーのところでもちょっと申し上げましたが、この防災拠点というような取り組みの中で、この間の地震の後に、五ヶ瀬あるいは蘇陽の体育館を使つての被災地支援ということが行われましたので、ぜひですね、本当ひちくどいようですけれども、五ヶ瀬、高千穂との連携を急いでいただきたいということと、この間ちょっと出初め式のときにお伺いしたところ、11分団でしょうか、馬見原のほうの分団は何回か懇親会等もしているようだということでした。やはりそこら辺の連携、日ごろからの連携が必要じゃないかというところで今後、検討を進めていただきたいと思いますと思いますが、その点について見解をお聞かせください。

それと山岳救助のほう……、これは消防じゃないか。いいです、いいです。連携のほうだけお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 広域連携といいますか、近接町村との連携につきましては、宮崎県側のみならず隣接する町村につきましては、いろいろな、これから協定を含めて、今回は特に地震、水害等を経験しました関係上、そういった機運というものも盛り上がってきておりますし、また、必要性というのも、これはそれぞれの防災担当のほうも認識をいたしておりますので、そういった方向性でぜひ検討を進めてきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 消防団員なんですけども、年々減少しています。過疎化も進んで非常に人口も減ったということはわかりますけども、今、分団長とかが、部長、ある程度幹部の方のやめられる年齢が非常に早いわけなんですよね。そこら辺のとめるような方策は何か考えられんですかね。総務課長、その辺はどうお考えですかね。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 旧町村ごとにそれぞれ団員の認識とか、いろいろな経歴も含めて、それぞれの違いがあるということは私も認識しておりますし、また合併しまして、そういったところが統一されていって収れんされてきているなというふうには考えておりますけれども、なかなか年齢については、やはり先輩方が早くやめられているところにあつては、やはりそういった、自分たちもそういったふうな考えを持っておられるところも多々あるのかなということもあります。

やはり今おっしゃいましたように、九百数十名いた、合併時いた団員が300名近く減少しているということは、これはもう非常に消防団運営にとりましても喫緊の課題で、団員の確保は課題でございますので、先輩団員がおっしゃるように、幹部団員が範を示すということが大事だろうと思っておりますので、ぜひそういったところは、本部会議なり分団長会議でも訴えをしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今のことに関連してですが、もう昨年ですかね、機能別消防団というような形で整備をされました。予算の中にはその手当だったり研修費的なものが入ってないように思いますが、昨年の議会の答弁の中で、総務課長が、ぜひともそういった形は組んでいくというようなことをおっしゃっておられましたが、どのようなお考えでしょうか、そのことにつきまして。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 予算の中の、出勤旅費についてはその中に含めておるということでございます。現在230名を超す機能別消防団の方がいらっしゃって、それぞれ活動費をもらっているということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） それでは、9款教育費の説明を申し上げます。

まず1項の教育総務費でございます。

1目教育委員会費です。教育委員4名の報酬等々並びに郡の連絡協議会の負担金等を計上しております。

続きまして、2目でございます。事務局費、特別職並びに一般職6名の給与等でございます。154ページには共済費まで、それから旅費等を計上しております。

それから155ページでございます。

13の委託料の中に、健康診断委託料ということで非常勤職員の方々の分でございます。これには生涯学習課分も含んでおります。

それから21節の貸付金でございますが、408万円を計上しております。高校生分として6名、それから大学生分として10名ということで計上しております。

2目の教育事務局費の歳入で813万4,000円ですが、これは奨学金の償還金ということで、その他の財源として上げております。

155ページ、3目の教育振興費でございます。

この財源が42万4,000円は県からの補助金でございます。水俣病に学ぶ関係教室の補助金、それから矢部小学校の防災教育研究指定に関する補助金ということでございます。それから、その他の17万円につきましても、矢部小学校の防災教育研究指定に係る助成金でございます。

報酬でございます。非常勤職員6名分の報酬、それから共済費等々でございます。それから講師の謝金等を考えております。

続きまして156ページでございます。

主なもので、12節の通信回線使用料というのは、学校と町立図書館を結ぶNTT回線等の図書館システムを利用した通信使用料でございます。13節の委託料の64万8,000円と関係したりして

おります。

それから14節使用料でございますが、これはバス使用料ということで、県の学校給食大会あるいは小学校による水俣に学ぶ研修会等のバス代を計上しております。

それから19節の負担金補助等でございますが、一番下に30万とありますが、これが矢部小学校の教育指定に関する部分でございます。

続きまして4目の教育施設費です。主に廃校施設に係る経費ということで、電気代、浄化槽検査手数料、それから管理委託料等々を計上しております。

5目のスクールバス運行費でございます。臨時バス運行費でございますが、夏季冬季の休暇分、それから学校行事、それから校外学習等の分、それから県道の通行どめに伴います葛原線の臨時運行という経費でございます。

6目の学校同和教育費です。学校同和教育事業に伴います講師謝金等でございます。

それから7目が外国青年招致事業費、いわゆるALTと呼ばれるものでございます。2名の先生がいらっしゃいます。クリスチャン先生、ジョシュア先生ということで、それぞれ2年目、5年目を迎えます。

続きまして2項の小学校費でございます。

1目の学校管理費ということで、小学校7校への配当予算もこの中には含んでおります。まず財源で30万ということで、これは理科教育に関する国からの補助金の30万ということでございます。それから、その他の財源で41万1,000円でございますが、五ヶ瀬町から委託を受けている児童分の負担金が17万5,000円と、PTAから日本スポーツ振興会の保護者負担分ということで23万6,000円ということで計上をしております。

1節の報酬でございますが、これは校医ということで、内科医、歯科医、それから眼科医、それから薬剤師の皆さん方の報酬ということでございます。

それから11節でございますが、2番目のプール薬品費並びに修繕費の200万円以外は学校への配当予算の総計でございます。

12節も学校配当予算ということでございます。

160ページになります。

浄化槽管理委託料等々でございます。例年上げております経常経費というところになります。それから14節、18節になりますと、これはもう学校関係への配当予算ということでございます。

次、160ページ、2目の学校振興費ということでございます。

報酬は非常勤職員、矢部小学校の事務補助をお願いしている分、それから各学校に特別支援の教諭補助の配置ということで9名分、それから複式学級の教諭補助分として6名分ということに計上しております。それに伴います共済費、旅費等々でございます。

162ページになります。

14節の使用料ということで、文楽鑑賞料ということで、これは年に1回、小学校6年生対象で行われている部分でございます。

それから3目の給食管理費ということで、小学校の給食に関する経費でございます。臨時嘱託

さんが12名、それから一般職員8名分ということで、それぞれの経費を上げております。38万8,000円というのは、県の学校給食課よりパンの輸送を行っている分の助成金ということで、163ページの13の委託料のほうに、給食用のパンの運送委託料ということで172万4,000円を計上させていただきます。

次のページです。164ページになります。

3項の中学校費になります。1目の学校管理費でございます。財源の10万円につきましては、理科教育に関する国庫補助金の10万円という分でございます。それから、その他につきましては小学校と一緒にございますが、五ヶ瀬町からの委託生徒分21万円、それから日本スポーツ振興センター保護者からの負担金ということでございます。1節の報酬は内科医、歯科医、眼科医、薬剤師等々でございます。

それから11節の需用費でございますが、プール薬品費と修繕費のうち246万1,000円以外は全て中学校を参考に配当している予算等でございます。役務費委託料等につきましては、施設の管理委託料等でございます。

それからめくっていただきまして、166ページでございます。

2目の学校振興費ということでございます。財源で13万2,000円ございますが、中学校における特別支援教育就学援助費で国庫補助金でございます。それから報酬でございますが、事務補助ということで矢部中に1名配置をしております。それから特別支援教諭教員補助として6名、それから各中学校に1名ずつ心の相談員ということで配置をしております。その方の共済費、旅費等々でございます。

それから14節の車両借上料ですが、これは中体連大会、あるいは吹奏楽コンクール時のバスの借上費等々でございます。

3目の給食管理費です。中学校における給食管理費ということで、報酬は非常勤の6名、それから給与は一般職3名分ということで、手当、共済費等を計上しております。

それから168ページにつきましては、その維持管理に関する消耗品等々でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

9款教育費の4項の社会教育費と、それから後で申し上げます5項の保健体育費におきましては、全ての町民が心豊かに生き生きとした人生を送っていただくための生きがいを目指した予算を計上しております。よろしく申し上げます。

まず、9款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費です。6,358万5,000円を計上しております。

内訳といたしましては、1節報酬でございますが、これは社会教育委員さん8名の委員さん、それから5名の教育特区として山都町が設けております株式会社立一ツ葉高校に伴った運営審議をいただきます学校審議委員さんの報酬でございます。

それから2番給料につきましては、うちの職員9名分の職員の給料、それから4番まで人件費でございます。

それから8節の報償費についてでございますが、成人式の記念品ということで、それから記念品及び写真代等を含めた52万5,000円も合わせて計上をしております。

それからめくっていただきまして、2目公民館費でございます。897万6,000円を計上しております。そのうち、その他ということで44万6,000円は公民館の使用料を充当しておるところでございます。

1、報酬でございます。公民館運営審議委員、これ8名いらっしゃいます。それから公民館支館長さん、これは30人です。社会教育指導員さんはお二人、これらの方々の報酬を計上しております。

以下、人件費がありまして、8節の報償費でございます。各種の講座、いきいき大学ですとか女性学級等の講習を行うときの講師の方の謝礼ということで計上をしている分でございます。

めくっていただきまして、172ページに移ります。

13節の委託料でございます。IT講習会等の業務ということで、これはパソコン教室でございます。昼夜それぞれコースがございますけれども、年間約30回ほどの開催をいたします民間の業者に委託しておる委託料にでございます。それから、その下の英語教室におきましては、英会話教室ということで大体週2回ほどの業務を行っておりますが、こちらのほうも民間の専門業者のほうに委託をしている分でございます。

それからあとは、3目中央公民館管理費におきまして、委託料等におきましては、全て中央公民館とか、それらの全ての経常的な管理費でございます。

めくっていただきまして174ページです。

4目同和教育費280万6,000円を計上しております。このうち8節報償費につきましては180万円の計上ということで、こちらは同和教育事業に関しましてあらゆる講習、講座、例えば人権を考える町民の集いですとか解放子ども会、成人学級等の学習等、太鼓教室ですとか、こういったものの人権同和教育に対する講師の謝金としております。

それから、その下のほうに行きます。

5目文化財保護費です。257万5,000円を計上いたします。

1節報酬に関しまして、文化財保護委員さんにおきましては、現在9名の委員さんがおられます。これらの方々の報酬でございます。

8節の報償費につきましては27万円計上しておりますけれども、このうちの専門指導員さんにおきましては、銘木ですとか歴史的建造物の復旧などのための指導を行っていただくための謝金を計上しているところでございます。また、その下の講座等指導者謝金におきましては、清和の文楽講座におきまして、こちらの専門員の方と地元の方の指導の二者の方々の謝金でございます。

めくっていただきまして、176ページに移ります。

13節の委託料で103万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、道の駅通潤橋の横に今、民俗資料館がございますけれども、うちの課の所管でございますが、こちらのほうでの管

理委託が83万5,000円、それとその下に文化交流拠点施設への、4月以降オープンしますけれども、展示品の整備委託料ということで、保守管理料分ということで20万を新たに計上しているところ です。

それから6目文化的景観事業費でございます。これは工事請負費のみ科目を存置しておるところでございますけれども、6月の補正予算で一応、別途、文化景観のサイン整備工事を行うことで、後に6月議会で計上したいと思っております。28年度でサイン整備計画を行う予定でございましたけれども震災の関係でできませんでしたので、肉づけの6月の予算のときに再度計上をしたいと思っております。

それから8目清和地区館費でございます。605万円の計上です。

1節報酬につきましては、図書館非常勤職員の1名の報酬の分でございます。あと経常的な予算でございます。

それから9目蘇陽地区館費です。178ページです。

791万3,000円を計上しております。こちらのほうのその他ということで、先ほどもありましたけれども14万5,000円というその他のところの欄は、全て地区公民館の使用料ということで充当しているところでございます。

1節報酬につきましては342万5,000円ということで、図書館の非常勤職員の方の報酬、それも通勤手当も含めたところでございます。2名の方の分でございます。

それから13節委託料等につきましては、馬見原公民館ですとか集落センター菅尾、二瀬本コミュニティセンター等の管理委託料等でございます。

めくっていただきまして、180ページです。

10目図書館費です。1,783万7,000円を計上しています。その他の3万5,000円は図書館の使用料等の充当でございます。

1節報酬につきましては、図書館協議会の委員さんの報酬代、それから委員さんが、14名本来定員あるんですけども、現在はいらっしゃいますけども、対象とされる方の分、いわゆるメンバーに校長先生ですとか、そういった方たちもいらっしゃいますので、一応、一般の方といえますか、そういった対象の方、9名の方分の報酬になります。それと、その下は図書館の非常勤職員さん、これは3名分の報酬ということで計上しているところ です。

それから、あとは経常的なものでございますが、182ページに移っていただきまして、一番上に18節の備品購入費でございますが600万円を計上しております。昨年に引き続きの金額でございます。本の購入、それからDVDとかCDとか、こういったものの新規の購入分で、昨年に引き続き600万円の予算でございます。

続きまして、11目矢部高校応援事業費です。315万7,000円の計上をいたします。

19節負担金補助及び交付金ということで315万7,000円。これはもうそのまま矢部高校進学者への助成金ということで、入学祝い金一人2万円でございますが、一応、予算計上する段階では確定できておりませんでしたので、この段階で70人ほどの予算計上、それから進学者、2年生、3年生、それからあと転校してくる方も対象としておるんですが、そういった教科書代の助成とい

うことで67万7,000円分。それから遠方から通学が不可能な方は下宿をされるわけですが、月1万円ということで3名分の計上と。それから、県の教育委員会が対象としております廃校された高校、地区、それ以外の対象校、いわゆる県外からのバス通学者に対しての助成分が月1万2,000円でございますので、これらも6名分を計上したところで合計の315万7,000円になります。

次に、12目地域学校協働本部事業費でございます。68万7,000円の計上です。これは学校が地域の協力を必要とするものを地域住民が学校を支えていく事業というふうに捉えていただければいいと思います。国県支出金のほうで45万4,000円が計上あります。これは地域の教育力強化事業補助金ということで、国・県それぞれ3分の1、町が3分の1ということで、3分の2の補助金を計上しております。活動品目につきましては、右のほうに計上をしているところでございます。

それから183ページに行きまして、13目通潤橋保存活用事業費ということで85万9,000円を計上いたします。

8節の報償費につきましては21万ということで、これは通潤橋保存活用検討委員会の委員さんの謝金でございます。委員さんは現在32名の委員さんがいらっしゃいます。

続きまして、183ページの下のほうで、9款5項保健体育費でございます。

1項保健体育総務費277万5,000円の計上です。

1節報酬につきましては、これはスポーツ推進委員さん、現在は24名いらっしゃいますが、推進委員さんの報酬でございます。

めくっていただきまして、184ページ、19節負担金補助及び交付金でございます。

70万5,000円の計上でございますが、研修会等の参加負担金ということで、九州地区、熊本県あるいは上益城、それぞれの地区エリアでのスポーツ推進委員の研修大会等の費用でございます。下のほうが郡体育協会、上益城郡の体育協会への負担金でございます。

2目体育施設費においてでございますが、これにつきましては、体育館やグラウンド等の使用料等をその他ということで充当する分が164万3,000円計上しているところでございます。

185ページのほうに移りまして、13節委託料につきましては、基幹体育館でございます中央体育館ですとか地区体育館、矢部地区の地区体育館あたり、それからグラウンドですね、こういったものの係る施設管理の委託料でございます。

それから3目清和地区体育施設費です。345万1,000円の計上です。うち24万5,000円が体育施設費の使用料ということでの充当でございます。

あと、186ページのほうにも清和地区体育施設の経常的な委託料等を計上しております。

続きまして、4目につきましては蘇陽地区体育施設費ということで429万5,000円の計上でございます。同じく28万1,000円分が施設使用料等の充当でございます。同じく施設等の維持に関係いたします品目等を計上いたしているところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まず社会教育費で172ページ、英語教室とIT講座についてお伺いします。

英語教室のほうは、多分、昨年度というか、28年度の新しい事業だったとっていて、ALTの活用ではなく外部から雇ってこられているお金、これは委託料だと思っておりますが、今年度の利用状況、どのぐらいの方が参加されたかというのを伺います。

それからIT講座につきましては、随分長いこと取り組みだと思っておりますが、この受講者の推移というか、そういったところはおわかりかということと、それとお使いになっているパソコンはいつごろかまた入れかえられたのか、ソフトとかも本当に日進月歩ですので、そこら辺はどういうふうに対応してらっしゃるのかなというところをお聞きしたいです。

それともう1点は社会体育のほうで、私、先ほどの企画のほうで、かーちゃんサミットが去年地震で流れてまた今年度にとということだったことで、ちょっと思い出したんですけども、一昨年ですかね、山形県の何とかいう町と同じ、チャレンジという一日体育にどんだけの人たちが参加したかということで競ったものがございましたね。たしかあれを昨年は、それこそ大槌町か何かと一緒に考えてらっしゃったんですけども、もうそれこそ地震でどうもこうもならないということでキャンセルになったですよ。

ことはそのような予算が出ていないようなんですが、結構私、昨年、本当に誰もが参加できるすばらしい機会でなかったかなと。今、本当各地区で人口減少というか、駅伝チームも組めないとか体育大会もできないとか、そういう小さな振興区単位ではあっていると思うんですけども、あれは本当に皆さんが御家庭あるいは保育園で、学校で、事務所で、いろいろなところから御参加をされた、やっぱりスポーツに対する意識の啓発というのが効率よく行われたものじゃなかったかなと思っております。

なので、そのことについて、もしかしてチャレンジという国単位のそういったものがなくなっているのか、あるいはことしあえて出されなかったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。まず英語教室につきましてはの参加人数というのは昨様が……。失礼しました。IT講習会のほうの参加は、まず97名でございました。それと英会話教室に関しましては、済みません、英会話教室については、また後ほど御回答させていただきます。

それとIT講習会、パソコンの機器的なものがかなり古くなっておらないかという御意見等もあると思っておりますが、確かにずっと長く購入しているところでは、そういった前のやつを使ったりするところがございますので、その点についてはやはりOSの改修ですとか、そういったものも必要かと思っておりますので、そこら辺は設備等の点検確認をしながら、必要であるならば、そういったものも今後検討していきたいと思っております。

それからチャレンジデーでの件でございますが、議員おっしゃられるとおり、今年度の予算については計上を見合わせているところでございます。昨年もおっしゃられたとおり、5月に当初

はチャレンジデーやる予定で、大槌町さんとの対戦といたしますか、そういうことを取り組んでいくところでの4月の震災でございましたので、見合わせてから事業中止ということになったわけでございます。

今年度の計上におきましては、事業への取り組みは私たちも推進していくところではあるんですけども、震災対応がまだまだ、私たちの社会体育施設等それぞれあつたりしますんで、その復旧のほうをまず優先的に考えていきながら、一回今年度は見合わせて、また今後はそのことについてのあり方等も検討してからいきたいと思っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まだ体育館等の復旧ができてないということもお考えになったのかなと今、説明を聞いて思いました。

ただ、本当にチャレンジデーの取り組みは体育館に限らず、私はすごくよかったと思うのは、防災無線でたしかラジオ体操を流されたと思うんですよ。防災無線はいろいろ、それこそ使用のいろいろな制限等々、防災無線ですので、余りそういう保健活動に使っていいのかなんかわかりませんが、本当に余りお金のかかる取り組みではないので、そういうふうにあす午前中10時とか午後3時とかいうふうに、本当に皆さんが体を伸ばす、血の巡りをよくする、そういった取り組みのほうも考えていただけないかなとお願いしておきます。

○議長（中村一喜男君） いいですか。答弁ありますか。いいですか。

（「答弁させてください」と呼ぶ者あり）

答弁ありますか。いいですか。

（「いやいや、いいです」と呼ぶ者あり）

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 図書館費600万でございます。

図書館費足るのか足りないのか。十分なのかということと、毎年本がふえていっておりますが、本の管理はうまくできているのか。大体1冊2,000円検討ぐらいでいいのではないかと思います。これは私の考えです。2,000円で60万ならば、それなりの本が買えているが十分なのか。本がいっぱい出ておりますので、それもこれもと買えないかもしれませんが、その本の選択あたりはどうされているか。毎年買っておれば前の本はどうなっているのか。お尋ねです。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 図書館の費用が600万ということでございますが、おっしゃられておられるのは、多分、18節の備品購入費の600万円のことだろうと思っておりますけれども、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり昨年も同じく600万円の費用、それから今回も600万円の計上をしているところでございます。

大体、予算立て内訳といたしましては、本に見合う分が522万円でございます。これは大体1冊計算を大体平均の1,500円で計算をしております。1,500円の本館と二つの地区分館、清和、蘇陽の分館、三つ合わせて大体290冊。これを毎月なものですから12カ月分で計算しております。そうすると大体522万円分の計上になります。

それと別にDVDとかCDを、これは金額がそれぞれありますけれども、大体78万円分の600万円の計上でしておりますが、毎年この本をこれだけの分を購入していくわけでございますけれども、下のこの庁舎の1階あたりにも少し古くなったりサイクル本とか、そうしたものも少しずつ本棚のほうに飾って憩いの場という形で設けて、そういうコーナーも設けておりますし、また蘇陽分館におきましては、昨年11月に馬見原の公民館の中にあつたものから蘇陽支所内に移転をしたわけでございます。今の現況で言いますと、新たな新規の図書館利用者が相当ふえているということがうかがえているところでございます。

そうした中で、今後、図書という、本というものが人生生きがいつくり、生涯学習の中で位置づける役割には大変大なるものがあると思っておりますので、ぜひこの本を見る機会、本と出会う機会というものを広げていくためにも、購入費の費用というのは毎年計上していくものだと思っております。

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 本が大切だということは、私もそう思っておりますから質問しよるわけで。その中で刊行本、本が氾濫していると言っては語弊になるかもしれませんが、いつもいつも目新しい本が刊行されております。そういう中で十分に追いついているのかというのが一つの思いでしたので質問をしております。

ぜひ十分な、図書館の人たちが買いたいと思うような本は、十分買わせてやるような予算を組んでくださいということです。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） おっしゃるとおりで、私たちもそのような気持ちで予算を計上しております。

現在も、1月末現在でございますが、現在の蔵書数といたしますのが、本が6万2,485冊ございます。本館でございますね。それから清和分館のほうには1万3,208冊です。蘇陽にも2万51冊ございます。合わせて地方全体で本だけで9万5,744冊ございます。本もふえていきますが、図書館あたりの来庁者、そして新たな本の購読者、こういったものも確実にふえているところでございますので、引き続きこの図書館活動を進めていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 濟いませぬ、先ほど山の都のほうにもお願いしたところですが、図書館のほうも、今回こういう予算ではありませんが、Wi-Fiのほうの設備をよろしくお願ひしたいと。やっぱり公共施設です。

私、最近よくこの庁舎の下で、パソコン持ち込んでお仕事されている若い方をよく見るんですけども、そういったことが清和、蘇陽の支所でもいいし、図書館でも、本当に一人から使える珍しい公共施設ですので、そちらのほうのことも今後検討お願ひしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 答弁はいいですかね。ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 学校教育のことでちょっとお尋ねします。

これが当てはまっているかよくわかりませんが、教員補助の報酬ですね、ここに上がっておりますけれども。この前からいろいろ議論しまして、2万円月報酬が下がったという話を聞きましたんですけど、その辺のことは考えて組んであるのか。また、2万円下がっただけじゃなくて、日数も非常に減つとるという話を聞いております。その辺をどういう捉え方でされておるのか、その辺をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長（荒木敏久君） お答えいたします。教諭補助の報酬の1日単価につきましては、昨年、28年度から8,000円になっていると思っておりますが、29年度は変更はしておりません。

それから日数の関係でございますが、教諭補助につきまして、夏季休暇期間中も最低限の必要な部分ということで、昨年の230日から222日計算ということで減をしておるといところでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 実質的には日数も減つとるちゅうことですね。

ちょっとお伺いしたところによると、山都町は、以前は他町村に比べて非常によかったと。ここにきて報酬も削減されて日数も減ったということになれば、私たちも生活があるというようなことで、どうにか考えていただけないだろうかということで、いろいろ要望あたりも上がつとるかと思っておりますけども、その辺の話は、何かそこら辺の先生方から話がございましたですかね。それについてちょっとお聞かせいただければなと思っております。

○議長（中村一喜男君） 教育長、藤吉勇治君。

○教育長（藤吉勇治君） 今の件についてお答えいたします。昨年度、確かに報酬が減りました。その前に教諭補助の先生方に集まっていたいただいて御意見をいただく機会も持ちました。何故こういうふうに下がったのかということでも、本当に切なる御意見もたくさんいただきました。

ただ、十分にあればですね、本当にそれだけの役割、働きをしていただいているわけですので、本当にその気持ちはわかるんですけども、一つ基準になったのが、ほかの自治体の状況あたりも参考にしたというところもあったんですけども、それを含めて昨年度から少し人数もふやしました。複式学級の状況もありましたものですから。以前、複式学級についての教諭補助の配置をしてなかったわけですが、昨年度から、複式学級についてもやっぱりかなり先生方が少ないという中で、子どもたちが不利益をこうむってはいかんということで、それで結果的に人数がふえたわけです。何とかそういう先生方が現場で頑張っておられますので、それに報いることは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番(赤星喜十郎君) 学校管理の件でございますが、旧大野小学校の管理は今どうなっておりますか。

○議長(中村一喜男君) 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長(荒木敏久君) お答えいたします。学校教育課のほうで管理をしているような状況です。

○議長(中村一喜男君) 6番、赤星喜十郎君。

○6番(赤星喜十郎君) 地元の方に施設の管理を頼まれておると聞いておりますが、その件を拡大的に見ていきますと法に抵触しているんじゃないかという心配がありますが、その点はどうでしょうか。

○議長(中村一喜男君) 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長(荒木敏久君) 地元と正式に貸借関係の契約は結んではいない状況でございます。

今現在、地元の自治振興区と交渉しまして、年度変わりから、29年度から、今までと違う方法ということで交渉をしているところでございます。

○議長(中村一喜男君) 6番、赤星喜十郎君。

○6番(赤星喜十郎君) やはり多方面からいろいろな御指摘があつておると私は思っております。こういった件は法に基づいて適切に対応されますように、よろしく願いいたします。

あと、第三者の方たちの出入りもあつているんじゃないかという心配もあつております。

以上です。

○議長(中村一喜男君) 学校教育課長、荒木敏久君。

○学校教育課長(荒木敏久君) 監査のほうからも同様の指摘もございしますので、適切に対応していきたいと思っております。よろしく願いします。

○議長(中村一喜男君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村一喜男君) これで質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長(藤島精吾君) 次に187ページ、10款災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費1目現年度災害復旧費では、本年度予算14万4,000円をお願いしております。これは事務費でございます。

188ページをお願いいたします。

3目の現年度の林業施設災害復旧費については在目としております。

次に、4目過年度林業施設災害復旧費では2億8,897万8,000円をお願いしております。特定財源の国県支出金は農林水産施設災害復旧費補助金でございます。主なる支出で、14節500万円は重機等の借り上げ料でございます。

それから15節工事請負費についての2億7,630万6,000円は、28年に発生いたしました林道災害

復旧工事費の請負費でございます。矢部水越線を含みます2路線で約2億6,000万、その他の単独災害費で1,500万を計上いたしております。

また、16節の原材料費の250万円につきましては、工事材料としまして路盤の補充材、それから流末処理用の材料、それから生コン等の計上でございます。

最後に22節の補償補填及び賠償金でございますが、162万円の内訳は、林道災害復旧工事を行いますときに私有地に係ります立木補償費としまして162万円の計上をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 御説明をいたします。

1目現年度公共土木施設災害復旧費でございます。これにつきましては377万2,000円の計上をお願いしております。中身につきましては、旅費、需用費、役務費、それから使用料、公課費ということでございます。

需用費につきましては、消耗品ということでテキスト、あるいは積算関係の図書費を充てております。車の保険料、重量税等を上げております。それから、使用料の中に重機の借上料等300万上げております。これは例年これだけお願いをして、ことしまた大雨等が降った場合には、早急に道路の土砂等はどけて交通の便を来さないようにするための手当てでございます。

次ページをお願いします。

2目の過年度公共土木施設災害復旧費でございます。これにつきましては10億1,016万円ということで上げさせていただいています。国と県の支出金が8億、それから地方債が1,800万、一般財源が3,016万ということで、職員手当、これは時間外でございますが300万と旅費、需用費につきましてはコピー等の事務経費でございます。

それから使用料及び賃借料でございますけれども、河川等が今から災害で入ってきます。そうしますと河川には土石が、災害にかからない分での土石がいっぱいたまっておるところでございます。そういうところは、どうしてもそれを除去しないと河川の意味を持ちませんので、そういう手当てをするための重機の借り上げということで150万をお願いしているところでございます。

それから、工事請負につきましては10億円ということで、これは昨年起こった災害の請負ということでございます。それから200万につきましては、先ほどの農林課長が申し上げましたように、それに係る分の材料を上げております。

それから立木費30万でございますが、特に道路につきましては、もう路肩ぎりぎりまで木が植えてあったりしますので、その災害の復旧に関しまして、床掘りをする場合には木がかかったりしますので、その分の補償費として30万を上げさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明をいたします。

10款3項4目文化的景観災害復旧費です。2,128万4,000円を計上いたしております。これは、特定財源といたしましては国県支出金1,596万円。これは文化的景観の災害復旧補助金ということで、事業費の75%の補助に当たります。残りが一般財源になります。

8節の報償費10万2,000円でございますが、これは専門指導員の謝金ということで、文化的景観の保全活用委員さんでございます専門の委員さん、それから地元委員さん、それから協力される方々の謝金でございます。

9節旅費につきましても、それらの専門の委員さんの旅費等でございます。

11節需用費、それから12節役務費においては事務費でございます。

13節委託料です。805万6,000円を計上いたしております。測量委託料、設計監理委託料ということで、今年度、岩尾城周辺の災害復旧工事、それから下井手11号水路と合わせて25号水路の災害復旧工事を行いますための測量設計監理委託料ということになります。

15節工事請負費につきましては、先ほど申し上げました三つの工事に伴うものでございます。

19節負担金補助及び交付金880万円を計上いたしております。これは布田神社の災害復旧費補助金ということで、国の重要文化的景観を司どる重要な構成要素の一つでございます布田神社でございますが、これの所有者の方への事業に対しての町負担金と補助金ということになります。

町が行います文化的景観事業におきましては、そのまま事業費の75%程度でございますけれども、これに関しましては所有者が町ではございませんので、事業者に対して文化庁から来る予算は間接補助という形になります。町が補助をいたします金額の75%を今回は国・県が補助することということで、国が70%、県が5%の75%ということになります。

あわせて、全ての計上しております節の分についてのことが補助対象ということで、今回総額2,128万4,000円を計上いたしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 濟いませぬ、もう一度、今の文化財のところですけども、布田神社の災害復旧補助金の説明はもう一度、よかったら。

これはきのうの説明でもありました、山の都のファンドのほうからも、こういう被災した寺社仏閣に対しての何かお金も出るんじゃないかという説明がありましたが、これは具体的には880万、もう一遍教えてください。何に係るお金でしょう。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 少し説明が雑になりましたけれども、大体今のところでございますが、布田神社さんの社殿ですとか鳥居、玉垣、記念碑ですとか、そこの施設等にかかる被害等の、今のところの事業費でございますが、おおむね1,320万ほど今のところ見込んでいるところでございます。

そうした金額においての国・県が3分の1、それから町が3分の1、所有者が3分の1程度が

妥当かなというところで、おおむねそれを三つで割ると880万円ほど町が支出をすると、約75%ほど国・県の補助金が帰ってくるものですから、そういったところが妥当ではないかという、今のところ事業費ということで出しているところです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については一括して説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、192ページをお開きください。

11款公債費です。1項公債費1目元金でございます。本年度は10億4,360万8,000円でございます。その他の特定財源につきましては、住宅使用料が2,200万円、水力発電の売電収入が約2,200万円、地域総合整備資金の貸付金の返還金が約150万円ということになっております。利子は7,643万9,000円でございます。

続きまして、12款諸支出金です。2項の基金費です。1目財政調整基金費から11目のふるさと応援基金費につきましては、利子分を増目として、それから学校教育施設整備費につきましては、これは旧白糸第三小学校の通信制の高校の開設に当たりましては、補助金の返還分を年度割をして積み立てるというルールになっておりますので、毎年これくらい、60万弱を積み立てているものでございます。

これによりまして、財政調整基金は約5億2,000万円が28年度末の残高ということになります。減債基金が約3億1,000万円、飛びまして公共施設整備基金費は約5億6,000万円、学校教育施設整備基金は28年度末で約4,200万円、地域雇用創出基金積立金につきましては約9,600万円ということになります。ふるさと応援基金は約5,900万円という形になります。予備費は3,000万円を昨年同様計上いたしておるところでございます。

続く194ページは、今年度策定しました大矢野原演習場周辺の民生安定事業に係ります継続費の支出額や進行状況に関する調書でございます。

続く195ページです。

地方債の現在高の見込みに関する調書です。28年度末につきましては、現時点では、表の最下段の中ほどにあります103億1,875万8,000円、これが28年度末の見込み残高ということになるものでございます。

続く196ページから197ページは債務負担行為に関する調書でございます。

複数年にわたる契約等に基づく将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為でございまして、29年度当初では、197ページ最下段の中ほどにあります13億6,504万円がその将来にわたる負担総額となるものでございます。

また、198ページから203ページにつきましては、特別職や一般職の給与費明細書でございます。議会に予算を提出する場合は、給与水準の適正化を図るために予算書とあわせて提出する説明

書の一つでございます。198ページから201ページまでは給与費の明細書、202ページからは款項別の給与明細書となっておりますのでございます。

最終の204ページでございます。

地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費ということでございます。これは平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられました。この分で、消費税を構成します地方消費税率についても、それまでの消費税換算率1%から1.7%へと引き上げられたものでございます。この引き上げの部分について、わかりやすい形で予算書等に計上をなささいということの指導があつておりました。地方消費税の使途を明確化するために、予算書等の説明資料において明示をしたものでございます。

改めて表を見ていただきたいと思いますが、29年度予算に係ります地方消費税交付金、いわゆる引き上げ分の金額が1億829万円、これに対して本町の社会保障施策に要する経費は予算額37億7,496万円でございます。これから特定財源を除きました一般財源に、先ほど申し上げました地方消費税交付金が充当されるということになるものでございます。

それでは歳入の方をお願いいたします。9ページです。

それぞれ歳出の特定財源のところの説明があつたものについては省略させていただきます。

14ページの11款地方交付税です。1項地方交付税1目の地方交付税です。54億9,900万円を計上いたしたところでございます。今年度、28年度は現在57億7,500万円が確定額ということでございますので、これを見越して今回当初予算に計上をしたところでございます。

それから、次に30ページをお願いいたします。

19款の繰入金2項繰入金でございます。主なものは山の都創造ファンドの繰入金でございます。2,300万円を繰り入れるものでございます。

また戻っていただきまして、6ページ、第2表地方債です。

歳出で事業ごとに充当しました起債を、その起債目的ごとに区分計上したものでございます。内訳は本表のとおりで、総額は5億1,190万円となるものでございます。

表紙の次のページをごらんください。

平成29年度山都町一般会計予算。

平成29年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億6,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 以上で11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 先ほど言ったところです。

15ページ、民生費負担金の中で、保育料です。

過年度分というのが72万あります。一体保育料がどれくらい残っているのかお尋ねしたい。支払いが済んでいないのがどれくらいあるか。

（「未納で」と呼ぶ者あり）

未納で。

（「そぎゃんとこぴしゃつと言わんと……」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） どれくらい未納があるのかと。それから未納の分はどうなっているのか。例えば町が出しているのならば、今度は町から出す負担金といいますか、先ほどの支出の中のお金から差し引くべきではないかという考えを私がしておりますので尋ねておりますが、ちょっと後で調べて、私が今言ったことを調べて答えてください。何か書いてください。今、答えてよかです。

○議長（中村一喜男君） では、後で報告させます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「平成29年度山都町一般会計予算について」は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

延会 午後5時03分

3 月 17 日（金曜日）

平成29年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成29年3月9日午前10時0分招集
2. 平成29年3月17日午前10時0分開議
3. 平成29年3月17日午後1時50分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）
 - 日程第1 議案第26号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第2 議案第27号 平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第3 議案第28号 平成29年度山都町介護保険特別会計予算について
 - 日程第4 議案第29号 平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算について
 - 日程第5 議案第30号 平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
 - 日程第6 議案第31号 平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について
 - 日程第7 議案第32号 平成29年度山都町水道事業会計予算について
 - 日程第8 議案第33号 平成29年度山都町病院事業会計予算について
 - 日程第9 議案第36号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）
 - 日程第10 議案第37号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）
 - 日程第11 同意第1号 山都町監査委員選任について同意を求める件
 - 日程第12 同意第2号 山都町教育委員選任について同意を求める件
 - 日程第13 同意第3号 山都町教育委員選任について同意を求める件
 - 日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第15 同意第5号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第16 同意第6号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
 - 日程第17 山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙
 - 日程第18 発議第1号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について
 - 日程第19 議員派遣の件
 - 日程第20 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 | 10番 稲葉富人 |
| 11番 田上聖 | 12番 中村益行 | 13番 佐藤一夫 |
| 14番 中村一喜男 | | |
-

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	江藤 宗利
会計課長	山中 正二	企画政策課長	本田 潤一
税務住民課長	田中 耕治	健康福祉課長	玉目 秀二
環境水道課長	佐藤 三己	農林振興課長	藤島 精吾
建設課長	後藤 誠輝	山の都創造課長	檜林 力也
地籍調査課長	山本 祐一	老人ホーム施設長	藤原 千春
学校教育課長	荒木 敏久	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	森田 京子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長(中村一喜男君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第26号 平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長(中村一喜男君) 日程第1、議案第26号「平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長(玉目秀二君) おはようございます。御説明申し上げます。

議案第26号、平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算。

歳出でございます。17ページをよろしくお願いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,236万6,000円。1節報酬、レセプト点検報酬ということで、1名の嘱託の報酬でございます。

支出に関しては簡単に御説明申し上げまして、重点なところだけを詳しく述べさせていただきます。

13節の委託料ということで、これは国保連のほうに支払う委託料でございます。

次のページをお願いいたします。2目連合会負担金125万2,000円。これにつきましても、国保

連のほうに支払うものでございます。

1 款総務費 2 項徴税費 3 目滞納処分費 8 万。これは役務費ということで、郵便料でございます。

1 款総務費 3 項運営協議会費 1 目運営協議会費 40 万。1 節報酬費、運営協議会の報酬でございます。12 名いらっしゃいますので 3 回予定しております。9 節は旅費でございます。

1 款総務費 4 項趣旨普及費 1 目趣旨普及費 25 万。これは、パンフレット代の消耗品に充てております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費 15 億 9,600 万。これにつきましては、医療費の分でございます。前年予算に比ばまして 1.0% の伸びを予想したところで計上させていただきます。

2 目退職被保険者等療養給付費 4,800 万。これも医療費でございますけど、退職分に係る分、これは減額 4.7% ということで減額しております。

次のページをよろしくお願いたします。

3 目一般被保険者療養費 780 万。補装具等あたりを見込んでおります。

4 目退職被保険者療養費 24 万、5 目一般被保険者審査支払手数料 457 万 2,000 円。これも手数料ということで、国保連のほうに支払います。

6 目退職被保険者等審査支払手数料 18 万 6,000 円となっております。

次に、2 款保険給付費 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費。これは高額に該当される方の費用になります。26 万 7,600 円で、4.2% ほど前年度より伸びを見込んでおります。

2 目退職被保険者等高額療養費 960 万。3 目一般被保険者高額介護合算医療費 12 万。4 目退職被保険者等高額介護合算療養費 1 万。

2 款保険給付費 3 項移送費 1 目一般被保険者移送費 1,000 円でございます。

次のページをよろしくお願いたします。

2 目退職被保険者等移送費 1,000 円です。

続きまして、2 款保険給付費 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金 840 万 5,000 円。これにつきましては、20 名の 42 万を見込んでおるところでございます。

2 款保険給付費 5 項葬祭諸費 1 目葬祭費 60 万ということで、2 万円の 30 件を見込んでおります。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金 3 億 1,000 万でございます。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金 3 万円。これは支払基金のほうに支払う予定でございます。

4 款前期高齢者納付金等 1 項前期高齢者納付金等 1 目前期高齢者納付金 25 万でございます。

次のページをよろしくお願いたします。

2 目前期高齢者関係事務費拠出金 3 万。5 款老人保健拠出金 1 項老人保健拠出金 1 目老人保健医療費拠出金 1,000 円でございます。

2 目老人保健事務費拠出金 1 万 7,000 円でございます。

続きまして、6 款介護納付金 1 項介護納付金 1 目介護納付金 1 億 6,151 万 6,000 円。これにつきましては、支払基金のほうに払います。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金1目高額医療費共同事業医療費拠出金7,922万3,000円。続きまして、2目その他共同事業拠出金1,000円。3目保険財政共同安定化事業拠出金ということで、これにつきましては国保連合会のほうに支払う分でございます。

次のページをよろしくお願いいいたします。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費2,432万1,000円ということで、8節の報償費は各種事業の講師の謝金に充てております。

13節の委託料につきましては、特定健康診査等委託料ということで、40から74歳の国保の方につきましての住民健診の分を上げております。

8款保健事業費2項保健事業費1目保健衛生普及費215万4,000円。これにつきましては、9節の旅費からありますけれども、一番は、13節の委託料148万7,000円、19節の負担金補助及び交付金ということで、これは3万6,000円、研修あたりに充てておりますけど、先ほどの委託料につきましては、国保連のほうに支払う分でございます。

9款基金積立金1項基金積立金1目基金積立金1万円を計上しております。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金300万を予定しております。

次のページをよろしくお願いいいたします。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目退職被保険者税等保険税還付金12万でございます。

3目償還金1,000円。4目一般被保険者還付加算金20万。5目退職被保険者等還付加算金1万円。

続きまして、10款諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金708万5,000円。これは蘇陽病院のほうに繰り出すものでございます。

11款予備費1項予備費1目予備費879万円を充てております。

入のほうを御説明申し上げます。7ページをお願いいいたします。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税5億3,142万6,000円。1節から3節までは現年分です。4節から6節までは滞納繰越分を見込んでおります。今回、882万6,000円ほど減額しておりますけど、地震等の影響もあって所得も伸びないだろうという試算で、ある程度落としましたところでございます。

続きまして、2目退職被保険者等国民健康保険税988万1,000円。

続きまして次のページでございます。

これも、3節までは現年分、4節から6節は滞納繰越分としております。

続きまして、2款使用料及び手数料1項手数料1目手数料10万円。これは督促手数料でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金5億2,554万1,000円ということで、32%国のほうから来るようになっております。

2目高額医療費共同事業負担金1,980万5,000円。これにつきましては、高額にかかった分で、これは、国保連のほうから来るかと思っております。

次のページをよろしくお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金3目特定健康診査等負担金500万ということで計上しております。

3款国庫支出金2項国庫補助金1目財政調整交付金2億4,358万5,000円。1節普通調整交付金2億30万。2節特別調整交付金4,064万7,000円。7節直営診療施設整備事業補助金263万8,000円ということでございます。

2款の国保保険者標準事務処理システム改修補助金として468万円。これは30年度の移行に向けてのシステム改修ということでございます。

4款療養給付費等交付金1項療養給付費等交付金1目療養給付費等交付金7,267万2,000円ということで、これは療養分でございます。

5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目前期高齢者交付金5億8,302万4,000円でございます。これも支払金のほうから来ます。

6款県支出金1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金1,980万5,000円。

2目特定健康診査等負担金500万。国保連からいただきます。

次のページをよろしくお願いいたします。

6款県支出金2項県補助金1目財政調整交付金1億5,717万6,000円。県のほうからいただきます。

7款共同事業交付金1項共同事業交付金1目高額医療費共同事業交付金8,318万3,000円。

2目保険財政共同安定化事業交付金7億4,019万7,000円ということで、国保連のほうからの分でございます。

8款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金1万円。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金1億5,034万2,000円ということで、内訳といたしましては、保険税を軽減した分と保険者の支援分でございます。

2節職員給与費等繰入金808万4,000円。

3節出産育児一時金繰入金560万ということで、先ほど説明をしました840万の3分の2ということになっております。

4節国保財政安定化支援事業繰入金4,800万でございます。国保財政ということで、国保連のほうから来ます。

次のページをよろしくお願いいたします。

9款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金1,000円。

10款繰越金1項繰越金1節繰越金4,508万円。繰越金の分でございます。

11款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1節一般被保険者延滞金30万。2目退職被保険者等延滞金1万円。3目一般被保険者加算金1万円。4目退職被保険者等加算金1万円。5目過料1万円。

11款の諸収入3項受託事業収入1目特定健康診査受託料ということで1,000円上げております。

11款諸収入4項雑入1目滞納処分費1万円。2目弁償金1万円。

次のページをお願いいたします。

11款諸収入4項雑入3目違約金及び延納利息1万円。4目一般被保険者第三者納付金50万円。5目退職被保険者等第三者納付金1万。6目一般被保険者返納金1万。7目退職被保険者等返納金1万。8目雑入10万円でございます。

表紙の裏のページをお願いいたします。

平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億5,919万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第27号 平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第27号「平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 簡潔に行きます。

後期高齢者の分につきましては、もう入は決まっていますので、歳出のところで御報告申し上げます。

議案第27号、平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

出の8ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。ごらんのとおりになっております。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目徴収費、ごらんのとおりです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 2 億3,352万円となって、これは、右のほうに書いてあるとおり、被保険者保険料負担金 1 億2,829万4,000円、保険料の徴収分と基盤安定負担金ということで、1 億522万6,000円ということになっております。

4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金50万。2 目還付加算金 1 万円。次のとおりです。

10 款予備費 1 項予備費 1 目予備費 4 万7,000円となっております。

入のほうは、全て県の後期高齢者医療広域連合会のほうから支払われるということになっております。

それでは、最後の表紙の裏をごらんください。

平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億3,666万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万と定める。

平成29年 3 月 9 日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第28号 平成29年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第 3、議案第28号「平成29年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 冒頭に、今回29年4月から新総合事業に移行するという
ことで、若干御説明申し上げます。

要支援1、2の方が、今回、新総合対象の事業ということになりますけれども、山都町といた
しましては、今現在、要支援1、2の方は、取り組まれている事業所については、みなしとみな
しますので、そのまま同じ現状で29年度実施いたします。ただ、介護予防給付費の予算のほうか
らの支出ではなくて、地域支援総合事業のほうで予算を出さなければなりませんので、そちらの
ほうで支出を見込んでおります。

あとは、二次予防の対象者、一次予防対象者の項目が廃止されます。二次予防者というのは、
要支援1、2にならない方を今現在6事業所で、うちのほうから委託しております。その委託じ
ゃなくて、今回からそういう対象の人も、通所分でございますけれども、サービスへということ
で、今までに取り組まれた要支援1、2と同じような取り組みということになりますので、そち
らのほうで予算を支出するというようになっております。

それにつきましては、昨年度より事業所あたりに制度の改正あたりを十分説明いたしまして、
意見交換しながら、昨年度末に方向を固めたところでございます。1月以降は実施に向かって、
今現在、29年度スムーズに移行するようになっていくことをまず御報告申し上げます。

それによって、予算に若干組み替えがございますけれども、ある程度の予算は計上させていた
だいておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、御説明申し上げます。

議案第28号、平成29年度山都町介護保険特別会計予算。

12ページをよろしく願います。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 1 節報酬費139万1,000円。1名分、認定調査員の報
酬を見込んでおります。以下は諸支出でございますので、省略させていただきます。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費 9 万円。手数料等でございます。

次のページをよろしく願います。

1 款総務費 3 項介護認定審査会費 1 目認定調査等費 1 節の報酬費790万5,000円。これは、認定
調査員の5名分を見ております。あとの費用はごらんとおりでございます。

2 目認定審査会共同設置負担金699万1,000円ということで、上益城の広域連合の負担金でござ
います。

1 款総務費 4 項趣旨普及費 1 目趣旨普及費23万2,000円、印刷製本代です。

1 款総務費 5 項事業計画策定委員会費 1 目事業計画策定委員会費411万7,000円ということで、
1 節の報酬費60万3,000円、高齢者保健福祉推進委員の報酬ということで、17名いらっしゃいま
す。今回は、来年度から計画書を3カ年立てなければなりませんので、6回予定しております。

次のページをよろしく願います。

13節の委託料ということで330万8,000円、介護保険事業計画作成委託料ということでいうこと

で、第7期の策定委託料でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費ということで、これは要介護1から5の人を対象に支出するものでございます。6億8,039万9,000円。2目特例居宅介護サービス給付費1,000円。3目施設介護サービス給付費9億4,539万7,000円。4目特例施設介護サービス給付費が1,000円。5目居宅介護福祉用具購入費、これにつきましては、10万円を上限といたしまして、腰かけ便座とか、そういう分の購入費ということになっております。6目居宅介護住宅改修費780万。これは、20万円を上限といたしまして、手すりの取り付けとか、段差解消あたりをするものでございます。7目居宅介護サービス計画給付費9,399万円。これはケアプラン料になっております。8目特例居宅介護サービス計画給付費1,000円。

次のページをよろしくお願いたします。

9目地域密着型介護サービス給付費ということで、28人以下の小規模の事業所がとり行うところでございます。4億7,125万円ということで上げております。10目特例地域密着型介護サービス給付費1,000円。

続きまして、ここの部分が要支援1、2の方が対象の費用になっております。

1目介護予防サービス給付費4,491万円となって、1億1,075万7,000円の減となっておりますけれども、先ほど申しあげたとおり、要支援1、2の方の通所介護につきましては、地域支援事業のほうの予算に計上させていただいております。ただ、4,491万円ということで、まだ残っておりますけれども、これにつきましては、訪問看護、通所リハあたりが現存して、ここから給付ということになりますので、4,491万を見込んでいますところでございます。2目特例介護予防サービス費1,000円。3目介護予防福祉用具購入費。これは要支援1、2の方で、先ほど説明した内容と一緒にございます。96万円。4目介護予防住宅改修費480万。5目介護予防サービス計画給付費965万1,000円。これはケアプラン料でございます。6目特例介護予防サービス計画給付費1,000円。

次のページをよろしくお願いたします。

7目地域密着型介護予防サービス給付費。これは小規模デイサービス事業所、グループホームあたりになっております。315万6,000円。

9目介護予防原案作成856万8,000円ということで、これは通常であれば、地域包括が担うところでございますが、居宅介護支援事業に委託している分でございます。

2款保険給付費3項その他の諸費1目審査支払手数料242万4,000円。

続きまして、2款保険給付費4項高額介護サービス等諸費ということで、1目高額介護サービス費6,480万。2目高額介護予防サービス費1,000円。続きまして、2款保険給付費5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費708万5,000円。2目高額医療合算介護予防サービス費1,000円。

次のページをよろしくお願いたします。

2款保険給付費7項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費ということで、これにつきましては、施設入所者などの食費、居住については自己負担となっておりますけれど

も、低所得者に係る分の負担が限度額を超えましたらば、こちらのほうで軽減となっておりますので、こちらから歳出するものでございます。特定入所者介護サービス費1億8,019万2,000円。
3目特定入所者介護予防サービス費16万4,000円。

続きまして、4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金1,000円となっております。

次に、ここからの分が、先ほど説明しました地域支援事業のほうで差し引くものでございます。

5款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目サービス事業費1億1,134万4,000円ということで、9,000万ほどの増額を見込んでおります。先ほど申し上げたとおり、要支援1、2の通所されていた方の費用がこちらのほうでみなしとして計上になります。二次予防対象者あたりがチェックリストをかけて、市総合事業の対象者に今現在しているところでございますが、全ての人が市総合事業の対象者ということになりますので、こちらのほうで、通所のほうでみなした部分も合算しております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,510万2,000円ということで、13節の委託料の中で、介護支援専門員人材派遣委託料ということで、これはまちづくりやべのほうから3名の方、ケアマネジャーでございます。1,149万4,000円ということで計上させていただいております。

次のページをよろしく願いいたします。

5款地域支援事業費2項一般介護予防事業費4目一般介護予防事業費812万9,000円ということで、13節の委託料といたしまして773万6,000円ということで、高齢者の生きがいと健康づくり事業、昨年度から続けておりますけれども、548万8,000円と、地区別の運営委託料として22万、介護予防教室委託料として202万8,000円ということで、例年どおり計上させていただいております。

続きまして、5款の地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費、これは地域包括支援センターの活動の経費を計上させていただいております。1目総合相談事業費49万9,000円、内訳は右のとおりでございます。2目権利擁護事業費37万7,000円、内訳も右のとおりです。3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費7万5,000円でございます。

次のページをよろしく願いいたします。

4目任意事業費1億9,016万5,000円。1節の報酬ということで、生活支援コーディネーター報酬を162万3,000円、介護相談員報酬を127万4,000円を計上しております。5,900円の9人分の12月分の2回分を見ております。

13節の委託料でございます。食の宅配サービス委託料ということで、288万円ということで、これにつきましては、JAと社協のほうで食の宅配を委託しているところでございます。

緊急通報装置設置委託料ということで、709万4,000円、認知症地域支援推進員人材派遣委託料として437万9,000円を計上させていただいております。

5目の介護予防ケアマネジメントにつきましては、総合事業によりまして、23ページ、先ほど説明がちよっと漏れましたけれど、そちらのほうのケアサービスのほうに移行してまいりますので、廃目とさせていただきます。

5款地域支援事業費4項その他の諸費1目審査支払手数料ということで、24万4,000円を計上

しております。

次のページをよろしくお願ひします。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金及び還付加算金21万円。2 目償還金1,000円。

6 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金1,000円。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費410万7,000円となっております。

続きまして、5 ページの入を。入につきましては、これに基づいて支払われるものでございますので、簡単に御説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料。これは65歳以上の方でございます。4 億2,458万8,000円ということで1 節から 3 節までございますけど、特別徴収保険料というのは、年金から天引きされるものでございまして、普通徴収料というのが普通の納付書で払う分でございます。

続きまして、2 款の使用料及び手数料 1 項の手数料ということで、1 目督促手数料6 万、2 目地域支援事業手数料72万円ということになっております。

次のページをよろしくお願ひします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金 4 億5,023万5,000円ということで、これは国の分で、施設の分が15%、その他の分が20%という計上になっております。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目調整交付金、これは例年変わりますけど、去年でいけば11.57%ほどの率で来ています。2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）3,370万6,000円。これは25%です。3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）832万2,000円。これは39.5%の補助率です。4 目介護保険事業費補助金1,000円。

続きまして、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金、これは支払基金からということで、支払基金は一律28%になっております。7 億528万円。2 目地域支援事業支援交付金3,775万円。これは支払基金で28%でございます。

次のページをよろしくお願ひいたします。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 3 億6,839万5,000円ということで、施設の分が17.5と、その他が12.5となっております。

5 款県支出金 2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）1,685万3,000円、12.5%です。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）410万9,000円。これは19.5%でございます。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金1,000円。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金ということで、県同様の12.5%になっております。3 億1,485万8,000円。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防事業）1,685万3,000円、これも同じく12.5です。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）410万9,000円、これは19.5%です。

4目低所得者保険料軽減繰入金ということで、693万1,000円ということで、低所得に該当された方の分でございます。693万1,000円。

次のページをお願いいたします。

7款繰入金1項一般会計繰入金5目その他一般会計繰入金99万9,000円ということで、事務費に充てております。

7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金400万。

続きまして、8款繰越金1項繰越金1目繰越金1,700万1,000円。繰越金を見込んでいます。

9款諸収入1項雑入1目雑入1,923万3,000円。

9款諸収入2項延滞金及び過料1目延滞金5万。

2、2目過料1万円。

表紙の裏をよろしくをお願いいたします。

平成29年度山都町介護保険特別会計予算。

平成29年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億2,549万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

平成29年3月9日提出。山都町長。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 18ページ、2款保険給付費。その中で、介護予防サービス給付費っていうのが、1億1,000万ぽんと減額されております。これは、減額された理由を説明願いたい。

それからもう一つは、これはわかればですが、入所待ちの人、施設がいっぱいで受け入れができないということを聞いておりましたが、今も入所、現在入所待ちの人がおられるかどうか。わからなければいいです。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。18ページでございます。1億1,000万の減ということで、御説明ということでございます。

冒頭で御説明申し上げたとおり、今回の総合事業によりまして、要支援1、2の方が、介護予防、こちらのほうから移行して、地域支援事業のほうにそのまま移行するというところでございますので、減額させていただいておりますので、変わらないと思います。

あと、入所の待機者ということでございますけど、ちょっとの即答は、正確な数字はわかりま

せんけど、十数名ほど、まだ大分待機されているかと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、議案の前段のところ、課長がおっしゃいました要支援1、2のことですが、昨年からで、今年度も町がするというようなことで、何か聞くところによりますと、事業所を固定化して行くというように話が一時期出ていたように聞いております。ただ、前段では7カ所ということでしたので、今までされているところは全部するというような形で、そういった理解でよろしいでしょうか。

それとあと一点、地域支援事業のほうに、要支援1、2の通所者の方ですたいね、が行かれます。主に、今の負担は、食事代が主だろうと思いますが、昼食代的な負担だろうと思いますが、個人負担があると思います。食事代だろうと思いますが、そういった形で、支援事業にかかわることによって、そういった通所者の負担がふえるということがあるかないか、そのこと、その2点をお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。先ほどの件でございます。新総合事業の着手につきましては27年度から取り組んでいたところでございますけれども、当初、二次予防の対象者ということで、6事業所ですかね、取り組まれたのをどうするのかということで、27年度あたりで検討されたということでございます。

2社に絞り込むという感じで私は引き継いだところでございますけれども、それで、事業所のほうに御説明申し上げたところで、それはおかしいということも十分踏まえて、今現在、利用されている方の混乱も招くしですね、いろんな面もあるということでございますので、今現在6事業所で取り組まれている事業所全部に御説明申し上げて、新総合事業に取り組まれるところは今どおり来てほしいということで御説明申し上げて、いろんな意見を、単価の問題とかありましたので、そのあたりで協議して、12月までには了承を得ております。先ほど説明したとおり、29年度4月、スムーズに、まず利用者の負担、混乱しないように第一条件でございますので、そちらを一番考慮した形で、そのまま移行という形で進めさせていただきます。

先ほどの単価の面ですけれども、食事あたりは、今回通所のみでするので何も影響はないかなと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思います。

16ページ、介護サービス諸費用の中での、17ページの居宅介護住宅改修費の780万と、同じく介護予防サービス等諸費の中での19ページの介護予防の住宅改修が480万、これの相違点は、どういうところがどう違うのかというところをちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、23ページ、今話がありましたけれども、地域支援事業ですね。これ、新しく始まる事

業じゃありますけれども、説明を私も二、三回聞きました。その中で、13節の委託料、介護支援専門員の人材派遣が1,149万4,000円。これはまちづくりやべという話がありました。この内容等について、どういうことを実施、計画されているのかと、同じく24ページの13番の高齢者の生きがいと健康づくりの事業委託料の548万8,000円、介護予防教室等の委託ですね。これはもう事業計画もされていることと思いますけれども、どこがどのように実施するのか。

今7業者がするというような話がありましたけれども、そここのところが、非常に関係業者からも、社協がとってしまえばなかなかできんというところもありますし、社協は町から補助金出してやっているところもあります。ですから、民間の事業所の方はなかなかそこに手がつけにくいという話も聞いております。ここの事業所の中で、みんな平等に事業所がやるということになってくれば、事業所の意見も十分聞きながら、社協等が独占しないような方向性を持たなきゃ、やっぱりいろんな問題が出てくるというふうに考えております。

そここのところを、議員の中にも事業所をされているところがありますけれども、その調整を、どのように考えてらっしゃるのか、再度、2番議員も話がありましたけれど、回答をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。まず第1点でございます。居宅の介護福祉用具購入と住宅改修ということはどう違うのかということで質問だと思いますけれども、内容的には全く同じでございます。ただ、要介護1から5の人が使うのは、こちらの予算から支出すると、要支援1、2の方が利用する内容につきましては介護予防給付サービスのほうから歳出するというのでございますので、内容は全く同じでございます。

あと、第2番目の御質問の、介護支援専門員人材派遣の委託料ということで、まちづくりやべの3名ということ、どういう内容をやっているのかということでございますけれども、これにつきましては、地域包括でケアプランを立てるんでございますけれども、ケアプラン、包括のほうの人員は限られてますので、専門の人材ということで、3名うちのほうで委託で来ておりまして、その中でケアプランを立てるところでございます。

そうした中でも、ケアプラン、かなり量が多うございますので、うちで担えない分は各居宅の介護事業所のほうに委託して、ケアプランを立てていただいているところでございます。

3点目の……。済みません、書類がばらばらになってますんで。

高齢者の生きがいと健康づくり事業という御質問だったと思います。これは例年、今までもやっております。自治振興区28単位で実施されて、自主的に、自分たちで実施されております。町からの委託ということでございますけれども、町のほうからは、取り組まれるところに年間7万円と1人当たり利用された方に300円ということで委託をしておりますけれども、各自治振興区でそれぞれ取り組みは違いますけれども、主体的にされているところの代表の方が、うちのほうに実績として上げてこられます。3カ月ごとに、人数も全部チェックして、こういう事業をしましたということで実績を上げて、その人数をカウントして、うちのほうから支払っているという状況でございます。

あとは、先ほど社協あたりのこういう取り組みとか、そういうのがあったかと思います。今回の新総合事業で、一応サービスAのところは御報告申し上げましたけれど、サービスBという、住民主体で、地域の公民館とか、そういう場所で自主的にボランティアとか、そういうリーダーと一緒に出来てもらうような事業が、サービスBというものが計画されております。実際、今現在、ある程度、下矢部西部とかでモデル的に昨年取り組ませていただきましたけど、例年、長年取り組まれているような事業を、今後、事業所のサービスじゃなくて、自主的に自分たちでするような方向性を持ったところの将来の計画像の新総合事業でございますけれども、今現在は、まだ山都町としてはすぐには取り組みませんので、まずは29年度、今御説明申し上げた内容で取り組ませていただきまして、順次、地域のほうでできるような体制、それは社協に限らず、各事業所にも力をいただいて、お力添えをいただいて進めていきたいなという感じで考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、地域が自主的に取り組んでという話ですね。この前、厚生常任委員会の中でもその話がありました。今、どこの地域も、年寄りばかりなんです。誰もかれも見てもらう人ばかりしかおらんわけです、実際の話が。ですから、専門的な知識が地域にないわけなんです。ですから、この前話しましたように、やっぱり何らかの形でサポートする体制をとらなきゃだめなんです。ですから、そのためには、社協なり民間の方々の力をかりてサポートできる、そして、その地域の方が自主的に独立できるような体制をつくる必要があるわけです。30年までにですね。あと1年しかないわけです。ですから、ぜひ、この予算の中においても、そういう地域力を高めるような施策、方向性をぜひ町はとってもらわなきゃいかんというふうに考えております。ぜひ、そこの取り組みを、ちょっと見間違わんようにお願いしたいというふうに考えております。

あと1点が、今、ケアプランを作成しておられますね。役場の中でも作成しておられます。朝8時半か9時ですか、から3時まで。その後、持ち帰ってケアプランを自分で作成して、3時から、3時に終わりますから帰ってケアプランを作成して、清書されますですね。このケアプラン作成するのに4人か5人の方が当たっていらっしゃるんですけども、なかなかお話を聞きますと非常に煩雑な作業なんです、実際ですね。ほかの町村を調べたところ、1件当たり500円なり1,000円なり出すというような、働く人の立場をちゃんと考えてやってもらわんと、その人たちがやめたら現場が非常に混乱するというふうに考えております。

ですから、そこのところを、係長の意見を通じながら、やっぱり係長がちゃんとクッションの役目をしながら、最先端で働く人の意見を聞きながら、やっぱりその現場がどのような苦勞をされているのか、どのような状況なのかということも把握する必要があるというふうに思いますし、その人たちが、この町の基軸を支えていると私は考えております。ですから、そこ辺のところの他町村の状況も把握しながら、ぜひ今からの高齢化社会に向けたケアプランの作成の仕方、その現場で働く人たちの考え方、及び地域の中での取り組みがどうなのかということは、町が予算を

組んででも、やっぱり地域力を高めるということが必要だし、ケアプランを作成する人の考え方も十分考慮していきながら30年に向けて頑張っていたいただきたいと思ひますし、そういう予算措置も十分考へていただきながら、混乱のないように、30年度に混乱が起きないようにお願いしたいというふうに考へております。よろしくお願ひします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） 30年度までにと後藤議員おっしゃいましたけれども、サービスB、地域でするのは将来像でございまして、いつまでにしろということはされておひりません。できましたら、サービスBのほうに移行すれば介護保険料も安くなるという感じで、厚労省が2025年度、団塊の世代が75になったとき介護保険料はパンクすると、そうみなしたところで今回の計画ということになっておひります。

近い将来、今度は要介護1、2の方を同じようなやり方で地域で見ようという形になってくる可能性もあひりますけれども、今現在、要支援1、2の方が対象でございまして。しっかり要支援1、2の方が将来介護1以上にならないように、極めて予防が大事だと痛感しているところでおひります。

それと、先ほどのケアマネのことを言われたかと思ひますけれども、囑託職員じゃなくて、まちづくりから専門の職員ということでおひりますので、それは時間は関係なく、ちゃんと見ておひります。3名、うちのほうに包括で来ていただいております。

確かに、今後、介護を利用する方がいらっしやれば、ケアのプラン立てる量もかなりふえてくるかと思ひますけど、今現在のところ、この体制でまだやっていると踏んでおひりますし、包括では担えないところは、居宅の介護事業所に担っていただいております。今後ふえてくれば、人員配置あたりも考へて、適切なケアプランを立てる人員配置をしたいと思ひます。

おっしゃるとおり、ケアプランは大変な仕事でございまして。人をどう利用するか相談でケアプランを立てていきますので、そのあたり十分な体制をとるように、今後ふえてくれば体制とっていききたいと思ひます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はあひりませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 今、後藤議員から出たことは、私の問題意識として持つておくことは、独立採算でやっていこうとした介護保険制度、これがだんだん先が大変心細くなってきたと。この生活支援サービス事業というのは、そういう意味では、この制度のほころびの始まりじゃないかという問題意識を我々は持つべきです。ただ、ここでは我々は、やっぱり自助・共助・公助、そういう形でまずは自分自身がしっかりと生きると、それから地域でどう支え合うかと、最後に制度をどう使うか、運用するかということになると思ひます。

そこで、これは坂口課長に聞いておきますけれども、繰出金が一般会計から3億5,000万ばかり出ておひりますね。これには、それぞれ法定の基準があるんですかね。これは福祉課長に聞いた方がいいかな。福祉課長が基準に基づいて、あなたのところに請求するわけ、要求するわけでしょう。

一般会計からの繰り出しを求める場合に、法律や制度で決められた基準があるのかということを知りたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、玉目秀二君。

○健康福祉課長（玉目秀二君） お答えいたします。基準があるかということの御質問でございます。一般会計からの繰り入れということで、一応、介護保険の財政というのは、入が100と考えると、半分を第1号被保険者、第2号被保険者で見ます。第1号が、65歳以上の方が22%、残りの28を第2号被保険者ということで、40から65未満の方が支払うことになっております。残りの半が公費ということでございます。公費というのは、国、県、町でございますので、国が2分の1の25%、残りの半分ずつを県と町が見るとということで、12.5と12.5の25%になるかと思っておりますけれども、12.5は法的に町が出しなさいということになっておりますので、基準はあります。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） わかりました。12.5の枠で、いわゆる出来高払いで請求するわけだな、最終的には。わかりました。それで、総務課長のほうに要求していると。それがことしは約3億5,000万見込んでおると。これは見込み額ですね。わかりました。

さっきのことの繰り返しになりますが、生活支援サービス事業というのは、こういう形で独立採算制の介護保険の一部を、きつくなったからという形でこちら側に移行すると。サービスを受けるほうは何ら中身は変わりませんが、財源が変わってくる。財源が変わるとというのは、この制度が少しずつ薄められつつあるという問題意識を我々は持つべきだろうと。何でもかんでも、だから、制度に頼ってしまうということは許されない時代にもなると、一方ではそういうことも言えるかと思えます。

そのことも含めて、さっき後藤議員が言ったようなことを、まず根っこに、前提にそれを置いてやってもらおうと。でないと、甘えの構造だけが強化されていっては、ますますこれは苦しくなりますから、これはお互いに注意すべきことだろうと思えます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑。8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 長くなりますけれども関連して御質問したいと思います。

この介護保険の事業が地域支援事業に移行するというに伴って、先ほど言いましたように、4番議員から話がありましたように、事業所でのトラブルが出るとということがございます。と申しますが、例えば、この地域支援事業が各事業所に移行しますと、当然人が要るわけですね。人が要ります、新たに。そういうことで、事業所が分散しますと、それなりに分散したところで、事業所は人を雇わなきゃいかんということが出てきます。

現在まで、一つ問題になつてきますのが、やはり、社協とのかかわりですたいね。社協と民間事業所とのかかわりです。例えば、支援する人が10名おるとしますと、各事業所で分かると、2名か3名ずつになるわけですね。分かれます、利用する人が。そうしますと、そこに人を雇わなきゃならんとなりますと、社協の場合は、これは非常に言って申しわけないんですけども、時給も非常に高いです、民間よりも。特にケアマネなんかは、うちあたりはもう時給1,000円も出せばいいほうですけども、1,500円と。普通の介護職員でも、うちは最低の700ぐらいからで

すけれども、時給1,000円ということで、結局、社協は、たとえ2人か3人来ても、人雇っても、その分の不足する分については、結局はトータルのには町からの繰出金ということになってくるわけですよね、トータルの赤字になれば。

ところが、事業所は、私たちの事業所は、3名雇えば、その分やっぱり採算をとらにやいかんわけですよ。そうすると、その事業にはもう手は出せんと。たった2人ぐらいに2人も3人も雇わにやんとなると民間の事業所では人を雇えんということですから、私は今度は、この支援事業についてはするなと。社協がするなら社協に任せろと。競争して、うちは勝たんと思うんですね。そういうことで、するなというふうに言っております。

本来の社協のあり方というのは、私も社協におりましたけれども、さっき後藤議員が言ったように、やっぱり高齢者が元気に、やっぱり生涯現役で仕事ができると、生きられるということが一番の目的なんです。ですから、そこにやっぱり集中して、高齢者の生きがい対策とか、健康づくりとか、そういったものに、介護保険を使わんようにするためのところの分野に、やっぱり重きを置くべきだと私は思います。

介護認定になった人は、介護の事業所がそれぞれにあるわけですから、そこでトータルの見ます。ですね。ですから、そこんところをやはり十分何か考えてもらわんと、民間との競争をしようとしても、やっぱり私はいつまでたっても介護認定者がふえる一方で、元気な老人がだんだん減ってくるというふうな形になってしまうと思いますので、これは課長に問題提起として、やっぱりもう一回そこは見直してもらって、社協のあり方というのを見直してもらって、本来どうあるべきかということをも十分これは考えて、またこれからの事業に取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁いいですか。

○8番（工藤文範君） いいです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「平成29年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第29号 平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第29号「平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、楢林力也君。

○山の都創造課長（楢林力也君） 議案第29号、平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算。

1ページから4ページまでは総括表でございます。5ページをお願いしたいと思います。

歳入から参ります。財産収入、繰入金それぞれ1,000円。繰入金、一般会計繰入金7,150万円です。それから繰越金。次のページの寄付金、預金金利各1,000円、存目でございます。

歳出のほうを説明いたします。7ページです。

国民宿舎事業費、国民宿舎経営費、事業費200万、修繕料でございます。13節委託料7万8,000円、太陽光の保安管理委託料でございます。それから、19節負担金、温泉協会の負担金6万3,000円でございます。あと、基金積立金1,000円。

次のページをお願いしたいと思います。8ページです。

公債費、元金償還のほうでございます。6,482万円。これは元金の分でございます。それから利子454万2,000円でございます。あと、予備費でございます。

一番下に、9ページでございますけれども、地方債の残高の見込みに関する調書ということでございます。財政融資基金を貸付金を借りております。平成14年から償還が始まりまして、10億2,880万円の償還で、残りが、一番右端に書いてありますとおり、2億3,517万でございます。償還の最終年度は平成30年9月25日となっております。

それでは、最初のページの2枚目をお開きいただきたいと思います。

平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算。

平成29年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,150万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成29年3月9日提出。山都町長。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この予算書には出ておりませんが、私はどこかで見ましたが、泉源調査というのをどこかで見たんですがね。もう目詰まりしてだめになってきているのか。もともと

あれは二十五、六度しかなかったかな。25度以上が温泉という規定ですのでね。それをひとつ教えてください。

それから、二つ目には要望です。繰入金7,100万円というのは、これの源資は一般会計から安易にでなくて、あなたのところでは稼いだのをここの原資にしてというのが大原則ですからね。それだけは忘れないようにしてくださいね。これは蛇足ですけども、言っときます。

温泉のところをちょっと。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 湧出量調査ということで、これは大体3年に1回湧出量調査ということでしております。この調査をしておかないと、将来的に、いきなり温泉の泉源がとまったりするというので、本年はその3年目のところで、予算を一般会計のほうから出させていただいております。

それから、御指摘のとおり、10億円余りの貸付金をいただいて毎年償還しておるということで、当然、設立当初は、その収益をもってこれを償還していくということで、大体トータルでいきますと7,700万円から800万円の償還ですので、その収入が大体7,000万円から8,000万あるということで、設立当初は、7,000万円、6,000万円、5,000万円という形で、トータルで2億3,000万円、町のほうに寄付という形にしておりますけれども、その後、経営が非常に、売り上げのほう伸びずに、今寄付をできないような状態になっております。

今回も、地震におきまして、議会のほうからも御理解いただいて、改修のほうでも1億2,000万余り改修のほうをさせていただきました。そういったことは、従業員の皆さん一同、支配人からしっかりと捉えて、今、復興に向けて努力をさせていただいているところです。町としても、繰出金として出す以上は、しっかりとそこらあたりは自覚しながら、できるだけ、今後回復に向けて、寄付ができるように努力してまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号 平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第30号「平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは、議案第30号、平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の御説明をいたします。

これにつきましては、貸付事業自体は14年度に実は終わっております。ただ償還と返還金があるものですから御説明をするというところがございますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、3ページのほうからよろしくお願ひいたします。歳入のほうです。

款2繰越金項1繰越金1目として繰越金525万6,000円。これは前年度の繰越金でございます。

款3諸収入項1住宅新築資金等返還金。返還金でございますが、これは28年度をもって終了するというところがございますので、廃款ということになります。これは実質借りた方の返還がもう終わるということがございます。

次ページをお願いします。款1公債費項1公債費1元金でございます。58万2,000円。これは償還金でございます。

利子が2万9,000円ということになっております。

それから款2予備費項1予備費1予備費としまして464万5,000円ということになります。

続きまして、5ページでございます。現在高の見込みに関する調書ということで、普通債、一番右側でございますが、当年度末の現在の残高の見込み額としては、29万9,000円ということでございます。これは30年度には終わってしまいますので、30年度には終わるというところがございます。

それでは表紙の裏をお願いいたします。

平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

平成29年度山都町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ525万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成29年3月9日提出。山都町長。

以上、説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号 平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第31号「平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） それでは、議案第31号、平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について説明をさせていただきます。

説明の前に、本年度の方針と主な事業について、若干時間をいただきたいと思います。

去年発生しました熊本地震や豪雨災害によって、町内の広範囲にわたり、断水または濁り水の発生で、水道利用者の方には大変な御負担と御苦労をおかけしたところでございます。改めてこの水道事業が町民の日常生活に与える影響の大きさを痛感したところでもありますし、また、これを経験した中で、多くの課題と教訓も得たところでもございます。本年度においては、より安定した水道事業の管理運営に取り組んでいかなければならないと改めて思っているところです。

それから、震災以降、漏水の発生件数が増大している現状があります。これは、経年劣化や凍結によるものだけでなく、老朽化した水道管に地震のストレスが重なった中で発生したとも考えられ、今後の施設管理に不安を感じているところでもあります。

それから、簡易水道と上水道の統合につきましては、平成31年度まで延期するとしたことについては、これまで説明をさせていただいたところです。これにより、これまで事業を進めてきました4地区での簡易水道事業整備事業については、引き続き、平成31年度完了を目標に継続していくこととしております。

それから、この予算については6月の補正において計上させていただくこととしております。

また、調整交付金事業で、平成28年度から先送りしておりました、北中島上鶴地区での水道管の布設工事は、平成29年度に実施することとしております。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

8ページをお願いします。歳出のほうから説明します。

1款総務費1総務管理費1目一般管理費です。本年度予算9,449万5,000円。財源は、その他の財源として3,241万8,000円。これは工事分担金、それから水道料金を充てることにしております。一般財源が6,207万7,000円です。

1節報酬です。これは簡易水道の審議会委員さんの報酬になります。9名分を計上しております。次に、給料、職員手当、共済費ですけれども、これは職員の人件費になります。6名分を計上しております。11の需用費です。2,435万5,000円を計上しております。主に施設運営に係る光熱水費、それから修繕費等を計上しております。次に、12節の役務費です。185万8,000円を計上しております。主なものとして、各施設へのデータ通信などの回線使用料124万9,000円ほか保険料あたりを合計したものを計上しております。13節委託料です。1,465万4,000円を計上しており

ます。主に、水質検査料と検針の委託料になります。水道検針員につきましては、蘇陽で3名清和2名、矢部1名で検針に当たることとしております。

次のページをお願いします。

15節工事請負費です。570万円を計上しています。これは、国県道の改良工事に伴う管の移設工事費用になります。ことし県土木分等を確認して、国道445号と稲生野甲佐線で工事がされております。その分についての移設工事費としております。

次に27節公課費です。主に消費税になります。

次に2目の簡易水道整備事業費です。本年度予算額1,095万4,000円、財源として1,065万になります。これは防衛省の調整交付金になります。一般財源が30万4,000円となっております。主に、工事請負費のほうで予定して計上しております。先ほど申し上げました、北中島の下鶴地区での水道管の移設工事になります。これは、建設課のほうで予定しております水の田尾下鶴線の改良工事にあわせて施工するものでございます。

以上、総務管理費の合計が1億5044万9,000円、前年度比3億8,167万8,000円の減となっております。

次に公債費です。元金利子合わせて計1億6,232万7,000円。財源としては、料金収入から6,854万円、一般財源としては9,378万7,000円を予定しております。

次のページをお願いします。12ページです。予備費として50万円を計上しております。

次のページが地方債の現在高の見込みに関する調書になります。区分です。簡易水道事業債前々年度末現在高が18億1,501万7,000円、前年度末現在高の見込み額が18億6,653万5,000円。当該年度中の償還見込み額が1億3,708万3,000円となり、当該年度末の現在高の見込み額が17億2,945万2,000円となる見込みです。

次のページに職員の給与明細書をつけております。本年度は6名で業務に当たることとしております。総額で4,537万4,000円となります。

1ページから4ページは、今説明しましたものを集計した表になります。

表紙の裏をお願いします。

平成29年度山都町簡易水道特別会計予算。

平成29年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,827万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成29年3月9日提出。山都町長梅田穰。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） ささいなことですけどね、13節の委託料の中での水質検査、えらい

高いなという感じがしますけれども、これは人件費が入っているのかな。

そして、これはどこで検査をしてもらうのか。水質検査。保健所なのか、宇土の環境科学研究所なのか。知ってますかね、宇土の環境科学研究所。どこで。

13節の委託料です。量水計の検針とあんまり変わらないんですね。これは量水計の検針はほとんど人件費でしょう。水質検査は、水を持っていくだけで40万もかかるのかなと思って聞いておるんです。そしてそれはどこで検査してもらってるのか。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） お答えします。ちょっと業者名はここで報告できませんけれども、専門の水質検査の民間の会社になります。9項目の検査と51目の検査、それから29目の検査、それぞれ全地区で12回実施しております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） その委託料だな。これは、今後、非常に大きな問題です。住民の健康と命にかかわることですから、民間に委託したから、それで丸投げでよしということじゃなくて、その客観性を担保するにはどういう方法をとっておるのかというのが私どもが一番知りたいところです、ここで。それはどうしていますかね。向こうから、検査表が送ってきます。送ってきたのを見て、基準よりこれは大腸菌も低い、こうなっているという、ただそれだけのことで済ませてはどうかなと思って聞いているんです。

○議長（中村一喜男君） 環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） おっしゃるように、今の確認というのは、第三者の確認が要るんじゃないかということをおっしゃっているのかなと思いますけれども、現状では、成果として上がったものを、今おっしゃったように、基準規格内に入っているかということのみを我々のほうで判断した中での結果ということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第32号 平成29年度山都町水道事業会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第32号「平成29年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、佐藤三己君。

○環境水道課長（佐藤三己君） 引き続き、上水道会計について説明をさせていただきます。

議案第32号、平成29年度山都町水道事業会計予算書。

最初に、収益的収入及び支出のほうから説明します。12ページをお願いします。主なものだけを説明させていただきます。

まず、収入です。1項営業収益、給水収益、本年度予算7,915万9,000円、前年度比263万8,000円の増としております。これは先日、議案、条例改正しました料金改定に伴う分を見込んだものとしております。

次に、受託工事収益30万円。これは、本年度、通常ですけれども、利用者のほうで負担すべき費用を立てかえて町があわせて施工したことによる受益者の負担分を負担していただく分の予算でございます。

次に、2項の営業外収益になります。4目で長期前受金戻入ということで、454万1,000円を計上しています。これは、減価償却の補助金分を収益化するものでございます。

次に、3項の特別利益です。これは全て科目存置としております。

以上、収益的収入の合計が8,444万6,000円になります。前年度比265万8,000円の増となります。

次に、支出です。

1項の営業費用です。1目原水及び上水費本年度予算1,397万6,000円、前年度比21万9,000円の減となっております。

主なもので、7節の委託料です。これも、先ほど質問ありましたけれども、水質検査、それから滅菌機の点検の費用ということになります。

それから、9目の賃借料です。これは、NTTの基本回線使用料です。これは遠隔監視システムの回線の使用料になります。

次のページをお願いします。

10節50万円、これは機械器具の修理代を計上しております。それから、12節動力費です。1,200万円、これは電気代になります。月額約100万円で積算したものでございます。

それから13節薬品費、これは滅菌機に投入する薬品等になります。

次に、2目の排水及び給水費です。本年度予算1,531万3,000円、154万3,000円の増としております。主なもので、7節の委託料です。これは配水池の水源地の管理委託、これは1名に委託しております。それから、検針員の委託料、これは上水道では1名に委託しております。その分の合計で、891万2,000円を計上しております。それから、10節の修繕費です。これは主に、前年度の修繕の実績に見合う分を計上したところです。490万を計上しております。

次に受託工事費です。これも特に主なものはありません。

次に18ページです。4目総係費です。1節給料、手当、賞与引当金繰入額につきましては、職員1名分を計上しております。それから、5節の報酬です。これは運営協議会の委員さんの報酬で、6名の方に委嘱をしております。それから、嘱託職員の報酬として1名分。これはデータ入

力及び事務補助として嘱託職員を雇用しております。

次に、8節の旅費です。これは運営協議会の、今年度は研修を予定しております。

次に、13節の通信・運搬費ですけれども、これは遠隔管理システムからの連絡が担当のほうにすぐに連絡が来るよということ、6台の携帯電話を使っております。そのうちの4カ月分を上水道で、あと8カ月分を簡易水道のほうで予算のほうを計上しております。39万6,000円です。

それから、5目の減価償却費です。本年度2,754万円を有形固定資産の減価償却費として計上するものでございます。

6目の資産、消耗品も同じように、固定資産の除却費として100万、棚卸資産の減耗費として20万円を計上しております。

2項営業外費用です。いいですか。本年度は704万2,000円を計上しております。

特別損失は科目存置としております。

以上、収益的支出の合計が8,444万6,000円となります。

済みません、失礼しました。

資本的収入及び支出のほうの説明に入らせていただきます。23ページをお願いします。

まず、収入のほうです。

3項負担金です。これは工事負担金として、新規加入者からの工事負担金として、4戸分を計上しております。主なものは以上ですけれども、資本的収入の合計が本年度62万4,000円になります。

次に、資本的支出の支出です。

まず、建設改良費です。今年度1,790万3,000円、原水施設改良費として、3節のほうで工事請負費として、水源地のポンプの取りかえ工事を予定しております。

次の項目、排水施設の改良費として10節工事請負費です。これは送水・配水管の移設工事費として、荒谷地区の配水池の改修と市街地の老朽管の更新を予定しております。

2項の企業債償還金については、先ほど申し上げましたように、本年度は1,668万9,000円となります。

予備費として400万円を計上しております。

以上、資本的支出合計3,859万2,000円となります。

次のページから最後のページまでは、参考資料として28年度の予定損益計算書、それから予定貸借対照表を資料として添付しております。

表紙の次のページをお願いします。

平成29年度山都町水道事業会計予算。

総則。第1条、平成29年度水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数2,035戸、年間給水量50万3,820立米、1日平均給水量1,380立米、主な建設改良事業、市街地老朽管布設がえ1,000万円としております。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入の部です。第1款事業収益8,446万円としております。内訳は以下のとおりです。

次のページをお願いします。支出です。

第1款事業費8,446万円。内訳は以下のとおりです。

次に、資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,796万8,000円は、当該年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填するものとする）。

収入の合計が62万4,000円。以下のとおりです。

それから支出の部です。

第1款資本的支出3,859万2,000円。内訳は以下のとおりです。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は、4,000万円と定める。

議会の決議を経なければ流用できない経費。第6条、次に上げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費580万7,000円。

棚卸資産購入限度額。第7条、棚卸資産購入限度額は、270万円と定める。

平成29年3月9日提出。山都町長梅田穰。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「平成29年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第33号 平成29年度山都町病院事業会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第33号「平成29年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） それでは、議案第33号、平成29年度山都町病院事業会計予算について御説明いたします。

まず、病院事業の現状について御説明したいと思います。

去る3月9日の熊本日日新聞に、病院ベッド15万6,000床削減という記事が一面に出ておりました。これは、国のガイドラインに基づき各都道府県が作成しました、それぞれの都道府県の医療提供体制の将来像を示した地域医療構想を取りまとめたものです。2025年、団塊の世代が75歳を迎える年になりますけれども、そこまでに、効率的な医療体制、提供体制をつくるとともに、急性期、回復期、慢性期に区分される病床の機能を再編することで、あわせて在宅医療の推進を図ることなどの政策をもとに、医療費の抑制を図ろうとするものであります。

熊本県の地域医療構想では、県全体で1万床を超える病床数の削減を含んだものとなっております。これを単純にそよう病院に当てはめると、今後の病院運営に大きな影響を及ぼすものと考えられます。個別の論議はこれから行われることとなりますので、今後の動向に注意を払っていききたいというふうに思っております。

診療につきましては、今まで同様、熊本大学医学部附属病院、熊本赤十字病院等と共同で、総合診療、地域医療に力を入れ、特色ある診療を目指していきたいと思っております。

病院の患者数は、昨年に比べまして特に人工透析患者が大きく伸びております。これは、昨年5月2日から人工透析ベッド数を2床増床し11床にしたこと、及び熊本地震の影響で、そよう病院で人工透析を受けられる方が出てきたというようなことでふえたものと考えられます。

さらに、熊本地震以後は、南阿蘇地域の道路事情によりまして、高森町、南阿蘇村からの救急患者や入院患者の受け入れがふえてきております。

入院患者数も全体としてふえてきておりますけれども、病院建設に伴う起債償還が本格化します平成29年度以降、運営面、採算面で厳しい状況が続くのではないかと考えております。

常勤医師の確保につきましては、平成29年度も熊本県の配慮によりまして、自治医科大卒の2名の医師が勤務していただくことになりました。常勤医は今年度と同様、4名でありますけれども、医師定数が6名ですので、まだ2名は不足しております。

ただ、来年度も、熊本大学医学部附属病院の非常勤医師の派遣、確保をお願いしてまいりましたし、病院としましても独自に非常勤医の確保を各方面をお願いしてまいりました。おかげをもちまして、延べ14名の非常勤医師を確保する見込みが立ちました。本年度と同様の診療が行えるものと思っております。

また、地域医療での総合診療を学ぶためということで、来年度も熊本赤十字病院、それから熊本地域医療センター、熊本森都総合病院から臨床研修医を迎える予定にしております。非常勤医師や臨床研修医を確保できることにより、常勤医師への負担が軽減できること、患者様におかれましては専門的な治療を引き続き受けることができるということで、メリットもあります。

また、ジェネリック医薬品につきましては、平成28年度の見込みとしまして、品目、金額で20%程度となる見込みです。昨年よりも7%程度ふえることとなります。患者負担の軽減を図るとともに、患者様の理解を得ながら切りかえを進めて、使用拡大を図りたいと考えております。

また、振興区単位や地域で開催される講演会、研修会が計画されるかと思っておりますけれども、医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、理学療法士等、いろいろな資格を持った職員がおりますので、

講師として、呼んでいただければ積極的に派遣したいと思っております。お声かけをいただきたいと思っております。

熊本地震では、病院は、水道水の濁りはしばらく続きましたが、病院施設に被害はありませんでした。ですから、御船町、益城町、南阿蘇村へ医療チームを派遣し、また、先ほどもちよっと申しましたけれども、南阿蘇村からの緊急搬送患者の受け入れ、治療を積極的に行いました。この経験を踏まえて、病院としまして、対応をより具体的にすべく、院内の全ての係で病院が被災した場合、そこも考えながら、災害発生時の対応を取りまとめて、そよう病院防災マニュアルの全面改訂を行っております。さらに、先日、医師の指導のもと、グループワークを中心とした災害対応研修を行いました。今後も継続して、災害に備えて研修会等を開催していきたいと思っております。

病院が現在位置に新築移転しまして、ことし11月で丸5年となります。また、病院が昭和22年に設置されてから、ことしで70年目、人間で言うところの古希を迎えるというような節目の年でもあります。より一層、地域に信頼される病院を目指してまいります。

山都町にあります唯一の公立病院、山都町のみならず、郡内、南阿蘇地域を含めても、唯一の救急告示病院、病院群輪番制病院でありますので、地域の皆様が安心安全に受診できる病院として、職員一人一人が患者様と信頼関係を築くため、真摯な姿勢で仕事に取り組んで、期待に応えられるよう、意識改革と経費の削減を心がけ、合理的かつ効率的な病院に努めてまいります。

それでは、平成29年度病院事業会計について御説明いたします。16ページをお開きいただきたいと思っております。

平成29年度病院事業会計予算説明書。

収益的収入及び支出について。

収入の部。1款病院事業収益。本年度は10億6,299万2,000円を予定しております。

医業収入につきましては9億1,125万2,000円。そのうち入院収益が4億4,548万8,000円、外来収益が3億7,845万9,000円、繰入金6,927万9,000円、その他医業収益を1,802万6,000円というふうに見込んでおります。詳細につきましては右のほうの節の説明になります。

医業外収益は1億5,173万9,000円です。受取利息、補助金、それから繰入金、長期前受金戻入、その他医業外収益、訪問看護ステーション収益となります。

支出の部ですけれども、17ページです。

病院事業費用としまして、収入と同額の10億6,299万2,000円を予定しております。

うち、医業費用としまして10億2,281万8,000円です。このうち、給与費、職員数66名分を考えておりますけれども、給与費が合計で6億3,819万1,000円です。1、2節が職員ですね。3節が報酬ということで、非常勤医師だったりとか嘱託職員等の報酬になります。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと思っております。材料費としまして、本年度は1億3,566万円を見込んでおります。右の節のほうに、薬品費等をこういう形で見込んでおります。

経費としまして、1億6,394万8,000円を予定しております。このうち委託料が一番大きなものになりますけれども、1億84万8,000円ということで、機器の保守料とか、検査料とか、そいう

ったものを含めたところであります。

減価償却費が7,759万8,000円です。

それから、資産減耗費、医師等研修費を200万円見ております。

それから、その他の医業費用が542万円、これは職員の児童手当分という形になります。

続きまして19ページ、医業外費用になります。

支払利息が1,429万3,000円、これは企業債の利息の分です。

2、その他医業外費用が156万円、3、消費税及び地方消費税が128万3,000円、訪問看護ステーション運営費が2,103万7,000円ということで、職員3名及び嘱託職員1名で運営しておりますが、その分の人件費等になります。

特別損失、予備費等、予備費は200万円を見込んでおります。

それから、20ページをごらんいただきたいと思えます。資本的収入及び支出になります。

資本的収入の部ですけれども、1款資本的収入、本年度は2,881万5,000円を予定しております。内訳としまして、補助金が263万8,000円。これは臨床検査関係の分析装置を新たに入れる予定にしております。

繰入金2,617万6,000円、これは起債の元金に係る分になります。

資本的支出ですけれども、5,346万6,000円を見込んでおります。内訳としまして、建設改良費97万9,000円、これは右のほうに付記で書いておりますけれども、病院の公用車の駐車場にカーポートをつける予定にしております。それと、病院住宅に1棟だけカーポートをつけておりませんので、その医師住宅の分のカーポートを新たに設置するものです。

企業債償還金4,201万1,000円、これは29年度の企業債の元金の分です。

機械器具購入費ですね、916万1,000円。生化学分析装置はこちらですね。非常に申しわけありません。生化学分析装置及び業務用複合機ということで、コピー機をもう10年以上使っておりますので再リースもきかないということで、新たに入れることにしております。

それから、自動車購入費131万5,000円。これは訪問看護で使っております軽自動車を買いかえる予定にしております。

以上のほかに、8ページにキャッシュフローの計算書、それから9ページから職員給与費明細書、15ページに企業債明細書、22ページから平成28年分の予定損益計算書等を載せておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

それでは1ページ目をごらんいただきたいと思えます。表紙の次の次のページになります。

平成29年度山都町病院事業会計予算。

総則。第1条、平成29年度山都町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病床数、一般病床57床。(2) 患者数等につきましては、ごらんのとおりを計画しております。

次のページ、2ページです。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益10億6,299万2,000円。内訳は以下のとおりです。

支出。第1款病院事業費用10億6,299万2,000円。内訳は下記のとおりです。

3ページです。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,465万1,000円は、当該年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする）。

収入。第1款資本的収入2,881万5,000円。内訳は下記のとおりです。

支出。第1款資本的支出5,346万6,000円。内訳は下記のとおりです。

4ページをごらんください。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6億5,548万9,000円。(2) 交際費35万円。

他会計からの繰入金。第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は、1億7,700万円である。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

平成29年3月9日提出。山都町病院事業。山都町長。

以上です。お願いします。

○議長（中村一喜男君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 数字的なことではないんですけども、訪問看護ステーションの働きについてちょっとお伺いしたくて。濟いませぬ、ちょっと認識不足なのかもしれませんが、訪問看護というのは、やはり病院まで来られない方、例えば家でみとりをされてる方とか、そういった方が対象なのか、件数がどのぐらいあるのか。あと、地域にも、訪問看護ステーションを民間でやってらっしゃるところがありますけれども、そこら辺との連携なんかはどういうふうになっているのかというところをお願いします。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 訪問看護ステーションにつきましては、現在は対象者は若干減ってきておりまして、40名台です。ちょっと詳しい数字はきょう持ってきてないんですけども、多いときには50名を超えておりました。今は、対象範囲が蘇陽、清和だけでなく、矢部地区のほうにも、かなり訪問をしている形になっております。

病院の訪問看護ステーションですので、医療との連携があるからということで、一つは安心があるのかもしれませんが、在宅を希望されている方について、治療の計画の中で、そういう形に持っていつているものというふうには思います。

ただ、ほかの訪問看護ステーション、民間の訪問看護ステーションとの連携というのが、ちょ

っと私もそこまではまだ調べておりませんので、また後日報告させていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番稲葉です。

予算については問題はないんですが、一つ、平成29年度病院事業会計予算説明書の中で、16ページですが、この医業収益の部分の3番の繰入金6,927万9,000円、その部分と、2の医療外収益の部分の3番にある繰入金、この8,154万5,000円。この部分と、5ページにあります病院事業会計予算実施計画書の中にあります医業収益の中の町繰入金6,927万9,000円、救急医療という部分。それと、医療外収益の町の繰入金として8,154万5,000円、この性格がどうなのかという部分をお尋ねしたい。

恐らく、医業収益という部分については、もともと病院に来たものなのかなという。あとは、町の繰入金と、こっちの医療外収益の部分の8,154万5,000円等は一般会計から繰り入れたものかなということがありますので、ここをひとつ明確にしておきたいとが1点と。

もう一つは、水道事業にも言えることですが、問題はないと思いますが、やっぱり資本的収支の収支の中で、第4条、不足する分ですね。これには当然、さっきの貸借対照表を見てもわかりますように、損益計算を見てもわかりますように、当年度分の損益勘定留保資金または利益剰余金、これで補填するという部分が、この金額というとは普通みんな出ておりませんので、これで十分かなという心配な部分がありますので、その点だけ教えてもらいたいと思います。

こういった部分は、今から恐らくこういった会計は、こういった形で皆出てきますので、こういった部分をしっかりと見とく必要があると私は思いますよ。その分だけ、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） それでは、今の御質問にお答えします。繰入金につきましては、先ほど総額で第7条のほうで1億7,700万というふうに報告しておりますけれども、これは国の基準に基づいて積算を積み上げまして、それを町のほうに提出しております。それについては、後ほどまた交付税措置でという形になるかと思えます。

先ほど出ました、医業収益の中の繰入金6,927万9,000円、それから医療外収益の8,154万5,000円とを合計しますと1億7,700万になります。ですから、完全な一般財源の単独費ということではないということになります。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 医業収益の部分については救急医療等としてありますので、これは当然、町のほうから繰り出すわけじゃなくて、国からの繰り入れという名目じゃないと、勘定項目が違うかなと思うところで、そういったところを出したんですが。トータルとしてはそういうことで、性格上、同じ繰り入れでも医業収益と医療外収益の部分とあったので、その部分だけ、私にはどうしてもわからなかったもんですから聞いたところです。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 医業収益に関する部分としましては、ここの右のほうにもちょっと書いておりますけれども、救急医療に関する部分ですね。それと、保健衛生行政事務に関する部分、それと町から委託を受けております保険事業の部分ということの合計で、6,927万9,000円になります。

それ以外の町繰入金、医業外収益につきましては、へき地医療だったりとか、不採算地区病院の運営に関する経費とか、そういったものの積み上げで、この金額になっております。一応、国の基準で定める方式が、計算式がありますので、それで計算して出しております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 2点聞いときます。まず、その前に、貸借対照表の出し方は、左右対称で私どもは普通見なれとるんですね。これは、公営企業の場合は、こういう形にしなきゃならんのか。これは水道会計もみんな同じですね。左右対称でやってもらったほうが見やすいなと思います。これは、こういうふうな公文書の規定があつてるのか、まず聞いておきますが。

2番目に、医師給で、医師技術員給と医師給になってるんですね。合わせて8,000万ぐらいになりますけれども、これはどう違うんですか。MRIとか、そういう機器を使う技術力を持っているお医者さんの給料のことかなど。

それから、2番目には、さっきの話では、熊大やあちこちの病院から派遣してもらっているということですので、恐らく送迎をしておると思いますね。お医者さんは自分で運転してくると。夜勤をした人が居眠りして運転してくるわけにはいかんし、とにかく車の中で休養をとってもらってこちらへ来て、十分な医療活動ができるという、そういう仕組みをやっていると思うんですね。これには、そういう車両代、旅費というのが出てきてませんが、これは医師給や医師医療技術給の中に含まれているのか。あるいは、通勤手当がトータルで700万ぐらい出ております。その中に組み込まれているのか、それも聞いておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 貸借対照表の見方につきましては、こういう表になっているという理由というのがちょっと、例年どおりという形でこれをつくっておるものですから、ちょっとその理由についてはわかりかねますので、また調べておきたいと思います。

医師送迎につきましては、病院のほうで職員を業務委託する職員がおりますけれども、その方の委託費として計上しますので、旅費という形でなくて委託費の中に出てきております。ですから、中には運転してこられる方もいらっしゃいますけれども、大半は送迎という形ですので、運転手の業務委託料という形で経費の中に組み込んでおります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「平成29年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第36号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第36号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） 御説明いたします。

議案第36号、工事請負契約の締結について。

次の工事について請負契約を締結することとする。平成29年3月17日提出。山都町長。

- 1、工事番号。民安28国第2号です。
- 2、工事名。上鶴線道路改良工事。
- 3、契約金額。1億5,444万（税込み）です。

契約の相手方。上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

入札の方法。指名競争入札です。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

2枚目から資料となっておりますので、よろしく申し上げます。

工事請負契約の概要について御説明をいたします。1、2は先ほど読み上げましたので、3の工事場所から参ります。

山都町田小野地内です。入札年月日は3月10日でございます。

工事内容。施工延長L=680メートル、改良680メートル。舗装は一応砂利舗装のみの仕上げとしております。

幅員は5メートル、土工、掘削土、1万1,116立米。土工、盛土工、2,982立米。植生工、植生

マット、張芝、面積は1,649平米です。

モルタル吹付工、283平米。L型擁壁工、H=1,000から2,600、L=82.5メートルです。これは、土留めです。土羽工が出ますので、下の土留めとして入れてある分です。

井げたブロック積み工、控え1,200のA=405平米。大型ブロック積み工、控えの900、140平米です。

道路U字溝300、L=の411メートル。同じくU字溝400、L=226メートルです。

下層路盤工としまして、2234平米がございませう。

下のほうに指名業者の一覧を掲げておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

2枚目をごらんいただきたいと思ひます。公共工事の請負仮契約書でございませう。

工期のほうから述べさせていただきます。工期につきましては、標準工期、適正工期といろいろ言い方がありますがけれども、4週8休としまして、256日プラスの余裕工期を3カ月分見ております。

29年3月21日から30年の2月28日。請負代金は1億5,440万円です。

下のほうに参ります。

上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するということにしております。

次をめくっていただきたいと思ひます。これは、入札結果の報告でございませう。

上のほうが辞退として3者出ております。内容は見ていただければわかるかと思ひます。

その次、めくっていただきたいと思ひます。位置図です。

稲生野甲佐線に接続する路線でございませう。これは奥詰めは演習場のところになっておりまして、奥のほうから入ってくるということは、ちょっと一般の車はできませんので、手前の稲生野甲佐線のほうから入るというような感じになるかと思ひます。

続きまして平面図を上げております。A3判です。

灰色の部分につきましては27年度まで終わって、28年度以降の分ですね、680メートルとピンクでしてありますけれども、この部分があります。28、29の継続としてありますので、こういうふうな感じになっております。あと残りが760メートルということでございませう。

詳細な平面が、その次に載っておりますけど、ちょっと字が小そうございませうけれども、御了承願いたいというふうに思ひます。

ちょっと薄いピンクみたいなやつになっておりますが、これが切土分です。切土の部分でございませう。右側、左側ございませう。

それから、薄い水色ですね。これは、土羽の部分です。盛り土部分になるかと思ひます。

紫色がありますが、ここが大型の、先ほど言いました大型ブロック及び井げたブロックということになります。

道路の横に水路、先ほど言いました300、400あったと思いますけれども、それが入る感じになります。

これは、全体計画を申しますと、平成24年から32年に計画をしているものでございます。全体の延長は2,220メートル、予算といいますか、概算の事業費としては8億5,593万円で計画をして、今進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第37号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、後藤誠輝君。

○建設課長（後藤誠輝君） それでは引き続き説明のほうをさせていただきます。

議案第37号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成29年3月17日提出。山都町長。

工事番号。民安28国第1号でございます。

続きまして、工事名。水の田尾下鶴線道路改良工事。

契約金額。1億2,441万6,000円（税込み）であります。

契約の相手方。上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役尾上一哉です。

入札の方法。指名競争入札であります。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提

出す理由です。

めくっていただきたいと思います。

2枚目から資料となっておりますけれども、めくっていただきます。

契約の概要でございます。

工事場所のほうから説明いたします。山都町北中島地内。

入札年月日は29年3月10日でございます。

工事概要でございます。

施工延長900メートル。改良900メートル。これには舗装をかけて900メートルいたします。

幅員5メートル。土工、掘削土、4,970立米。土工、盛土工、1万583立米。

植生工、植生マット及び張芝、6,445平米です。

U字溝、300型です。595メートル。同じくU字溝400型、157メートル。

ガードレール、402メートル。アスファルト舗装工は900メートルで4,592平米でございます。

指名業者は下のほうにつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

これは、全体計画をまず最初に申し上げます。

先ほどの36号もそうでしたが、これは防衛事業でございます。全体の計画ですが、これは平成26年から平成34年の計画で進めております。全体の延長は1,900メートルでございます。

概算の事業費としましては9億8,980万5,000円であります。

続きまして、めくっていただきますと工事契約の仮契約書でございます。

工期。29年3月21日から30年2月の28日。これも、先ほど申しましたように、標準工期4週8休、237日プラスの余裕工期として3カ月間を見ております。

請負代金額。1億2,441万6,000円でございます。

下のほうに参ります。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するという事になっております。

平成29年3月15日としております。

次をめくっていただきたいと思います。

これは入札の結果の報告書でございます。上記2者の方が辞退しておりますが、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

それから、その次から平面図等をつけております。この路線は、県道益城矢部線に接続する路線であります。これは位置図をつけています。

その次が平面図になっております。これも先ほどと一緒にございまして、ちょっと見にくうご

ざいますが、この部分の詳細な部分を次のほうに、また平面図を載せておりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。今、赤で図示しておりますけれども、その部分でございます。ことしから本格的な工事に入ることでございます。

山部ですね。これでいきますと、この平面図の2枚目に行きますと、山側が手前のほうになりますけれども、向こうのほうは農地が広がっています。山の部分を切り取って、農地のほうをちよっと埋めさせていただくというような工事内容になっております。

一番最後のほうに、標準断面として横断図を載せております。切土、盛り土を以下のようにして進めるということでございます。

一番左側ののりの下のほうに、これは用水が通っておりますので、田んぼがありますから用水が通っておりますので、その分のトラフを若干見ております。用水トラフであります。

以上、説明を終わらせていただきたいとします。

○議長（中村一喜男君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 同意第1号 山都町監査委員選任について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第11、同意第1号、山都町監査委員選任について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第1号です。

山都町監査委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町監査委員に選任したいので、同意を求める。平成29年3月9日提出。山都町長。同意を求める者。

住所、山都町金内201番地。

氏名、志賀美枝子さんです。

生年月日、昭和23年1月1日生まれ。69歳。

提案理由。

山都町に監査委員を置くには、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提出する理由です。

今回、監査委員の1名が、平成29年3月28日をもって任期満了となるので、後任の候補者を選任するものです。

志賀氏につきましては、元山都町役場職員で、在職中は、収入役室長、会計係長を歴任されました。人格は高潔で、地方自治体の財務管理、事業管理及び行政面について、長い経験とすぐれた識見を持っておられることから、適正な監査をいただけるものと期待し、選任同意を求めるとのことです。

よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号、山都町監査委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第1号「山都町監査委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第12 同意第2号 山都町教育委員選任について同意を求める件

日程第13 同意第3号 山都町教育委員選任について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第12、同意2号、日程第13、同意3号、山都町教育委員選任について同意を求める件は関連しますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意2号です。

山都町教育委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので同意を求める。平成29年3月9日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町大平191番地。

氏名、鈴木幸生さんです。

生年月日、昭和18年9月1日生まれ。73歳。

提案理由。

教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、

議会の同意を得る必要があります。これが同意を提出する理由です。

鈴木氏につきましては、平成20年6月より長年にわたり教育委員として御尽力をいただき、本町の教育行政の発展に寄与されました。また、この間、平成22年3月に教育委員長に就任され、新教育委員制度が適用された平成27年3月25日まで勤めていただき、同年4月1日には、山都町教育委員会教育長職務代理者に選任され、現在に至っております。

また、文楽の里協会の理事長も長年にわたり務めておられるなど、教育、文化に関して見識の高い方であり、今回再任をお願いしたく、同意を求めるものです。よろしく願いいたします。

続きまして、同意第3号です。

山都町教育委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので同意を求める。平成29年3月9日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町浜町93番地。

氏名、坂梨理恵子さんです。

生年月日、昭和36年7月30日生まれ。55歳。

提案理由。

教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意を提出する理由です。

今回、同意をお願いする坂梨理恵子氏につきましては、山都町PTA連絡協議会母親部長や、上益城郡PTA連絡協議会役員という要職を経験され、長年PTA活動に積極的に取り組まれています。また、本の読み聞かせボランティア活動にも長く携われるなど地域での活動にも熱心で、地域の方はもとより、学校や保護者からの信頼も大変厚く、誠実、賢明な方でございます。

本町の教育振興・充実に、氏の二人の子育て経験に基づく適切なる助言等をいただけるものと期待するところです。豊富な経験と適切な判断と行動力により、今後ますます重要となる教育施策に真摯に当たっていただける方と確信をしておりますので、ここに選任の同意をお願いするものです。よろしく願いをいたします。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員の任期を調整することとされました。これは、同法律の附則第4条の新たに任命される委員の任期の特例というもので、施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする定められました。

よって、お手元の表のとおり、坂梨氏は、本年3月26日から平成32年3月25日までの4年間、鈴木氏は、同3月26日から同30年3月25日までの任期とし、他の委員さんとの任期調整を行うこととしております。よろしく願いします。

○議長（中村一喜男君） 同意第2号及び同意第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。いいですか。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 済みません。私のほうから訂正をお願いしたいと思います。

今、町長が提案しました坂梨氏の任期ですけれども、まず、本年3月26日から平成33年の3月25日、それから鈴木氏は同3月26日から平成31年ですね、の3月25日となりますので、これは本表のとおりということで御訂正をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ただいま説明にありましたとおりです。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

同意第2号、山都町教育委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第2号「山都町教育委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第3号、山都町教育委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第3号「山都町教育委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

日程第15 同意第5号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

日程第16 同意第6号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

○議長（中村一喜男君） 日程第14、同意第4号、日程第15、同意第5号、日程第16、同意第6号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は関連しますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第4号です。

山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意を求める。平成29年3月9

日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町上寺735番地2。

氏名、上野善宏さんです。

生年月日、昭和26年8月11日生まれ。65歳。

提案理由。

新たに山都町固定資産評価審査委員会委員を選任するには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意を提案する理由です。

上野氏は、元山都町役場職員で、健康福祉課長、農林振興課長を歴任されました。平成24年3月に定年退職され、現在は、山都町千滝の特別養護老人ホーム風ノ木にてデイサービス事業所に勤務されています。

平成26年度から同委員につかれており、今期は2期目となります。地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も広く、引き続き委員をお願いするものです。よろしく願いいたします。

同意第5号です。

山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。平成29年3月9日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町高月858番地。

氏名、片岡教行さんです。

生年月日、昭和20年7月26日生まれ。71歳。

提案理由。

新たに山都町固定資産評価審査委員会委員を選任するには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提案する理由です。

片岡氏は、元山都町役場職員で、在職中は、管財監理課長を勤められ、平成18年3月に定年退職後は、農業の傍ら、区長等地域活動にも尽力されていました。

平成20年度から同委員につかれており、今期が4期目となります。地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も広く、引き続き委員をお願いするものです。よろしく願いいたします。

同意第6号です。

山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。平成29年3月9日提出。山都町長。

同意を求める者。

住所、熊本県上益城郡山都町二瀬本1478番地。

氏名、後藤冠さんです。

生年月日、昭和25年1月19日生まれ。67歳。

提案理由。

新たに山都町固定資産評価審査委員会委員を選任するには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意を提案する理由です。

後藤氏は、平成5年9月から蘇陽町議会議員になられ、平成13年9月からは副議長に就任されていきました。町村合併後も平成17年10月まで山都町議会議員を務めていただくなど、長きにわたり町政の発展に御尽力をいただきました。

また、その間、農業の傍ら、阿蘇森林組合理事、熊本県農業共済組合幹事等を歴任されています。平成23年度から同委員につかれており、今期が3期目となります。地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も広く、引き続き委員をお願いするものです。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 同意第4号から第6号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

同意第4号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第5号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第5号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第6号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 全員起立です。

したがって、同意第6号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第17 山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（中村一喜男君） 日程第17、山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により議長の指名推選によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、議長の指名推選によることに決定しました。

ただいまから指名いたします。

山都町選挙管理委員に、江藤豊さん、大塚憲一さん、澤村佑治さん、坂田篤彦さんの以上4人を、同補充員に田中要さん、辰本清音さん、藤本公一さん、中川初美さんの以上4人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した8人をそれぞれ当選人とし、委員の補欠については補充員の氏名の順序によることに御異議ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 人選に異論はございませんが、ちょっとやり方が。ちょっとお尋ねです、これは。

選挙管理委員さんは4名おられますけど、補充員さんですね。まだ選挙管理委員さんが事故があつとるための補充員というような、これは私認識をしりましたものですから、これは選挙管理委員さんが欠員になったときには補充というような形で考えとってよろしいでしょうか。その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まさしく、今議員おっしゃったとおり、補充員ということで、選挙管理委員さんに事故等があった場合に会議等、補充をするということでございます。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私の認識では、補充員さんは欠員になったときですけれども、選挙管理委員ということになれば、また、別に選挙ということをお考えとが本当じゃないかというような認識を持っておりましたものですから、それでお伺いをさせていただいたんですけれども、今、総務課長がいわれたとおりということならば、よろしいかと思えますけれども。ちょっと認識の違いでございました。

○議長（中村一喜男君） お諮りします。

ただいま指名した8人をそれぞれ当選人とし、補欠については補充員の氏名の順序によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した8人の方が、山都町選挙管理委員及び補充員に当選されました。

日程第18 発議第1号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

○議長（中村一喜男君） 日程第18、発議第1号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 発議第1号、山都町議会議長様。提出者、山都町議会議員、工藤文範。賛成者、同じく稲葉富人。

主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について。

上記議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

主要地方道矢部阿蘇公園線は、観光や地域振興、防災対策などの効果が期待される重要な路線であるにもかかわらず、未整備の区間があるため、いまだネットワークを形成するに至っていない。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会に特別委員会を設置し、本町議会も一丸となって、関係機関と協力のもと、国及び県に対して要望活動を展開していくことが必要であるということでございます。

主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置に関する決議でございます。

次のとおり主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会が一丸となって、関係機関と協力のもと、国及び県に対して要望活動を展開していくことを目的とする。

4、委員の定数、7人。

構成、経済建設常任委員5人、総務常任委員1名、厚生常任委員1名ということでございます。

○議長（中村一喜男君） 発議第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣の件

○議長（中村一喜男君） 日程第19、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

「議員派遣の件」は、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

日程第20 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第20、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第1回山都町議会定例会を閉会します。お疲れでした。

閉会 午後1時50分

平成29年3月定例会に議した事件のてんまは、次のとおりである。

議案第34号	工事請負契約の締結について（小峰クリーンセンター煙突復旧工事）	3月9日	原案可決
議案第35号	工事請負変更契約の締結について（平成28年度通潤用水上井手管水路部災害復旧工事）	3月9日	原案可決
議案第4号	山都町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第5号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第6号	山都町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第7号	山都町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第8号	山都町交通事故防止条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第9号	山都町水道事業給水条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第10号	山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第11号	山都町税条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第12号	平成28年熊本地震による被災者に対する町民税等の減免に関する条例の一部改正について	3月15日	原案可決
議案第13号	通潤橋未来への懸け橋基金条例の制定について	3月15日	原案可決
議案第14号	山都町山の都創造ファンド条例の制定について	3月15日	原案可決
議案第15号	山都町いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について	3月15日	原案可決
議案第16号	山都町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	3月15日	原案可決
議案第17号	山都町子育て支援施設設置条例の制定について	3月15日	原案可決
議案第18号	山都町文化交流拠点施設設置条例の制定について	3月15日	原案可決
議案第19号	平成28年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	3月15日	原案可決
議案第20号	平成28年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について	3月15日	原案可決
議案第21号	平成28年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	3月15日	原案可決
議案第22号	平成28年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	3月15日	原案可決
議案第23号	平成28年度山都町水道事業会計補正予算（第2号）について	3月15日	原案可決
議案第24号	平成28年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	3月15日	原案可決

議案第25号	平成29年度山都町一般会計予算について	3月16日	原案可決
議案第26号	平成29年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月17日	原案可決
議案第27号	平成29年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月17日	原案可決
議案第28号	平成29年度山都町介護保険特別会計予算について	3月17日	原案可決
議案第29号	平成29年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月17日	原案可決
議案第30号	平成29年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月17日	原案可決
議案第31号	平成29年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月17日	原案可決
議案第32号	平成29年度山都町水道事業会計予算について	3月17日	原案可決
議案第33号	平成29年度山都町病院事業会計予算について	3月17日	原案可決
議案第36号	工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	3月17日	原案可決
議案第37号	工事請負契約の締結について（水の田尾下鶴線道路改良工事）	3月17日	原案可決
同意第1号	山都町監査委員選任について同意を求める件	3月17日	原案同意
同意第2号	山都町教育委員選任について同意を求める件	3月17日	原案同意
同意第3号	山都町教育委員選任について同意を求める件	3月17日	原案同意
同意第4号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月17日	原案同意
同意第5号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月17日	原案同意
同意第6号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月17日	原案同意
	山都町選挙管理委員及び同補充員の選挙	3月17日	議長指名
発議第1号	主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について	3月17日	原案可決
	議員派遣の件	3月17日	原案可決
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	3月17日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
